

令和元年
9月 宮崎県定例県議会会議録

令和元年9月9日開会
令和元年10月15日閉会

令和元年 9 月宮崎県定例県議会会議録 目 次

9 月 9 日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
外山 衛議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第 1 号から第25号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自 9 月10日（火曜日）	
休 会	
至 9 月11日（水曜日）	
9 月12日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 代表質問 -----	12
右松隆央議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	12
・消費税増税の影響と対策について	
・行政業務の I C T 化について	
・本県の災害対策について	
・本県の人口減少対策について	
・本県の観光政策について	
・県経済の活性化策について	
・本県の福祉政策について	
・本県の医療政策について	
・インフラの整備について	
・本県の森林政策について	
・本県の農業政策について	
・所有者不明土地の地域活用の特別措置法について	
・投票率の向上について	
・本県の教育政策について	
・犯罪被害者の支援について	

外山 衛議員質問（宮崎県議会自由民主党） ----- 42

- ・アクションプランの取り組みに対する政策評価について
- ・人口減少対策について
- ・国際定期便について
- ・宮崎カーフェリーについて
- ・児童虐待について
- ・少子化対策について
- ・木材輸出等について
- ・クルーズ船について
- ・中小・小規模事業者について
- ・カツオ一本釣り漁業について
- ・宮崎キャビアについて
- ・家畜防疫体制について
- ・サツマイモ基腐病対策について
- ・県総合運動公園における津波避難施設整備について
- ・一ツ葉有料道路について
- ・東九州自動車道の整備について
- ・電力システム改革について
- ・発電設備の大規模改良事業について
- ・国民スポーツ大会について
- ・高校生の県内就職について
- ・教職員確保について
- ・通学路の安全対策について
- ・投票率向上の取り組みについて

9月13日（金曜日）

1. 出席議員 -----	73
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	73
1. 代表質問 -----	74

満行潤一議員質問（県民連合宮崎） ----- 74

- ・知事の政治姿勢について
- ・一ツ葉有料道路の有料期間の延長について
- ・電子県庁の取り組みについて
- ・消費税10%の影響について
- ・消防体制の強化について
- ・自殺者対策について

- ・後期高齢者医療制度について
- ・介護医療について
- ・医師確保について
- ・子供の貧困について
- ・感染症対策について
- ・喫煙者対策について
- ・幼保無償化について
- ・商工観光振興策について
- ・行政窓口の多言語対応について
- ・自転車保険加入義務づけについて
- ・都城警察署の建てかえについて
- ・宮崎牛のEU輸出開始について
- ・教育問題について

重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 99

- ・知事の政治姿勢について
- ・宮崎県官民データ活用推進計画について
- ・SDGsの推進とエシカル消費について
- ・会計年度任用職員について
- ・臓器移植の推進について
- ・成年後見制度の現状と課題について
- ・子どもの貧困対策推進法について
- ・教育費の無償化について
- ・改正浄化槽法について
- ・農地中間管理事業のこれからについて
- ・スマート農業、畦畔（あぜ）管理の軽減化について
- ・家畜防疫と畜産振興について
- ・一ツ葉有料道路の有料延長について
- ・警察本部長の就任決意について

自 9 月 14 日（土曜日） 休 会

至 9 月 16 日（月曜日）

9 月 17 日（火曜日）

1. 出席議員 -----	119
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	119
1. 一般質問 -----	120

日高利夫議員質問	120
・ 知事の政治姿勢について	
・ 農畜産行政について	
・ 県土整備行政について	
・ 高齢者福祉行政について	
・ 観光振興行政について	
太田清海議員質問	132
・ 知事の政治姿勢について	
・ アウティング問題について	
・ 会計年度任用職員制度について	
・ 市町村合併の検証とその後について	
・ 福祉施設における不祥事について	
・ ドクターカー及びドクターヘリについて	
・ 森林環境税について	
・ 長浜・方財海岸侵食問題について	
・ 北川霞堤について	
窪菌辰也議員質問	144
・ 全共への取り組みについて	
・ 畜産振興について	
・ ハウス農業について	
・ 道路整備について	
・ 介護の現状について	
・ 若手医師キャリアサポート事業について	
・ 国民スポーツ大会について	
・ 特別支援学校について	
・ キャリア教育について	
河野哲也議員質問	155
・ 知事の政治姿勢について	
・ 南海トラフ地震等災害対策について	
・ 医療・福祉行政について	
・ 観光推進について	
・ 教育行政について	
9月18日（水曜日）	
1. 出席議員	169
1. 地方自治法第121条による出席者	169

1. 一般質問 -----	170
函師博規議員質問 -----	170
・ひきこもり支援拡充について	
・全国和牛能力共進会への取り組みについて	
・東九州メディカルバレー構想の経過と展開について	
・フィルムコミッション事業の現況と体制整備について	
・児童福祉法改正による「新しい社会的養育ビジョン」への対応について	
日高博之議員質問 -----	181
・本県のプロモーション事業について	
・防災・減災、国土強靱化の取り組みについて	
・港湾行政について	
・建設産業の抱えている課題について	
・特別養護老人ホームの現状と今後のあり方について	
・民生委員の確保について	
・中山間地域の活性化について	
・国民スポーツ大会総合優勝に向けた取り組みについて	
・宮崎海洋高校実習船の建造について	
来住一人議員質問 -----	196
・知事の政治姿勢について	
・後期高齢者医療保険事業について	
・障がい者福祉事業について	
・教育事業について	
佐藤雅洋議員質問 -----	204
・知事の政治姿勢について	
・持続可能な中山間地域の農業について	
・有害鳥獣の被害防止対策について	
・畜産の振興について	
・商工業の振興について	
・観光振興について	
・道路行政について	
・消防団活動について	
・高齢者運転について	
9月19日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	221
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	221

1. 議案第26号追加日程	222
1. 知事提案理由説明	222
1. 一般質問	222
安田厚生議員質問	222
・人口減少問題について	
・中山間地域対策について	
・国・県道整備状況について	
・水災害対策について	
・鳥獣害対策について	
・環境問題について	
・食品ロス対策について	
徳重忠夫議員質問	234
・全日本ホルスタイン共進会について	
・国文祭・芸文祭について	
・国民スポーツ大会について	
・医療機関における外国人の受け入れ体制について	
・森林行政について	
・太陽光発電の現状と取り組みについて	
・国土強靱化3か年緊急対策について	
・学校事務職員について	
・軽自動車の保管場所届け出について	
中野一則議員質問	246
・知事の政治姿勢について	
渡辺 創議員質問	258
・知事の政治姿勢について	
・ロスジェネ（就職氷河期世代）を取り巻く環境について	
・一ツ葉有料道路について	
・N I E の推進について	
・発達障がいについて	
・人身安全対策について	
・混迷を深める日韓の影響について	
・行政文書の管理徹底について	
1. 議案第18号から第25号まで採決	273
1. 議案第1号から第17号まで及び第26号委員会付託	273

9月20日（金曜日） 常任委員会

自 9 月 21 日 (土曜日)	休 会	
至 9 月 23 日 (月曜日)		
自 9 月 24 日 (火曜日)	常任委員会	
至 9 月 25 日 (水曜日)		
9 月 26 日 (木曜日)	特別委員会	
自 9 月 27 日 (金曜日)	休 会	
至 9 月 29 日 (日曜日)		
9 月 30 日 (月曜日)		
1. 出席議員	-----	277
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	277
1. 常任委員長審査結果報告	-----	278
日高陽一総務政策常任委員長	-----	278
岩切達哉厚生常任委員長	-----	279
日高博之商工建設常任委員長	-----	280
野崎幸士環境農林水産常任委員長	-----	282
渡辺 創文教警察企業常任委員長	-----	283
1. 議案第 1 号に対する修正動議提出	-----	285
1. 議案第 1 号に対する修正動議趣旨説明	-----	285
高橋 透議員	-----	285
1. 討 論	-----	286
満行潤一議員	-----	286
前屋敷恵美議員	-----	287
太田清海議員	-----	288
来住一人議員	-----	291
1. 議案第 1 号に対する修正案採決	-----	292
1. 議案第 1 号採決	-----	293
1. 議案第17号採決	-----	293
1. 議案第 4 号及び第 6 号から第 9 号まで採決	-----	293
1. 議案第 2 号、第 3 号、第 5 号、第10号から第16号まで及び第26号採決	-----	293
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	293
1. 議員発議案送付の通知	-----	293
1. 議員発議案第 1 号から第 4 号まで追加上程	-----	294
1. 議員発議案第 1 号及び第 2 号採決	-----	294
1. 議員発議案第 3 号提案理由説明	-----	295
日高博之議員	-----	295

1. 議員発議案第3号採決 -----	295
1. 議員発議案第4号提案理由説明 -----	295
渡辺 創議員 -----	295
1. 討 論 -----	296
二見康之議員 -----	297
1. 議員発議案第4号採決 -----	297
1. 知事発言 -----	297
1. 議員派遣の件 -----	298
1. 議案第27号から第31号まで上程 -----	298
1. 知事提案理由説明 -----	298
自10月1日（火曜日）	
休 会	
至10月2日（水曜日）	
10月3日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	303
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	303
1. 決算議案に対する質疑 -----	304
前屋敷恵美議員 -----	304
1. 議員発議案送付の通知 -----	308
1. 議員発議案第5号上程、採決 -----	308
1. 議案第27号から第31号まで決算特別委員会付託 -----	308
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） -----	309
10月4日（金曜日） 決算特別委員会	
自10月5日（土曜日）	
休 会	
至10月6日（日曜日）	
10月7日（月曜日） 決算特別委員会	
自10月8日（火曜日）	
休 会	
至10月9日（水曜日）	
10月10日（木曜日） 決算特別委員会、常任委員会	
1. 出席議員 -----	313
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	313
1. 議案第32号追加上程 -----	314
1. 知事提案理由説明 -----	314
1. 議案第32号委員会付託 -----	314
自10月11日（金曜日）	
休 会	
至10月14日（月曜日）	

10月15日（火曜日）

1. 出席議員	317
1. 地方自治法第121条による出席者	317
1. 決算特別委員長審査結果報告	318
山下博三決算特別委員長	318
1. 討 論	320
前屋敷恵美議員	320
1. 議案第27号採決	323
1. 議案第28号から第31号まで採決	323
1. 常任委員長審査結果報告（議案第32号）	323
日高陽一総務政策常任委員長	323
野崎幸士環境農林水産常任委員長	323
1. 議案第32号採決	324
1. 閉 会	324
<hr/>	
1. 資 料	325
令和元年9月定例県議会日程	327
令和元年9月定例県議会日程（変更）	329
議案送付文書	330
代表質問時間割	334
一般質問時間割	335
議案委員会審査結果表	336
決算議案委員会審査結果表	338
閉会中の継続審査・調査申出一覧	339
1. 議案議決件名一覧表	341
1. 議員発議案等	345
議案第1号に対する修正案	347
新規就農者の確保・育成に関する意見書	348
高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書	349
一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意についての附帯決議	350
一ツ葉有料道路の耐震対策の完了と早期の無料化を求める決議	351
決算特別委員会の設置について	352
議員派遣（全国都道府県議会議員研究交流大会）	353
議員派遣（地方議会活性化シンポジウム2019）	354
1. 議事経過	355

9月9日（月）

令和元年9月9日（月曜日）

午前10時0分開会

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高川
政策調査課長	日鬼真治
議事課長補佐	山口修三
議事担当主幹	山尻隆太
議事課主査	井三倉潤
議事課主任主事	

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和元年9月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事に先立ち、一言申し上げます。

先日の佐賀県を中心とした豪雨による災害で、4名の方がとうとい命を落とされるなど、多くの方々が被害に遭われました。この災害により亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名議員に、佐藤雅洋議員、田口雄二議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 次に、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る9月2日の閉会中の議会運営委員会におきまして、本日招集されました、令和元年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計25件、その内訳は、補正予算2件、条例10件、予算・条例以外13件であります。このほか6件の報告があります。また、決算議案などが

追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月15日までの37日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月12日から2日間の日程で代表質問、17日から3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。9月20日から3日間の日程で、各常任委員会を開催し、30日の本会議で、付託されました議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案を上程し、10月3日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、10月3日から10日までの間に開催し、10月15日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたし

ます。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月15日までの37日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第25号まで上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第25号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。令和元年9月定例会議会の開会に当たりまして、まず、お見舞いを申し上げます。

8月27日から九州北部に降った大雨により、佐賀県を中心に浸水等の大きな被害が発生しております。お亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

本県としましては、国や九州地方知事会と連携して、支援に努めるとともに、さらなる防災・減災、国土強靱化対策に努めてまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、4点御報告をさせていただきます。

1点目は、「2019 I S Aワールドサーフィンゲームス」の開催等についてであります。

「2019 I S Aワールドサーフィンゲームス」が、一昨日、9月7日に宮崎市木崎浜海岸において開幕し、15日まで開催されます。本大会は、東京オリンピックで正式種目となったサーフィン競技の出場選手選考大会の一つとなっておりまして、オリンピック本大会以上に多くの世界のトッププロサーファーが参加する、国際的に注目度の高い大会であります。

また、あすからは、本県でラグビーワールドカップに向けたラグビーイングランド代表チームの合宿も実施されます。

6月から7月にかけて行われたラグビー日本代表の合宿に続き、8月には東京オリンピック・パラリンピックに向けたカナダとイギリスのトライアスロン・パラトライアスロンチームの合宿も行われるなど、本県のスポーツ環境が世界からも評価されていること、また、「スポーツランドみやざき」の取り組みが一段上のステージに進んでいることを実感しているところでありまして、こうした動きを本県のさらなる発展に結びつけてまいります。

2点目は、ブラジル宮崎県人会創立70周年記念式典への参加等についてであります。

先月25日、ブラジル・サンパウロ市におきまして、ブラジル全土から本県出身者やその家族など約270名が参加し、「ブラジル宮崎県人会創立70周年記念式典」が盛大に開催され、私も、山下副議長を初め、県内の関係者の方々とともに参加し、節目となる70周年をお祝いしたところであります。

また、隣国アルゼンチンも訪問し、創立55周年を迎えるアルゼンチン宮崎県人会との交流会を開催いたしました。両国での心温まる歓迎と現地県人会の皆様のふるさと宮崎に対する熱い思いに接し、大いに感銘を受けたところであり

ます。

さらに、南米訪問にあわせまして、県産品の重要市場であるアメリカにおいて、宮崎牛や宮崎県産キャビアの輸出拡大に向け、パートナー企業を訪問するなど、トップセールスを行ってまいりました。

今回の訪問を契機に、現地県人会を初め世界各国で活躍されている本県出身の皆様と本県とのきずなをより強固なものにするとともに、今後の県産品の輸出拡大に取り組んでまいります。

3点目は、高速道路の整備についてであります。

先月7日に国土交通省から、九州中央自動車道高千穂日之影道路日之影深角インターチェンジ―平底交差点間の2.3キロメートルが、令和3年内に開通する見通しであると発表されました。

また、東九州自動車道において、県内3カ所目のスマートインターチェンジとなる「国富スマートインターチェンジ」が10月6日に開通する運びとなったところであります。

御支援いただきました県議会の皆様を初め、御尽力をいただきました国土交通省や関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組んでまいります。

4点目は、一ツ葉有料道路についてであります。

物流や観光面に加え、災害時に重要な役割を果たす一ツ葉有料道路につきましては、料金徴収期間を令和2年2月までとし、その後は無料開放することとしておりました。

しかしながら、南海トラフ地震の発生が懸念される中、昨年2月にはその発生確率が高まる

という評価がなされ、また、9月には国から、国土強靱化に向けた緊急対策を集中的に実施する方針が示されたところであります。このことから、一ツ葉有料道路の耐震対策等をどのように進めていくのか、一旦立ちどまって、改めて検討を行うこととしたところであり、県議会や有識者会議の御意見も伺いながら、有料継続の可能性も含め、慎重に検討を進めてまいりました。

「予定どおりの無料化を望む」との御意見もある一方で、有識者会議では、「一ツ葉有料道路は重要な道路で、耐震対策は早期に実施すべきである。このため、対策がおくれることのないよう有料継続もやむなし」との意見が取りまとめられたところであります。

私といたしましては、さまざまな要素を総合的に勘案し、熟慮した結果、県民の生命、安全・安心な暮らしを守る観点から、災害発生時の救急・医療や支援物資の輸送等を担う大変重要な道路である一ツ葉有料道路については、早期に橋梁部の耐震対策や津波発生時の避難誘導に関する事業を実施することが重要であり、これらの財源を確保するためには、料金徴収を継続する必要があるとの判断に至ったところであります。

なお、料金につきましては、県民の皆様の負担を少しでも軽減するため、現在の通行料金を引き下げた上で、徴収期間を10年間延長したいと考えております。

このため、今議会に、一ツ葉有料道路の事業変更に係る議案を提案しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

今後とも、防災・減災、国土強靱化対策に全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計63億9,891万3,000円、公営企業会計1,198万9,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は、6,115億8,685万円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金1億7,226万7,000円、繰入金1,150万円、繰越金61億7,049万3,000円、諸収入375万3,000円、県債4,090万円であります。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について、御説明いたします。

まず、「佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業」につきましては、鉄道を利用する高齢者や障がいのある方々の移動の円滑化及び安全性を向上させるため、JR佐土原駅のバリアフリー化整備を支援するものであります。

次に、「マイナンバーカード普及促進事業」につきましては、制度の理解及び取得の促進を図るため、広報や普及啓発を実施するものであります。

次に、「被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析事業」につきましては、生活保護受給者の健康管理支援のため、医療に関する情報の調査分析を行うものであります。

次に、「五ヶ瀬中等教育学校生徒寮改修事業」につきましては、入学者選抜における募集定員を男女同数とすることに伴い、寮の改修を行うための設計を行うものであります。

主な事業についての説明は以上であります。これらの事業のほか、平成30年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積み立てを

行うこととしております。

最後に、債務負担行為の設定についてですが、「漁海況変動等対策資金利子補給事業」につきましては、不漁の影響を受けた漁業者の経営の維持安定を図るため、運転資金に対する利子補給制度を創設し、債務負担行為を設定するものであります。

また、「宮崎県道路公社が一ツ葉有料道路の事業計画を変更することに対する債務保証」につきましては、先ほど御説明いたしました事業計画の変更に当たり、料金徴収期間満了時に同公社に残存する債務額を保証するために、債務負担行為を設定するものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、エネルギー消費性能向上計画の認定において、複数建築物の連携によるものも対象となることに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」は、消費税率の引き上げに伴い、国土交通大臣が定める発電用流水占用料の上限額が引き上げられることから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「都市公園条例の一部を改正する条例」は、宮崎県総合運動公園に新たなトレーニング場を設置することに伴い、名称及び使用料を定めるため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第6号から議案第9号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等

を定める条例等を制定するものであります。

議案第10号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、人事院規則の改正に伴い、身辺警護等作業手当の護衛対象者の適用範囲を拡大するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第11号「宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例」は、健康増進法の一部改正により、受動喫煙の定義が変更されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第12号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、県立都城きりしま支援学校小林校の本校化に伴い、現校名を廃止し、新しい校名を定めるため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第13号から議案第15号につきましては、防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号小春工区(仮称)小春2号トンネル工事及び同事業における主要地方道高鍋高岡線本庄橋工区本庄橋上部工工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第16号は、防災拠点庁舎における移動書庫の取得について、財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第17号は、先ほども触れましたが、宮崎県道路公社が行う一ツ葉有料道路の事業内容の一部変更に係る同意について、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第18号は、教育委員会委員高木かおる氏が、令和元年10月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく高木か

おる氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第19号から議案第25号につきましては、土地利用審査会委員7名が令和元年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち議案第20号は、山口英之氏の後任委員として、上村芳朗氏を、議案第21号は、蒲生芳子氏の後任委員として、細山田三保子氏を、また議案第19号ほか4議案につきましては、町元真也氏ほか4名の後任委員として、同じく、町元真也氏ほか4名をそれぞれ任命いたしたく、国土利用計画法第39条第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要等について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす10日から11日までは、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時19分散会

9月12日（木）

令和元年9月12日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊郎
教育長	阿部文彦
警察本部長	米良政美
選挙管理委員長	緒方文彦
職務代理者	吉村久人
代表監査委員	
人事委員会事務局長	

事務局職員出席者

事務局局長	片和元道
事務局次長	寄田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民治
議事課長補佐	鬼川真三
議事担当主幹	山口修隆
議事課主査	山井尻隆
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。県議会自由民主党の幹事長を務めております右松隆央でございます。

国は来月から、消費税を現行の8%から10%へ引き上げることとなります。これは消費にかかわる大きな税制改革であり、県民生活はもちろんのこと、とりわけ県内事業所の大部分を占める中小・小規模事業者を取り巻く経済環境において、さまざまな影響が想定されるところであります。

平成元年の消費税3%の導入から平成9年の5%、そして平成26年の8%への税率改正に伴う過去の経済動向を各種データから振り返り、見えてくる課題に対し、今回、政府もさまざまな対策を講じているところではあります。これまで景気への悪影響を懸念し、2回にわたって4年間延期をしてきた来月からの消費税増税が、本県においてどのような影響を及ぼし、そして県はどう対策を講じていくのか、まずはそこから論じてまいりたいと思います。

過去2回の増税におきましては、実質GDP（国内総生産）の成長率を見れば、増税後に国内経済が鈍化したのは明らかであります。税率

を5%に引き上げた平成9年度は、前年比ゼロ%で、翌10年度はマイナス0.9%となっており、8%に引き上げた平成26年度も0.4%減と、5年ぶりに実質GDPがマイナスに転じておりません。特にGDPの6割を占める個人消費は、成長率を左右する重要な要素となっております。

5年前の平成26年4月に8%へ引き上げた際には、東日本大震災に対応するため、復興特別所得税が前年から導入されたこともあって、個人消費は、前年度の302兆円から294兆円と急落をしております。

このような過去の経験も踏まえ、政府は経済に影響を及ぼさないように、後ほど触れてまいりますが、あらゆる施策を総動員し、消費税率を上げても景気を冷やさないモデルケースとすべく、6兆円を超える対策を講じているところでありまして、来月以降の経済動向は大いに注目されるところであります。

そして、今回の消費税増税が本県の経済にどのような影響を与えることになるのか、その際、過去の増税後の県内における各種経済データはどうであったのか、そのときの経済動向を把握し10月以降と比較をしていくことは、今後の県政運営においても有益であると認識いたしております。

そこで、知事に、過去の消費税増税後の各種データ、とりわけ個人消費や県内企業の景気、景況感をどのように分析しているのか、また今後、その動きを注目される考えであるのかも含めてお伺いします。

あとは、質問者席にて質問を行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

平成26年4月に消費税率が5%から8%に引

き上げられた際の本県経済の状況であります。まず個人消費につきましては、消費税率引き上げの影響を受けやすいことから、消費税率引き上げ前の駆け込み需要や、その後の反動減が比較的顕著に見られたところであります。

当時の県内企業の景況感につきましては、「日銀短観業況判断D.I.」や、県が実施した企業動向アンケートを見ますと、県内中小企業を含む企業の業況感、消費税率引き上げ前には上昇傾向にありましたが、消費税率引き上げ後には下降に転じ、一進一退があるものの、約2年にわたり低い傾向で推移しました。

今回の増税に関しましては、これまでの引き上げ時の状況も踏まえ、さまざまな対策が講じられると認識しております。

県としましては、引き続き、県内の景気や経済の動向につきまして、しっかりと注視してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○右松隆央議員 私自身も、10月以降の県内経済の動向にはしっかりと着目をしてまいりたいと考えております。

消費税増税がもたらすマイナスをどのようにして抑制していけるかが課題となる中、過去の増税時の経験を生かして、引き上げ前後の消費の平準化や、個人消費を落ち込ませないためにも、前回、影響が大きかった自動車や住宅などの高額商品における反動対策も含め、あらゆる施策を総動員するとして、政府は数々の対策を講じることとなりました。

一方で、非常に細かい税制改正となっていることも否めない状況でございまして、導入に際し負担がかかっているところへの対応も大事になってまいります。

今回の消費税増税では5兆6,000億円、税収が

ふえると見込まれております。少子高齢化で続伸する社会保障関係費が国の歳出費の3割を占める中、今後も医療や介護の制度を維持していくことと、子育て世代への支援も拡充し、全世代型対応の社会保障制度を構築するとして、人づくり革命と呼ばれる幼児教育・保育の無償化や、所得が低い家庭の子供の大学や専門学校の授業料の免除や減額などに1兆7,000億円を充てることとしております。

これに加えて、我が国で初めての軽減税率の導入などで、合わせて家計への負担は2兆2,000億円程度に減額されると、日銀では試算しております。前回の5%から8%に増税したときの8兆円に比べると、家計への負担は4分の1程度にとどまると想定をされているところであります。

そこで、改めて知事に、過去の消費税増税における個人消費の落ち込みなどの教訓から、政府はさまざまな施策を講じているわけですが、それについてどのような評価をしておられるか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 消費税率の引き上げは、国や地方の厳しい財政状況の中で、少子高齢化に対応するために必要なものと考えておりますが、一方では、過去の増税時のように、暮らしや経済への影響も懸念されるところであります。

今回の引き上げに際しましては、軽減税率の導入や、住宅・自動車の購入に対する予算・税制措置などによります需要の平準化対策が講じられておりまして、現在のところ、前回のような駆け込み需要は見られていないところであります。

また、引き上げに伴う増収分につきましては、今回、幼児教育・保育や高等教育の無償化

などに充てられることになっておりまして、本県にとりましても、大変重要な課題である子育て支援や人材育成の推進につながるものと考えております。

今後とも、引き上げ後の景気動向などを注視しつつ、状況に応じて、事業者に対する支援を初め、地方の実態を踏まえた必要な措置が講じられるよう、全国知事会等を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今回の消費税率引き上げに伴う施策で課題となっているのが、細かな税制に対する各事業所での対応であります。外食と酒類を除く飲食料品に適用される軽減税率、そして、現金ではなくキャッシュレス決済で商品を購入すると、中小の店舗では5%、コンビニなどのフランチャイズ加盟店では、増税分の2%を9カ月間に限りポイントで還元する制度、さらには、もう一つ重要な改正としまして、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式の段階的施行であります。

これらの細かな税制改正に、県内の事業所も対応していく必要が出てまいりますが、あと1カ月に迫る中、店舗などのレジや決済端末等の導入が間に合っているのかどうか。大企業などは、早い段階から軽減税率の対応に取り組んできたわけでありましてけれども、中小・小規模事業所では、制度の内容を詳しく知らなかったり、人手不足などで対応がおくれているケースも多いと伺っております。

そこで、商工観光労働部長に、来月からの消費税増税では、過去と違い細かな税制となっているわけでありまして、県内事業所の分野別の対応状況がどうなっているのか、お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 軽減税率

やインボイス制度に係る事業所の対応につきまして、県全体の数字は持ち合わせてはいたるところであります。宮崎商工会議所が宮崎市内の中小・小規模事業者に対して実施したアンケートによりますと、8月末時点の軽減税率に対応したレジ導入の状況は、「導入済み」と「着手中」を除く「未着手」と回答した事業者が41%で、業種別では小売業で48%、サービス業で25%、飲食業で38%となっております。

また、インボイス制度に係る区分経理に対応した請求書等の対応状況につきましては、「対応済み」と「対応中」を除く「未着手」と回答した事業者が65%で、業種別では小売業で73%、サービス業で32%、飲食業で59%となっております。

キャッシュレス・消費者還元事業につきましては、10月1日の事業開始に向けて、加盟店登録の受け付けが進んでいる状況であり、9月5日現在、県内4,472店の中小・小規模事業者が申請を行っております。

また、加盟店登録には国の登録受付事務局の審査がありますが、現在、申し込みが急増し、審査に時間を要しており、当該審査を通過した加盟店数は、インターネット販売、通信販売を除いて、9月2日現在、1,756店となっております。

○右松隆央議員 直前の状況でレジ対応未着手が41%というのは、かなり厳しい数字ではないかと考えております。

消費税率の引き上げに伴い、中小企業・小規模事業者を対象に、さまざまな補助制度や支援策が講じられております。レジの導入費用への補助はもちろんでありますが、改修費、タブレット端末などの汎用機器やキャッシュレス決済の端末の導入費も補助メニューに入っており

ます。

そこで、改めて商工観光労働部長に、県として、県内事業所に対して各種補助制度や相談窓口の体制構築など、どのような支援策を講じていく考えであるのか伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県ではこれまで、軽減税率に対応したレジ導入や、キャッシュレス端末の導入等に係る国の補助制度につきまして、商工団体等と連携し、県内各地でのセミナーや説明会を開催するなど、制度の周知を図ってまいったところでございます。

特に、レジ導入の補助制度につきましては、期限が今月末と迫っておりますことから、商工団体等を通じた経営相談等の機会を捉え、事業者の取り組みを一層促してまいりたいと考えております。

なお、消費者がポイント還元を受けられ、事業者がキャッシュレス端末の導入や決済手数料の補助を受けられるキャッシュレス消費者還元事業の加盟店につきましては、10月以降も登録が可能でありますことから、引き続き、国や商工団体等とも十分連携し、周知に努めてまいりたいと考えております。

また、消費税に係る相談窓口につきましては、軽減税率等に係る相談窓口が、税務署や商工団体等に、買ったたきなどの転嫁拒否等に係る情報受付窓口が、県庁内のそれぞれの業種を所管する部局に設置されているところであります。

このような取り組みを通じ、県内の中小・小規模事業者が消費増税に円滑に対応できるよう支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今、部長が言われましたとおり、円滑な導入につながるように、しっかりと周知と支援、進めていただきますようお願いし

ます。

続いて、行政業務のICT化並びに公文書の一元管理についてであります。

ことしの5月に、行政手続を原則電子申請に統一するデジタル手続法が、国会で成立をしました。ことしから順次、例えば引っ越しをする際に、ネットで住民票の移転手続の準備をすると、その情報をもとに、電気やガス、水道の契約変更もできるようになり、また、死亡や相続などの申請もネットで完結できるように順次移行し、利用者の利便性を高めるとともに、行政の効率化につなげていく法律であります。

インターネットアンケートで、「ICTを使った行政サービスを利用したことがある」と回答した県民が7割近くに上った自治体もあります。公共施設でのネット予約や電子納税などは利用満足度が高い一方、防犯や防災関連の情報提供に一層のICT活用を求める声が多かったとの報告もあります。

そこで、本県のICTを使った行政サービスのうち、オンライン化をしている申請や届け出等の手続はどのような現状になっているのか、また、その利用状況について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 行政手続のオンライン化は、県民や企業の利便性の向上と行政事務の効率化につながる重要な取り組みだと認識しております。

このため県では、公共工事の入札や地方税の申告、県立図書館の貸し出し予約など、48の事務をオンライン化してありまして、平成30年度に手続された方のうち、54.2%の方に御利用いただいております。

また、自動車を保有する際の検査・登録や自動車税の納付など、国と県にまたがる手続をオ

ンラインで一括して行うことができるワンストップサービスにも取り組んでいるところであります。

県といたしましては、行政手続の原則オンライン化を規定しましたデジタル手続法など国の動きも注視しながら、県民への利用促進をさらに呼びかけるとともに、行政手続のオンライン化について、一層の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今後とも、一層の拡充で県民の利便性を高めていただきたいと思います。

本県では、情報通信基盤の整備や、そのICTを最大限に活用した県民サービスの向上を図るために、3年前の平成28年7月に、宮崎県電子行政推進指針の改訂版として、「eみやざき推進指針」を策定しております。県行政の情報化に係る基本的方向性と今後の取り組みの内容が記載されておまして、おおむね4年をめどに見直すこととしておりますので、今まさに、その時期が近づいております。次期改定では、情報分野での急速な進展に呼応する形で、内容をさらに充実させていくことになろうかと考えております。

また、国では2年前の平成29年10月に、地方公共団体の「官民データ活用推進計画策定の手引」を公表し、令和2年度末までに全ての都道府県で計画策定を義務づけし、市町村では努力義務としたところであります。

計画に記載すべき内容として、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及・活用など5つの柱、そして、後ほど触れてまいりますが、医療や農林水産、防災など8つの重点分野で、地域の実情に応じて取り組み施策を検討し、実行までの計画を記載するとし、こちらのほうも、本県はことしの3月に策定を済ませて

おります。

民間分野においては、第4次産業革命に即した革新的技術の活用促進をどのように進めていくのか、そして行政分野においては、例えばオープンデータとしての地域経済分析システム、いわゆるRESAS（リーサス）と呼ばれているものでありますが、これを政策立案、あるいは評価等にどのように有効活用していくのか、また、ロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるRPAや、AIなど、新しいツールを活用し、いかに行政業務の効率化の領域を拡大していくか、今後本県が情報化を推進するにおいて、取り組むべき内容は極めて多いわけであります。

そこで、総合政策部長に、見直しの時期に来ている「eみやざき推進指針」の改定内容とスケジュール、並びに革新的技術・データ活用もあわせて、本県における情報通信技術の利活用をどのように強く推進していく考えであるのか、お伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県では、行政の情報化に関する基本的方向を示した「eみやざき推進指針」に基づき、各種事務のデジタル化等に取り組んでいるところでございますけれども、掲げております6つの数値目標のうち、年500時間のテレビ会議の開催など、4つの目標につきましては、既に目標値を達成しているところでございます。

また、官民データの利活用など、業務を進める上での指針として、「宮崎県官民データ活用推進計画」を本年3月に策定し、デジタルマーケティングの導入など、データの利活用にも新たに取り組んでいるところであります。

このような中、AIやロボット技術、IoT等の技術革新が急速に進んでおりますことから、

行政、民間における幅広い分野で新しいICTを活用することが重要であると考えております。

このため、県といたしましては、革新的技術やオープンデータの活用も踏まえながら、来年度以降、「eみやざき推進指針」のあり方も含めた内容の見直しを行い、県民の利便性の向上や効率的・効果的な取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 推進指針を見直す際には、もちろん議会のほうにも出されると思いますが、先進的な要素をしっかりと盛り込んでいただきますようお願いいたします。

政府は、少子化に伴う将来的な自治体職員の減少を見据え、行政システムの保守・管理に係る負担を軽減していく必要があるとの考えから、全国の市町村で使われている現在の行政システムを同じ仕様に統一する方針を、ことしの6月に閣議決定された「Society 5.0への挑戦」と題した骨太方針の中に明記しております。

もちろん、市町村の実務担当者からの意見を踏まえ、まずは住民基本台帳などの情報を管理するシステムから仕様統一に着手し、来年夏までに全国共通の設計書を作成し、これに基づいて開発した新システムを各自治体に導入してもらい、その後、住民税や国保などのほかの行政システムにも仕様統一を拡大し、10年後をめどに完了したい考えであるとのことでもあります。

そこで、県職員の負担軽減並びに行政業務の効率化における本県の取り組み状況、そして今後、どのように取り組んでいくのか、あわせて、国が進める行政システムの標準化を見据えて対応をどう考えているのか、これは総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 県では、技術革新が目覚ましいICTを活用して、効果的・効率的に行政サービスを提供するため、ソフトウェア上の事務作業を自動化する、いわゆるRPAや、AI等による業務を推進することとしており、今年度から、県税業務での住所更新業務等の一部自動化や、児童手当業務のRPA実証などに取り組んでおります。

このような中、今、お話がありましたように、総務省の研究会において、2040年ごろまでに「スマート自治体」を実現することが提言され、その方策の一つとして、行政システムの標準化が掲げられております。具体的には、住民記録システムを最優先として、遅くとも2020年代までに、全国の自治体へ標準システムの提供を目指すこととされています。

人口減少社会における「スマート自治体」の実現は、住民や企業等にとっての利便性向上はもちろんのこと、自治体の人的・財政的負担の軽減も図られますことから、県としましては、引き続き、ICT活用の取り組みを進めますとともに、今後、国の検討状況を注視しながら、市町村に対しても、情報の提供や助言などの必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 引き続き、今後とも国の動きを注視していただいて、取り組みを進めていただければと思っています。

この項目最後に、公文書の一元管理について伺ってまいります。

地方公共団体における、これからの時代に求められる公文書管理のあり方については、さまざまな角度から議論すべき課題だと認識しております。地方自治の本旨に照らせば、公文書は住民と行政との共有財産であり、自治体にとつ

て公文書の管理は、住民の信頼確保を図るために、また、適正かつ効率的な行政運営を図るための基盤であるとも言えるわけであります。

公文書管理法の第34条では、地方公共団体の文書管理について、「必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」との努力義務を課しております。

そういった中で、従来の東京都、鳥取県、島根県、香川県、熊本県に加え、滋賀県が公文書管理条例を制定し、長野県と三重県が、今年度中の条例制定に向け、現在、作業を進めております。

職員が作成する公文書の管理につきましては、職場で共有して使う公文書と私的なメモを分けて、公文書においては、個人管理等はせずに基本的に電子化していく、一元管理をしていく、ペーパーレス化や職員の働き方改革にもつなげていく、そういった議論が、それぞれの自治体で検討されていると認識いたしております。

そこで、本県において、公文書管理の規則やガイドラインなどルールを明確化し、電子化による一元管理をしていくことについて、どのような考えを持っているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 公文書は、行政と県民との重要な共有財産であり、本県では、保存期間を含め、作成から廃棄に至るまでのルールについて、文書取扱規程で定めております。

議員御指摘のとおり、行政と県民との信頼を確保する観点や、効率的な行政運営、職員の働き方改革を進めていく観点からも、適正かつ効率的な文書管理を図っていくことが必要であると認識しており、公文書の電子化、一元管理は意義のあるものと考えております。

このため、現在、文書管理適正化庁内検討会議において、職員の意識の向上など4つの柱のもと、さまざまな取り組みを行っているところであります。

今後、検討会議における議論を踏まえるとともに、国の行政機関においては、公文書管理の電子化について方針が示されておりますことから、国の具体的な動きを注視しながら、本県の公文書管理のあり方や方向性について検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ検討を進めていただければと思います。

次に、本県の災害対策について伺ってまいります。

まずは、被災者の救済制度についてであります。

自然災害で被災した住民で、全国的な救済制度はあるわけではありますが、この対象外となる世帯をどのようにして支援をしていくか、実はこの制度の内容は、都道府県によって大きな格差が生じております。

内閣府防災が公開している、都道府県における自然災害の被災者に対する独自の生活再建支援制度の中身を記載した一覧表を見ると、厳しい財政状況であるとはいえ、本県の支援は決して手厚いものとは言いがたい内容になっております。

九州では佐賀県が、西日本豪雨をきっかけに、法律の対象外になる世帯に対し、全国制度と同様に、1棟当たり最大で300万円を支給する独自の制度を、ことしの4月から始めております。今年度当初で3,000万円の予算を組み、人口の規模や被害を受けた住宅の合計数にかかわらず申請でき、西日本豪雨での被害にさかのぼって支給をしたとのことであります。

不可抗力の自然災害で家が全壊すれば、次の日から路頭に迷う住民も出てくるわけでありまして、そういった県内での被災者をどうやって救済していくかは、県行政として真剣に考えていく必要もあろうかと認識しております。

そこで、福祉保健部長に、全国制度の対象外となる自然災害での被災者に対し、県独自の支援策をより拡充できないものか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 自然災害での被災世帯に対する本県独自の支援策としましては、県と市町村が共同で、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を設置しまして、当面の生活を支援するため、お見舞金として最大20万円を交付してきたところでございます。

一方、御指摘のとおり、他県では、国の被災者生活再建支援制度の対象とならないなどの一定の市町村の被災世帯へ、全壊の場合、最大300万円を交付するなどの独自の支援策を講じている県も出てきております。

近年、大規模災害が相次ぐ中、国の制度では、居住する市町村の被災状況によって支援の差が生じるなどの課題もございます。このため、他県の支援策も踏まえつつ、本県の被災状況などを分析し、被災者に対しましてどのような支援ができるのか、市町村と意見交換を行うなどして、真摯に考えてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 県も市町村も厳しい財政状況であります。その中で、被災者に寄り添った支援がどこまでできるか、検討していただければというふうに思います。

引き続き、国土強靱化地域計画についてであります。

国土強靱化基本法で、国の基本計画とは別に

策定できるとした地域計画は、自治体の各種施策の指針に位置づけられておりまして、最大規模の災害発生を念頭に、交通や医療といった各種、各分野の脆弱性を調査・評価し、それに基づき、耐震化率などの数値目標を設けていくことなどが特徴となっております。

都道府県は策定が全て完了しておりますが、市町村の策定率は、ことしの7月1日までで約6%となっており、策定が進んでいない状況であります。

政府は、自然災害が相次ぐ中、対策のベースとなる市町村レベルでの防災・減災対策を加速させるために、来年度予算において、策定に伴う事業に対し、優先的に補助金・交付金を配分する方式を導入し、国土強靱化地域計画の策定を一層促進させる方針であります。

そこで、危機管理統括監に、県内市町村における国土強靱化地域計画の策定済み並びに策定に着手しているところと未着手が、それぞれどのような状況になっているのか、あわせて、市町村に対してどのような支援を今後行っていく考えであるのか、お伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 自然災害が頻発化、激甚化する中、県民の生命・財産を守り、強靱な地域づくりを推進するためには、事前防災や迅速な復旧・復興対策をまとめた国土強靱化地域計画の策定は大変重要なものと認識をしております。

このため県では、県地域計画を策定するとともに、市町村に対しても、担当課長会議等を通じて計画の策定を働きかけてきているところでございます。

9月1日の時点で策定済みの市町村はなく、策定に着手しているのは、宮崎市を初め12市町村、未着手が14市町村となっております。

来年度以降、地域計画の策定が国の交付金等の優先採択などにつながる見込みであることから、県では、既に計画策定中の市町村が可能な限り早期に策定できるよう助言をしていくとともに、未着手の市町村には、計画策定を促すために、研修会の開催や情報提供を行うなど、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、計画策定への支援をよろしくお願いします。

引き続き、災害拠点病院の備蓄強化についてであります。

災害時に24時間体制で患者を受け入れる災害拠点病院について、今、千葉県の一部で4日以上続いておりますが、全域停電、いわゆるブラックアウトを想定し、非常用発電機の燃料や人工透析などに使う診療用水などの備蓄について、指定要件が厳格化されることになりました。

7月17日付で、厚労省医政局長から都道府県知事宛てに、災害拠点病院の指定要件の一部改正について通知が届いております。

それによれば、今回の改正で、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保すること、また、災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること、そして、毎年4月1日の時点で確認し、要件を満たさなくなったら指定の解除を行うことなどが記載されております。

そこで、福祉保健部長に、県が指定する12の機関及び地域災害拠点病院が、それぞれ現時点で厳格化される要件を満たしているのかどうか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 災害拠点病院

で確保すべき燃料や水、食料、医薬品などについては、厚生労働省から要件が示されておりました。昨年の地震や豪雨災害を踏まえた国の検討会の結果を受けて、燃料、水などの要件について、「3日分」などの具体的な記載が、御質問のとおり、ことし7月に追加されたところでございます。

本県の12の災害拠点病院については、毎年度、状況の確認を行っているところであります。燃料については、3日分の燃料を確保すべきところ、1日分しか確保できていない施設が3施設、水については、受水槽または地下水利用のための設備により、3日分の水が確保できていない施設も一部確認されております。

現時点で要件が満たされていない災害拠点病院については、要件を満たすように取り組みを進めていると承知しておりますが、県としましては、今後も災害拠点病院の状況を把握しながら、要件を満たせるよう、国の補助事業を活用した支援などを行ってまいります。

○右松隆央議員 言うまでもなく、災害医療の中心となる病院でありますので、引き続き、一部病院につきましては、指定要件を満たすための支援をお願いしたいと思います。

引き続き、重要物流道路の指定と整備状況についてであります。

国交省はことしの4月、災害時に国が最優先で復旧をする重要物流道路として、全国で3万5,000キロを初めて指定しました。高速道路や主要国道に加え、空港や港などの物流拠点と地域を結ぶ区間が対象となっております。

重要物流道路では、平常時でも、国際海上輸送で使用される40フィート背高コンテナ車が事前の許可なしで通行できるようになりまして、物流の効率化を図れることとなります。

なお、重要物流道路のうち、地方道を中心とする約2割の区間で、同コンテナ車が通れないトンネルやカーブがあり、今後、国交省の支援をもらって改修を進めるということになっております。

そこで、県管理道路における重要物流道路の指定状況と、指定区間において、トンネルやカーブなども含めて同コンテナ車が通行可能なのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 重要物流道路は、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を目的に、高規格幹線道路や直轄国道をベースとして、物流上重要な道路輸送網を形成する路線であり、国土交通大臣が指定するものであります。

この指定により、国際海上輸送で使用される40フィート背高コンテナ車の通行につきましては、これまで事前に必要であった許可が不要となることから、物流の効率化が図られることとなります。

現在、県管理道路につきましては、熊本県と宮崎県を結ぶ国道218号や、重要港湾細島港と国道10号を結ぶ県道日知屋財光寺線など14路線、約70キロメートルが指定されております。

指定区間における通行につきましては、交差点通過の際、安全確保のために誘導員を配置するなど一定の条件を付している箇所が9カ所ありますが、トンネルやカーブ区間も含め、全ての区間で通行が可能であります。

○右松隆央議員 全ての区間で通行が可能ということで理解をさせていただきました。

次は、本県の人口減少対策について伺ってまいります。

各県がさまざまな移住政策に取り組む中で、「ふるさとワーキングホリデー」という事業が

あります。都市部の大学生などを中心に、夏休みや冬休みの間、一度、試して地方の県内企業に短期間働きながら、その土地の暮らしや文化を楽しんでもらい、卒業後の移住につなげようとする取り組みであります。移住のきっかけづくりと、市町村と連携して受け皿を整え、若者を呼び込むことで、県内企業の将来の雇用確保につながる可能性もありまして、よい取り組みだと感じております。

そこで、本県における「ふるさとワーキングホリデー」の取り組み状況について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県におきましては、平成29年度に、総務省の「ふるさとワーキングホリデー」事業に採択されておりました。県内17市町村の33事業所に83名の学生等を受け入れたところであります。

農林漁業や飲食・観光業を初め、さまざまな企業で就業体験をしていただいたほか、地域住民との交流イベント等にも御参加いただき、その後、本県に移住をされた方も6名いらっしゃいます。

こうした実績を踏まえ、今年度からは県単独事業として「ふるさとワーキングホリデー」を実施しております。7月から、7市町村の15事業所に28名の受け入れを行っているところであります。

本事業は、都市部の若者に、本県の暮らしや仕事を体感していただくことで、将来的な移住にもつながることが期待されますので、その効果を見ながら、引き続き、市町村や民間事業者と連携をしまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 成果も出ているようでございますので、引き続き、取り組みのほどよろしく

お願いします。

続きまして、内閣府、総務省など10の府省庁が所管する、合わせて67の国の地方支援策について、自治体などからの相談窓口を内閣官房に一元化した「ふるさとコンシェルジュ」についてであります。

観光振興や商店街の活性化などの地方支援を効果的に進める狙いで、ことしの5月から、特設のホームページや電話連絡等で相談を受け付けておりまして、市町村だけでなく、個人や企業、NPOなどの民間団体も対象としております。

相談すると、最適な支援策を提案し、府省庁の担当者を紹介してもらえ、内容によっては、複数の施策を活用したほうがよい場合は、必要に応じて内閣官房が調整するとしております。

実は、先日、自民党会派で首相官邸を訪問した際に大変お世話になった、地元の江藤代議士、このたび、本県が待ちに待った11年ぶりの大臣誕生であります。しかも、農林水産大臣ということで、本当にうれしい限りでございますが、その江藤大臣が首相補佐官時代にかかわった政策、制度でもあります。

そこで、総合政策部長に、支援を受けたい自治体や民間から、どこに相談をすればいいかわからないといった声が多く寄せられていたことから、今回の取り組みが始まったと言われていきます「ふるさとコンシェルジュ」を、今後どのように活用していく考えであるのか、お伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国におきましては、ふるさとづくりを頑張る個人や団体を応援するために、補助金などのさまざまな支援制度を紹介する窓口として、ことし5月に、内閣官房に「ふるさとコンシェルジュ」が設置され

たところであります。

一方、本県におきましては、同様の趣旨から、国や県の地域づくりに関する支援制度を紹介する「地域づくりハンドブック」を作成し、市町村に提供しているところであります。

こうした県の取り組みと、国が実施する「ふるさとコンシェルジュ」とを組み合わせることによって、よりきめの細かい制度の活用が図られ、個人や団体の活動の後押しにもつながるものと思いますので、「ふるさとコンシェルジュ」につきまして、市町村や団体等を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、引き続きの周知をよろしくをお願いします。

次に、本県の観光政策について伺っていきます。

県議会自民党は、年に2回、4年間で県内8ブロックの全てを訪問し、首長や各種団体の代表者との意見交換を行う「地域振興・産業振興調査会」を開催しております。

今年度第1回目として、先月、西臼杵地区で開催いたしました。地元の佐藤雅洋議員の心温まるおもてなしを受けました。そして、たまたま日之影の祭りとなりまして、そこに知事もいらしてあり、商工観光労働部長もいらしていただきましたが、そこで本当に充実した意見交換を行いました。日之影の幽玄で活力に満ちた、そういったすばらしいひとときを堪能させていただいたわけでございます。

西臼杵に関する質問は、もちろん今議会の佐藤議員の一般質問にお任せするわけですが、一つだけ、本県における唯一無二の大事な観光資源について、要望をさせていただきたいと思っております。

今、インバウンドはもちろんでありますけれ

ども、観光消費のトレンドとしまして、物消費から事消費へと人気移行してきております。都市部の買い物から、まさに地方の自然や文化を体験し、滞在型で観光消費を押し上げていく取り組みを、各自治体が拍車をかけて取り組んでいるわけでございます。

事消費の体験の有無によって変わってくる、訪日客1人当たりの平均旅行支出額のデータがございます。それによれば、スキー・スノーボードをした訪日客が22万5,000円で、体験しない訪日客より7万3,000円高いという結果が出ており、また、温泉入浴や農漁村体験も、旅行者の消費額をふやす傾向となっております。

そこで、日本最南端で本県唯一のスキー場である五ヶ瀬ハイランドスキー場のさらなる有効活用と、県内での観光消費額を押し上げるため、ぜひ県としての後押しを要望させていただきたいわけであります。

そこで、商工観光労働部長に、事消費へと観光ニーズが変化する中、五ヶ瀬ハイランドスキー場を絡めた旅行商品の開発や、九州内の周遊コースにスキー場を組み込んでもらうなど、本県の貴重な観光資源として、さらなる有効活用ができないものか、お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 議員御指摘のとおり、観光消費額を増加させるためには、国内外の旅行者のニーズを的確に捉え、体験型観光メニューの充実を図るなど、観光客の滞在期間を延ばす、いわゆる事消費に対する取り組みが有効であると考えております。

このため県では、五ヶ瀬町を初めとする県北地域の市町村や観光協会などと連携して、訪日外国人旅行者にも人気のある農村体験等や、本県を代表する観光地「高千穂峡」など地域の資源を生かした体験メニューづくりを進めている

ところであります。

五ヶ瀬ハイランドスキー場は、日本最南端の天然スキー場であり、サーフィンなど南国イメージの強い本県にあって、ウィンタースポーツが楽しめる大変貴重な観光資源でありますので、県としましては、地元五ヶ瀬町と連携しながら、県北地域の体験メニューなどと組み合わせた旅行商品の造成や情報発信等に今後とも積極的に取り組み、誘客につなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、五ヶ瀬ハイランドスキー場のさらなる有効活用をお願いしたいと思っております。

また、これは所管は環境森林部でありますけれども、パーキングセンターからスキーのゲレンデや施設までの林道・管理道がございまして、こちらの拡幅、それから舗装整備を望まれております。国有林内の扱いで、非常に難しさもあろうかと思っておりますけれども、林野庁への働きかけも含めて、県としてできることで、少しでも力になってもらえればと、それは言わせていただきます。

続きまして、教育旅行について伺います。

小・中・高校の教育旅行の誘致は、地域間競争が顕著になっております。一定の規模を持った団体旅行を誘致することは、受け入れる側にとっても、当然大きな経済効果が期待できるものであります。観光消費のトレンドとして、さきに事消費のことを申し上げましたが、この教育旅行も物見遊山的な旅行ではなく、その土地ならではの体験学習を求める傾向が非常に強くなってきております。もちろん、受け皿の整備も重要でございます。修学旅行を受け入れるためには、施設のキャパシティーとか大型バスの駐車場確保など、体制整備が求められておりま

す。

そこで、本県の教育旅行の具体的な受け入れ状況について、とりわけ口蹄疫発生の前後も含めて、その推移と誘致活動の取り組み状況が今、どのようになっているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県における教育旅行の受け入れ人数につきましては、データが残る平成2年度以降の状況を見ますと、平成2年度の約5万4,000人をピークに減少が続き、平成22年度には、お話のありました口蹄疫などの影響もあり、1,025人にまで落ち込んだところでもあります。

このため、マリンスポーツ体験や農家民泊など、本県の強みを生かした体験交流型の新たな素材の開発に取り組んでまいりました。

また、九州新幹線やカーフェリー等の利用が見込まれる関西、北部九州を主なターゲットにして、県内の官民で組織します「宮崎県教育旅行誘致推進協議会」や、南九州3県で組織します「南九州広域観光ルート連絡協議会」により、積極的な誘致活動を行ってきたところでもあります。

その結果、平成30年度は、宮崎市内のホテルや西都市、西諸地域2市1町などの農家民泊を中心に、5,278人を受け入れたところでもあります。

○右松隆央議員 引き続き、教育旅行の誘致拡大に向けた戦略的な取り組みであります。

山形県の吉村知事は、「東日本大震災の影響で、観光者数は大きく落ち込んだわけではありますが、全体的には回復してきている。しかし、教育旅行に関しては、震災前の水準に回復していない」と。そういったことで、これは知事もやられていると思いますが、首都圏の大手旅行

会社を対象としたトップセールスを実施しております。

また、沖縄県では、平和学習や自然・環境学習、地元住民との交流体験などの強みを生かして、毎年、2,500校、45万人前後を受け入れておりますけれども、それにもかかわらず、200ページ以上に及ぶ報告書を作成してまして、それを目を通しますと、極めて緻密なリサーチをかけて分析をしていることがうかがえます。沖縄県の強化事業として、戦略的に強力に誘致を推進していると、そのように感じたところであります。

そこで、商工観光労働部長に、本県として、今後、教育旅行の誘致拡大に向けて、戦略的にどのように取り組んでいく考えであるのか、お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 教育旅行につきましては、従来の観光周遊から現地での交流体験に加え、学生みずからが地域課題の発見や解決を探るといった、より学びの要素を取り入れた新たなニーズが出てきております。

県では、これらの動きに対応し、今年度事業で、新たに首都圏・関西圏の学校や旅行会社等を対象とした調査や、教員・学生のモニターツアーを実施しながら、本県の特徴であります農林水産業や神話などをテーマに、出発前の事前学習から現地での交流や体験、事後の発展学習につながる一貫した教育旅行プログラムの開発に取り組んでいるところであります。

今後とも、このようなプログラムの開発に努めるとともに、国内外でのセールス活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今、部長が話されました、今年度新たに取り組むプログラム、楽しみが持てるものと感じておりますので、ぜひ誘致につな

がるように尽力をしていただきたいと思います。

次は、県経済の活性化策について伺ってまいります。

本県の中小企業が牽引力となって、いかに地域経済を活性化していけるか、このことは極めて重要な県政課題と私は認識いたしております。私もそもそも持論として、やっぱり民間が元気になって初めて、宮崎の発展というのがそこにきてくると思っています。具体的な中小企業への支援策も、国からの交付金だけに頼らず、地域のニーズに即した県独自の企業支援策をきめ細かく構築し、それを広く周知していくことが求められていると考えています。

全国では、企業の成長と挑戦を応援する新たな補助制度を創設する動きが今、活発化しております。成長産業への投資や生産性の向上、働き方改革等に取り組む企業に対し、さまざまな施策の後押しを講じております。

一例で、鳥取県なんですけど、従来、県外企業の誘致を重視してきた中で、県内企業や県内に拠点を置く企業の成長分野への投資支援に力点を置いて、県経済を活性化させるべく、補助金を整理統合して、挑戦企業への応援を前面に出した新しい制度を、さきの6月補正に盛り込んでおります。

そこで、商工観光労働部長に、県経済の活性化を図るため、県が行った企業への補助事業の成果がどうであったのか、また、今後どのように企業への後押しをしていくのか、お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県経済の活性化を図るためには、県内企業の大宗を占める中小企業を支援することが大変重要であると認識しております。

昨年度の商工観光労働部における支援といたしましては、県内企業に対し、新技術の研究開発や加工食品の輸出促進など6つの補助事業で6,843万円を、事業所の新增設を行った県内企業や県外からの立地企業に対して4億4,781万円を交付したところであります。

これまでの主な成果としましては、高齢者等に対するAIを活用した自動車運転評価システムなどの新技術や新製品の開発とともに、販路開拓や雇用の場の確保などにもつながっているものと考えております。

加えて、起業のニーズは、取引支援や人材育成を初め多岐にわたりますことから、県産業振興機構や産学金労官で構成します「企業成長促進プラットフォーム」などにおいて、さまざまな角度からの支援も行っているところであります。

今後とも、県内中小企業の課題に対応したきめ細かな支援を行うことによりまして、その成長や挑戦を後押ししてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 部長、今、おっしゃいましたとおり、今後もしっかりと、県内企業に対してきめ細かな支援をお願いしたいと思います。

引き続き、本県の成長産業の一つであります食品開発について伺います。

県食品開発センターでは、敷地内に昨年5月に「おいしさ・リサーチラボ」を設置しております。先日、地連協がありまして、そこで、昨年5月に、この「おいしさ・リサーチラボ」の中で、食品のおいしさを評価するシステムづくりを進めている中で、本県の特産品である「ゴボチ」のおいしさの秘密を見える化した取り組み等が紹介をされたところでございます。

官能評価、定量的記述分析法と呼ばれるQD

A法を実施できるチームは、公的機関では例がないとされております。

そこで、本県が食品の官能評価で上げてきた実績を、県内企業の食品開発並びにマーケティングにおいて、今後どのように活用してもらおうと考えておられるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「おいしさ・リサーチラボ」は、これまで食品開発センターで実施してまいりました、分析機器によるおいしさの評価に加えまして、人の五感を用いて客観的に分析・評価する、いわゆる官能評価を適切に実施するため、国際基準でありますISOに基づき整備した施設でございます。

これまでの活用事例では、県内企業の商品であります野菜チップス——お話のありました「ゴボチ」であります——の官能評価において、商品の特徴や他社商品との違いをグラフで明確に見える化できたことで、商談成立に役立ったと評価をいただいたところであります。

このように、「おいしさ・リサーチラボ」の官能評価は、類似商品との差別化やマーケティングに大変有効でありますことから、これまで、県内企業を対象とした各種会議、セミナーなど、さまざまな機会を捉えながら周知を図ってまいったところでございます。

さらに、官能評価や分析機器による評価について、その手法や有効活用に関する官民共同の研究会を今年度中に立ち上げ、一層の利用促進を図ることで、フードビジネスのさらなる振興に貢献してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今、部長が答弁された、今年度中に立ち上げる研究会であります、食品製造事業者も参画するというふうに伺っております。大いに期待をしておりますので、「おいし

さ・リサーチラボ」、さらなる利用促進をお願いしたいと思います。

次に、本県の福祉政策のほうに移ってまいりたいと思います。

まずは、来月から始まる幼児教育・保育の無償化について、本県の実情と課題、そして、それらの対策について伺ってまいります。

幼児教育・保育の無償化によって、どういったことが起こり得るのか、社会的効果も含めて、想定されるポイントとして3つ挙げられると考えております。

1つは、潜在的な保育需要が喚起されること。預かり時間の長い施設は、よりニーズが高まる、そのように考えています。

2つ目に、受け皿の整備が必須になってくるということ。資格を持ちながら働いておられない潜在保育士の活用をしっかりと進めるとともに、処遇改善が伴う保育士の確保は喫緊の課題となってまいります。また、待機児童が想定される市町によっては、幼稚園、保育所、そして認定こども園に加えて、無償化の対象となる地域型保育や企業主導型保育事業など、新たな施設整備の必要性も出てくるものと考えております。

3つ目に、保育士の確保等の受け皿の整備をしっかりと後押しすることによって、女性の一層の社会進出につなげ、企業の労働力確保のきっかけになることが期待されているところであります。

そこで、福祉保健部長に、来月からの幼児教育・保育の無償化が、県内にどのような影響を与えると考えておられるのか、また、厳しさを増す保育士の確保において、どういった対策を講じておられるのか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 幼児教育・保

育の無償化の導入に当たっては、利用児童数がふえ、必要な受け皿を確保できるかという懸念を持っている市町村がございます。

一方、本県では、ことし4月時点で無償化の対象となる児童の大半を占める3、4、5歳児の約94%が既に保育所等を利用しておりまして、無償化による増加は、ある程度限定的ではないかとも考えられます。

こうした中、県では、既に需給状況が逼迫している地域においては、新たな受け皿の整備や保育人材の確保が必要となる可能性もあると考えておりまして、特に0、1、2歳児の今後の需要の推移等を注視することが重要だと考えているところであります。

この認識のもと、保育人材の確保につきましては、潜在保育士等の再就職を支援するために、県保育士支援センターでの就職あっせんや再就職セミナー等に取り組むほか、処遇改善につながる研修も実施してまいりたいと考えております。

このような取り組みを通じて、県としましては、幼児教育・保育の無償化が、その制度趣旨に沿って、子育て世代の経済的負担の軽減に資するものとなるよう、円滑な制度の実施に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 10月から始まりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、認知症対策についてであります。

我が国の認知症患者数は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、65歳以上の高齢者の5人に1人に当たる700万人になると見込まれております。

また、認知症は、90歳を超えると有病率が半数を超え、避けられない。これは老化の一つという側面が強いものであります。

したがって、これからの認知症対策は、地域社会全体で、認知症に優しい地域づくりを進め、認知症の人を受容し、認知症になっても生き生きと自分らしく暮らし続けられる環境を整備していくことが大事になってまいります。

全国の自治体で、官民共同で認知症の人に優しい地域づくりを進めようとする事例としまして、京都府の、認知症の人とその家族が望む社会の姿を10の指標として設定している「新・京都式オレンジプラン」であったり、栃木県の身近な医療機関でも気軽に相談できる、「とちぎオレンジドクター」の登録制度、そして愛知県では、高齢者の見守りネットワークに参加するなどし、認知症対策を進める企業とのパートナーシップ登録などが挙げられるわけでありませう。

そこで、本県における認知症の患者数の予測と、今後、認知症に優しい地域づくりをどのように推進していく考えであるのか、福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 高齢者の増加と有病率の上昇に伴いまして、本県では、2025年には約7万人の高齢者が認知症になるものと推計されております。

認知症は、徘徊や妄想など個人差はございますが、さまざまな症状があらわれるとされておりまして、ひいては、生活上の混乱や周囲とのトラブルなどにより、家族の精神的・身体的負担は大きいものでございます。社会全体で考えなければならない課題だと認識しております。

県では、認知症の早期診断、早期対応を図るため、県民にわかりやすい相談窓口としまして、認知症サポート医などを「みやざきオレンジドクター」として、本年3月末現在で262名の医師を登録、公表しております。

また、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る「認知症サポーター」を養成するなど、市町村と連携しながら、地域の見守り体制の整備に努めているところでございます。

御指摘のありました、京都府を初めとする他の自治体の取り組みを参考にしながら、引き続き、地域全体で認知症の方を支える優しい地域づくりに向けまして、市町村とともに取り組んでまいります。

○右松隆央議員 部長がおっしゃいましたとおり、ぜひ地域全体での取り組みを進めていただきたいと思っております。

引き続き、全国の自治体では、社会保障関係費が増大をする中で、それぞれ健康増進事業への取り組みに力を入れてきております。厚労省は定期的に、都道府県別に健康寿命や1人当たりの医療費の数字を公表しております。直近の2016年確定値での本県の数字であります、健康寿命は男性が72.05歳、全国で23位、女性が74.93歳で、全国で25位であります。また、1人当たりの医療費でございますが、54万3,477円で、全国で22位という数字を見ております。

それぞれの自治体が工夫をしながら、施策を展開して、順位を上げるべく取り組みを進めているわけですが、その中で、本県もやっているということではありますけれども、住民の健康づくりの活動にインセンティブを与える「健康ポイント制度」を導入する自治体がふえてきております。いかに若い世代、そして中高年層の無関心層に働きかけていくか、その一つの有効な手段として、インセンティブを活用した健康づくりの取り組みが、全国で広がっているところでございます。

そこで、本県の健康づくりにおいて、楽しく、お得に取り組んでもらえるような仕組みづ

くりをさらにつくることで、県民の新たな変容を促すことができないものか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県民の健康寿命を延ばすためには、いわゆる健康無関心層による自発的な取り組みが重要だと考えております。例えば、健診を受診すると得点がもらえる、御指摘のいわゆるポイント制などは、そのきっかけになると考えております。

このため県では、平成27年度から3年間、健康長寿マイレージ制度推進事業によりまして、ポイント制などに取り組む市町村に補助を行ったところ、6市町で約13万人の参加がございました。こうした県事業を契機としまして、現在、ほとんどの市町村において、それぞれ工夫しながら、ポイント制などが実施されるようになっております。

県としましても、健康寿命延伸と医療費低減を図ることは大切だと考えておりまして、県民健康・栄養調査の結果をもとに、健康課題を継続的に分析し、わかりやすく見える化するとともに、市町村が取り組むマイレージ事業や1130県民運動などの普及を図ってまいりたいと考えております。

さらに、こうした取り組みとともに、企業とも連携し、県民が楽しみながら継続して健康づくりに取り組めるよう、県民の行動変容を促す全県的な取り組みをしっかりと行ってまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、官民挙げて、全県的な取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、介護の人手不足対策について伺ってまいります。

厚労省は、今年度、人手不足が深刻な介護の現場で、働く意欲のある地域の高齢者の方々

を、清掃あるいは配膳などの補助業務を行う介護助手として活用するモデル事業を実施することとなりました。分業化によって、介護福祉士らが、入浴や食事など利用者に直接触れる専門性の高い仕事に集中できるようにする取り組みでございまして、全国で30カ所程度で実施し、効果や課題等も検証した上で、本格的な普及を目指すとしております。

このモデル事業は、介護助手の募集、あるいは研修などの費用を、自治体を通じて補助する内容でございまして、今年度、国のほうで6億円の予算を計上されております。

そこで、福祉保健部長に、2025年に必要な介護職員に対し、現状のままであれば、どれくらい不足することになるのか、また、介護助手に地域の力を活用する取り組みが、本県ではどのような進捗状況にあるのか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 少子高齢化が急速に進む中、本県では、2025年度には約3,700人の介護職員が不足すると推計しております。

この課題に対しまして、介護施設の業務を分業化し、配膳や清掃など一部の仕事を地域の高齢者に担っていただくということは、介護職員にとって、業務の負担を軽減し、職場定着につながるだけでなく、働く高齢者御自身にとっても、生きがい、健康づくりはもとより、介護予防にも役立つものと考えております。

そのため県では、今年度、55歳以上の方を対象に、まずは介護の現場を知っていただくため、10月1日から11月30日までの期間に、県内の介護施設25カ所で介護助手の職場体験ができる事業を実施することとしております。

今後とも、介護職員の確保に向けまして、他の自治体の取り組みや成功事例も参考にしながら、地域の力を介護の現場に生かす施策にしつ

かりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 来月からの職場体験事業、ぜひ1人でも多くの地域の方に参加してもらえるように、よろしく願います。

続いて、介護先進県の取り組み、「おむつゼロ」介護施設の普及についてであります。

先日、厚生常任委員会で、特別養護老人ホーム「高城園」を訪問しました。平成24年から、自立支援介護の取り組みを開始しておりまして、職員を東京での講習会に派遣し、持ち帰り勉強会を施設で繰り返し行い、試行錯誤の積み重ねを経て、5年後の一昨年、日中おむつゼロを達成しております。

おむつを外す効果として、何よりも、本人の自尊心の回復につながり、生きる意欲が出てきたと、吉見園長は話されておりました。食事量が増し、家族との会話、面会回数もふえ、認知症状も軽減していると感じておられました。

一方で、職員の負担増であったり、あるいは、最初に水分補給などに戸惑う高齢者もおりまして、途中で断念をする施設も少なくございません。職員の意識改革など、実現に向けてのハードルが高いのは、事実でございます。

厚労省は、そういった中、昨年度の介護報酬改定で、おむつゼロに取り組む施設事業者への報酬加算を始めたところでございます。

そこで、本県としても、おむつゼロへの取り組みを講習会等で紹介するなどしまして、普及に向けての後押しをしてみたいと思っておりますが、福祉保健部長の見解を伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘の「日中おむつゼロ」の取り組みにつきましては、入所者それぞれの心身の状態に合わせまして、介護職員や看護職員、栄養士などの職種が連携し、トイレでの自然な排便を目指すものでござ

います。

このような取り組みについて、県ではこれまでも、関係団体と意見交換を行ったほか、介護に関するテレビ番組等の広報媒体を活用し、情報発信をしてまいりました。

入所者にとりましては、おむつが外れることにより、自尊心が回復し、外出の機会や食事量がふえるといった効果が期待されておりまして、高齢者の尊厳を支えるケアの実現という観点からも、大変意義深いものであると考えております。

県としましては、今後、これまでの取り組みに加え、新たに介護保険施設を対象とした説明会の場を活用しまして、取り組み事例の紹介を行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 事例の紹介等も、ぜひ積極的に進めていただければと思います。

引き続き、介護事業所における認証評価制度の導入についてであります。

これは、介護の人手不足の一環としまして、働きやすい職場づくりや人材育成に力を入れる事業所を評価し、「優良」と認証する制度でございます。

既に、厚労省は4年前から導入を呼びかけておりましたが、全国で26都府県にとどまっていることから、一層普及させるために、正式に評価項目を例示したマニュアルを作成し、御承知のとおり、都道府県に通知をしたところであります。

そこで、福祉保健部長に、本県における介護事業所の認証評価制度の取り組み状況につきまして、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護現場の人材不足が深刻な中、介護事業者においては、休暇制度の充実等による労働環境の改善や明確な

給与体系の導入など、さまざまな改善策に取り組んでいると承知しております。

御指摘のありました認証評価制度につきましては、介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取り組みの見える化を図るために、処遇改善や労働時間の縮減、研修によるキャリアアップの仕組みなどの項目を定めて、一定の水準を満たした事業者を認証し、公表するものでございます。

この制度の導入により、退職者が事業者を選ぶ際の基準となるだけでなく、業界全体の底上げが促され、介護業界のイメージアップにもつながるものと考えております。

県としましては、この制度の構築に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 制度構築に向けての取り組みを、ぜひ進めてください。

引き続き、介護職員の離職率と、その防止を目的とした取り組みについて伺ってまいります。

離職防止に向けた取り組みは、さまざまあるわけですが、今回は、介護現場の身体的な負担を軽減する取り組みについてであります。

介護機器の開発は日進月歩でございまして、県内でも都城市のスマイリング・パークなど、議会でも視察に行かせていただきましたけれども、ICTを活用した施設運営や先進介護機器の導入で、離職率を大きく減らした事例も見てきたところでございます。介護の現場は、身体的な負担が大きいわけですので、そういったものを拝見して、きついというイメージを変えるものでございました。

そこで、福祉保健部長に、県内の介護職員の

離職率の現状はどうなっているのか、あわせて、職場環境の改善と離職防止のためにどのような支援を行っているのか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護労働安定センターが実施した平成30年度調査によりますと、平成29年10月から30年9月までの介護職員の離職率は、本県では18.5%と、全国の15.4%と比べ3.1ポイント高くなっておりまして、介護職員の離職防止が課題となっております。

このような状況を踏まえまして、介護職員の定着に向けた環境整備の一環として、議員から御指摘のありましたように、介護サービス事業者に対し、見守り支援などを行う介護ロボットの導入経費の一部を補助する事業を今年度から実施し、これまでに特別養護老人ホームなど31の事業所から応募があったところでございます。

介護ロボットの導入につきましては、職員の負担軽減や業務の効率化を図り、ひいては、介護職員の離職防止や生産性向上などが期待できると考えておりまして、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 よろしくお願ひします。

この項目最後に、重度障がい者（児）への医療費公費負担制度についてであります。

昨年度2月の定例県議会で、当時、自民党の会派会長でございました山下副議長の代表質問に対しまして、「外来の現物給付の実施に向けて検討を進める」と答弁をされたわけですが、今現在、どのような検討状況にあるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 重度障がい者（児）医療費公費負担制度につきましては、実施主体である市町村からの要望や、県議会における請願の採択状況を踏まえまして、現物給付

化に向けた検討を進めております。

具体的には、この4月に市長会と町村会から推薦された7市町と県による検討会を設置しまして、外来の現物給付の導入により、現在の煩雑な償還手続や立てかえ費用などの利用者の負担を軽減する方向で、県の補助スキームや実施手順等について検討を重ねているところでございます。

あわせて、先進県の状況から、補助対象の医療費総額が、毎年、県・市町村で億単位で増加する可能性もございますので、将来に向けて安定的に制度を運営していけるよう、財政負担への対応についても検討しているところでございます。

引き続き、諸課題を整理しまして、重い障がいのある方の願ひにできるだけ早く応えられるよう、取り組んでまいります。

○右松隆央議員 さきの答弁によりますと、実施は早くとも令和2年度中になるものと想定をしているとのことでありまして、諸課題はいろいろあるかと思いますが、整理をしていただいて、引き続きの取り組みをよろしくお願ひします。

次に、本県の医療政策について伺ってまいります。

まずは、県内の公立病院の経営状況についてであります。

地方自治体が運営する公立病院は、言うまでもなく、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を果たしていただいております。不採算医療も提供しなければならない公的医療機関の使命に加え、全国的に見ても、医師不足の地域では、持続可能な経営を確保し切れしていない病院も数多く存在しているのが事実であります。

そのような中、総務省は、平成27年3月に新公立病院改革ガイドラインを示し、各公共団体に対しまして、新公立病院改革プランを策定の上、経営改革に取り組むように要請しておりました。現在、地域医療構想の調整会議での議論の中で、各病院それぞれ経営改革に向けて具体的な取り組みを進めていると、そのように認識いたしております。

そこで、厳しさを増す県内の公立病院の収支状況の推移と、県としてどのような助言、支援をしているのか、御認識も踏まえまして、総務部長に伺います。

○総務部長（武田宗仁君） 県内市町村立の病院の収支につきましては、平成25年度に13病院で計4億6,400万円余の赤字に対し、29年度は14病院で計9億7,300万円余の赤字となっております。

また、一般会計からの繰入金は、平成25年度が23億7,000万円余に対し、29年度は30億7,000万円余と増加している状況であります。

公立病院においては、患者数の減や医療従事者の不足により収益が伸び悩む中、病院の維持運営に多額の費用を要しており、非常に厳しい経営環境下にあると認識しております。

議員御指摘の新公立病院改革プランについては、全ての市町村立病院で策定済みであり、今後、このプランを踏まえ、地域医療構想調整会議を活用するなど、地域のコンセンサスを得ながら、各病院において、経営改革に向けた具体的な取り組みを進めることとしております。

県としましては、今後とも、各種制度の周知・紹介や病院間の情報共有など、各公立病院の適切な運営に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 公立病院改革の調査報告書、

その中にさまざまな提言がされております。引き続きの御支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、遠隔医療について伺ってまいります。

I C Tの有効活用は、現在、国を挙げて、さまざまな施策に登場してくるわけですが、医療をめぐるI C T活用の状況も今、大きく変わりつつあります。

国は、昨年、診療報酬改定でオンライン診療の科目を新設しています。ただし、算定には一定の要件を満たす必要がございます。例えば、初診から半年間は同一の医師による対面診療が行われていること、対象は糖尿病などの生活習慣病や小児医療、難病外来など、ルールが明確になっております。

そこで、福祉保健部長に、本県におけるオンライン診療の取り組みがどのような状況にあるのか、また、今後の取り組みの方向性について伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県で、オンライン診療を行うとして保険診療の届け出が確認できるのは、ことし9月1日現在、宮崎東諸県医療圏に4機関、日南串間医療圏に1機関、西都児湯医療圏に1機関の計6つでございます。

議員御指摘のとおり、オンライン診療料として診療報酬の算定可能な患者は、小児科療養、難病外来、生活習慣病などがございます。また、算定に際しましては、御指摘の点も含めて、さまざまな要件が定められているところでございまして、県としましては、オンライン診療は、医師不足に悩む地域などの効率的な医療の提供や在宅医療の推進に有効なツールになると認識しております。

このため、効果的な導入例や技術開発の状況を注視しながら、その利活用について検討してまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、利活用はちゃんと進めていただきたいと思います。

この項目最後でございますが、新聞等でも報道されましたけれども、宮崎大学医学部の卒業生で、地域枠で入学したにもかかわらず、県外に就職をした問題であります。

一般入試ではなく、県内の病院で働くことを前提とした地域枠並びに地域特別枠は、もちろん制度に強制力はないとはいえ、入学時にきちんと承諾をして推薦を受けていることから、臨床研修先や、研修後も宮崎の医療を支えていくという道義的な縛りは当然あるというふうに考えております。

地域枠の4人に1人に当たる26名が県外に流出し、仮にその後も宮崎に戻る意思がないとすれば、現在、我々が医師不足対策に県を挙げて全力で取り組む中、これは看過できない事態ではないかと考える次第であります。また、臨床研修先も県外を選んだ学生がいると伺いました。

厚労省もこういった事態を重く見て、採用した病院名を公表するとともに、改めて病院側に、地域枠の要件から外れた学生をマッチングしないように周知をする、そして、マッチングした病院に対しては、補助金の減額や研修医の採用の人数を減らすなど、ペナルティーを導入するとしております。

そこで、地域枠で入学した学生が、卒後臨床研修や勤務地で県外を選択しないように、本県としてはどのような対策を講じていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ことし4月現

在で、宮崎大学医学部地域枠及び地域特別枠推薦で入学し、医師となった105名のうち、26名が県外で勤務しているところでございまして、県としても厳しい状況であると受けとめております。

これらの医師は、県内で地域医療に従事することを約束しておりまして、議員御指摘のとおり、地域枠制度の趣旨に基づき、県内で地域医療に従事する責務を負うと考えております。

このため、これまでも県と宮崎大学医学部では、出願時の面接と誓約書により、本県の地域医療を支える意思を確認するとともに、入学後も対象者に対しまして、本県の地域医療を守る使命感を高めるための働きかけ等に取り組んできたところです。

さらに、今年度からは新たに、宮崎大学医学部に地域枠卒の若手医師2名を配置しまして、学生や臨床研修医、県外で勤務する対象医師への働きかけを強化することとしております。

今後とも、宮崎大学医学部や県教育委員会等の関係機関と連携して、本県の医師確保のため、地域枠で入学した医師が県外へ流出しないよう、全力で取り組んでまいります。

○右松隆央議員 御承知のとおり、九州で唯一、医師少数県に指定されております。地域枠のさらなる拡大と、その後の適切な対応をよろしく願います。

次に、県内のインフラ整備について伺ってまいります。

まずは、橋梁やトンネルなどの老朽化対策であります。

国や自治体が進めている老朽化点検は、山梨県の笹子トンネルでの天井板の崩落事故を受けて道路法が改正され、2014年から、5年に一度、義務づけられておりまして、ことしの4月

からは2巡目に入ることになります。

損傷の度合いで、緊急措置段階に当たるレベル4、早期措置段階のレベル3、予防保全段階のレベル2、そして健全のレベル1と、4段階に分類されることとなっております。

そこで、本県では、国交省の資料によればレベル4はないようでございますが、老朽化に伴う施設の状況はどうなっているのか、そして、現在の取り組みについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県が管理する道路には、橋梁が2,020橋、トンネルが119カ所あり、平成26年の道路法改正に伴う点検要領に基づき、昨年度までに全ての施設の点検が完了したところです。

その結果、早期に措置が必要とされるレベル3は、橋梁では219橋、トンネルでは63カ所となっております。

このうち、調査・設計など、その対策に着手している橋梁は約40%の87橋、トンネルは約48%の30カ所であり、今後も引き続き、未着手の箇所も含め、計画的に進めていくこととしております。

○右松隆央議員 同じように、インフラの長寿命化が課題となる中、予防や保全を行うことが極めて重要になってまいります。御承知のとおりですが、コンクリートの亀裂や鉄筋のさびつきを防ぐような手入れを怠れば、劣化が早まって、当然に更新費がかさみ、国の推計では、維持管理費の最大値が3.3倍に膨らむといった数字も出ております。

そこで、インフラの長寿命化対策を今後どのように進めていくのか、改めて県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 高度経済成

長期以降、集中的に整備された橋梁やトンネルなどの道路施設は、今後、その老朽化が急速に進行し、維持補修費や更新費が一定期間に集中するなど、財政的負担の増大が懸念されております。

このため県では、道路施設ごとに長寿命化修繕計画を策定し、計画的にその対策を進めており、5年ごとの定期点検を行い、施設の状態に応じた補修を実施しているところです。

具体的には、損傷度の高い施設や同一施設内にある軽微な損傷箇所の補修を行うなど、予防保全型の維持管理にも取り組むことで、予算の平準化やライフサイクルコストの縮減も図ることとしております。

今後とも、必要な予算の確保に努め、道路施設の長寿命化対策を着実に推進し、県民の安全・安心な暮らしの確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 引き続き、計画的な対策をよろしく申し上げます。

続きまして、効率的な道路管理について伺います。

今、先進自治体では、AIを活用して道路の損傷箇所を見つけて、修繕が必要かどうかの判断を自動で行うシステムを運用しているところがあります。道路管理の効率化が目的で、専用のアプリを入れたスマートフォンを道路パトロール車に搭載し、撮影した路面をネットで転送する仕組みでございます。職員の目視点検で、見落としがちな箇所もカバーできるようになりまして、損傷の早期発見で、事故防止とコスト削減につながる利点もあろうかと思っております。

そこで、本県においても、効率的な道路管理を行うためのAIなどを活用した新技術を積極

的に導入する考えがないか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 道路施設の点検や調査へのAIなどを活用した新技術の導入は、人手不足への対応が喫緊の課題となっている中で、適切な管理を継続するとともに、さらなるコスト削減を図るため、大変有効な手段であると考えております。

議員御指摘のとおり、現在、その技術について、国を中心に産学官が連携して開発が推進されているところであり、他県では、AIを活用し、道路の損傷状況を自動で判別するシステムが導入されるなどの事例が見られております。

本県としましても、これら新技術の開発の動向や先進事例等を参考にしながら、AIなどを活用した新技術の導入について検討してまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、さまざまな検討をよろしくお願いいたします。

次に、本県の森林政策について伺ってまいります。

まずは、効率的な松枯れ調査についてであります。

本県と同様に、海岸線に防災林として松林を持つ静岡県では、民生品のドローンを使った松枯れの被害調査に成功したとの報道を目にしました。ドローンを使った森林調査は、各地で研究が進んでいるようではありますが、松枯れの調査手法の確立は、全国でも初めてとのことでもあります。

松枯れの判断は、まずドローンで撮影した写真を合成して、松林の立体画像を作成し、その画像をもとに、カメラが取り込んだ光の波長から木々の光合成のぐあいなどを調べる計算が、ソフトウェア上で行われ、松の健全度が色分け

されて平面図上に表示される仕組みとなっております。その精度は83%とのことでもあります。

人を配置して行う今までの地上調査は、50ヘクタール当たり平均17日かかっていたところが、この手法であれば1日で済むと。そして、費用も、従来1ヘクタール当たり1万4,000円だったところが、2,000円まで削減できるとのことでした。省力化、コスト削減の面でも、際立った成果だというふうに考えております。

そこで、本県での松くい虫の防除対策においても、被害木の調査にドローンを活用してはどうかと考えますが、環境森林部長に見解をお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県では、民有林における松くい虫の被害量が、平成27年度に約5,000立方メートルに急増いたしました。無人ヘリによりますきめ細やかな薬剤散布や、伐倒駆除の対象区域を拡大するなど、対策を強化しました結果、昨年度は約700立方メートルに減少しております。

対策のうち伐倒駆除につきましては、現在、多くの労力や時間をかけて、地上からの目視による被害木の調査を行っております。

議員から御提案のありました、ドローンによる空撮画像を解析して被害木を特定する方法は、調査の省力化、低コスト化に有効であるとされておりますが、精度のさらなる向上の余地もあるところであります。

このため、今後も情報収集に努めますとともに、松林を管理する国や市町村、民間団体等とも連携しながら、研修会を開催するなど、本県における活用について検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 検証を重ねていただいて、効

果が確認できれば導入をしていただければと思っております。

引き続き、森林管理にA Iを活用するスマート林業の推進について伺います。

今年度から、所有者不明の森林も含め、不在村など整備をする人がいない私有林を市町村が管理する森林経営管理制度がスタートいたします。これを受けて、人工知能(A I)を活用して把握した森林情報を提供するなど、市町村の支援に乗り出す県が出てまいりました。

管理や経営計画の策定に伴う負担増が以前から指摘されておりましたが、その県では、樹木の種類や樹齢等を把握したり、木材量を推定したりするなどして、市町村に情報を提供し、作業の効率化につなげてもらおうと考えているようでございます。

そこで、本県でも、森林管理にA IやI C Tを活用して、作業の効率化や省力化を図るスマート林業をどのように推進していく考えであるのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 林業就業者が減少・高齢化している中、スマート林業の実現は大変重要であると考えております。

このような中、本県におけるA IやI C Tを森林管理に活用した取り組み事例といたしましては、県の林業技術センターにおきまして、広範囲の樹木を一度に計測できる地上レーザー測量や、中部農林振興局が主催いたします山会議におきまして、ドローンを用いた苗木運搬の実証試験に取り組んでおります。

また、児湯広域森林組合におきましては、森林資源の把握や作業道の計画において、現地調査が不要となる航空レーザー測量の実証試験が進められております。

県といたしましては、森林管理業務の負担軽

減につながりますよう、今後とも、市町村を初め関係機関と連携しまして、本県に適した技術の早期実用化やその普及などにも努め、スマート林業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 部長がおっしゃったとおり、スマート林業の取り組みは極めて重要でありますので、ぜひ、引き続き積極的な推進をよろしくお願いします。

次に、本県の農業政策の中で、和牛遺伝資源の保護について伺います。

日本の宝である和牛の遺伝資源を徳島県の畜産農家が中国に流出させた事件は、国内に大きな衝撃を与えました。流通ルートの解明の中で、この畜産農家は、計5回、中国に受精卵や精液を流し、そのうち4回は、実際に中国に渡っていたと見られております。

同容疑で一緒に逮捕された大阪府の焼き肉店の店主は、知り合いに指示をして、大阪府の港から中国・上海に運んでおり、1回数百万円で取引がされていたようであります。

現状では、和牛遺伝資源の輸出そのものを禁じる法律がございませんから、検疫を受ける義務を怠ったとする容疑を適用させております。

国もこの事態を重く見て、農水省の「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」での「中間取りまとめ」におきまして、1つは、流通履歴に関する帳簿等への記録と保管の義務づけの検討、2つ目に、受精卵の生産情報等の定期的な把握、3つ目に、精液や受精卵の容器となるストロー等への基本情報の表示義務化の検討、そして4つ目に、地域による管理体制の構築として、我が畜産王国宮崎県の精液流通管理システムが、全国で模範となる先進事例として紹介されております。

そこで、農政水産部長に、和牛遺伝資源の保護として、本県の県有種雄牛の管理体制についてお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 生産者や関係者の長年の努力により改良が進められてきた我が国の和牛遺伝資源が、海外へ不正に流出することはあってはならないと考えております。

本県におきましては、県民共有の財産であります県有種雄牛精液の適正な管理は大変重要との考えから、宮崎県家畜改良事業団と関係者が一体となって、製造から流通、利用までの情報を一元管理できるシステムを整えております。

具体的に申しますと、事業団が管理しますデータベースに、精液の製造や譲渡に関する情報が記録されており、授精師が精液を使用し、証明書を発行すると、その情報が事業団に送信され、精液の使用状況や在庫状況が常に把握できる仕組みとなっております。

議員御指摘のとおり、このシステムは、国の検討会において、先進的な取り組みとして紹介されたところでございます。

現在、国においては、家畜改良増殖法の改正を視野に、精液等の管理の厳格化が検討されておりますことから、その動向を注視しながら、引き続き適正な管理に取り組んでまいります。

○右松隆央議員 引き続き、適正管理をよろしくお願いしたいと思います。

次に、ことし6月1日に施行された、所有者不明地の地域活用における特別措置法について伺います。

所有者が不明な宅地や農地などは、全国で九州の面積を上回る約410万ヘクタールあるとされております。

今回の特措法は、手続を踏めば、地方自治体のほか、企業やNPOなども土地を利用できる

として、登記簿などで所有者を調べ、見つからなければ、活用計画を都道府県に提出し、知事が審査し、公益性が確認されれば、最長10年の使用権が認められる内容となっております。

そこで、県土整備部長に、所有者不明地の地域活用における特別措置法が施行されたことを受けまして、本県ではどのような活用を想定しているのか、お伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 特措法の目的の一つであります地域福利増進事業につきましては、地域住民の利便性の向上に資する施設等を幅広く対象としており、活用後の原状回復や一時的な利用を前提としているものの、防災施設の敷地や周辺地域で不足している小売店舗のほか、公園や公共事業による仮設道路、自治会が設置する集会所などへの利用が考えられるところです。

今のところ、本県での事業の動きはありませんが、今後、県に申請がなされた際には、事業の公益性や事業者の適格性等について、市町村の意見も参考にしながら判断していくこととなります。

県といたしましては、この法律が公共事業の迅速化や柔軟な土地利用に資することから、引き続き市町村等への周知を図りながら、適正な制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 周知のほうは、ぜひ引き続き図っていただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは次に、投票率の向上につきましてお伺いしたいのですが、投票率の低下は、私自身、厳しく受けとめております。政治を託せる人に一票を投じる行為は、言うまでもなく、民主主義の根幹をなすものであります。投票率の

向上のためにいかに取り組んでいくか、3年前の公選法の改正で解禁された——これは一例でありますけれども——親の姿を見て選挙を身近に感じてもらう子連れ投票、そして、幼少時からの学校現場での主権者教育も含めて、議会はもとより、国や自治体を挙げて取り組むべき大きな課題だと認識いたしております。

宮崎県議会でも、私たち議員が県内の高校を訪問して、議会を身近に感じてもらうための出前講座を積極的に開催しております。

今年度は加えて、若者の投票率向上のために各大学を訪問して、その際に、傍聴を呼びかけていくことはもちろんでありますけれども、こういったことに取り組めるのか、大学側と主体的に話し合う場にもなるのかなと思っております。

その中で、今回は投票所の利便性を高める本県の取り組みについてでございますが、県内における移動投票所の活用状況と、いろいろと課題もあろうかと思えます。今回の参院選から法改正で取り組めることになった共通投票所の制度につきまして、今後、どのように取り組んでいかれる考えであるのか、よろしく御答弁お願いします。

○選挙管理委員長職務代理者（米良政美君）

お答えをいたします。

移動投票所の設置につきましては、都城市において、ワゴン車を使った移動式期日前投票所を導入しまして、今回の参議院議員選挙では120名の方が利用いたしております。

また、三股町では、移動投票所ではございませんが、期日前投票所までの移動支援のために、コミュニティバスの運賃の無料化に取り組んでおります。

一方、投票日当日に事前に決められた投票所

以外で投票できる共通投票所の設置につきましては、市町村における二重投票を防ぐためのシステムの整備費用や人員体制の確保などが課題となっております。これまで県内での活用事例はございません。

県選挙管理委員会といたしましては、さまざまな課題がある中ではございますが、市町村向け研修会で全国の先進事例を紹介するなど、投票機会の確保を図るための情報提供に努めるとともに、国に対して必要な要望を行うなど、地域の実情に応じた投票環境づくりを支援し、投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○右松隆央議員 ありがとうございます。引き続き、投票率の向上のために御尽力をよろしくお願いします。

次は、本県の教育政策について伺います。

文科省は、ことしの3月26日に、来年度から小学校で使われる教科書の検定結果を公表しております。学習指導要領が約10年ぶりに見直されたことを受けまして、5年生と6年生では英語の教科書が初めて検定対象となっており、ほかの教科書の多くも全面的に改訂され、私も過去の一般質問で取り上げましたが、主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの要素が盛り込まれております。

そこで、教育長に、今回の小学校で使用される教科書の検定結果において、学習指導要領の改訂を受け、どのような特徴となっているのか、また、社会の、領土に関する記述も含めてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 小学校において来年度から使用いたします教科書の特徴ではありますが、具体的には、まず、知識を習得するだけではなく、学びのプロセスを重視し、話し合い活

動を促すような対話形式の記述がふえております。それに伴いまして、ページ数も1割程度ふえております。

また、来年度から初めて使用される外国語科の教科書では、日常生活で実際に使用する場面を設定するなど、コミュニケーション能力の育成を目指した工夫がなされているところであります。

さらに、お話にありました社会科の教科書でございますけれども、北方領土や竹島、尖閣諸島に関する内容が取り上げられておりまして、「我が国の固有の領土」と明記されております。

県教育委員会といたしましては、このような教科書の特徴を生かして、知識偏重ではなく、知識を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の能力の育成に努めてまいります。

○右松隆央議員 新しい教科書とともに、児童生徒の——先ほど教育長が答弁されましたが——課題を解決する力の醸成に大いに期待をしているところでございます。

引き続き、小学校高学年における教科担任制についてであります。

小学校では、学級担任が大部分の教科を教える学級担任制が一般的であります。しかしながら、来年度から新学習指導要領が全面実施されることに伴いまして、課目によって専門教員が複数の学級を持つ教科担任制の推進で文科省は方針を固めて、中教審に諮ったところでございます。

そこで、教育長に、小学校高学年における教科担任制についてどのように取り組んでいかれる考えか、お伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 小学校における教科

担任制の導入や専科教員の配置につきましては、教員の専門性を生かした質の高い指導を可能とするとともに、学級担任等の空き時間が確保できるなど、教員の働き方改革につながるものであります。

現在、県教育委員会といたしましては、国からの加配定数を活用しまして、外国語専科等の専科教員を配置しているところでございます。

今後は、学級担任等が国語、算数など一部の教科を分担し合う一部教科担任制について研究を深めながら、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 中学へのスムーズな移行も含めて、積極的な推進をよろしくお願いします。

引き続き、小学校におけるICTの環境整備についてであります。

先日、情報化推進対策特別委員会におきまして、西米良村の村所小学校を訪問しました。黒木村長みずから学校に来られまして、学校の取り組みや西米良村の紹介もしていただきましたが、本当にすばらしい取り組みで、感銘を受けた次第であります。

タブレットPCは全生徒に整備されておりまして、各教室に設置された電子黒板と画面も連動し、まさに最先端の学習プログラムを導入されております。児童生徒の確かな学力の定着、そして大事な情報活用能力の向上を目指す上において、西米良ならではの取り組みは非常に参考になるものでございました。

そこで、教育長に、本県の教育現場におけるICTの環境整備はどのような状況であるのか、お伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） Society 5.0時代が到来しようとする中でございますが、学校現場におきましては、先端技術の活用の促進

が求められているところでもあります。

新学習指導要領におきましても、情報活用能力が言語能力と同様に学習の基礎となる資質・能力の一つとして位置づけられておりまして、ICT環境の整備の充実が図られるよう明記されております。

そのような中、県内の公立小学校におけるICT整備の状況につきましては、平成30年度末現在、教育用コンピューター1台当たりの児童数は、全国平均の6.1人に対して、本県は5.9人、そして普通教室の無線LAN整備率は、全国平均の43.1%に対して、本県は45.4%でございます。いずれも全国平均を上回っており、その整備状況は年々高まってきている状況にあります。

県教育委員会といたしましては、今後も、ICT環境のさらなる充実が図られるよう、県内全ての市町村に対して、あらゆる機会を捉え、積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 もう一つ、ICTを活用した不登校児童生徒への取り組みであります。

これから検証が必要であるでしょうけれども、島根県では、ICTを使い、不登校児童生徒の自宅学習を遠隔で支援する取り組みを始めることとなります。6月定例県議会で600万円の補正予算が通っておりまして、計画では、児童生徒が好きな時間に自宅でパソコンを使い、インターネットを通じてキャラクターとの対話形式で学べるソフト「すらら」を活用し、元教員を配置して、ネットを通じて見守っていくという形でございます。

そこで、教育長に、本県において、不登校児童生徒への学習支援をICTを活用してできないものか、伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、各学校では、不登校の児童生徒に対して、学級担任等が家庭訪問を行い、一人一人の状況に応じた課題を与えるなどして、自宅学習の支援を行っております。

議員から御指摘いただいた、学校外におけるICTを活用した学習活動につきましては、対人関係の構築が難しい児童生徒にとっては、自分のペースで学習できますことから、安心して取り組めることが効果として考えられ、結果、教職員の負担の軽減につながることも期待される所でございます。

このため、県教育委員会といたしましては、不登校児童生徒へのICTを活用した学習のあり方について、先進県の取り組み状況も参考にしながら、一人一人に応じた支援の充実を努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 もう一点、ICTを使ったいじめの対応についてであります。

今、全国の学校でのいじめの対応の中で、匿名で通報できるアプリの導入が進んでおります。

そこで、本県もいち早く「ネットいじめ目安箱」を導入したわけでありましてけれども、児童生徒がいつでも簡単にいじめを通報しやすくなるように、さらに改良を重ねることができないものか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 本県におきましては、平成21年度から、インターネット上に「ネットいじめ目安箱」を開設しておりまして、パソコンやスマートフォン等のメール機能を利用し、誰でもいじめについて相談できる体制を整えております。

また、昨年度は、SNS等での書き込み内容を画像で投稿できる機能を追加するなど、より

相談しやすいように技術的な改善を行ったところでもあります。

議員から御指摘いただいた、スマートフォンのアプリを利用した相談につきましては、リアルタイムに双方向でやりとりができたり、児童生徒が気軽に悩みを訴えたりすることができるなど、いじめの早期発見・早期対応に効果があるものと認識しているところであります。

今後、他県の事例や各種相談アプリ等を調査するなどして、ICTを効果的に活用し、できる限り問題解決に対応していけるよう、「ネットいじめ目安箱」の改善に努めてまいります。

○右松隆央議員 この項目最後に、教職員の働き方改革に伴う学校閉庁日について伺ってまいります。

学校の先生も夏休みをしっかりとってもらいたいと、文科省は、夏休み期間中にまとまった学校閉庁日を積極的に設けるようにとの通知を、各都道府県教育長宛てに7月に出しております。

そこで、本県における県立学校に勤務する教職員の昨年の年次有給休暇の取得日数はどうであったのか、また、学校の閉庁期間の拡大についてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 昨年の県立学校教職員の年次有給休暇の平均取得日数は、12.5日でありました。

次に、本年度の学校閉庁日につきましては、県立学校では、94%に当たる47校が夏季休業中に実施しておりまして、期間は35校で3日間、12校で4日間設定しております。

また、市町村立学校では、全ての市町村が実施しておりまして、夏季休業中に16市町村が3

日間、9市町村が4日間、さらに1つの市で、夏季と冬季の休業中に、合わせて6日間設定しております。

学校閉庁日は、県内一斉の取り組みの一つとして、原則、講習や部活動などの業務を行わないこととしておりまして、休暇取得を促進する上で有効な取り組みであると考えております。

県教育委員会といたしましては、文部科学省の通知の趣旨も踏まえ、学校や地域の実情に応じて、まとまった休日が確保できるよう、学校閉庁日の時期や期間及び年間を通しての計画的な休暇の取得等について、さらに積極的に、各学校や市町村教育委員会に働きかけてまいります。

○右松隆央議員 引き続きの取り組みをよろしくお願いします。

最後の問いとなりました。犯罪被害者の支援についてであります。

さまざまな犯罪が日常的に発生する中で、犯罪被害者やその御遺族をいかに支援していくかは極めて重要なことであります。

警察庁の犯罪被害者等施策の中で、都道府県における犯罪被害者支援条例の制定状況を確認させていただきました。

条例の制定は17道府県にわたっておりまして、直接的な犯罪被害者支援条例でなくとも、安心・安全なまちづくり条例等に支援項目を盛り込んでいるのが16府県と、合わせて33道府県が、犯罪被害者等の支援について社会全体で取り組む環境を整備しているところであります。

本県は、条例では対応していない状況でありまして、私は、明確に条例での位置づけをしていく必要があると考えております。

そこで、これは知事に、本県として、犯罪被害者支援条例を制定するお考えはないのか、お

伺います。

○知事(河野俊嗣君) 犯罪被害者やその御遺族等が早期に被害から回復し、日常生活を取り戻されることは、大変重要な課題であると認識しております。

このため、犯罪被害者等の支援につきましては、平成26年度に改定しました「宮崎県人権教育・啓発推進方針」におきまして、重要な人権課題の一つとして位置づけるとともに、施策の方向性を明示し、市町村や犯罪被害者支援センターなど関係機関とも連携を図りながら、全庁的に支援に取り組んできているところであります。

しかしながら、現在もさまざまな犯罪が後を絶たず、被害者や御遺族等は、犯罪による直接的な被害だけでなく、それに伴い生じる精神的なショックや再度の被害への不安、周囲の好奇の目など二次被害にも苦しみ、社会から孤立する状況も見られます。

私も知り合いの弁護士から、こうした犯罪被害者に直接話を聞いたときの状況を伺いましたが、その弁護士自体も精神的なダメージを受けてしまいそうなほど、被害者の方が大変闇に包まれてしまっている。そういう厳しい状況というものを伺ったことがあります。

社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない支援が行われますよう、今後、犯罪被害者等支援施策のあり方につきまして、条例の制定も含め、検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 知事のおっしゃったとおりでございます。犯罪被害者等を支える社会形成の促進は重要であると認識しておりますので、ぜひ取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。

以上で、私の代表質問の全てを終了させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党、外山衛でございます。

それでは、通告に従いまして代表質問を行います。

知事は、3期目の選挙におきまして、本県にとって人口減少対策が喫緊の課題であり、これに徹底して取り組むことを公約の一つに掲げられました。

平成27年から平成30年の4年間を見ても、本県の人口は、毎年7,000~8,000人というペースで減少しており、人口減少に伴う影響が、既に地域生活や経済活動といったさまざまな面で顕在化してきております。避けられない人口減少、この大変困難な時代のかじ取りを託された知事の手腕が問われていると考えます。

このような中で、先月下旬、県総合計画審議会から、平成27年度から30年度の4年間に推進された、県総合計画アクションプランの取り組みに対する政策評価について答申がなされました。

その概要を見ますと、東九州道などの交通インフラ整備、世界農業遺産やユネスコエコパークの登録、フードビジネスの展開など、一定の

成果が見られる一方で、少子高齢化や人口減少が想定以上に進行し、労働力の確保や福祉・医療の充実などがこれからの課題であると、指摘をされております。

政策提案で知事が掲げた「安心と希望あふれる未来」を実現していく上でも、こうした大きな課題にもしっかりと向き合っていく必要があるものと考えます。

そこでまず、今回の政策評価の答申を受けた所感について、知事に伺います。

続いて、知事が一丁目一番地の課題として掲げられた人口減少対策について伺います。

子育て支援や若者の定着促進などに取り組む「人口問題対策プログラム」は「B」の評価でありました。出生数の減少や若年人口の流出に加え、人手不足の顕在化など、人口減少に伴う影響が深刻さを増す中、生活の維持や将来に対する不安の声が高まっております。

6月議会におきまして、新たなアクションプランに加え、人口減少対策を加速化するため、30億円の基金が設置されたところでありますが、問題は、この基金を活用しながら具体的な取り組みにつなげ、いかに成果を上げていくかであります。

全国の自治体が共通して直面する大変困難な問題であるということは、私も認識しておりますが、この人口減少対策基金も活用しながら、知事は今後どのように進めていかれるのか、意気込みについて伺います。

以上で壇上からの質問は終わり、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、政策評価の答申についてであります。

今回の政策評価につきましては、昨年度が前

のアクションプランの最終年度であったことから、設定した目標値の達成状況などを踏まえ、4年間の取り組みに係る総括的な評価をいただいたところであります。

評価結果としましては、8つのプログラムのうち、成果が出ているとしてA評価が2つ、残りの6つについては、一定の成果が出ているとしてB評価を受けたところであります。あわせて、少子高齢化や人口減少の進行に伴い顕在化するさまざまな課題について、今後より踏み込んだ対応を検討するよう、御意見をいただいたところであります。

私としましては、一定の成果が出ていることに手応えを感じながらも、これで満足するのではなく、さらによりよき県政運営を目指して、またさらに上の目標値を目指して取り組んでいくとともに、審議会からいただきました御意見などを真摯に受けとめ、新たに策定したアクションプランに掲げる施策の着実な展開に生かしてまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策についてであります。

本県では、高齢者が多いという人口構造上の問題から、人口減少は当面続いていくと思われませんが、その減少幅を少しでも緩やかにし、影響を抑えていくこと、そして、我が国全体が右肩上がりの時代から緩やかな下り坂の中での成熟社会へ向かう中で、本県を将来にわたって持続可能な地域としていくための土台づくりを進めることが、今後4年間で私に課せられた使命であると考えております。

このため、人口減少対策基金を設置し、移住支援金を初め、基金を活用した事業に着手したところでありますが、この基金をより効果的に活用するためには、市町村ともしっかりと連携を図り、直面する課題を共有するとともに、地

域の実情に応じた対策の方向性を見出していくことが大変重要であると考えております。

私自身も各市町村長と直接、意見交換を行っておりますし、県と市町村職員によります「人口問題対策研究会」を設置し、全市町村と意見交換を実施するなど、検討を進めているところであります。

このような取り組みを通じまして、今後とも、県議会を初め、市町村や民間の御理解、御協力もいただきながら、私が先頭に立って人口減少対策を展開し、安心と希望あふれる宮崎県を築いてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 人口減少対策につきましては、大変困難な問題だと思っておりますが、ぜひ、この30億円の基金を有効に活用していただきたいと思っております。

アクションプランの個別のプログラムについて、何点かお伺いしたいと思っております。

まず、「地域経済循環構築プログラム」についてであります。

このプログラムは、主に地域経済の循環促進や地域資源・エネルギーの循環促進などに取り組むものでありますが、プログラム全体の評価は「A」となっております。

そこで、地域経済循環構築プログラムについて、特にどのような点が評価されてA評価となっているのかを、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 御質問のプログラムは、地域経済を牽引する中核的企業の育成を初め、県内企業の連携強化や取引拡大、地産地消の推進による県内需要の喚起等を通じて、県外から外貨を稼ぐとともに、それを地域内でしっかり循環させる仕組みづくりを進めるものであります。

このプログラムには、重点指標といたしまして、財貨やサービスの移輸出・移輸入の状況を示す県際収支を掲げておりますが、移輸出額が伸び、この赤字幅が大きく改善したことに加え、成長期待企業等の認定数、経営革新承認件数など、多くの取り組み指標が目標を達成し、A評価となっております。

一方、稼いだ外貨を県内で循環させ、経済活性化につなげるシステムをつくっていくためには、地産地消のさらなる推進やフードビジネスの振興などに取り組んでいくことが、引き続き重要であると考えております。

○外山 衛議員 続きまして、「観光再生おもてなしプログラム」についてであります。

このプログラムは、魅力ある観光地づくりやスポーツランドみやぎの推進、外国人観光客やMICEの誘致等に取り組むものであります。プログラム全体の評価は「B」と、前年度の「C」から改善はしておりますが、「観光再生おもてなしプログラム」につきましては、どのような点が評価されてB評価となっているのかを、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 今回の「観光再生おもてなしプログラム」に対する政策評価につきましては、観光入り込み客数や観光消費額が増加したことにより、一定の成果が見られるとして、「B」の評価をいただきました。しかしながら、その一方で、外国人観光客の誘客や受け入れ体制整備に課題があるとの御指摘もいただいたところであります。

県といたしましては、これらの指摘を踏まえ、マーケティングの手法も取り入れながら、海外市場に応じた効果的なプロモーションの実施や受け入れ環境の整備、さらには、地域の観光をリードする人材の育成など、将来を見据え

たさまざまな施策を進め、恵まれた観光資源を生かした選ばれる観光地域づくりに、官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 アクションプラン関連でもう一点伺います。

次に、「いきいき共生社会づくりプログラム」についてであります。

このプログラムは、生活に必要なサービス・機能の維持、福祉・医療の充実、自然との共生や安全・安心なまちづくりなどに取り組むものであります。プログラム全体の評価は「B」となっており、臨床研修医受け入れ数や訪問介護ステーション事業所数が増加するなど、一定の成果が見られますが、県民の生活に直結する重要な項目でありますので、今後も引き続き努力いただく必要があると思われま

す。政策評価の中でも、「日常生活に必要な機能の維持、持続可能な社会の構築に向けたより踏み込んだ対応が求められる」と評価されておりますが、特に、資源が限られた中山間地域では、今後、医療や介護サービスの提供が困難になることも懸念されます。医療や介護は、生活していくために欠かせないものであり、中山間地域に生活する県民の安心を確保するためには、このサービスの維持が非常に重要なポイントとなります。

そこで、政策評価の結果を受けて、少子高齢化と人口減少が進行する中、資源が限られた中山間地域における医療や介護サービスの維持に向けて、どのように取り組んでいくのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 中山間地域では、医療・介護サービスの担い手不足の問題や、量的・質的に資源が限られていること、ま

た、地理的な条件から、サービス提供が効率的に行えないなどといった難しい課題を抱えております。

県ではこれまで、中山間地域における医療・介護サービスの維持に向けて、自治医科大学卒業医師の配置や訪問看護の推進支援などに取り組んできているところです。

今後は、中山間地域で生活する県民の方々の安心確保のために、公立病院や特別養護老人ホームなどを中心としたサービス提供体制を確保していくことが重要だと考えております。

このため、政策評価にも記載があるとおり、「より踏み込んだ対応」ができるよう、それぞれの地域に合った人材確保対策や、より効率的な体制、サービス提供方法の構築などに、市町村等と十分に連携しながら取り組んでまいります。

○外山 衛議員 よろしくお願いたします。

続きまして、国際定期便について伺います。

韓国からの訪日客は、韓国経済の低迷、渡航先の多様化などにより、ことしに入り低調な状態が続いておりますが、これに加えて、徴用工問題に端を発する日韓情勢の影響を受け、日本への旅行を控える動きが出てきております。

日本政府観光局の調べによりますと、7月の訪日韓国旅行者は、昨年同期と比べて7.6%減少しており、8月以降はさらに厳しい数字になるものと思われま

す。このような中、日韓を結ぶ航空路線は、全国的に運休や減便が発生しており、佐賀、大分、熊本におきましては、韓国への路線がなくなるという大変厳しい状況に置かれています。また、お隣の鹿児島でも、大幅に路線が縮小されることとなりました。

本県におきましても、LCCイースター航空宮崎—ソウル線が、9月19日から11月30日までの運休を決定いたしました。その理由と運航再開の見通しについて、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 運休の理由につきましては、航空会社からは事業計画の変更との説明を受けておりますが、その背景には、現在の日韓情勢の影響により、既存の予約のキャンセルや、新規予約の減少による利用者数の低迷があるものと考えております。

運休期間につきましては、航空会社より9月19日から11月30日までと伺っておりますけれども、運航再開の時期につきましては、言及はありませんでした。

韓国人の訪日需要が落ち込み、先行きが不透明な状況でありますので、明確な見通しは申し上げられませんけれども、例年でありまして、冬期にはゴルフ客等の韓国からのインバウンドが増加することから、県といたしましては、冬期の運航再開を期待しているところであります。

○外山 衛議員 LCCにつきましては、今回もいち早く運休を決めるなど、なかなか対応が難しいとは思いますが、運航再開に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、本県の韓国路線は、イースター航空のほか、アジアナ航空が運航しております。アジアナ航空は、同社を傘下に置くクムホ・アジアナグループから売却されることが決定したと聞いておりますが、売却については、現在どのような状況であるのか。また、現在の利用状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） アジアナ航空

は、ことし4月にクムホ・アジアナグループからの売却が決定しております。7月25日には、最大株主でありますクムホ産業が保有する株式などの売却公告が出されたところであります。

今後、10月ごろの本入札で売却先が決定し、本年中には売却作業を終えるものと言われております。県といたしましては、その状況を見守っているところであります。

このような中、日韓情勢の影響により、利用者が大幅に減少しておりますことから、県といたしましては、アジアナ航空や旅行会社と連携し、安価な運賃の設定や旅行商品の造成など、利用促進に取り組んでおりますほか、先月には、私もアジアナ航空の本社を訪問しまして、路線の維持を要望してまいったところであります。

その中で、平成13年の就航から18年間にわたって、厳しい状況があつた中でも運航を続けてきたこと、そこには、お互いに宮崎—ソウル線への強い思いがあつたことを確認したところであります。アジアナ航空からは、今後とも県と力を合わせ、路線の維持に努めていきたいとの言葉をいただいたところであります。

○外山 衛議員 現在の政治情勢は厳しい、難しいものがあると思っておりますけれども、文化、観光、経済など、地域間の交流はしっかりと続けていくべきと考えます。大変厳しい状況とは思いますが、アジアナ航空としっかりと協力して、路線の維持に努めていただくようお願いいたします。

さて、現在、本県の国際定期便は、ソウル線のほか台北線が運航されておりますが、台北線におきましては、本年3月末に週3便から週2便に減便をされています。

また、香港線におきましては、昨年10月末に運休となっておりますが、台北線の利用状況と香港線の誘致活動の状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 台北線につきましては、今年度の4月から7月までの搭乗率は78.4%となり、昨年度の年間搭乗率70.8%と比べ、7.6%上昇しております。台北線は、来年1月に就航10周年を迎えますことから、これを契機としたプロモーションを行うなど、さらなる利用促進に取り組みながら、チャイナエアラインに対し、週3便への増便を引き続き要望してまいりたいと考えております。

一方、香港線につきましては、複数の航空会社に対し運航の交渉を行っておりますが、自治体間の誘致競争が過熱し、売り手市場となっております。高額な運航支援金が前提とされますことから、現時点では再開のめどは立っておりません。

このため、航空会社への誘致活動に加え、観光部門と連携して本県の認知度を高め、香港からのインバウンドの増加を図るなど、本県への渡航需要を高めるための取り組みに、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 最後に、ソウル線、香港線の運休や台北線の減便など、本県の国際定期便は厳しい状況にあると思っておりますが、宮崎空港の国際線の維持・充実に向けて、今後どのように展開していくのかを、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎空港の国際線は、「みやざきグローバルプラン」に基づきまして海外との交流拡大を進める本県にとりまして、大変重要な交通基盤であると考えております。

このため、ソウル線につきましては、本県初の国際定期便として就航し、ことしで18年目を

迎えたところであります。本県にとって欠くことのできない重要な路線であると考えておりますので、大変厳しい状況ではありますが、さまざまな工夫を凝らし、関係者が力を合わせることで、しっかりと維持に努めてまいりたいと考えております。

台北線は、本年3月末に週2便へと減便されましたが、今後、週3便への増便に全力を注ぎ、香港線につきましても、本県への渡航需要の喚起を図りつつ、再開に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

現在、ワールドサーフィンゲームスでありますとか、ラグビーイングランド代表の合宿が行われておりますが、こうした関係者と接しておりますと、やはり宮崎牛を初めとする本県の食の魅力、また、サーフィンやゴルフなどのスポーツ環境、また豊かな自然、しっかりとアピールできる魅力というものの手応えを感じているところであります。

海外における宮崎の知名度は必ずしも高くない状況ではありますが、伸び代と捉え、しっかりとアピールをして需要に結びつけてまいりたいと考えておまして、新規の路線につきましても、中国本土やタイ、ベトナムなど東南アジアの旺盛な訪日需要を取り込むため、まずはチャーター便の誘致を進めるなど、今後とも、本県の航空ネットワークの維持・充実に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 引き続き、路線の維持・充実にしっかりと取り組んでいただくよう、お願いします。

次に、宮崎カーフェリーについて伺います。

宮崎カーフェリーは、本県経済にとって極めて重要な交通基盤であります。しかし、この航

路を維持していくためには、現在老朽化している船舶を更新する必要があると聞いており、そのためには、新船建造の実現が大きな課題になります。

さきの6月議会におきまして、積載台数などの基本スペックや建造費の上振れ、年内の建造契約を目指す旨の答弁があったところであり、現在、新船建造については、運航会社において具体的な検討が進められていると思います。

県内の事業者からは、特に上り便において満船状態が続いており、早期に大型化を実現してほしいとの声も聞いております。

また、本県への観光誘客につなげるためにも、誘客ニーズに合った新船の導入が期待されます。

そこで、現在、どのような新船が検討されているのかを、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新船につきましては、貨物ニーズや旅客ニーズを考慮しながら、運航会社が詳細なスペックを検討しているところでもあります。

貨物につきましては、トラックの積載台数を130台から160台程度に拡大するとともに、トラックドライバーの就労環境の改善のため、ドライバー室の個室化も検討されております。

次に、旅客につきましては、シングルやツインルームなどのプライバシーに配慮した客室を大幅にふやすことが検討されているところであります。

これらのスペックを満たすため、船体を現在の170メートルから190メートル程度に大型化することが検討されているところであります。

○外山 衛議員 新船について、より大きく、より快適で、より豪華など追及することにより、投資額が過剰に大きくなってしまわないか

が心配でもあります。航路を長期的に維持していくためには、会社の経営に見合った投資額であることが大変重要と考えます。

この点につきまして、6月議会におきまして、「経営はおおむね良好であるが、建造費の上振れが見込まれる」旨の答弁がなされております。会社におきましては、新船建造とその資金調達についての検討はされていると思いますが、新船建造に要する経費はどの程度が見込まれるのか、また、資金調達はどうなっているのかを、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 運航会社は、黒字経営が安定して継続できるよう、真に必要な機能を適切に盛り込んだ新船を建造する考えであります。

現在、造船会社との協議を進め、排ガス処理装置やその他の必要な施設についても、詰めの検討作業が行われているとお聞きしております。総投資額は、2隻で170～180億円程度が見込まれているところであります。

資金調達につきましては、金融機関からの融資は、合計で110～120億円程度とお聞きしており、残りの60億円程度につきまして、自己資金や国庫補助などがどの程度確保できるのか、精査されているところであります。

○外山 衛議員 「金融機関からの融資のほか、自己資金などの確保について精査をしている」との答弁でございます。

さきの6月議会におきまして、「建造費について、必要に応じ県からの支援を検討していく」との答弁がございました。

そこで、新船建造に対する県の支援についてどのようにお考えかを、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 長距離フェリー航路は、農畜産物を初めとする県産品を大消費地に

輸送しますとともに、県外からの観光客の誘客にも重要な役割を担う、まさに本県経済の生命線でありまして、その維持のためには新船建造が必要であります。

運航会社は、昨年3月に運航を開始して間もないことから、自己資金の蓄積が十分ではなく、自力で所要資金の全額を確保することは困難ではないかと認識しております。

このような状況の中、運航会社において新船建造を円滑に進めていくためには、不足する資金について、行政としても、貸し付けによる支援を検討する必要があると考えております。

具体的には、今後、運航会社や金融機関と協議をしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、児童虐待問題について伺います。

とうとい子供たちの命が虐待によって失われるといった報道を耳にするたびに、胸が痛む思いであります。

昨年3月に東京都目黒区で発生した、当時5歳の女の子の死亡事件や、本年1月に千葉県野田市において、小学4年生の女の子が、親からの虐待により命を奪われるといった痛ましい事件、さらに先月末には、お隣の鹿児島県におきまして、4歳の女の子が亡くなるという事件がありました。まことに残念でなりません。

国におきましても、児童虐待防止のための法改正などにより対策強化が図られる中、先月8月1日、平成30年度における全国の児童虐待相談対応件数が公表されましたが、その報告によりますと、全国の児童虐待相談対応件数は、前年度比で19.5%増の15万9,850件と、過去最高を更新したとのことであり、大変憂慮すべき状況だと思います。

そこで、平成30年度の全国の児童虐待相談対応件数が公表され、過去最多となりましたが、本県の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県内の児童相談所の平成30年度の児童虐待相談対応件数でございますが、1,379件で、これは前年度の約1.2倍であり、過去最多となりました。

虐待の種別では、「心理的虐待」が787件で最も多く、全体の約6割を占めておりまして、次に、「身体的虐待」が322件、「保護の怠慢ないし拒否」、いわゆるネグレクトが252件、「性的虐待」が18件となっております。

件数が増加した主な要因といたしましては、東京都目黒区や千葉県野田市で発生した児童虐待死事件が大きく報道されたことにより、県民の児童虐待への関心が高まり、近隣住民等からの通告が増加したことなどによるものと考えております。

○外山 衛議員 国は、子供の安全確認を確実にを行うため、「虐待通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子ども様子を確認するなど安全確認を実施する」などのルールを定め、その徹底を全国の児童相談所に求めております。その実施状況を確認するため、国は、平成30年7月20日からことし6月7日までの間に、全国の児童相談所が虐待通告を受けた全てのケースの実施状況について緊急点検を行っており、その結果が8月1日に公表されたところであります。

それによりますと、通告のあった15万3,571人の子供のうち、48時間以内に安全確認がなされた子供は、全体の90.9%であったとのことでありましたが、本県の点検結果について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘の今回の緊急点検の期間に県内の児童相談所が受けた虐待通告は1,095件でございまして、このうち48時間以内に子供の安全を確認できた件数は1,077件でございました。

48時間以内に安全確認ができなかったケースが18件ございましたが、その理由としては、通告の内容が、「鳴き声が聞こえる」といった抽象的なものであり、該当する子供の特定に時間を要したことや、親以外の関係者からの情報により児童の安全が確認され、緊急の安全確認は必要ないと判断したことなどがございます。これらについては、いずれのケースも、その後の訪問調査により、子供の安全を確認しております。

県といたしましては、今後も子供の安全の確保を最優先に、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 今後とも、子供たちの安全を最優先に考え、適切な対応に努めていただきたいと思います。そのためには、児童福祉司の増員や専門職の配置など、増加している児童虐待にしっかりと対応できるための児童相談所の体制強化を図っていただけるよう、お願いいたします。

次に、少子化対策について伺います。

現在、日本の出生者数は年間100万人を下回っており、間もなく90万人さえ下回ろうとしている状況であります。

本県におきましても、年間出生者数は、平成24年に1万人を下回り、平成30年におきましては8,434人と、減少の一途をたどっております。

国立社会保障・人口問題研究所の分析によりますと、約10年後の令和12年には、本県の人口

は97万7,000人になると推測されており、100万人程度の安定的な人口構造を維持するための環境を一刻も早く整えていくことが不可欠であると思います。

「みやざき子ども・子育て応援プラン」を策定し、計画に従って各種施策を進めておられると思いますが、この「みやざき子ども・子育て応援プラン」について、これまでの成果と次期プランの方向性を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 「みやざき子ども・子育て応援プラン」は、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的に、平成27年度に策定しまして、本プランに基づき、子供や子育て家庭に対する支援に、全庁を挙げて取り組んできたところでございます。

プラン策定時から昨年度までの実績において、例えば認定こども園数が42園から179園に増加、周産期死亡率が3.1ポイントから2.7ポイントに改善、保育所等の耐震化率が76.5%から87.5%まで進捗など、一定の成果があらわれている一方で、合計特殊出生率は、直近の平成30年で1.72と、全国3位ではございますが、同年の短期目標1.82は達成できていない状況です。

このため、次期プランの策定に当たっては、合計特殊出生率が目標を達成できていない現状を踏まえまして、課題を分析し、より効果的に少子化対策を実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 子育て支援・少子化対策に特効薬と呼べるような対策はなく、前に進めていくことは非常に困難と思いますが、未来を見据えた計画策定を進めていただきたいと思います。

さて、子育て支援・少子化対策と一口に言っても、例えば、本県と東京都では人口規模や子育て環境が大きく違うため、その対策は異なっています。

県内におきましても、待機児童のいる都市部と中山間地域では、子供を取り巻く環境が全く異なっており、とるべき対策も変わってくるはずであります。

子育て支援・少子化対策を進めていくためには、地域の実情を把握し、きめ細やかな対策を講じることができる市町村の存在は欠かせません。

そこで、市町村が行っている子育て支援・少子化対策に対して、県はどのような支援を行っているのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 市町村が行っている子育て支援・少子化対策につきましては、地域によって異なるニーズに対応する観点から、極めて重要であると考えております。

このため県では、毎年度、市町村に対して翌年度の事業実施の意向調査を実施しまして、ニーズを把握しているところです。

具体的には、市町村が地域の実情に応じて実施する「病児保育事業」や「ファミリー・サポート・センター事業」などの「地域子ども・子育て支援事業」に対して、その事業費の3分の1について財政支援を行っておりまして、事業を実施する市町村は年々増加しております。

県としましては、今後とも十分な予算確保に努めるとともに、市町村や関係団体と連携しながら、効果的な事業の実施を図っていきたくと考えております。

○外山 衛議員 国、県、市町村が一体となって、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、木材輸出等について伺います。

財務省の貿易統計によりますと、我が国の平成30年における丸太、製材などの木材輸出額は351億円で、対前年比7.4%の増となっております。

本県におきましても、南那珂森林組合などの4組合による木材輸出協議会が、平成23年度から中国や韓国向けに原木を輸出し、その取扱量は年々増加していると聞いております。

また、県におきましては、これまで韓国において、材料と建築技術をパッケージにした「材工一体」による県産材輸出の取り組みを進めているようではありますが、国内での住宅着工件数の減少が見込まれる中において、こうした木材輸出の増加は、木材需要の拡大や森林所有者の所得向上にもつながるため、今後も推進すべきであると考えます。

そこで、本県における木材輸出の状況と今後の見通しについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 輸出企業等への聞き取りによりますと、昨年度の本県の木材輸出額は42億6,000万円と推計され、主な輸出先は、中国、韓国、台湾となっております。このうち原木は40億2,000万円で、輸出額全体の94%を占めており、主にこん包材などの材料として輸出される中国を中心に増加しているということです。

また、輸出額の6%に相当する製材費につきましては、ひき板などの半製品として輸出される中国向けが増加する一方で、材工一体で輸出する韓国向けは、景気の低迷などから減少しているところでもあります。

今後の見通しにつきましては、米中貿易摩擦や日韓情勢などにより不透明な状況となっておりますが、県といたしましては、国際情勢や市

場動向を見きわめながら、韓国の住宅様式への適応や、台湾やその他の国においても木造建築の普及に努めるなど、関係団体とも連携して、効果的な輸出促進の取り組みを進めてまいることといたしております。

○外山 衛議員 木材輸出の見通しにつきましては、不透明な状況ということではありますが、県内の杉の素材生産量は、平成3年から28年連続日本一となっております。素材生産事業者からは、「このまま伐採が進むと資源が枯渇するのでは」との声も聞かれます。

そこで、現在のような伐採が続くと、森林資源が減少することが危惧されるが、森林資源を維持するために、県はどのように取り組んでいくのかを、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県における民有林針葉樹の平成29年度の伐採量は約149万立方メートル、民有林針葉樹の成長量は約179万立方メートルと推計され、成長量が伐採量を上回っている状況にあります。

また、伐採後の再造林率は、平成29年度に79%となっております。これらの状況は、近年、同じような水準で推移しておりますことから、当面は、森林資源は維持されるものと考えております。

しかしながら、今後も森林資源を維持していくためには、再造林率80%を目標に、確実に進めていく必要があると考えております。

このため、県といたしましては、補助事業等による再造林意欲の喚起や、伐採後すぐに植栽する一貫作業の推進、苗木の安定供給等の対策に引き続き取り組みますとともに、成長の早い苗木の導入や、造林作業の機械化などの新たな取り組みにより、再造林対策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 国勢調査によりますと、本県の林業就業者数は、平成22年の2,690人から、平成27年には2,222人と、5年間で468人、率にして17%の減少。65歳以上の割合も、その5年間で19%から23%へと増加し、高齢化が進行しております。次の国勢調査は令和2年に実施されますが、林業就業者数はさらに減少し、高齢化もますます進行するものと思われま

す。先ほどの答弁では、森林資源を維持していくため、再造林対策を推進するということでしたが、その対策を着実に実行していくためには、減少・高齢化している林業担い手の確保・育成が重要であります。

そこで、林業担い手の確保・育成に、県はどのように取り組んでいるかを、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県の林業担い手の確保・育成対策につきましては、県内外における林業就業相談会の実施や移住相談会の参加に加えまして、林業事業者の福利厚生や労働安全衛生の充実など、就業者にとって働きやすい環境づくりにも取り組んできたところであります。

また、今年度から「みやざき林業大学校」を開講し、林業に必要な知識や技術を有する実践的な人材の育成に取り組んでおり、さらに6月補正予算において、造林・保育に従事する新規就業者の継続雇用や学生等のインターンシップ受け入れなどへの支援事業を創設し、人材の確保・定着を一層図ることとしたところであります。

議員の御指摘のとおり、担い手の確保・育成は極めて重要な課題と考えておりますので、今後とも、これらの取り組みなどを市町村や関係機関とも連携しながら、積極的に推進してまい

りたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしく申し上げます。

次に、何度も質問が出ておりますけれども、クルーズ船について伺います。

国は、観光を地方創生の切り札、成長戦略の柱とし、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人を目標とした取り組みを進めており、2018年の訪日外国人旅行者数は3,000万人を超えて、過去最高となっております。

いよいよ来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、国におきましては、東京オリパラ開催国としての国際的注目度を生かしながら、東京オリパラ後も見据えたプロモーションのさらなる展開を進めております。

そのような国の観光戦略の中において、訪日クルーズ旅客数の増加も、目標達成に向けた大きな柱となっております。外国クルーズ船の寄港は、一度に多くの観光客が来訪し、観光やショッピングなどの消費活動により、地域経済の活性化につながるものであります。

県におきましては、これまでも外国クルーズ船の誘致に積極的に取り組まれており、旺盛なインバウンド需要も相まって、本県の外国クルーズ船の寄港回数は、平成29年に30回と過去最高を記録しましたが、残念ながら、平成30年は9回と大きく減少しております。

そこで、本県へのクルーズ船寄港数が減少した理由について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 議員御指摘のとおり、平成30年の本県のクルーズ船寄港数は減少しており、特に油津港が、平成29年の23回から7回へと大きく減少しております。

その理由といたしましては、油津港は16万ト

ン級の大型クルーズ船が多く寄港しておりましたが、他県の港湾整備により、受け入れ可能な港がふえるなど、国内外の寄港地との競争が激化したことが挙げられます。

また、訪日クルーズの最大の市場である中国におきまして、販売価格が安い、4泊から5泊程度の短期クルーズ商品が増加したことで、日本での寄港が1～2カ所となり、ファーストポートでない油津港は、寄港地として選択されにくい状況になったことも理由の一つであると考えております。

○外山 衛議員 今後、クルーズ船をふやしていくためには、寄港地間の競争激化やファーストポートなどに対応していく必要があると考えますが、さきの6月議会におきまして、油津港のファーストポート化に係る事業費が予算化されるなど、県としても対策に取り組まれております。

そこで、油津港のファーストポート化や今後のクルーズ船誘致の取り組みについて、再度、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 油津港のファーストポート化につきましては、現在、国から求められた体制整備を進めております。

具体的には、先月、国や県、地元自治体等の関係機関による「油津港外国クルーズ船受入連絡会議」を日南市で開催し、感染症発生時の対応方針を確認するなど、地元連絡体制を整えたところであります。

また、港湾衛生業務として実施する、感染症を媒介するネズミや蚊の捕獲・検査につきましては、県衛生環境研究所の調整のもと、捕獲業務は日南市において、検査業務は宮崎大学において、それぞれ実施する準備を進めております。

今後は、できるだけ早く受け入れ体制を整え、地元自治体とも連携し、クルーズ船社に対して、油津港のファーストポート化を周知するとともに、新たなクルーズ商品の造成を働きかけるなど、積極的に誘致に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 改めて、きちんと体制が整えば、油津港がファーストポートとして認められるものと理解をいたしました。

次に、県内中小企業の事業承継対策について伺います。

民間調査会社の調査によりますと、県内事業所の休廃業・解散件数は、平成30年で303件ありますが、そのうち70歳以上の方々が約4割を占めております。経営者が高齢化する中で、後継者がいないことを理由に、やむを得ず事業継続を断念する企業もあるものと思われま

す。現在、いわゆる団塊の世代の方が70代となっているため、経営者の高齢化による休廃業・解散は、今後も増加をしていくとの見通しもあります。

これまで企業が培ってきた技術や未来へ残すべき事業、経営資源が次の世代に引き継げないとなりますと、本県地域経済の持続的な成長や雇用などにおいて、多大な影響があると考えております。

こうしたことから、事業承継対策が重要であると考えますが、県としてどのように取り組んでいるかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では昨年4月に、県内9市、商工団体、金融機関等から成る「事業承継ネットワーク」を立ち上げ、親族内承継、従業員承継、第三者承継といった、個々の企業の事情に応じた支援を行っております。

また、今年度からは、ネットワークの構成を全市町村に拡大するなど、支援体制の充実を図るとともに、商工団体と連携した企業向け個別相談会等にも取り組んでいるところであります。

さらに、法人に加え、今年度から個人事業者にも対象が拡大された、相続税や贈与税の納税猶予措置について、普及啓発等を行っているところであります。

国においては、今後10年程度を集中支援期間として、円滑な事業承継を促す施策を講じておりますことから、県としましても、この機を逸することなく、関係機関と連携・協力しながら、積極的な支援に努めてまいります。

○外山 衛議員 次に、人手不足対策について伺います。

宮崎労働局によりますと、本県のことし7月の有効求人倍率は1.46倍となっており、49カ月連続で1倍台を維持しております。また、正社員有効求人倍率もおおむね1倍前後で推移するなど、本県の雇用情勢は着実に改善しています。

一方で、労働力人口の減少から、全国的に人手不足が広がっており、企業にとっては、人材確保が重大な経営課題の一つとなっております。

中小企業・小規模事業者が大部分を占めている本県におきましては、人手不足の影響は特に大きいと思われま

すが、さまざまな業種に広がっている人手不足に対して、県ではどのような対策を進めているのかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 昨年、県内事業所を対象として実施したアンケートにおきましては、希望する人材が「不足してい

る」、また、「やや不足している」との回答が75%となるなど、人手不足感が広がっております。

このため、県におきましては、6月議会で御承認いただきました、新たな「みやざき産業振興戦略」において、「みやざきで暮らし、みやざきで働く人財の育成・確保」を柱の一つとして位置づけ、重点的に取り組むこととしております。

具体的には、高校生、大学生等の県内就職や県外からのU I Jターンの促進とともに、女性や高齢者、障がい者など、多様な人材が働きやすい職場づくりを推進することにより、県内企業の人材確保を支援してまいりますほか、設備投資や技術革新による省力化の取り組みを支援し、企業の生産性向上を図ってまいります。

このような取り組みにより、労働力人口が減少する中においても、持続的に発展し、地域経済を支える企業の育成に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、働き方改革について伺います。

国は、一人一人の事情に応じた多様な働き方を選択でき、誰もがその能力を思う存分発揮できる一億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革を推進しているところであります。

このような中、昨年6月には、働き方改革関連法が成立いたしました。

そこで、国が進めている働き方改革の内容と、それに対する県の認識について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 昨年成立した働き方改革関連法では、「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方の実現」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」の3つを柱

として、労働基準法を初めとする関係法令が改正されたところであります。

この改正により、時間外労働の上限規制や、年5日間の年次有給休暇取得の義務づけなどが、今年4月から順次施行されております。さらに、来年4月からは、同一企業内における正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止についても、順次試行されることとなっております。

本格的な少子高齢・人口減少時代を迎える中で、誰もが安心して働き続けることができる環境を整備することは、将来にわたって活力ある県として発展していくためにも大変重要であると考えておりまして、県といたしましても、ワーク・ライフ・バランスに係る認証制度の運用や企業向け啓発など、働きやすい職場づくりの促進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 国におきましては、平成29年3月に閣議決定された「働き方改革実行計画」において、企業への賃上げの働きかけについても言及し、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく」といたしました。

ことし6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針2019」においても、「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」とするほか、「中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む」としているところであります。

一方、経済団体からは、「最低賃金の大幅な引き上げにより、中小企業などは大きな影響を受ける」という声も上がっております。

そこで、最低賃金の改定について、その影響

をどう認識されているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 最低賃金制度は、労働者の賃金の安定や労働力の質的向上などを目的に、働く全ての人の賃金の最低額を保障するものであり、各地方最低賃金審議会の答申を受けて、各地の労働局長が決定することとなっております。

最低賃金の引き上げは、労働者の所得を増大させる一方で、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者には、人件費の上昇等により、経営に大きな影響を与えるものと考えております。

県といたしましては、商工団体とも連携しながら、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や、生産性向上に向けた支援等に努めるとともに、全国知事会を通して、国に対し、最低賃金の引き上げとともに、これによって影響を受ける中小企業等への支援の強化を要請しているところであります。

○外山 衛議員 最低賃金の引き上げにつきましては、労働者にとりましてはよい影響を与えたいと思います。

その一方、中小企業・小規模事業者にとりましては、税金はもとより、社会保険料の事業主負担分の増大など、かなりの負担増となることも避けられません。その結果、経営状況の悪化なども懸念をされるところであります。

次に、水産関係について伺います。

まず、カツオ一本釣り漁業の不漁についてであります。

私の地元の県南におきましては、水揚げが全国1位の近海カツオ一本釣り漁業や、全国3位の近海マグロはえ縄漁業など、本県を代表する漁業が営まれております。

しかし、ことしのカツオ一本釣り漁業は、漁

期前半の水揚げが振るわず、5月までの生産金額が、前年同期と比較して約7割に落ち込んでおり、まれに見る不漁と聞いております。

そこでまず、現在の本県カツオ一本釣り漁業の不漁の状況と原因、及び今漁期の見通しに係る県の認識について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 今期の本県カツオ一本釣り漁業の生産額は、6月末まで前年同期の67%と低調に推移し、8月末にはやや回復したものの、前年同期の74%でございます。

不漁の原因は明らかではありませんが、紀伊半島沖で継続している黒潮の大蛇行により、漁場形成が不安定になっていると考えられることや、赤道付近での長期的なカツオの大量漁獲が、日本近海への来遊に影響しているとの指摘もございます。

今後の見通しにつきましては、例年、4月から7月が主漁期でありますことから、大きく回復することは厳しい状況にあると認識いたしております。

このため、本議会において、新たな制度資金としまして、運転資金の借り入れに対する利子補給制度の創設をお願いしているところであり、漁業者の皆様の経営の維持安定に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 本県のカツオ一本釣り漁業では、近年、若い後継者による補助事業を活用した代船建造などが進んでおりますが、今回の不漁により、安定的な乗組員の確保や金融面での心配など、将来の漁業経営に対する不安の声が多く聞かれます。

不漁時には、共済制度により一定程度の減収補填がなされますが、今回のような極端な不漁時には全てはカバーされないため、経営体に

よっては厳しい状況となることが懸念されます。

また、漁協の運営や地域に与える経済的な影響も大きく、今後とも、カツオ一本釣り漁業が安定的に経営を続けていくためには、労働力の確保や金融対策などの総合的な対策が重要であると考えます。

そこで、本県カツオ一本釣り漁業について、将来にわたり本県の核となる漁業として重要と考えるが、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県のカツオ一本釣り漁業は、漁船漁業の生産額の3分の1を占めております。24年連続で日本一の漁獲量を誇るとともに、宮崎市の1世帯当たりのカツオ購入量が九州1位であるなど、地域経済はもとより、食文化の面でも地域に根差した重要な産業であります。

この漁業が将来にわたって安定した経営を続けていくことができるよう、近年課題となっております労働力の確保について、新たな外国人材の活用支援を行うとともに、本議会においても、例年にない不漁に対する金融支援策として、新たな制度資金の創設を提案しているところであります。

カツオ一本釣り漁業は、本県漁業及び県南地域におけるシンボルとなる産業でありますので、ことしのような厳しい状況においても、漁業者の皆様が将来を見据えて安心して経営をすることができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしくお願ひいたします。

次に、宮崎キャビアについてでありますけれども、平成25年11月の発売以来、たびたびメディアに取り上げられるなど、本県の新たな特産品として大きく注目されてきたところであり

ます。

一方で、調べたところ、本県以外の10県で、10経営体がキャビアを生産しており、本県の取り組みに追随して、他県でもキャビアを生産する動きが加速しております。

そこで、まずは本県産キャビアについて、現在の取り組み状況と今後の課題を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県産キャビアにつきましては、これまでの取り組みによりまして、伊勢志摩サミットでの採用や、ANA国際線ファーストクラスに4年連続して採用されるなど、国内での高品質キャビアとしての評価は高まっていると考えております。

また、本年4月には、加工場が対米HACCPの認定を受けまして、アメリカへの輸出体制も整ったことから、先日、知事がアメリカを訪問し、トップセールスも行ったところでございます。

国内外においては、安価な中国産キャビアの増大などにより、競争が激化している状況にあります。今後、生産の安定を図るとともに、安全・安心で高品質な本県産キャビアの強みを生かしながら、国内を初め、海外においても販路拡大にしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えております。

○外山 衛議員 キャビアにつきましては、キャビアの加工生産のみならず、チョウザメ養殖などの関連産業も含めて、いわばキャビア産業として捉えているところであります。

県内では、現在、18経営体がチョウザメ養殖を営んでおり、私の地元日南市におきましても、4経営体がチョウザメの養殖に携わっております。

本県産キャビアが国内外の市場で勝ち抜いて

いくためには、キャビア産業全体として、しっかりと育成・支援をしていくことが重要と考えます。

そこで、キャビア産業全体に対する育成・支援について、県はどのような取り組みを行っていかれるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） キャビア産業の発展には、チョウザメ稚魚の生産・養殖から、キャビアの製造、販売までの総合的な体制を構築することが重要と考えております。

このため県では、シロチョウザメ等の稚魚の安定供給、キャビアとしての価値が高いロシアチョウザメの量産化の確立、研修会や現地指導などによりまして、養殖業者の経営の安定に向けた支援を行っているところでございます。

さらに、最も市場規模が大きいアメリカへの輸出促進に、今年度より本格的に取り組ますとともに、国内での販路拡大についても、引き続き展示会などへの出展支援を行っているところでございます。

今後とも、キャビア産業が着実に成長していけるよう、関係者一体となってしっかりと取り組んでまいります。

○外山 衛議員 もちろんキャビアも民間企業でありますから、企業の努力が最善だと思いますけれども、よろしくお願ひします。

次に、家畜防疫体制について伺います。

昨年9月に、26年ぶりに岐阜県で豚コレラの発生が確認され、その後、愛知県など中部地域を中心に感染が拡大し、40事例、13万頭を超える豚が殺処分されるなど、大きな被害が発生しております。

今回のウイルスは、過去に国内で確認されたウイルスではなく、新たに海外から持ち込まれたウイルスとされており、このウイルスが何ら

かの形で野生イノシシに感染し、感染した野生イノシシから養豚場にウイルスが運ばれたのではないかと想定されております。

野生イノシシでの感染事例は既に1,000頭を超え、感染地域も拡大しているため、養豚場におけるさらなる感染拡大が危惧される状況であり、経口ワクチンによる対策が講じられているものの、即効性のある対策とはなっていない状況であります。

一方、海外では、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生が依然として継続しており、これに加え、昨年8月に、アジアで初めて中国においてアフリカ豚コレラの発生が確認され、その後、ベトナム、ミャンマーなどで感染が急激に拡大しております。

我が国におきましても、発生地域からの旅行者が携行品として持ち込んだソーセージなどの豚肉製品から、アフリカ豚コレラのウイルスが検出されるなど、海外からの家畜伝染病の侵入が危惧される状況にあります。

このように、豚コレラ及びアフリカ豚コレラが続発しておりますが、本県の防疫体制について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 議員御指摘のとおり、現在、国内外で感染力の強い家畜伝染病が継続的に発生しております。このことから、水際防疫、地域防疫、農場防疫、そして迅速な防疫措置の「防疫の4本柱」でございませうけれども、これをもって、緊張感を持って取り組んでいるところでございます。

具体的には、家畜防疫員による農場巡回を通じて、野生動物の侵入防止や消毒について指導を徹底するとともに、口蹄疫終息から9年を迎えました先月末には、岐阜県で実際に豚コレラ対策の陣頭指揮をとっております担当課長を招き

まして研修会を開催し、発生させないことの重要性を改めて確認したところでございます。

また、宮崎空港では、動物検疫所と連携した啓発キャンペーンに加え、要望しておりました、検疫探知犬による検疫活動も開始されたところでございます。さらに、県内の外国人労働者等に対しましても、畜産物の持ち込み禁止の周知を進めております。

県といたしましては、飼養衛生管理基準やアフリカ豚コレラの防疫指針の改正も踏まえ、引き続き、家畜伝染病を発生させないよう、しっかりと取り組んでまいります。

○外山 衛議員 よろしくお願ひします。

次に、カンショの生産対策について伺います。

本県は、全国有数のカンショの生産県であり、食用カンショは、農畜水産物の輸出拡大に向けた重要品目、原料用カンショは、出荷量日本一の焼酎の原料として本県の農業振興を支え、地域経済にも大きく寄与しております。

近年は、高齢化や担い手の減少などにより、大変厳しい環境に直面している状況ではありますが、カンショ産地を支える関係者が一丸となって、生産の維持・発展に努められている状況であります。

このような中、昨年度、本県の食用カンショを中心に、カンショ茎・根腐敗症が発生。中でも、本県で初めて発生しました「サツマイモ基腐病」につきましては、生産量の減少など、発生地域に深刻な影響を及ぼしておりますが、未然防止のための確実な対策が確立されておらず、生産者からは、産地の将来に対する不安の声が上がっていると聞いております。

そこで、サツマイモ基腐病の本年の発生状況と対策の取り組み状況について、農政水産部長

に伺います。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 本年のサツマイモ基腐病の発生につきましては、南那珂地域において、6月以降、昨年秋に被害のあった圃場を中心に発生し、今後の拡大が懸念されているところでございます。

この基腐病の対策につきましては、感染した株の速やかな除去や収穫後の残渣処理等をしっかりと行うことが重要であり、関係市町村やJA、酒造組合と連携し、これ以上発生が拡大しないよう、生産者に改めて周知徹底を図っているところでございます。

また、防除技術につきましては、健全な苗の使用など基本技術の現地実証に取り組むとともに、国の研究機関等とも連携しながら、発生原因の究明や農薬の新規登録に必要な試験等にも取り組んでいるところでございます。

これらの現地実証や研究で得られた知見をもとに、効果の高い防除対策をマニュアル化するなど、引き続き地域一体となった取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 拡大しないことを祈りたいと思います。

次に、県総合運動公園における津波避難施設整備について伺います。

県では、総合運動公園に津波避難施設を整備する当初予算を、今年度計上したところであります。当初の整備計画は、避難デッキを4カ所、盛り土高台を1カ所整備することになっております。

しかしながら、津波避難施設の中で、民有保安林に整備する予定の盛り土高台につきましては、現段階におきましても、土地の所有者である3つの地元自治会の同意が得られていない状況と聞いております。

そこで、民有保安林における盛り土高台の整備について、これまでの経緯と現在の状況を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 盛り土高台につきましては、昨年10月に地元の3つの自治会の代表者の方々に、運動公園全体の津波避難施設について説明を行う中で、具体的な整備場所として民有保安林内に計画することを説明し、一定の御理解が得られたとの認識のもと、本年2月に当初予算として計上したところであります。

その後、3月から7月までの計6回、3つの自治会の代表者や地元の方々に対し説明を行い、避難施設の必要性は御理解いただいたものの、これまで地元の方々が大切に育ててこられた松に対する思いが強く、民有保安林内に整備してほしくないとの御意見が次第に強くなってまいりました。

その上で、本年7月末には3つの自治会の総意として、盛り土高台の整備場所の変更について御要望をいただいたところであり、このまま事業を進めることが困難な状況となっております。

○外山 衛議員 津波避難施設におきましては、スポーツランドみやざきのさらなる発展を図る上でも極めて重要な施設であると考えます。

来年度までの2カ年間で巨額の公費を投入する事業であることから、しっかりと用地確保などの見通しを立てた上で事業化をしなければならぬものと考えます。

ことしの2月議会におきまして、議会としても、当然このような認識で審議に臨み、この予算を認めたものであります。

しかしながら、現在の状況を見ますと、十分

な見通しのないまま予算を議会に上程したと言わざるを得ず、予算や議会の審議を軽んじているのではないかとさえ思わざるを得ません。

そこで、県総合運動公園の盛り土高台について、このような事態に至ったことをどのように考えているかを、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 民有保安林に計画をしております盛り土高台につきましては、先ほど答弁がありましたとおり、当初の予定どおりの事業を進めることが困難となっております、私としましても、地元の皆様の松に対する思いを受けとめ、整備計画については見直したいと考えております。

このような見直しの事態となりましたのは、予算の計上に当たり、早い段階から地元自治会の総意をしっかりと把握できなかったことが原因であり、大いに反省すべきものと考えております。

また、これまで議会に御説明してまいりました整備計画を変更する必要が生じたことについては、重く受けとめておりまして、その責任を強く感じているところであります。

今後とも、県議会への対応はもちろんこと、県民の皆様との対話を大切にしながら、適切に事業の推進に努めてまいります。

○外山 衛議員 津波避難施設につきましては、利用者の安全を確保する観点から、できるだけ早急に整備する必要があります。

また、多額の経費が必要となることから、令和2年度までに手続が必要とされている有利な交付税措置のある「緊急防災・減災事業債」を活用しなければならないところであります。

よって、今後、早期に整備を図るために、どのように計画を変更し、事業を進めていかれるのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 津波避難施設につきましては、公園利用者の安全・安心はもちろんのこと、財源の確保の面からも、早期に整備する必要があると考えております。

このため、整備場所や工法の変更なども含め、どのような対応が可能なのか検討を行ってきたところでありまして、津波避難施設のうち、当初から計画をしておりましたサンマリンスタージアムやテニスコート付近の避難デッキにつきましては、予定どおり建設をいたしますが、盛り土高台につきましては、その予定地を中央広場に変更するとともに、第1陸上競技場のメインスタンドに隣接して避難デッキを整備したいと考えております。

つきましては、今議会において、具体的な変更内容等につきましてしっかりと御説明をした上で、早期の完成を目指して対応してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 御答弁いただきましたとおり、公園利用者の安全対策、財源の確保の面からも、早急に対応していただきますようお願いいたします。

次に、一ツ葉有料道路について伺います。

近年、西日本豪雨や北海道胆振東部地震など、大規模な災害が毎年のように全国各地で発生している状況であり、国を挙げて、耐震対策などの国土強靱化に向けた緊急対策が、昨年から集中的に実施されております。

このような中、一ツ葉有料道路につきましても、国土強靱化に必要なレベルに橋梁の耐震性能を高める必要があり、今後、どのようにして財源を確保し、耐震対策等を行っていくのか、有料継続の可能性を含めて検討するため、ことし1月から有識者会議を設置し、議論がなされてきております。

報道等を見ておりますと、7月に開催された第3回目の会議におきまして、意見が取りまとめられたようではありますが、最終的に有識者会議ではどのような意見が取りまとめられたのかを、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 有識者会議におきましては、対策内容や概算費用のほか、有料を継続した際の通行料金及び徴収期間の試算結果等をお示しし、学識経験者や物流、観光、経済の分野の方々からさまざまな意見を伺ってまいりました。

第3回目において、「県内には耐震対策が必要な橋梁が多く残る中、干支大橋や星雲橋など谷をまたぐ大規模な橋梁を有する国道218号において、約100億円以上の費用を要すること。そのため、一ツ葉有料道路の無料化後に一般道として対策を講じる場合には、整備がおくれることになってしまうこと。このような状況の中で、物流や観光など業界の厳しい状況はあるが、一ツ葉有料道路の対策を早く行うには、有料継続もやむなし」との意見が取りまとめられたところでもあります。

○外山 衛議員 有識者会議の意見としましては、必要な耐震対策等は早期に行うべきであり、実現をするためにはどのような方法が最もよいのかといった観点から、意見が取りまとめられたものだと思います。

本県の置かれた状況からは、南海トラフ地震の発生確率は非常に高く、県議会といたしましても、さきの6月定例会におきまして、「国土強靱化対策の推進を求める意見書」を採択したところでもあります。いざというときに備えるための対策は、素早く実行していくべきと考えております。

今回、有料道路の継続に関する議案が上程さ

れておりますが、どのような理由で有料道路の継続を判断されたのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県の物流や観光を支え、災害時に大きな役割を担います一ツ葉有料道路につきましては、料金徴収期間を令和2年2月までとし、その後は無料開放することとしておりました。

しかしながら、南海トラフ地震の発生が懸念される中、昨年2月に、その発生確率が高まる評価がなされたところであります。さらに、昨年9月には国から、国土強靱化に向けた緊急対策を集中的に実施する方針が示されたところであります。

このことから、一ツ葉有料道路につきましても、必要な耐震対策等をどのように進めていくのか、一旦立ちどまって、改めて検討を行うこととしたところでありまして、県議会や有識者会議の御意見を伺いながら、有料継続の可能性を含め、検討を進めてまいりました。

私としましては、さまざまな要素を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果、当初の予定どおり無料化を願う県民の期待に沿うことはできませんでしたが、県民の皆様の生命、安全・安心な暮らしを守る観点から、早期に耐震対策等を実施することが重要であり、その財源を確保するためには、料金徴収を継続する必要があるとの判断に至ったところであります。

○外山 衛議員 一ツ葉有料道路は、高速道路と直接つながり、物流拠点となる宮崎港や宮崎空港を結ぶ大変重要な路線であるため、大規模な地震に備え、しっかりとした対策を講じることが必要だと考えます。

ただ、一方で一ツ葉有料道路は、宮崎市街地に向かう通勤の際などにも多くの方々に利用されており、来年2月末からの無料化を期待して

いた県民の声を聞きますし、また、宮崎市が行っている小戸之橋のかけかえ工事に伴う通行料金の補助制度も、新聞報道によりますと、来年3月以降は困難とのことでありました。

そこで、今後も有料道路として継続する際の通行料金及び料金徴収期間はどうなるのかを、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 有料道路の通行料金につきましては、橋梁の耐震対策や避難誘導対策の費用、及び維持管理費等の総費用を償還できるよう、推定交通量や料金の徴収期間を勘案しながら定めることとなります。

有識者会議では、「無料化を望むが、有料が継続される場合には料金低減を図るべき」との意見や、「料金については、平等性の観点から、北線と南線は同額がよい」などの意見をいただいております。

これらの意見を踏まえ、通行料金につきましては、県民の負担を少しでも軽減するため、普通車では、現行料金200円を150円に、また、軽自動車では150円を100円とするなど、北線、南線ともに同額料金の引き下げを行い、それに伴う徴収期間につきましては、令和12年2月末まで、10年延長することとしたところであります。

[発言する者あり]

○外山 衛議員 御意見として聞いてください。

一ツ葉有料道路は、美しい風景が楽しめる県内有数の道路であります。沿道景観の保全はもとより、災害に強い道路とするためにも、引き続き、県民が安心して利用できる道路づくりをお願いしたいと思います。

次に、東九州自動車道について伺います。

まず、清武南一日南北郷間。この区間は地盤

が特に悪く、芳ノ元トンネル上部の地すべり対策が難航していると聞いております。

昨年3月には日南北郷一日南東郷間が開通しておりますが、宮崎市から日南市までの高速道路がつながらないことには、県南にとってストック効果どころではありません。清武南一日南北郷間の早目の開通を願っております。

次に、日南東郷一油津間につきましては、平成28年度に新規事業化された区間であります。早期の工事着工を期待していたところ、来月14日に日南市で着工式を行うということで、今週月曜日に国から発表がございました。今後の一層の事業推進を期待したいと思います。

そこで、今年度、新規事業化された油津一南郷間と奈留一県境間も含めた、東九州自動車道の県南地区における事業中区間の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 東九州自動車道の県南地区における事業中区間についてですが、清武南一日南北郷間は、事業費ベースで昨年度末の進捗率は約92%であり、トンネルは計画していた12カ所全てが、橋梁については14橋中13橋が、ことし6月末までに完成をしております。また、議員御指摘の地すべり対策につきましては、専門家の意見も聞きながら、慎重に工事を進めていると伺っております。

次に、日南東郷一油津間ですが、昨年度から用地取得に着手しており、その進捗を受けて現在は、日南市益安地区の改良工事に着手するための準備を進めていると伺っております。

最後に、今年度から事業に着手しました油津一南郷間と奈留一県境間ですが、先月下旬から今月上旬にかけて、日南市及び串間市において地元説明会を開催したところであり、今後

は、測量や地質調査等を進めていくと伺っております。

県といたしましては、今後とも、東九州自動車道の県南区間が一日も早く全線開通するよう、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 清武南一日南北郷間につきましては、地すべり対策工事における芳ノ元トンネル上部の土砂除去の進捗が、早期開通の鍵となっているようであります。国の事業ではあります。一日も早く開通するよう、土砂の受け入れ地の調整など、県におきましても、できる限りの協力をお願いいたします。

続きまして、東九州自動車道の4車線化について伺います。

今週の火曜日に国土交通省から、高速道路の有料区間の暫定2車線区間における4車線化について、「安全・安心基本計画の一環として、東九州自動車道の日向一都農間、高鍋一宮崎西間を優先整備区間として選定する」と発表されました。これは非常に明るい話題でございますが、東九州自動車道の暫定2車線区間における4車線化に向けて、今回の選定をどう捉えておられるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回、国におきまして、優先整備区間として選定された区間は、財源の確保状況等を踏まえて順次事業化され、10年から15年での完成を目指すとされております。

これらの区間が全て4車線化されますと、既に事業化された区間も含め、東九州自動車道の県内有料区間の約6割が4車線となることから、時間信頼性の確保や事故防止に大きく寄与することが期待され、大変うれしく思っているところであります。

これまで長年にわたり御尽力をいただきました、県議会、沿線自治体、経済団体、道づくり女性の会を初めとする関係の皆様、心より感謝を申し上げます。

県といたしましては、引き続き沿線自治体等と連携を図りながら、今回選定された区間が早期に事業化されるよう、そして重要なことは、選定されなかった区間も含めて、できる限り早期に全線が4車線化されるよう、今後とも全力で取り組んでまいります。

○外山 衛議員 東九州自動車道の日も早い全線開通とともに、暫定2車線区間の全線4車線化は、県民全体の悲願でありますので、全力で取り組んでいただくようお願いをいたします。

次に、電力システム改革について伺います。

エネルギーの確保、特に電力の安定供給は、我が国にとって非常に重要な課題であります。昨年9月に北海道で発生した「ブラックアウト」と言われる大規模停電は、記憶に新しいところではありますが、最近では、太陽光発電の急速な普及に伴い、電気料金に上乘せされる賦課金の国民負担の増加が問題となり、抑制化の動きも見られるなど、電力事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

国におきましては、東日本大震災を契機として、電力供給の仕組みを見直す「電力システム改革」が進められており、県内でも、新規の事業者が電力小売事業へ参入する動きも始まっております。

そこで、電力システム改革とは何であるかを、企業局長に伺います。

○企業局長（図師雄一君） 電力システム改革とは何かということですが、その目的は、主に3つございまして、「電力の安定供給

を確保すること」、「電気料金を最大限抑制すること」、「需要家（ユーザー）の選択肢や事業者の事業機会を拡大すること」であり、国において、平成25年度から段階的な取り組みが進められているところであります。

まず、第1段階といたしまして、災害時における大規模停電のような事態を未然に防ぐため、従来の電力供給エリアの枠を超えて、全国規模で連携して電力を供給する体制づくりが行われたところであります。

次に、第2段階といたしまして、平成28年度に電力小売の全面自由化が行われ、一般家庭や企業が電気の購入先を自由に選択できるようになり、事業者間の競争が促進されております。

さらには、第3段階として、来年度から、電力会社の発電、小売部門と送配電部門を別会社とする、いわゆる法的発送電分離が実施され、送電線や配電線を、新規参入の事業者を含め、全ての発電事業者や小売電気事業者が公平に利用できることとなります。

○外山 衛議員 このような大変大きな変革期におきまして、企業局は、発電事業を中心に健全経営に努め、地域への貢献をいただいているところでありますが、今後もその役割を果たし、将来にわたって安定した経営を続けるためには、この改革に適切に対応していくことが必要だと考えます。

そこで、電力システム改革が企業局へ与える影響と、今後どのようにして対応していくのかを、企業局長に伺います。

○企業局長（図師雄一君） 企業局におきましては、九州電力株式会社と、令和7年度まで電力を供給する長期契約を締結し、安定的な収入の確保に努めているところであります。

しかしながら、この契約の終了後は、一般競

争入札による売電も想定されますことから、今後の経営にも影響が出てくるものと考えております。

このような状況の中で、平成30年7月に閣議決定された、国の「第5次エネルギー基本計画」におきまして、再生可能エネルギーが、今後の主力電源の一つとして位置づけられました。

特に水力発電については、安定した出力を維持することが可能な重要な電源とされたところであり、これまで長年にわたり、本県の豊富な水資源を活用して水力発電を行ってきた者としては、大変心強く思っているところであります。

企業局といたしましては、今後とも、長期的な視点に立って、発電施設の健全性の確保とともに、人材の育成、組織力の強化を計画的、効率的に行いながら、安定した電力の供給と地域貢献に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 発電施設の健全性の確保などを計画的、効率的に行っていくとの答弁がありました。大変重要なことだと考えます。

企業局の発電設備は、古いものでは建設から60年以上が経過しており、順次、全面的な設備更新の時期を迎えております。現在、渡川発電所の大規模な改良工事を進められているようですが、今後、他の発電所でも同様の工事が必要になると考えられます。

そこで、企業局の発電設備を全面的に更新する大規模改良事業への対応について、企業局長に伺います。

○企業局長（図師雄一君） 老朽化した発電設備につきましては、順次、計画的に全面更新を行っていくこととしており、その際には、最新技術を活用して、発電電力量の増加や保守管理

の簡素化にも取り組むこととしております。また、国の「再生可能エネルギー固定価格買取制度」、いわゆるFITも活用し、収益を確保することで、経営の安定化につなげていきたいと考えております。

このような考え方のもと、平成26年度から令和3年度まで、約40億円をかけて渡川発電所の全面更新を行っているところでありますが、さらに今年度は、企業局の発電所の中で最も出力が大きい綾第二発電所の更新事業にも着手することとしております。

企業局といたしましては、各発電設備の健全性を経年的に把握しながら、更新計画を作成しているところでありますが、今後とも、経営を取り巻くさまざまな状況の変化にも対応した収支見通しを立て、老朽化した発電設備の全面更新に、しっかりと取り組んでまいります。

○外山 衛議員 よろしくお願ひします。

次に、本県の競技力向上の取り組みについて伺います。

さきの6月県議会におきまして、坂口議員からの「2026年国民スポーツ大会において、天皇杯の獲得を目指すのか」という質問に対しまして、知事は、「私が先頭に立ち、官民一体となったチームみやぎの体制で、天皇杯獲得を目指して取り組んでまいりたい」と発言をされました。

現在、競技力向上の取り組みがなされていることだと思いますが、全県を挙げて推進することで、全国や世界で活躍できるアスリートが本県から誕生し、県民のスポーツに関する関心が高まると思います。そして何より、県全体の指導者の資質も向上し、それぞれの地域で有望なアスリートが育成され、地域におけるスポーツの振興や、県民一人一人の健康増進が図られま

す。

そこで、改めて、第81回国民スポーツ大会における天皇杯の獲得を目指した競技力向上の取り組みについて、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 天皇杯を獲得するためには、相当な覚悟と熱意を持って、全ての競技の底上げに取り組む必要があるものと考えております。

そのため、全県を挙げた官民一体による対策本部を設け、選手の発掘、育成、強化や指導体制の充実強化など、総合的な競技力向上対策を取りまとめた基本計画を新たに策定しまして、これに基づき、積極的に推進しているところであります。

しかしながら、十分な練習拠点がない競技の環境整備や、社会人有望選手の確保、女性アスリートの育成など、課題も山積しております。

これらの課題への対策を早急かつ確実に講じていくとともに、企業や関係機関、競技団体等としっかりと連携を図りながら、「チームみやぎ」の体制で取り組むなど、競技力向上に向け、県を挙げて最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしく申し上げます。

次に、高校生の県内就職について伺います。

平成27年3月に高校を卒業した生徒の県内就職率は54%と、全国最下位となり、それ以降、関係部局で連携しながら、県内就職率向上に向けた取り組みがなされており、少しずつ向上しているようではあります。直近の数字を見ても57.9%と、全国平均の80.6%と比較しますと、まだまだ低い状況にあります。

今後、さらに県内就職率を上げていくためには、県内で働くことの魅力や、県内企業のすぐれた情報等を知ってもらう取り組み等を、高校

生本人はもとより、高校生が就職先を決定する際に大きな影響力を持つ保護者に対して働きかけることが大切だと考えます。

そこで、県内就職率の向上につながる保護者への働きかけをどのように行っているか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 高校生の進路選択に当たっては、保護者に対しましても、地元企業の魅力を伝えるためのさまざまな取り組みを行っており、県内就職率の向上に努めているところであります。

具体的には、地元企業理解のために、各学校で実施する校内企業説明会を保護者にも案内するとともに、企業の情報を共有するエリアネットワーク会議への参加を保護者にも呼びかけ、意見交換を行っております。また、生徒と企業の出会いの場となります県内企業見学会に保護者も参加できるようにするなど、保護者に対しましても、地元企業の魅力の浸透を図っているところであります。

将来、県内に定着し、活躍できる人材の育成につなげるために、今まで以上に関係機関との連携を強めながら、生徒だけではなく保護者に対しましても、地元企業の情報発信を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、教職員の確保について伺います。

全国的に、さまざまな職種で人材の不足が大きな社会問題となっており、本県でも、企業等において、人手不足による経営不安の声が聞こえてきます。この人手不足、人材不足は教育の分野でも広がっており、本県の教員採用試験の競争倍率も、年々低下しているようでありませ

本年度実施した試験の競争倍率は、全体で3.5

倍であり、ここ10年において最も高かった平成23年度の実施倍率14.2倍と比較すると、10.7ポイントも下がっております。

教員採用試験の受験倍率が下がるということは、ともすると、優秀な人材を確保できないということにもなりかねず、ひいては、本県の教育の質にも影響があるのではと、危惧しております。

そこで、教員採用試験の受験倍率が低下している要因をどのように捉えているのか。また、倍率が低下している中で、優秀な人材を確保するためにどのような取り組みを行っていくのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 教員採用試験の受験倍率は、議員御指摘のとおり下がってきております。この受験倍率低下の要因につきましては、定年退職者の大幅な増加に伴い、採用予定者数がふえている一方、受験者数が減少しているためであります。また、受験者減少の要因としましては、全国的な傾向であります。民間企業等を志望する者がふえてきていることなどが考えられます。

県教育委員会といたしましては、これまで、受験年齢制限の撤廃や試験内容の見直しなど、幅広く受験者を確保する取り組みを行ってまいりましたが、今後は、高校生の段階から教員を志す意欲を高める取り組みや、県外の大学生を対象とした説明会の充実、さらには、本県教育のよさや教員の仕事の魅力についてのPR活動などを通して、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 以前は、教員は憧れの仕事でありました。教員になりたい、また、教員にさせたいという声が大きく聞かれていたと思います。しかし、現在では、学校という職場を敬遠

し、教員のなり手が減っている状況であります。

先日の新聞によりますと、全国的に公立小中学校の教員の数が足りていないという報道がなされていますが、本県の状況について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 本県の公立小中学校においては、国の基準を超えて配置される少人数指導の担当講師や、正規職員の長期研修等に伴うかわりの講師の確保ができなかった件数が、5月1日現在で8件ありました。そのため、教務主任や教頭等が、かわりに授業を行うなどの対応をしているところであります。

このように、本県におきましても、臨時的任用講師等の不足は課題となっているところであります。

○外山 衛議員 教員の仕事は大変だというイメージがあることが、本県においても、教員のなり手不足の原因の一つになっているのではないかと。学校現場では、保護者への対応や部活動指導、多忙な業務などで教員が疲弊している状況があります。

以前の教育長の答弁では、昨年10月に県教育委員会が実施した「教職員勤務実態調査」において、文部科学省のガイドラインで上限時間として示した、1カ月当たり45時間を超えて時間外業務を行っている教職員は、小学校と特別支援学校で約3割、中学校と高等学校で約6割となっております。

さらに、いわゆる「過労死ライン」と言われる80時間を超えている教職員のうち、副校長、教頭については、小学校で半数、中学校では3分の2に上るという結果が報告されました。これは、決して看過できない深刻な状況であります。

学校で子供たちのために働きたいという志を持ち、指導力のある優秀な人材を確保するためには、教員の働きやすい環境づくりも必要であると考えますが、今後の教員の働き方改革の取り組みについて、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、本年3月に、「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校における業務改善や意識改革に向けた取り組みについて、学校や市町村教育委員会に対し、周知を図っているところであります。

また、本年度から、教員の事務負担の軽減を図るための「スクールサポートスタッフ」や、教員にかわって部活動の指導や引率を行うことができる「部活動指導員」の配置を始めたところであります。

さらに、教員の業務改善を図るために、県と市町村が一体となって、児童生徒の出席状況や成績などの情報を一括管理します「統合型校務支援システム」の導入に向けた検討を進めているところであります。

学校における働き方改革を進める上で、地域や保護者の理解を得ることが重要でありますので、今後とも、周知や啓発に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 働き方改革は、学校現場にとりましても、社会にとりましても、大きな転換点であり、教員だけではなくて、地域や保護者の理解なくして進まないと考えます。

働き方改革は、教員が楽をすることが目的ではなくて、教員としての専門性を発揮し、質の高い授業を行うためのものであるということを、地域や保護者にしっかりと説明しながら、取り組みを進めてほしいと思います。

次に、通学路の安全対策について伺います。

平成24年4月に京都府亀岡市で、登校中の児童の列に自動車が入り込み、10名が死傷するという痛ましい事故が発生し、この際には、警察と関係機関などが連携して、通学路の緊急安全点検を行い、必要な安全対策を実施するなど、交通環境の改善を図られたと聞いております。

また、本年5月には、滋賀県大津市の交差点において、保育園児の列に自動車が入り込み、16名が死傷するという、まことに痛ましい交通事故が発生いたしました。

こうした痛ましい事故が発生しないよう、県内における通学路の安全対策をさらに強化し、さらなる交通環境の改善を図っていただきたいと思います。

そこで、昨年の通学時における子供の交通事故の現状と警察の取り組みについて、警察本部長に伺います。

○警察本部長（阿部文彦君） 昨年の通学時における子供の交通事故は、全て軽傷事故であり、発生が57件、うち自転車乗車時が40件、歩行中の事故が17件で、負傷者が59名となっております。

警察では、毎年、春と秋の交通安全運動にあわせて、道路管理者、学校関係者、地域住民等と連携し、通学路等を中心に合同点検を行っており、昨年は、県内で156カ所を点検し、一時停止や横断歩道の補修、信号サイクルの調整等、124カ所について改善措置を実施するなど、対策を進めております。

また、さきの大津市の事故を受けまして、まずは、過去5年間に子供の重傷事故が発生した交差点等を抽出し、合同点検を行ったところであり、今後、道路標示の補修や安全教育などの対策を実施してまいります。

さらに、関係機関や地元住民等と緊密に連携

しながら、未就学児の移動経路の安全確保についても、さらなる対策を進めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 通学路における痛ましい子供の交通事故が起こらないように、継続して安全対策を実施していただきたいと思っております。

次に、投票率について伺います。

7月21日に行われました参議院議員通常選挙において、宮崎県選挙区の投票率が過去最低の投票率という結果でございました。選挙の投票率は、必ずしも啓発だけで決まるものではなくて、さまざまな要因、例えば政治家サイドの問題もあるのではと思っております。とはいえ、全国的に投票率が低い中、本県の投票率が、さらにそれを下回る結果だったということは、大変残念であり、憂慮すべき事態であると考えております。

選挙管理委員会では、参議院選挙の低投票率について、どのように捉え、分析をされているのか、選挙管理委員会に伺います。

○選挙管理委員長職務代理者（米良政美君）
お答えをいたします。

今回の参議院議員通常選挙における宮崎県選挙区の投票率につきましては、外山議員御指摘のとおり、過去最低の[※]41.97%、都道府県別で申しますとワースト2位という結果になりました。選挙管理委員会といたしましても、大変重く受けとめております。

投票率は、その時々々の政治情勢、候補者の政策とか争点など、さまざまな要因に左右されるものであると考えておりますが、今回の選挙につきましては、選挙期間中、悪天候が続いたことも、投票率に影響したものであると思われま。

しかしながら、約6割の有権者が投票しなかったことは、何より、政治や選挙に関する意

※ このページに訂正発言あり

識の低下というものが大きな要因ではないかと考えております。以上でございます。

○外山 衛議員 有権者の意識向上が必要との回答でございましたが、私としては、特に、政治に関心がない人がふえている現状を危惧しております。

そこで、政治に関心がないと思われる人がふえる中、投票率向上に向けた今後の対応について、選挙管理委員会に再度お伺いします。

○選挙管理委員長職務代理者（米良政美君）

外山議員、最前、過去最低の41.79%を41.97%と言ったそうでございます。訂正させていただきたいと思っております。

ただいまの質問でございますが、選挙管理委員会といたしましては、投票率の向上のためには、県民が政治や社会に関心を持っていただくことが必要だと考えております。

そのため、これまで若年層の投票率向上に向けて、政治と生活のかかわりを考えるワークショップ、大学の教授を中心に招聘して講義を行う「ボーダーズ・ゼミ」の開催や、明るい選挙に関するポスター・書道作品の展示、さらには、政治や選挙について若者が意見を発表する「わけもんの主張」の開催などに取り組んできたところであります。

これらに参加いただいた方については、政治や選挙に対する関心は確実に高まっていると考えていますことから、今後は、明るい選挙推進協議会や教育委員会、市町村選挙管理委員会などの関係機関と一層の連携を図りまして、その効果を広く県民全体に波及させる取り組みについて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○外山 衛議員 よろしくお願ひいたします。

我々県議会議員も、有権者の方々に政治に興

令和元年9月12日(木)

味・関心を持ってもらえるよう、積極的に政治活動に取り組みたいと思っております。

選挙管理委員会におきましても、あらゆる機会を通じて、投票率向上に向けた活動にしっかり取り組んでいただけるよう、お願いをいたしまして、以上で代表質問を終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時59分散会

9月13日（金）

令和元年9月13日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諸の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊也
教育長	阿部文彦
警察本部長	阿緒方文彦
代表監査委員	阿緒方文彦
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎、社民党の満行潤一です。2日目です。昨日、大分バッティングして質問をカットしました。めげずに頑張っていきたいと思います。

北海道の自治体で人口が2番目に少ない、神恵内村に行く機会がありました。人口850人、役場職員は一部事務組合消防職員を入れても45名の、本当に小さな村です。隣村の、泊原発がある泊村との平成の合併協議も不調に終わり、現在に至っています。役場以外に大きな勤め先がない。役場職員の採用も、地元の若者が敬遠して苦勞している。

しかし、役場は元気でした。視察目的だった防災対策も、最後のとりでとして住民のニーズに応えたいと、一生懸命でありました。昨年経験したブラックアウトを今後回避するために、唯一の避難所である中学校に整備した、再生可能エネルギーを活用した停電時の電源確保システムは立派でした。地方自治の原点を見た思いであります。

さて、この20年間の日本経済は正しく機能していません。この20年間、全く経済成長しなかった国が日本だけだと言われます。

この20年間ずっとデフレが続いてきましたが、国民の貧困化も進行しています。この間の家計収入は120万円以上も低下したと言われてお

り、専業主婦は激減し、今や働く主婦は1,100万人を超え、そのほとんどがパートや派遣といった非正規雇用。児童の貧困化も深刻です。また、「官製ワーキングプア」と称される、自治体で働く臨時、パート職員の処遇改善も急務だと思います。

そして、本県の最大の課題は、「少子高齢化の進展による人材の確保」です。あらゆる職種で人材が足りていません。

昨年の高卒県内就職率は56.8%。年々アップはしているものの、実質、全国最下位のレベルです。最低賃金の格差は223円。全国最下位レベル。これでは若者は地元に着してくれません。

ここで、看護師の都道府県別平均年収のデータを紹介します。出典は厚生労働省平成30年度賃金構造統計調査です。

看護師の平均年収の高い順に、1位は神奈川県、2位は東京都、3位は三重県、4位千葉県、最下位の47位は宮崎県です。1位神奈川県の平均年収は531万円、宮崎県403万円、その差128万円。全国平均は479万円、その差76万円。また、宮崎県内の女性の平均年収が300万円で、全国で断トツの最下位となります。全国最下位レベルの県民の所得向上が、何より本県の喫緊の課題だと思います。知事の所見を伺います。

議案第6号から第9号に関連して、会計年度任用職員採用制度について伺います。

地方公務員法の改正で、自治体で勤務する非正規公務員の多くが、会計年度任用職員採用制度に移行します。働き方改革の動きによって始まった制度です。新たに守秘義務を課せられたりしますが、雇用期間6カ月以上の人には期末手当の支給ができるなど、処遇の改善を図る

「同一労働同一賃金」を目的としており、官製ワーキングプアの解消につながればと思います。

また、職員数の削減の受け皿となり、安易に採用し、増加し続ける非常勤職員増の歯どめになればとも考えます。以下、幾つかの質問をいたします。

1. 対象職種はどうなるのか。
2. 採用の数は、現在の臨時嘱託職員と同じぐらいの数となるのか。
3. これまでの賃金に、通勤手当、一時金が加算されるイメージか。また、年収ベースで増額となるのか。
4. 現任用者の継続雇用は雇用者側の当然の義務と思うが、どうなるのか。
5. 本来あるべき姿は正規職員配置だと思いが、見解を伺います。
6. 制度移行に伴う人件費に対する国の財源負担はあるのか。

以上質問を申し上げ、以下質問者席から続けます。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。県民の所得の向上についてであります。

少子高齢化により人口が減少する中にあって、人材の安定的な確保を進める上では、給与や所得水準の向上は非常に重要な課題であると考えております。そのためには、本県産業を支える中小企業等の稼ぐ力を高めるとともに、労働者への配分をふやしていく必要があります。

このようなことから、県では、フードビジネス、医療機器関連産業など成長産業の集積や、地域経済を牽引する中核企業の育成、起業支援等の取り組みに加え、6月補正予算で措置しま

した農業、介護分野におけるICT化の推進や、成長期待企業を目指す県内企業の育成など、企業・産業の魅力や収益力の向上に取り組んでいるところであります。

今後とも、これら産業振興の取り組みを一層強化していくとともに、私自身、経済団体や業界団体の方々に対し、さまざまな機会を捉えて、直接、給与や労働環境の改善の働きかけを行うことにより、若者を初めとする宮崎の将来を担う人材の確保につなげてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○総務部長(武田宗仁君) [登壇] お答えいたします。

まず、会計年度任用職員へ移行する職についてであります。

会計年度任用職員制度の導入に向けて、現在、来年度から設置する職の整理を行っているところであります。

具体的には、特別職非常勤職員は、専門的な知識・経験等に基づき、助言、調査等を行う者に限定されるとともに、臨時的任用職員については、一般の職員に欠員を生じた場合に限り任用することになります。

そのため、従来の非常勤の職のうち、例えば消費生活相談員や用地調査員などのように、一般の職員と同様に地方公務員法の定める守秘義務などの服務等を課すべき職が、会計年度任用の職に移行することになります。

次に、任用予定数についてであります。

会計年度任用職員については、年度ごとの事業実施の状況等により、その職の必要性を吟味し設置することとされております。現在、特別職非常勤の職からの移行を含め、来年度の業務量や内容などを把握した上で、任用予定数を検討しているところであります。

今後、それぞれの職場の実態に応じて、必要な業務に適正な職を設置し、任用してまいりたいと考えております。

次に、処遇の改善についてであります。

会計年度任用職員の給料・報酬の水準は、従事する職務の内容に応じて、一般の職員の給料表を基礎としており、また、一定の条件を満たす場合には期末手当などの諸手当も支給されますことから、給付面での改善も図られるものと考えております。

次に、臨時・非常勤職員の雇用の継続についてであります。

会計年度任用職員を任用するに当たっては、毎年度、適切な募集を行った上で、客観的な能力の実証を行う必要があります。

このため、来年4月以降、今の臨時・非常勤職員が、自動的に継続して会計年度任用職員に任用されることはありませんが、今と同様の会計年度任用の職に応募し、適切な選考を経て、任用されることは考えられます。

次に、職員の配置についてであります。

現在、制度の導入に向けて、臨時・非常勤の職について業務の見直しを行いながら、個別に検証を行うとともに、業務内容、勤務形態等に応じて、一般の職員を配置するのか、あるいは会計年度任用職員等を任用するのかを検討しているところであります。

また、来年度以降についても、毎年度の検討の中で、適切な職員の配置に努めてまいりたいと考えております。

最後に、必要となる財源の負担についてであります。

今回の制度改正に伴い必要となる財源につきましては、国において、給与等に関する調査が実施されているところであり、その結果も踏ま

え、地方財政措置について必要な検討を行うこととされております。

県としましても、引き続き、必要な財源の確保について、国に対して要望してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 ありがとうございます。知事も触れられましたが、県内の企業がどんどん成長し、その中で働く人たちの分け前がまたふえる。ぜひ、そういう賃金アップについて、今後とも県を挙げて努力いただきたいと思っています。

続きまして、一ツ葉有料道路の有料期間の延長について触れます。

知事は4日の記者会見、そして開会日の提案理由説明で、「県民の安全・安心を守る観点から、財源を確保し耐震化を進めていく必要がある」と説明されています。

耐震化を推進する理由は十分理解できます。しかし、なぜ全額通行料金で充当なのか、国の交付金など税金投入はできないのか、改めて確認します。部長お願いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 有料道路制度につきましては、道路整備特別措置法に基づき、国土交通大臣の許可を受け、借入金等を財源に新設または改築し、通行料金を徴収して、その返済に充てる制度であり、耐震対策等の費用につきましても、全て通行料金で賄うこととなっております。

一方、交付金など国の補助事業につきましては、有料道路以外の、県や市町村が管理する道路の改築などを対象としておりますので、一ツ葉有料道路の耐震対策についても、交付金など国の補助事業では実施することができないこととなっております。

○満行潤一議員 他県の事例はどうか、災

害復旧工事とか国土強靱化等に伴う対策として、公費を投入した事例はないのか確認します。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 道路公社が行う災害復旧に要する経費につきましては、原則として、通行料金により賄うこととなります。

ただし、公社の経営に支障を来すような大規模な災害が発生した場合には、地方道路公社法により、その経費の一部を国や県が補助することができる規定があり、東日本大震災や西日本豪雨による災害において補助した事例がございます。

また、今回提出した議案と同様に、有料道路の事業変更を行い、国土強靱化に必要なレベルの耐震対策を実施している事例はありますが、交付金など国の補助事業での実施事例は確認できなかったところであります。

○**満行潤一議員** もうちょっと工夫が必要かと思えます。

同記者会見で知事は、「南海トラフ巨大地震の発生確率が高まるなどの状況があり、スピード感を持って耐震化に取り組む必要がある」、また提案理由説明では、「県民の負担を軽減するために引き下げる」とされていますが、県民の負担感は低下するかもしれませんが、県民負担は同じです。

県北の皆さんからすれば、延岡南から佐伯までは無料、九州中央道の無料区間が延伸し、大分市や熊本市、熊本空港が短期間でどんどん便利になってきます。10年も有料期間が続けば、宮崎市がどんどん遠くなっていくのではないのでしょうか。

150円にした根拠は何なのか、お伺いいたします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 一ツ葉有料道路の耐震対策のためには、新たに40億円の投資を行い、それを償還していく必要があるため、料金と徴収期間について、複数案を検討してまいりました。

通行料金の決定に際しましては、有識者会議において、「料金低減を図るべき」、また「北線と南線は同額がよい」、さらには「徴収期間が長期になると、社会情勢の変化が大きく、将来を見通すことが難しい」などの意見があったことから、総合的に勘案した結果、平等性や利便性の観点から、北線・南線とも同一料金とし、普通車で150円としたところであります。

○**満行潤一議員** 知事は記者会見で、「無料開放を期待していた県民に対して、県議会での議論を通じて丁寧に説明していきたい」と発言されています。

有識者会議は3回開催されたようですが、県議会には担当委員会への経過報告だけで、意見集約の機会もないまま、今議会での提案となっています。これまで議会に対して経過説明が不十分だと感じます。

昨日の答弁は、無料化を望んでいる県民にとっては、有料化の根拠としては説得力を持たないと思います。県民の意見を真摯に受けとめて、今議会ですべて丁寧に説明、質疑を深めていただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○**知事（河野俊嗣君）** 一ツ葉有料道路につきましては、昨年9月に国から、国土強靱化に向けた緊急対策を集中的に実施する方針が示される中、これを受けて11月議会におきまして、耐震対策について、有料継続の可能性を含めて検討していくことを表明したところであります。その後、県議会や有識者会議の御意見を伺いながら、検討を進めてまいりました。

検討の経過につきましては、昨年度から今年度にかけて、4回の商工建設常任委員会におきまして、財源確保を含め、耐震対策の必要性や有識者会議の目的等について説明を行いますとともに、有識者会議開催の都度、その説明内容や意見につきましても報告をさせていただき、御意見を伺ってきたところであります。

また、7月の常任委員会の調査の際にも、現地にて説明を行ったところであります。

私としましては、このような経過の中で、さまざまな要素を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果、計画どおりの無料化を願う県民の期待に沿うことはできませんでしたが、有料を継続する必要があるとの判断に至ったところであります。今回提案をさせていただいております議案の内容につきましては、今議会の審議の中でも、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 有識者会議で示されたであろう資料も、まだ県議会には提示もされていません。

仮に40億円かかるとして、毎年4億円ずつ一般会計から支出すれば10年間で40億円。これは政治判断で可能だと思います。この件につきましては、引き続き渡辺議員が一般質問を行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次、よろしいでしょうか。電子県庁の取り組みについて伺います。

本県では、平成24年3月に策定した「宮崎県電子行政推進指針」に基づき、本県行政の情報化施策に係る取り組みを行っています。

電子県庁は、県民の行政手続、各種の許認可申請手続や書類の交付手続など、行政窓口に行かずしてインターネット上で完結することを目的に始まったと思います。

その後、情報通信技術の一層の進展とともに、国において、「地方創生IT利活用促進プラン」等の新たな施策が示され、マイナンバー制度等を活用した電子行政サービスの推進や、情報セキュリティー対策の強化、災害対策の強化など、多岐にわたるようになりました。宮崎県電子行政推進指針改訂版である「eみやざき推進指針」として改訂も行われています。

今後とも、社会情勢の変化に注視しながら、市町村と連携し、本県における電子行政のより一層の推進に取り組む必要があると思います。電子県庁の取り組み状況についてお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県におきましては、これまで、「eみやざき推進指針」に基づき、行政手続のオンライン化の促進、各種業務システムの一層の効率化や安定性の確保など、電子県庁の推進に取り組んできたところであります。

これに加えまして、本年3月に、業務の指針となります「宮崎県官民データ活用推進計画」を策定しまして、業務における、いわゆるRPAの導入などによる行政事務のデジタル化や、県が保有するデータの積極的な公開などにも取り組んでいるところであります。

また、市町村との連携につきましては、「宮崎県市町村IT推進連絡協議会」を設置いたしまして、本県の基幹的な情報通信基盤である「宮崎情報ハイウェイ21」や、不正アクセスなどを防ぎます「宮崎情報セキュリティアワード」を共同で運営するなど、効率的・効果的な行政運営の推進に努めているところであります。

今後とも、県民の利便性向上や行政事務の効率化等を図りますため、電子行政の実現に向け

た取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、県の収納方法のデジタル化について伺います。

諸外国に比べておこなっている電子決済の普及に向け、国主導で動いています。県税や手数料などの収納方法として、納付書にQRコード、バーコードを付加して簡単決済といかないものでしょうか。現金収納以外の対応状況と、今後の見通しについて、会計管理者をお願いします。

○会計管理者（大西祐二君） 県税や手数料などの公金の収納方法につきましては、金融機関の窓口での現金収納以外に、収入証紙や口座振替によるもののほか、使用料や県税の一部には、コンビニでの窓口収納を行っているものもございます。また、自動車税などでは、クレジット収納に加えまして、昨年度から、スマートフォン決済を利用した収納も開始したところでございます。

今後、民間ではキャッシュレス決済が普及していくものと考えられますので、公金収納におけるキャッシュレス化につきましても、県民の利便性や収納事務の効率化の観点から、引き続き関係部局と連携を図って、適切に対応してまいります。

○満行潤一議員 民間におくれないように、しっかりお願いします。

次に、納税用セミセルフレジ導入についてです。

県税事務所に、納税用のセミセルフレジを11月から導入すると報道されていますが、導入に至る経緯とメリットについて伺います。

○総務部長（武田宗仁君） 今回導入しますセミセルフレジは対面式で、職員側、納税側それぞれにある液晶パネルの画面に税目や税額を表

示して、双方確認の上で、納税者本人が現金をレジに投入して、つり銭も自動的に受けとることができるものであります。

現在、窓口で現金を収納する際は、誤収納防止のため、必ず職員が2人で対応するようにしておりますが、納税者にとって、納付手続に時間がかかることや、職員を窓口に拘束する時間が長くなり、窓口事務の負担が大きくなっていることから、セミセルフレジの導入を検討してきたところであります。

この導入によりまして、誤収納防止や窓口事務の効率化・迅速化による県民サービスの向上だけではなく、職員の負担が軽減され、働き方改革にもつながると考えております。

○満行潤一議員 次に、マイナンバーカードについてです。

「全公務員に取得 実質義務化へ」と大きく報道もされておりました。報道では、「1割強で低迷している普及率を高めるため、公務員本人・扶養家族の計700万人超が率先して取得を済ませる。マイナンバーカードは2021年3月に健康保険証としての本格運用が始まる予定。これに伴う申請増加に備え、公務員が先につくって事務集中を避ける狙いもある」となっていました。

扶養家族もとらせるということは、家庭内のプライバシーを侵害しかねない事態も想定されます。取得の強制はできません。

総務省は6月に通知文を都道府県に発出しているようですが、本県知事部局職員の取得状況はどうなっているのかお尋ねします。

○総務部長（武田宗仁君） 国が実施しました、ことし6月30日時点でのマイナンバーカードの取得状況調査によりますと、知事部局における職員の取得状況につきましては、被扶養者

を含めまして7,768名中1,261名であり、取得率は16.2%となっております。

○満行潤一議員 本年5月に改正健康保険法が成立し、2021年3月に健康保険証としての本格運用が始まる予定ですが、共済組合、国民健康保険の対応状況をお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 地方職員共済組合におきましては、マイナンバーカードの健康保険証としての本格運用開始後も、現行の健康保険証は従来どおり発行され、利用できることとしております。

これは、オンラインによる資格確認に対応できない医療機関もあることなどが予想されることから、現行の健康保険証による保険診療も継続されるものであると伺っております。また、国民健康保険についても同様の取り扱いになると聞いております。

今後、共済組合においては、組合員とその被扶養者がマイナンバーカードの健康保険証を円滑に利用できるよう、周知広報を図ることとしております。

○満行潤一議員 次に、消費税10%について、若干お尋ねいたします。

本県の財政運営にも影響があると思います。昨年11月議会でも質問しておりますが、引き上げ分2%のうち0.5%が地方消費税分で、おおよそ50億円程度増収と伺いました。さて、県病院の収入支出に与える影響額はどうか。医療機関が負担する消費税については、診療報酬による補填が不十分と聞きます。今回の引き上げによる県病院会計への影響について、病院局長にお尋ねします。

○病院局長（桑山秀彦君） まず、支出面では、本年度当初予算において、薬品等の購入時に支払います消費税の税率改正に伴う増加分と

しまして、1億3,700万円余を見込んでいるところであります。

一方、収入面では、診療報酬が非課税となっておりまして、仕入れ控除ができないため、医療機関が支払った消費税相当分は診療報酬の中で上乘せされ、補填される仕組みとなっております。先ほど申し上げました支出の増加分も、この仕組みによりまして補填され、収入が増加するというようになっております。

しかしながら、昨年度に公表されました国の調査では、業務委託や高額な医療機器の購入などで多額の消費税を負担しております公立病院につきましては、診療報酬による補填率は69.5%と、大変低い結果が示されたところであります。

このため県では、全国自治体病院協議会等を通じまして改善の要望を行ってきたところでありまして、国からは、今回10月実施の診療報酬改定におきまして是正を図ったと伺っております。

これによりまして、補填不足は相当程度解消されるものと認識しておりますが、今後とも、補填の状況を注視してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 中小企業の対応状況についてです。

外食を除く飲食料品の税率8%に据え置く軽減税率の導入など、新たな制度によって不安の声が上がっています。レジの改修、区分経理の帳簿の準備など、事業所の準備状況はどうか。また、中小事業者の税額計算の特例、消費税確定申告書の作成手順の変更、簡易税制制度適用事業者、免税事業者、それぞれ申告書の作成など経理の変更があります。これらの県の対応状況、支援状況をお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 消費税軽減税率制度への対応状況につきましては、宮崎商工会議所が宮崎市内の中小・小規模事業者に実施したアンケートによりますと、レジの導入状況につきましては41%、インボイス制度に係る区分経理に対応した請求書等への対応状況につきましては65%が、いまだ着手できていない状況であります。

県といたしましては、これまで軽減税率に対応したレジ導入等に係る国の補助制度について、商工団体等と連携し、県内各地でセミナーや説明会を開催するなど、制度の周知を図ってきたところであります。

引き続き、税務署や商工団体に設置されている軽減税率等の相談窓口での相談対応や経営指導等を通じまして、県内の中小・小規模事業者の取り組みを促すとともに、各種制度の周知を図るなど、消費増税に円滑に対応できるよう支援してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 相当対応がおくれている、そういう印象であります。対応できるのも、あと半月しかありませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、消防体制の強化について伺ひます。

国が定める「消防力の整備指針」に基づき、各消防本部は、適正な施設、人員配置をとらなくてはならないはずですが、各消防本部の条例定数が長年変更されていないために増員ができず、災害対応や緊急消防援助隊の出動要請にも苦慮している状況だとお聞きします。

消防職員の増員など消防体制の強化について、県の適切な指導・助言が必要と考えますが、危機管理統括監いかがでしょうか。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 市町村におきましては、厳しい財政状況の中、人口減少や

少子高齢化などの進展に伴う行政需要の変化にも対応しつつ、効率的な組織体制の構築と定員管理に努めておられると認識しております。

一方、近年、豪雨などの自然災害が頻発し、また、激甚化する傾向にあるとともに、本県におきましては、南海トラフ地震の発生が切迫しております。これらへの対応を含め、地域防災力の向上が求められているところであり、その中核となる消防の体制充実・強化が大変重要であると考えております。

このため、県といたしましては、このような防災面にも配慮した消防体制となるよう、その充実強化に向けて、県消防長会などと意見交換を行うとともに、「消防力の整備指針」に基づき市町村が実施いたします体制整備について、今後とも、市町村に対して必要な働きかけや助言・支援を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 残念ながら、決して適正な配置となっていないので、ぜひ、今後とも引き続き、県の関与を強く求めたいと思ひます。

非常備町村の常備化に向けた取り組み状況についてです。

消防非常備町村における救急業務実施体制（病院前救護実施体制）は、地方自治行政の重要な課題です。長年、非常備町村だった高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町は2015年4月に常備化され、現在は4町村が非常備として残っています。

県では、引き続き常備化に向け検討が行われているようですが、取り組み状況についてお伺ひいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県内非常備町村の常備化につきましては、東臼杵の美郷町、諸塚村、椎葉村の3町村におきまして、平

成28年12月に検討協議会が設置され、課題の抽出や実現可能な方策について洗い出しを行い、段階的な常備化を実現する方法が検討されているところでございます。

こうした中で、平成30年10月からは、日向市が、それまでの助言者から構成団体として協議会に加わり、まずは、119番通報の受け付けなど通信指令業務の共同運用について検討が進められているところでございます。

県におきましては、これまで協議が進展するよう必要な情報提供や助言を行ってきており、引き続き常備化に向け、支援を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひよろしく申し上げます。

救急隊の増員、救急車の適正な配置についてです。

年々、救急車の出動件数はうなぎ登りの状況です。適切な救急車の利用に対する啓発も重要ですが、現場はその対応に苦慮しています。早急な救急隊の増員、救急車の適正な配置が望まれます。県の考え方をお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 本県における救急車の出動件数は、6年連続で過去最多を更新しているところでございます。

これに対応するため、各消防本部では救急体制の整備が検討されており、一部の消防本部では、救急隊の増隊等が実施されております。

一方で、このような体制の整備は、人材と多額の費用が必要であることから、限られた資源を有効に活用することが大変重要となります。

このため県では、消防と救急医療機関で構成する協議会で検討の上、全体の約15%を占めております転院搬送につきまして、救急車を適正に利用していただくよう、医療機関に向けてお願いをしているところでございます。また、実

際に搬送に至らなかった不搬送は、全体の約10%を占めておりますことから、県民の皆様に対しても、適正利用の周知に努めているところでございます。

今後とも、消防本部を初めとする関係機関と連携しながら、救急車の適正利用を促進するとともに、市町村が実施いたします救急体制や車両の整備につきまして、必要な支援や助言を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 正しい救急車の使い方を、医療機関にも県民にもしっかりと啓発していただきたいと思っております。

県防災救急ヘリのダブルパイロット制の導入について伺います。

消防防災ヘリの墜落事故が相次いだのを受けて、総務省消防庁は、自治体に順守義務を課す初の安全基準を10月1日に施行する予定です。

柱は、機長と副機長の2人を搭乗させるダブルパイロット制の導入。これに関しては、人材確保に時間がかかるため、2022年4月施行とするようです。

ことし4月時点で、40都道府県と15政令指定都市の計55自治体に防災ヘリが配備され、うち23自治体が、既にダブルパイロット制を導入済みであります。本県もダブルパイロット制の早期導入が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○危機管理統括監（藪田 亨君） ダブルパイロット制の導入につきましては、緊急時における操縦交代による墜落の回避など、パイロットに起因する事故の防止に有効であり、運航の安全性が向上すると、期待されております。

国は、今回の防災ヘリの運航に関する新たな安全基準の策定に先立ちまして、昨年12月の通知で、ダブルパイロット制の導入に計画的に取

り組むこととして、速やかに検討を開始することを求めており、県では昨年度から、導入に向けて検討を開始したところでございます。

今後は、この新たな基準を踏まえながら、パイロット等の人材の確保や予算措置等について、引き続き関係部局や運航委託先等と協議をしてみたいと考えております。

○満行潤一議員 大事な大事な各消防本部の消防署員をいただいているわけですから、ぜひ、その安全性の確保をよろしくお願ひしたいと思います。

自殺予防週間についてであります。

今月10日から16日は、自殺予防週間です。自殺予防について2問お伺いします。

夏休み明けの子供の自殺が、全国的に例年、9月1日がピークとの統計があります。私の誕生日なんですけど、残念な日です。自殺防止対策の本県の取り組み状況について、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 夏休み明け前後に子供の自殺が増加する状況については、全国的な社会問題となっております。本県としましても重く受けとめているところであります。

そのため県教育委員会では、毎年6月に県立学校や市町村教育委員会に通知文を発送しまして、学校内外における見守り活動の強化など、自殺の未然防止の充実をお願いするとともに、市町村教育委員会や小中学校及び県立学校の担当者を対象に、自殺予防教育に関する研修も実施しております。

また、「24時間子供SOSダイヤル」や「ネットいじめ目安箱」などの相談窓口をわかりやすく説明したカードを、全児童生徒に配付しているところであります。

今後とも、他の部局や関係機関とも十分連携

を図りながら、子供たちの命を守る取り組みを進めてまいります。

○満行潤一議員 県内での昨年の自殺者数は204人。ピーク時からすると半減しています。県や市町村、関係団体の並々ならぬ努力によって、ここまで到達できたものと思います。

しかし、全国でも大きく減少しているのに、相対的には自殺死亡率は全国で7番目に位置しています。また、本県の若者の死因のうち自殺が多い現状に変わりはありません。

その要因は、家庭内のトラブルであったり、金銭トラブルや職場での問題など、さまざまだと思います。自殺予防は行政だけでできるものではありません。家庭、地域、関係団体のふだんの取り組みが重要です。本県の課題についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、これまで官民一体となりまして、普及啓発や人材育成、相談支援など、総合的な自殺対策に取り組んでいるところでございますが、住民の身近な存在である市町村のよりきめ細やかな自殺対策の推進や、自殺未遂などハイリスク要因への対応、若年層の自殺予防が課題というふうに考えております。

このため昨年度から、市町村の自殺対策計画の策定支援を強化しまして、本年5月までに全市町村で策定されたところです。また、救急医療現場での自殺未遂者に対する初期対応や支援の向上を図るため、宮崎大学と連携して、病院や消防などの職員を対象とした研修会を県内各所で開催するほか、若年層対策として、教育委員会と連携しまして、児童生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」、こういったものを推進しております。

○満行潤一議員 要望を1つ申し上げておきま

す。

自殺予防週間にあわせて、「いのちの電話」相談が始まりました。本県も、ボランティア団体の御努力で実施されていますが、慢性的に相談員が不足しており、対応窓口が空白となる時間帯がまだあるようです。行政の積極的な支援を引き続きお願いいたします。

次に、後期高齢者医療制度保険料軽減措置の本年10月廃止に関して質問します。

保険料定額部分の最大9割軽減措置が廃止されます。収入要件、多くは年金収入のみですが、この収入要件で負担増か負担減が決まる。軽減措置の廃止によって負担増とならないよう、1年間に限り国庫補助があるが、来年10月からは、保険料の定額部分が2倍になる人も多数に上るようです。被保険者に対する周知の状況はどうか、お尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 後期高齢者医療制度の保険料につきましては、世帯の所得に応じて、均等割として7割軽減が措置されていたものを、9割または8.5割軽減にする特例措置が設けられておりますけれども、世代間の公平を図る観点などによりまして、ことし10月から廃止されます。

この特例措置の廃止に際しましては、9割軽減の方には、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金を支給するとともに、8.5割軽減の方には特例を1年間据え置くなど、被保険者の負担増に配慮した措置が実施されております。

今回の制度の見直しにつきましては、複雑な内容となっておりますので、より御理解いただけるよう、保険者の後期高齢者医療広域連合や保険料業務の窓口である市町村におきまして、国作成のリーフレットを被保険者に送付するとともに、テレビや新聞などによる広報を行った

ところでは、また、被保険者からの問い合わせに対しましても、電話や窓口での制度の説明を行っているところであります。

○満行潤一議員 次に、介護医療院への転換についてです。

本県には、介護療養病床が28施設ありますが、介護療養病床は、2023年度に廃止が決定しています。医療療養病床も78施設ありますが、この医療療養病床の今後も、どうなるのか不透明であります。

かわりに有料老人ホームが大きくふえています。介護療養病床から介護医療院への転換が国の誘導策とは思いますが、スムーズに移行できるのか、介護難民とならないのか不安です。本県の状況について伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護療養病床と一部の医療療養病床につきましては、令和5年度末までに廃止するか、昨年創設された介護医療院等への転換などが求められております。現時点では、本県での介護医療院の開設実績はありません。

このような状況を踏まえまして、療養病床の転換の選択肢として、介護医療院について理解を深めるため、本年8月に、県医師会と県、宮崎市の共催により、県内の医療機関等を対象として、介護医療院に関する研修会を開催したところでございます。

また、県では、療養病床から介護医療院への転換を支援するための補助制度を設けておりますので、これらの活用を促しながら、転換が円滑に進むよう支援してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 医師確保についてです。

本年度の研修医数は、医師国家試験後で57名、昨年度が59名でした。昨年開始された新たな

な研修制度「専門医制度」が52名。多くの関係機関の努力で実績が上がってきています。宮崎大学地域卒卒業生を含め、より多くの医師が本県に残ってほしいと思います。

医師確保の課題の一つは、県央への一極集中です。特に、県北、県南地域の医師確保が急がれます。人口密度は低くても、地域医療の確保は重要です。公立病院以外大きな病院のない本県で、いかに多くの医師をつなぎとめられるのか、県北、県南地域の医師確保、医師の偏在対策をどう考えているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 厚生労働省がことし2月に発表した医師偏在指標によりますと、県内7つの二次医療圏のうち、4つが下位3分の1の医師少数区域に該当するとされておりまして、県内での医師の地域偏在が見られるところでは、

県では、医師の地域偏在の解消に向けまして、昨年7月の医療法の改正を踏まえて、医師修学資金貸与医師等に対するキャリア形成プログラムを策定し、医師免許取得後、県内で9年間勤務し、そのうち4年間は、医師少数区域での勤務を義務づけることとしております。

また、専攻医に対する研修資金貸与制度の対象診療科に、小児科、産科に加え、特に医師が不足する僻地医療において重要な役割を担う総合診療を追加するとともに、返還免除条件を、研修修了後、宮崎東諸県を除く二次医療圏で3年間勤務することとしております。

今後とも、医師の養成・確保と資質向上を一体的に図りながら、医師の偏在解消に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 続きまして、子供の貧困、児童虐待についてです。

児童相談所の児童虐待相談件数の急増対応が

急がれます。児童虐待・家庭内暴力の背景に、家庭の貧困が大きくかかわっているケースが多いと思います。生活が苦しい貧困世帯がふえているこの時代、児童虐待防止は児相だけの問題ではありませんが、関係機関との連携のかなめとなる児相の強化が急がれます。今回の鹿児島県出水市での虐待死でも、児童相談所の相談体制が問題となっています。

今月10日に開会した鹿児島県議会の本会議冒頭に三反園知事は、「痛ましい事件を受け、児童相談所のさらなる体制強化、児童福祉司の増員など、児童虐待への確実な対応・防止に全力で努める」と発言されています。本県の知事にこのような発言はさせたくはありません。事件が起こってからでは遅過ぎます。児童相談所の強化、とりわけ児童福祉司の大幅増員が必要と思いますが、見解をお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内3つの児童相談所に配置している児童福祉司につきましては、増加する児童虐待相談に適切に対応するため、体制の強化を順次進めてきたところでございます。本年4月にも増員し、現在30人を配置しております。

こうした体制のもと、各児童相談所では、子供の安全の確保を最優先にした対応に努めているところでございますけれども、大幅に増加している児童虐待相談に適切に対応していくためには、児童福祉司の増員を初めとする児童相談所の体制及び専門性の強化が不可欠であると考えております。

このため、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づきまして、令和4年度までに、必要な児童福祉司を計画的に配置していきながら、関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 児童相談所は児童虐待だけやっているわけではなくて、多くの子供、家庭に係る業務をやらないといけないのに、まず急がないといけないのは児童虐待対応ということで、本当に大変な状況にあります。引き続き、体制強化をお願いしたいと思います。

もう一つ、重ねて、児童相談所の執務スペースの狭さも、私は問題だと認識をしています。その対応についてどうお考えか、お尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のとおり、これまで児童相談所の体制強化に取り組む中で、事務局が手狭となっておりまして、執務スペースの確保が大きな課題だと考えております。

今後、国の新たなプランに基づく体制強化に取り組むことから、児童相談所及び職員が十分にその機能や能力を発揮できるよう、執務環境の整備についても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 お願いします。

次に、感染症・予防接種の現状について、6問続けて質問させていただきます。大変マニアックな質問で部長には申しわけないんですが、部長は前任地では森林環境税のスキームをつくった方だとお聞きしていますので、おつき合いたいと思います。

本県で、ワールドサーフィンゲームスが開催され、また、ラグビーワールドカップのイングランド代表が事前キャンプで本県入りしたりと、国際色豊かになりました。また、県民の海外渡航も日常の風景となりました。来年のオリ・パラも控えて、インバウンドの増加も期待されます。

幾つかの感染症について、本県の現状と対応

について伺います。

まず、マダニが媒介する感染症（SFTS）の被害についてお伺いします。

マダニは春から秋にかけて活動が活発になり、マダニが媒介する感染症、本県では4月から9月にかけて多く発症しています。本県の被害は全国で最多。本県の発生状況と対策の現状をお聞きします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県における重症熱性血小板減少症候群、いわゆるSFTSの発生状況につきましては、平成25年3月の届け出開始からの累積報告数が68件となっております、全国で最も多くなっております。

SFTS対策は、マダニにかまれないことが重要でありますので、県としましては、マダニの活動が活発になる春から秋の時期に合わせまして、保健所や市町村、県医師会、県獣医師会などの関係機関と連携し、周知・啓発を行っているところです。なお、こうした取り組みにより、本年の報告数は、9月上旬で7件となっております、前年同時期の10件を下回っております。

今後関係機関と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、県民への情報発信、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、風疹です。

妊婦が免疫を獲得できれば先天性風疹症候群の発生はないと考えていた一時期に、女子中学生だけに接種が実施されていきました。現在の40歳から57歳の男性に風疹予防接種は実施されず、この年齢層が免疫率が低く、風疹患者になっています。本県の発生状況と対応の現状をお聞きします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の風疹の発生状況でございますが、平成30年に3件、本

年は1件となっております。

県では、先天性風疹症候群の発生を防ぐために、妊娠を希望する女性等に対する風疹抗体検査費用の助成事業を実施しております。

また、議員御指摘のとおり、1962年4月2日から1979年4月1日までの間に生まれた男性が感染の中心となっておりますことから、風疹に関する追加的対策としまして、各市町村において、今年度より風疹抗体検査及び定期予防接種が始まったところです。

国は、対象者の抗体保有率を、2021年度末までに90%以上とすることを目標としておりまして、県としましては、対象者に対する本事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 いろいろ課題があった風疹なんですけれども、ぜひ、対応をよろしく願います。

麻疹です。

日本における土着の麻疹ウイルスは、2010年5月を最後に、国内での検出はなくなったようです。しばしば起こる国内の麻疹の発生は、全て外国から持ち込まれたもののようです。欧州では麻疹が流行したりしています。

麻疹ウイルスは、空気感染、飛沫感染、接触感染とさまざまな感染経路を示し、その感染力は極めて強く、免疫を持っていない人が感染すると、ほぼ100%発症すると言われていています。合併した別の細菌やウイルス等による感染症が重症化する可能性もある怖い病気です。本県では、2001年に約900人の麻疹患者と2人の乳幼児の死亡が報告される大きな流行が起きており、次の大きな流行を阻止するために、その翌年、「みやぎきーはしかゼロ作戦ープロジェクトM」が始まりました。本県の発生状況と対策の現状をお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の麻疹の発生状況でございますが、平成29年に1件、本年は1件となっております。

麻疹対策においては、予防接種で幼児期からの免疫を高めることが最も有効でございます。そのため、各市町村や医師会等が、接種率向上に向けた対策を実施しておりまして、平成29年の県の定期予防接種率は、国の目標値である95%を達成しております。

また、麻疹につきましても、海外からの持ち込みに対する蔓延防止対策も重要でありますので、県としましては、早期に患者を探知し、患者の接触者の健康観察を行うことで感染拡大を防止するとともに、県民への啓発や情報提供を行ってまいります。

○満行潤一議員 次に、流行性耳下腺炎（ムンプス）についてお尋ねします。

昨年、日南市の保育園で流行しました。また、3人のムンプス難聴児も報告されているようです。日南市で予防接種の助成があれば、防げたのかもしれない。残念な報告です。

本年度は、県内24市町村でムンプスワクチン接種の助成が行われているようです。本県の発生状況と、予防接種を行う自治体への助成状況をお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 流行性耳下腺炎、いわゆるムンプスにつきましては、議員御指摘のとおり、昨年は日南保健所管内での流行が見られましたが、県内全域においては、定点医療機関当たりの報告数は低い水準を保っておりまして、今日まで大きな流行は見られていない状況でございます。

流行性耳下腺炎の対策としましては、予防接種による感染予防が最も有効な手段であります。県では平成27年度から、感染症の発生や流

行の予防を通して、子供たちの健やかな育ちを支えるため、「愛の予防接種助成事業」として、ムンプスワクチンの接種に対する助成を行う市町村に、補助を実施しているところであります。

今年度は、日南市を含め、ほとんどの市町村で助成が行われております。

○満行潤一議員 日南市の保育園で発生しましたけれども、予防接種をしている子は発症しなかったと、そういうデータもあるようです。ぜひ、予防接種の普及が必要だと思います。

ロタウイルスに移ります。

ロタウイルスは、胃腸炎を起こすウイルスです。ロタウイルスに感染すると、2日の潜伏期を経て、主に乳幼児に4日から5日続く強い嘔吐・下痢症状をもたらします。

胃腸炎の原因ウイルスとして、世間的に最も有名かつ頻度も高いのはノロウイルスです。しかし、5歳未満の乳幼児に限って言えば、胃腸炎の原因として最も多いのはロタウイルスだそうです。

また、乳幼児においてロタウイルスは、胃腸炎の中で最も多いだけではなく、最も重症になりやすいことで知られています。感染力が強く、治療法がないと言われます。予防にはロタウイルスワクチン接種がとても有効ですが、本県におけるロタウイルス感染症の発生状況、県内自治体の予防接種に対する助成状況などを教えてください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内のロタウイルス感染症の発生状況につきましては、定点医療機関当たりの報告数は低い水準を保っております。大きな流行は見られていない状況です。

ロタウイルス感染症につきましても、予防接

種による感染予防が最も有効な手段でありますので、ムンプスと同様に、18市町村が「愛の予防接種助成事業」を利用して、ロタウイルスワクチンの接種に対する助成を行っております。

○満行潤一議員 全ての自治体に、ぜひ、この助成をしてほしいなど。引き続き、県の支援をお願いしたいと思いますし、これも貧困家庭に対するアプローチですね。どうしても予防接種に対する認識というのが低い状況にある層があります。ぜひ、その対応もお願いしたいと思います。

この項目の最後は、海外から入ってくる感染症対策です。

海外との交流人口の増加に伴い、日本では発生していない感染症が持ち込まれる可能性が高まっています。マラリアやデング熱のように熱帯・亜熱帯諸国で発生している感染症だけでなく、アフリカにはコレラやエボラ出血熱が流行している国もあります。感染症を国内に侵入させないための対策は、ますます重要になっています。そして、国内で発生した場合の対処が大きな課題です。過去に国内でも、マラリア、デング熱、コレラの発生がありました。本県の対策の現状をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県におきましては、エボラ出血熱など、国内での発生がない感染症が県内で発生した場合に備えまして、保健所や感染症指定医療機関などの関係機関と、患者発生を想定した搬送等の訓練を行っております。なお、万が一、県内で発生した際には、関係機関と十分な連携をとりながら、医療の確保、感染拡大防止について、迅速かつ適切に対応することとしております。

また、国においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、感染症の発生

を早期に探知し、迅速に対応するため、自治体間の情報ネットワークを構築するなど、危機管理体制の強化を図っているところでございます。

今後とも、常在危機の意識を持って、感染症対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

次に、分煙・喫煙対策についてです。

昨年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立をし、来年4月1日より全面施行されます。改正の趣旨は、望まない受動喫煙の防止を図るために、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について講ずるべき措置等について定めることになっています。県庁舎の受動喫煙対策はどうなっているのか、お伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 今回の健康増進法の改正に伴いまして、行政機関庁舎については、本年7月1日から、喫煙場所の区画やその旨の表示など必要な措置がとられた場所、いわゆる特定屋外喫煙場所以外での喫煙が禁止されたところであります。

このため、県の本庁舎におきましては、職員のサービス管理上の問題や来庁される県民への配慮などから、4カ所の特定屋外喫煙場所を設置し、受動喫煙対策を講じているところであります。

また、各出先機関の庁舎におきましても、それぞれの管理者が法令に定める要件に従い、必要に応じて、特定屋外喫煙場所を設置しているところであります。

○満行潤一議員 安心しました。ありがとうございます。

次に、幼保無償化に関連して質問します。

公立保育所も私立保育園も、保育士の確保がままならない状況にあります。10月から、無償化とはほど遠い幼保無償化が始まり、今後、利用者増が予想されます。保育園や幼稚園が無料になるんだったら、子供を預けて仕事に出ようとか考える保護者もいるだろうと思います。現状でも各施設は、正社員でも臨時パート職でも保育士の確保が容易ならない状況です。本県の保育士確保対策についてお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、これまで保育士確保のために、保育士修学資金等貸付事業や保育士支援センター設置運営事業等に取り組んでまいりました。

また、保育士の処遇改善を図るため、一定の経験を持つ保育士等を対象に、職位や職務内容に応じ加算される制度の対象となるための要件を満たすよう、「キャリアアップ研修事業」を実施しております。

こうした取り組みを通じ、県内の養成施設を卒業して保育業務に従事した者のうち、約9割が県内に就職するなど、一定の成果も出ているところでございます。ただ、余裕を持った職員ローテーションや休暇のとりやすい人員配置を実現するという観点からは、保育人材が十分に確保できている状況にはないというふうにも認識しております。

このため、今後とも引き続き、保育士の安定的な確保と処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 何よりも、離職を防ぐためには処遇改善、職場環境の改善が必要だろうと思います。ぜひ、引き続き県の指導、助言をお願いしたいと思います。

幼保無償化の制度は複雑過ぎて、私にはよく

わかりません。幼稚園、保育園、認定こども園などの利用施設で無償の範囲が違い、無償化の上限もある。年齢によっても無償化の対象が違ふ。そして、そもそも給食費や教材費は保護者負担。これも低所得者世帯は無料とか、本当に複雑です。これで「幼保無償化」と、よく言ったものだと思います。

保護者の申請方法も違ふ。施設から、「自分の施設の範囲なら説明もできるが、認定こども園の制度はわからない」など、対象世帯や無償化の範囲など、複雑な制度の説明が難しく、利用者に対して行政が周知すべきとの意見があります。制度の周知方法について、取り組み状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、本年10月からの無償化の導入に向けまして、市町村説明会の開催や市町村等が実施する施設向け説明会への職員派遣、県ホームページ等を活用した広報等を通じまして、制度の周知や説明に努めているところでございます。

一方、それぞれの利用者に応じた個別の具体的な説明については、市町村ごとに手続や対象範囲等が定められておりまして、利用者の世帯状況や利用施設の種類、運営状況等によって、対象範囲や自己負担額がさまざまでございますことから、利用者にとって最も身近な施設と市町村とが協力して取り組んでいるところでございます。

県としましても、制度の円滑な実施のためには、住民へのわかりやすい説明が重要だと認識しておりまして、今後とも市町村や施設と協力し、引き続き県民への周知に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、お願いいたします。

都城市では、公立、民間の施設長や有識者で

構成する「保育魅力アッププロジェクト会議」が、8月から始まったようです。幼稚園、保育園の職員アンケートを分析し、魅力ある職場、保育人材確保の強化につなげたり、離職対策・職場改善、ICT事業推進など研究していくようです。

今後とも、保育人材確保に引き続き取り組んでいただくよう、切にお願い申し上げます。

次に、商工観光振興策についてお尋ねします。

まず、宮崎カーフェリーへの支援についてであります。

昨日も出ましたが、組織改編された新しい会社が十分な資金が確保できていない状況は、理解できます。公共交通機関として、本県の物流の一翼を担う大きな役割を果たす新会社宮崎カーフェリーの今後の展開は、大いに期待するところであります。

県の考える支援策は、新船造船費用や運転資金等に充てるための融資、貸し付けなのか、補助金なのか、方向性を確認します。

これまで本県では、県の補助金等を財源とした財団法人宮崎コンベンションビューローに設置された「国際コンベンションリゾートみやぎ振興基金」から、シーガイアを運営するフェニックスリゾート社に25億円支出した例や、スカイネットアジアへ8億円の県費補助金を支出した事例がありますが、融資、貸し付けとは大きく性格が違います。知事どうでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 長距離フェリー航路は、農畜産物等の県産品を大消費地に安定輸送するとともに、県外からの観光客の誘客に貢献をするなど、本県産業において、極めて重要な役割を担っております。

また、ドライバー不足や長時間労働の是正な

ど、本県の物流を取り巻く課題の面からも、ドライバーの負担軽減を図りながら、長距離輸送を可能とするフェリー航路の重要性は、ますます高まっていくものと考えております。

この航路を維持するためには、新船建造が必要ですが、運航会社は、運航を開始して間もないことから、自己資金の蓄積が十分ではなく、また、自力で所要資金の全額を確保することは困難ではないかと考えております。

このような状況から、新船建造を円滑に進めていくためには、行政としても、貸し付けによる支援を検討する必要性を認識しておりまして、今後、運営会社や金融機関と協議をしながら、具体的な支援内容を検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 わかりました。

宮崎駅西口再開発に関連してです。

イオンモール宮崎は、今回の増床によって、より一層集客が進んでいるように伺います。

過日、鹿児島県議会で開催された3県観光振興議員連盟役員会に、JRを利用して参加しました。平日昼間だというのに、鹿児島中央駅周辺は、若者を中心に家族連れなどで大にぎわいでした。アミュプラザ開業で、確実に集客がふえた印象を持ちます。鹿児島中央駅周辺の、ひとり勝ちの状況にも映りました。アミュプラザ開業によって、イオンモール宮崎の客の移動もある程度予想され、宮崎駅周辺への集客はふえると思いますが、橋通りなど、中心部まで流れるか疑問です。市内中心部への回遊策についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎駅西口の再整備によりまして、新たな人の流れが生じることが見込まれますことから、橋通りなどの市内中心部まで、人の流れを回遊させること

が重要であると考えております。

このため、地元宮崎市では、駅と市内中心部をつなぐ新たな移動手段として、環境への負荷が少ない小型電気自動車「グリーンスローモビリティ」の活用に向けた準備が進められるなど、回遊性を向上させるための検討がなされております。

県といたしましては、地域商業再生支援事業により、このような「グリーンスローモビリティ」の取り組みを支援するとともに、あわせて、まちづくりを担う商店街のリーダー育成や、にぎわい創出などの取り組みを支援することで、宮崎駅西口整備に伴う買い物客の増加や新たな人の流れといった効果を、市内中心部の商業エリアにまで広く波及させることができるよう、宮崎市や地元商店街等とも十分連携を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県立公園のあり方についてお伺いいたします。

母智丘関之尾県立自然公園は、1958年9月1日に県立公園として指定をされました。61歳になります。面積は5.6平方キロメートルと、県内の県立公園では一番狭い公園です。

同自然公園は、都城市が管理し、都城市観光協会を指定管理者として選定しています。都城市は、今年度からリニューアルに向けた新たな計画を策定中だと聞いています。

このことに関し都城市の担当は、「県の担当課にお世話になっている」と言っておられました。今後とも公園の利用者がふえ、喜んでもらえるよう、施設運営に当たっていただきたいと思っております。県立公園における県の役割についてお尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県立自然公園は、県が県立自然公園条例に基づきまして、す

ぐれた自然の風景地の保護や利用の増進を図ることを目的として、母智丘関之尾県立自然公園など6公園、約4万7,000ヘクタールを指定しております。年間約170万人の利用があります。

県では、これらの公園の保護や、利用のための規制及び事業に関する公園計画を、関係市町村などの意見を聞いて定めております。この計画に基づいて、公園内における許認可や市町村が実施します施設整備への支援、PRなどに取り組んでいるところであります。

議員の御質問にありました、都城市のように市町村が施設整備事業等を検討される場合には、公園計画との調整を図りながら、事業等が円滑に進むよう、必要な助言を行うことといたしております。

今後とも、豊かな自然環境を守りながら、自然公園が県民の皆さんに親しまれ利用していただけるよう、努めてまいります。

○満行潤一議員 県内MICEの実績と今後の課題についてお尋ねします。

昨年度の実績は過去最高の229件。延べ参加者数も22万人を超え、過去5年間では最高の数字ではなかったでしょうかと思います。「みやざきMICE推進協議会」の活動が実を結んでいるのだと思います。今後の課題は、開催場所(会場)の県内分散化の推進ではないかと思えます。見解をお伺いします。

○商工観光労働部長(井手義哉君) 議員御指摘のとおり、平成30年度の本県で開催されたMICEの件数は、今おっしゃったとおり229件、延べ参加者数22万4,725人ということで、過去5年間において最高の数字となりました。

このうち、受け入れ会場や宿泊施設等の制約により、宮崎市での開催が約95%となっております。

そのため県では、会議や大会終了後の観光・視察として県内各地へのコースを提案するなど、MICE開催の効果を広く波及させるための取り組みを行っており、平成30年度に宮崎市で開催されましたエルレック——言語資源と評価に関する国際会議であります——につきましては、高千穂や鶴戸神宮などへのツアーが実施されたところであります。

今後とも、市町村や関係団体とも連携しながら、県内各地でのMICEの開催に向け、積極的に情報発信を行うとともに、開催効果を広く波及させる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、県内各地に広がるようお願いをしたいと思います。

次に、行政窓口の多言語対応についてお尋ねします。

県内に居住する外国人もふえ、またインバウンドの観光客も多く見られるようになりました。来年の東京オリ・パラ開催では、多くの外国人の来県を期待するものです。

宮崎日日新聞でも紹介されていましたが、都城市立図書館が携帯型AI通訳機を導入しています。手のひらサイズで世界74の言語に対応しており、機器に向かってしゃべれば、3秒ほどで通訳をしてくれます。メーカー希望価格が2万4,880円からとなっています。ITの発達で、多言語対応も低コストで可能になってきています。

さて、東京や大阪など大都市では110番、119番通報の多言語対応が進んでいると報道されています。警視庁では、110番通報が円滑にやりとりにできるよう通訳センターを設置し、また警察官が所持する携帯端末に翻訳アプリを導入するなど、多言語対応が強化されています。本県

の行政窓口、具体的には消防、警察の多言語対応状況をそれぞれお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 生命や健康に直結する場面が多い消防の現場におきましては、外国人からの通報や要請に対しまして、迅速かつ的確に対応するため、多言語対応を充実させることが大変重要であると考えております。

このため、県内各消防本部におきましては、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報受理を初め、多言語を音声で翻訳できる端末や、症状をイラストと外国語で表示し、指さしでコミュニケーションを図る「指さしシート」を救急車へ導入するなどして、多言語に対応しているところでございます。

○警察本部長（阿部文彦君） 県警察では、訪日外国人等の急増への対応につきまして、1. 外国人とのコミュニケーションの円滑化、2. 制度・手続等のわかりやすさの確保、3. 基盤の整備の3つを柱に施策を推進しているところであります。

110番通報や窓口業務における多言語対応につきましては、外国人からの110番通報では、必要に応じて、民間の多言語コールセンターを利用した三者間通話を実施、外国人観光客の多い繁華街、観光地を管轄する交番には、翻訳用タブレットを配備、窓口での取り扱いが多い遺失物、拾得物関係では、書類作成のための英文説明書の作成などの施策を実施しているところであります。

さらに今後、翻訳アプリが導入された端末を地域警察官に配備するなど、外国人とのコミュニケーションの円滑化を図るための各施策を推進してまいります。

○満行潤一議員 次に、自転車保険加入義務づ

けについてです。

自転車事故による高額賠償の事例が見られる中で、被害者を守るとともに、加害者の経済的負担を減らす目的から、平成30年以降、任意加入だった自転車保険の加入を義務づける自治体がふえています。国が都道府県に対し自転車保険加入の義務づけを要請していることが影響していると思います。自治体によっては、住民ばかりでなく、その地域で自転車に乗る全ての人に、自転車保険の加入を義務づけているところもあります。

自転車利用者に対して自転車損害賠償保険等の加入を義務づけているのは、現在10府県6政令市。保険等の加入を努力義務としているのは、13都道県4政令市です。ですが、近々、東京都が努力義務から義務化に条例変更の予定と伺っています。

本県では、高校生の自転車保険は、PTA連合会の取り組み等によって100%に近いと伺っていますが、本県の自転車保険加入義務づけについて、どう考えているか伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県内における自転車乗車中の事故は、平成30年に、人身事故の約1割程度に当たります785件発生し、中には重大事故に至るケースもありまして、被害者への補償と、加害者側の経済的破綻を回避する観点から、自転車損害賠償保険への加入は大変重要であると認識しております。

県といたしましては、先日策定されました「宮崎県自転車活用推進計画」に基づき、自転車損害賠償保険への加入促進を図りますため、各県の状況や、本県における自転車関連事故の状況等を踏まえながら、条例制定を含め、自転車の安全で適正な利用促進について、検討を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 早急な条例の制定が本当に必要かと思っていますので、早急に対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、警察署の建てかえについてであります。

毎年1回、都城警察署の建てかえについて、本部長にお尋ねをしてまいりました。本部長は都城署に行かれたでしょうか。まだ着任間もないので、行かれていないのかもしれませんが、ぜひ、近いうちに視察をいただきたいと思います。

都城署は1957年新築で、日本一古い警察署として有名になりつつあります。その後、増築を重ねて今日に至っています。延べ床面積3,237平米、そのうち35%が昭和32年3月新築部分となっており、本当に駐車スペースも狭いわけがあります。

延岡警察署は、2006年3月に新築され、延べ床面積は5,300平米。延岡よりもずっと広い、そして多くの管轄人口を持つ都城署の改築は、本当に急がれると思います。

耐震性能はあるというものの、治安拠点、防災拠点として大きな課題だと認識しています。勤務者はもとより、来庁者の利便性確保が重要です。建てかえスケジュールはどうなっているのか、お伺いいたします。

○警察本部長(阿部文彦君) 警察署の整備につきましては、厳しい財政状況ではありますが、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分に発揮できる施設を整備するという観点から、著しく老朽化が進んでいる警察署や、機能に支障がある警察署を最優先に整備していく方針であります。

お尋ねの都城警察署につきましては、築後62年が経過し、老朽化が進んでおりますが、これ

までにも耐震補強をするとともに、数度にわたり狭隘な施設及び勤務環境の改善等を図り、警察署としての機能に支障がないよう、必要な措置に努めている現状であります。

なお、老朽化が進む警察施設等につきましては、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づきまして、個別施設計画を策定することとしておりますので、その中で、警察施設の方向性を示してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ほかの市と比べて、都城署の能力の発揮というのが制限をされている。この庁舎が古いばかりに、いろんなサービスとか、うまくいっていない部分は多々あるだろうと思います。ぜひ、お願いを申し上げます。

宮崎牛、県産牛肉の今後の海外展開について伺います。

EUの基準に合わせ、施設の再整備を行ったミヤチク都農工場の新食肉工場から、EU輸出が8月29日に開始されました。隣、鹿児島県のナンチクは9月2日開始をされ、隣県と同時に開始できたことは、本当に素晴らしいことです。

EUは牛肉の管理の衛生基準がアメリカより厳しく、EUへの輸出認定取得は大変だっただろうと思います。食肉検査所職員の努力によってこぎつけられたものと聞いています。

ことし2月に、日本とEUのEPAが発効し、牛肉の輸出への関税が撤廃されたこともあり、今後の県外展開について大いに期待しています。現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

○農政水産部長(坊菌正恒君) 県産牛肉の海外展開につきましては、人口減少により国内市場が縮小する中、攻めの対策として大変重要であると認識をいたしております。

これまで、知事のトップセールスや関係者と一体となった営業、相手国の食文化等に応じたプロモーションなどによりまして、平成30年度の輸出量は、米国、香港、台湾など17の国と地域に対し、470トンと過去最高となったところがあります。

このような中、議員御指摘のとおり、本年8月に株式会社ミヤチクの新都農工場が、EUへ輸出可能な施設として認定され、新たな市場に挑戦できる環境が整ったことは、今後の輸出拡大へ大きく寄与するのではないかと考えております。

引き続き、県内の生産基盤強化に取り組みながら、EUなど新しい輸出先における販売戦略を構築するとともに、相手国の情勢に精通したパートナー企業との連携を強化し、さらなる輸出の拡大に向け、関係者一体となってしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 教育問題に移らせていただきます。

まず、五ヶ瀬中等教育学校の男女合格者数の固定問題です。

昨年11月議会で、五ヶ瀬中等教育学校の男女合格者数固定について、教育の機会均等の確保の観点からも見直すべきだと指摘をしました。

当時の四本教育長の答弁は、「男女比が施設の制約で固定化されているという現状について課題があると考えているので、今後、その対応について議論してまいりたい」でありました。その結論が、今回の一般会計補正予算、男女20・20固定のための施設改修関連予算の提案です。教育の機会均等の確保にはほど遠い結論だと思います。結論に至った経緯を教えてください。

○教育長（日隈俊郎君） 募集人員の見直しに

つきましては、これまで計3回の検討会を行いまして、宮崎県小学校長会長、県PTA連合会副会長、また、五ヶ瀬中等教育学校の学校評議員など、外部の方からの御意見を伺いながら、慎重に検討を進めてまいりました。

五ヶ瀬中等教育学校は山間地域にあり、都市部とは異なる大自然を生かした教育環境の中で、学校教育と寮教育とを両輪とした指導を行っております。1学年40名という限られた数の生徒たちが、6年間の長期にわたり、狭い生活圏の中で、学力だけではなく、男女が互いに切磋琢磨しながら、幅広い社会性や総合的な人間力を培う教育環境の確保のため、男女の数を同数とした上で、五ヶ瀬中等教育学校らしい特色ある教育を行うことが重要であるという考えから、今回の結論に至ったところであります。

なお、全寮制の中高一貫校、公立関係で見えますと、ことし広島県で、瀬戸内海の大崎上島という離れ島に、広島県立広島叡智学園という全寮制の中高一貫校が開設されておるんですけども、この学校も中学1年、男女20名ずつ40名での入学試験を行い発足したと聞いております。広島県の検討状況も、本県と同じ考えであろうと考えております。以上であります。

○満行潤一議員 広島も残念な結果だなと思います。せめて25名・25名とか、整備すれば、年によっては男子が多い、年によっては女性が多い。それが普通だと思うんですよね。男性20名をとる、女性を20名をとる。そうしたらどうしても、同じ選考方法でいけば、本来合格したはずの子供が落ちてしまう。その解決には何ともならないと思いますので、ぜひ、今後とも注目していきたいと思っております。

次に、高等支援学校の設置についてです。

現在、本県では全ての支援学校に高等部が設

置されています。課題の一つが、高等部卒業後の進路だと思います。現状の高等部の教育課程では、本人や保護者の要望に十分に答え切れていないとの声があります。

他県では、軽度知的障がいを持つ生徒を対象とした「高等支援学校」を設置して、就労につながる専門的教育や生活自立に関する訓練などを行っています。

九州では未設置は、実質、宮崎のみとなります。低賃金労働力供給元とやゆされる支援学校からの脱却が急がれます。高等支援学校の設置について、教育委員会の見解をお聞きします。

○教育長（日隈俊郎君） 高等特別支援学校とは、知的障がいの程度が比較的軽度な生徒を対象として、就労を目指した職業教育を行う高等部のみの特設支援学校であります。

本県におきましても、軽度の知的障がいがある生徒に対する就労に向けた教育内容や、支援体制の充実が必要であると考えております。

そこで、今年度からの新規事業において、指定校による職業コースについての研究や、企業と連携した作業内容の共同開発などに取り組んでいるところでありまして、その成果を見きわめながら、高等特別支援学校を含めた今後の高等部教育のあり方について、検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、高校中退者のフォローです。

高校中退の学歴でどこに行くのか。なかなか就職先はないと思います。高校中退者がその後、地域社会で生活していく、学び直すしていくことを支援する施策が必要だと思います。追跡調査などの実態把握と、その後の支援についてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 高校の中途退学につ

いては、生徒指導上の重要課題であるため、生徒、保護者から退学についての申し出があった場合、各学校で教育相談を実施するとともに、その結果や退学後の生徒の状況について、学校から報告することとしておりまして、県教育委員会としても、中途退学者の情報共有に努めているところであります。

また、各学校では、退学後の進路が決まっていない生徒に対して、編入学試験の情報や、みやぎ若者サポートステーション等の情報を提供し、その後の進路決定につながるよう、支援を行っております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、高校生の中途退学後の進路について、学校が生徒や保護者に寄り添いながら、一人一人に応じた適切な支援が行えるよう、指導・助言に努めてまいります。

○満行潤一議員 次に、中卒者の対応です。

県立高校の定数内不合格の現状があります。中卒後、進学も就職もできなかった子供たちはどこに行くのか。経済的な要因、家庭内不和など、家庭内の問題が尾を引くケースも多いだろうとは思いますが、しっかり支援を行い税金を払う側になってもらうのか、税金をもらう側に立つのか。社会的に大きな損失につながりかねません。中卒者への支援の状況をお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 本県中学校の卒業生については、その大部分は進学や就職先を決定している状況にありますが、お話にありましたように、進路が定まらず卒業した生徒につきましては、その状況に応じて、中学校の学級担任等が家庭訪問を行い相談に応じるなど、一人一人に対して継続的な進路指導を行っているところであります。

また、生徒の社会的な自立を促すためには、関係機関との連携も重要でありますことから、個別の相談に応じたり、児童相談所やハローワークなどと協力したりしながら、一人一人の状況に応じた支援に取り組んでいるところであります。

○満行潤一議員 会計年度任用職員制度とPTA雇用職員についてであります。

県立学校は、3人から4人ぐらいPTA雇用職員がいると思います。そろそろ、学校とPTA、PTA雇用職員の関係を精査する時期にあるのではないかと問題提起です。

PTA雇用職員の職務の多くが、校務に関する事務が多いのではないかと。形式上PTA会長が雇用主ですが、指揮命令は教頭なり事務長になっているのではないかと。個人の成績や家庭の経済状況、家庭環境など機密事項を扱うのに、非公務員だと、「職務上知った秘密を守るべきこと」や、「個人情報を開示しない」といった守秘義務が課せられない。PTA雇用職員の職務を見直し、会計年度任用職員への任用がえも必要ではないかと考えますが、教育長の見解をお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) PTA雇用職員は、各学校のPTAとの雇用契約において任用されている職員であります。その業務内容については、保護者から徴収した部活動派遣費や課外費などの会計業務、また売店業務などのPTAが主体となって運営する業務が主な業務となっております。

そのため、これらの業務を地方公務員法の適用を受ける会計年度任用職員が行うことは想定しておりませんが、議員の御指摘も踏まえ、PTA雇用職員の職務内容について、学校、PTAと意見交換を行いながら、それぞれの学校の

実態に応じた職務のあり方について整理し、改善に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県立学校だけでも100人近いPTA雇用職員がおられると思います。この実態、今、働き方改革、ずっと今のところ進められていますが、労基法上も課題が山積していると思います。ぜひ、見直しをお願いしたいと思っています。

次に、学校給食費等の徴収に関する公会計化についてです。

平成31年1月の中央教育審議会答申において、学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、未納金の督促等を含めた徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきであるとされました。

特に、学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきだとされた答申を受けて、文部科学省において、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体がみずからの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、その取り組みの推進について通知が出されています。本県の取り組み状況についてお伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 学校徴収金の徴収・管理につきましては、本県においては、ことし3月に策定しました「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教育委員会や学校、家庭が連携を図りながら、県内で一斉に取り組む内容として位置づけ、銀行振り込みや口座引き

落としによる徴収を基本として、教員以外の者が担当することとしております。

こういった取り組みは、教員の業務負担の軽減や保護者の利便性を図る上で有効であると考えておりますので、県教育委員会といたしましては、県内の先進事例などを積極的に周知するなど、市町村教育委員会と連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、議案12号、きりしま支援学校小林校の本校化に関連して質問します。

2005年に、きりしま支援学校の分校として、小学部、中学部が設置され、2011年に高等部設置がありました。小林校設置の運動に携わった一人として、本校化には感慨深いものがあります。

設置以来、西諸県地域唯一の特別支援学校として、地域のニーズに応じた特別支援教育を担ってきました。小学部は小林市立東方小学校内、中学部は東方中学校内校、高等部は小林高等学校内に設置されている、大変ユニークな設置形態をしている特別支援学校です。それぞれの併設校の子供たちと日常的に交流が行われ、お互いに多くのことを学び、豊かな人間性を深めることにつながっていると思います。県内外に広がってほしい事例であります。

本校化することによる効果、メリットについてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 都城きりしま支援学校小林校につきましては、小林市立東方小学校に小学部、同じく東方中学校に中学部、そして県立小林高等学校に高等部を配置する構成により、来年4月に、小林こすもす支援学校として開校する予定であります。

本校化に当たりまして、校長及び事務長を新たに配置する予定としておりますことから、児

童生徒への緊急時の対応や教育環境の計画的な整備など、より迅速できめ細かな対応が可能になるものと考えております

また、それぞれの学部が、小学校・中学校・高等学校と同じ学び舎で、それぞれ日常的に自然な交流を行っており、障がいのあるなしにかかわらず、同じ地域で学ぶ仲間としての意識が育まれています。

本校化後も引き続き、この特色ある教育が一層推進され、さらに発展することが期待できるものと考えております。

○満行潤一議員 この小林校方式というのは、本当に全国に誇るすばらしいやり方だと思っています。学校としては、キャンパスが3つも分散し、管理が大変なのかもしれませんが、本校化によって、本来の目的が達成されることを切に希望します。

最後の質問になります。Uターンを希望する卒業生のフォローアップについてです。

高校を卒業して数年後に、Uターンしたいと高校を訪ねてくる卒業生がいます。担任だった先生や部活動の顧問などが在籍していれば相談もできますが、窓口がないばかりにUターン希望者を失いかねません。私立高校や都城高専など、担当の教職員を配置している学校があります。県立学校に、窓口となるスタッフを配置してはどうか、会社経営者から提案があったところですか。いかがでしょうか、教育長。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、県外に就職している卒業生から、Uターンについての問い合わせや相談が卒業した学校にあった場合は、その生徒とかかわりの深かった教員や進路指導部が中心となり、個別に対応しております。

また、在校生に対しても、卒業までに、関係部局が運営する「宮崎ひなた暮らしUIJター

ンセンター」や「ふるさと宮崎人材バンク」など、Uターンする際の連絡先についての周知を行っているところであります。

今後は、卒業生からの問い合わせなどに対する学校の窓口を一本化し、専門の相談機関に円滑かつ迅速につながられるよう、関係部局と連携し、相談体制の充実に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 予定していました55問の質問も全て終わりました。執行部の皆さん、ありがとうございました。引き続き、常任委員会で議論を深めたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。通告に従い順次質問を行いますので、知事を初め関係部長、教育長、警察本部長の明快な御答弁をお願いいたします。

質問に入ります前に、先月30日の九州北部豪雨に続き、今月9日には台風15号が関東地方を襲い、とうとい人命が失われ、家屋の倒壊や床上浸水、また大規模な停電が今なお続くなど、甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、南米・北米訪問における知事のトップセールスについてであります。

本県と在外宮崎県人会とのきずなをより深めるため、日本時間の先月8月25日、ブラジル宮崎県人会が主催する県人会創立70周年式典に、知事や山下副議長を初め訪問団31名が参加し、その節目をお祝いされ、一層の交流親善を深められたとお伺いしました。

ブラジルへの移民は、1914年(大正3年)ですから100年以上前に始まり、戦前戦後、延べ3,978人が移住され、ブラジル県人会は現在300名ほどいらっしゃるってお聞きしています。

加えて、創立55周年を迎えるアルゼンチン宮崎県人会との交流会への参加、及びアメリカでの宮崎牛、焼酎、キャビア関係企業を訪問し、トップセールスが行われたようではありますが、改めまして、ブラジル宮崎県人会創立70周年記念式典への出席等に伴う、南米・北米訪問の内容と成果について、知事にお伺いいたします。

以上を壇上の質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

去る8月23日から9月1日にかけて、在外県人会とのきずなを深めるとともに、県産品のプロモーションを行うため、ブラジル・アルゼンチン・アメリカを訪問してまいりました。県議会からは、議会を代表して山下副議長に御参加をいただいたところであります。

ブラジルでは、県人会創立70周年記念式典などに参加したほか、アルゼンチンとアメリカでも県人会の方々と交流を行い、皆様の結束力の強さ、また、ふるさと宮崎への熱い思いに触れますとともに、今後の交流促進に向けまして、

本県とのきずなをより強固にできたものと考えております。

また、ブラジルでは、本県の魅力を発信するイベント、これはジャパン・ハウスという外務省の施設におきまして行いました。これは、以前、県警本部長を務めておられました野口さんが、サンパウロの総領事を務めておられて、その縁もいただきながら実施したものであります。特に、宮崎牛の品質に高い評価を得るとともに、今後の輸出に大きなチャンスを感じたところでもあります。

ブラジルは、知事として、また個人的にも初めて訪問したところではありますが、2億人を超える人口を擁し、豊かな資源を擁した広大な国土を持つ、世界最大の農産物の輸出国と伺っておりますが、未来の大国であるということを改めて感じたところでもあります。

また、日系人の活躍により大変親日的な国でもあるところでありまして、地球の裏側、大変遠いところにある場所ではありますが、もっともっと心の距離を縮めていきたい、そのような思いをしたところでもあります。

また、アメリカでは、パートナー企業等を訪問しまして、宮崎牛やキャビア等の今後の取引の拡大を要請するとともに、アカデミー賞アフターパーティーの公式シェフと言われておりますウルフギャング・パックさんに、初めて直接お会いすることができ、これまでの宮崎牛、焼酎の採用のお礼を申し上げるとともに、引き続き採用していただきたいということをお願いしたところでもあります。

今後とも、私自身のこうしたトップセールスも含め、海外との交流促進や販路拡大に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

今回の南米・北米へは、5泊10日の訪問とお聞きしました。それだけ機内泊が多いわけでありまして、本当にお疲れさまでございます。

ちなみに県のホームページによりますと、海外の宮崎県人会は、平成31年1月現在、南米に3カ所、北米に6カ所、アジアに8カ所、ヨーロッパに1カ所、計18県人会があるそうですが、私も海外経済対策特別委員会で中国を訪問した際、上海在住の県人会の皆さんと交流したことを思い出しました。執行部の皆さんには、機会あるごとに国際交流親善を深めていただきたいと思います。

一方で、日本と韓国との間で輸出管理問題や安全保障協定などで国交関係が後退し、かつてないほど日韓外交が難局を迎えています。

本県においても、宮崎とソウルを結ぶイースター航空が、今月から運休を決定し、本県を訪れる外国人宿泊客の4割を占め、平成30年には13万5,000人を超えた韓国からの観光客にも影響が出ると思われれます。

この外交問題は、政府間で責任を持って解決すべきことではありますが、観光、スポーツ、芸術文化の民間交流においては、互いの情報交換やプロモーション事業を絶やすことなく、県と関係団体が連携して進めていただきたいと思います。

その上で、欧米豪や国内からの誘客をさらに拡大することが求められます。本県では現在、ISAワールドサーフィンゲームスが開催されておりますが、これからもラグビーワールドカップ、11月のゴルフマンス、来春のスポーツキャンプ、そしてオリンピック・パラリンピックなどスポーツイベント、文化行事もめじろ押しです。

そこで、ゴールデン・スポーツイヤーズや国文祭・芸文祭という絶好の機会に、県はどのように観光客誘致に取り組むのか、知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、ゴールデン・スポーツイヤーズを契機としまして、本県がこれまで築いてまいりましたスポーツランドみやぎきの取り組みを、さらに一段と進化させようということで、国内外代表チームのキャンプの受け入れや、国際スポーツイベントの開催に取り組んでまいりました。

こうした中、今まさに、ISAワールドサーフィンゲームスが開催され、また、ラグビーイングランド代表チームが事前キャンプに来県しているわけでありまして、こうした動きがメディアを通じて紹介され、宮崎が世界に向けて発信されて、大きなチャンスを迎えているというふうにご考えております。

さらに来年は、東京オリンピック・パラリンピック、そして、本県では国文祭・芸文祭が開催されます。きょうでちょうど、国文祭まで400日という日になりました。これらのチャンスを生かして、さらなる観光客誘致につなげていくため、日向神話や神楽、山の幸・海の幸が生み出す豊かな食などの宮崎が誇る文化を、観光資源として磨き上げ、国内外に向けて戦略的かつ効果的に発信をしていきたいと考えておりますし、来県いただきました観光客の満足度を高めるための受け入れ環境を整備していくことで、世界から選ばれる「観光みやぎ」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 さらなる観光客の誘客をよろしくお伺いいたします。

次に、観光地の施設整備についてお尋ねいたします。

県では海外へのプロモーション事業で、来県する外国人へ、これまでもフリーWi-Fi、観光標識の多言語化に取り組んでおられますが、今後さらに、外国人や障がいのある方にも快適に滞在や移動ができるアクセシビリティを進めることが求められます。

今回、特に私が注目しているのが、観光地のトイレ整備であります。いきなりトイレの話で恐縮でありますけれども、「快適なトイレで街の魅力アップ」という我が党の機関紙の記事を読んでの質問です。

「薄暗い」「和式便器のまま」といった公共トイレが多い中、安心して快適なトイレ整備をまちづくりの柱の一つに据え、観光振興につなげる試みです。その記事の中から、3つの事例を紹介します。

新潟県見附市の道の駅「パティオにいがた」は、トイレを建物の中心に配置し、魅力的な空間づくりにこだわっている。子どもや女性が使いやすいよう、子ども用便器のほか、おむつ換えベッド、おしゃれなパウダークォーター（化粧コーナー）などの設備も充実。自然光を取り入れ明るい室内としたほか、壁材には「越後杉」を使用し、坪庭が見える景観づくりにも工夫をこらしている。来場者は年々増加し、地域の交流人口の拡大に貢献している。

岡山県高梁市は、市内の公共トイレ135件を調査。改修の優先順位をつけ「トイレからのまちづくり計画」を作成し整備を進めている。

例えば備中松山城の麓に位置する城見橋公園トイレは、和式便器で老朽化していたため、洋式化をはじめ、車イスやオストメイト（人工肛門装着者）に対応した多機能トイレを

導入。結果、公園を利用する観光客が増加した。

さらに高梁市観光協会は、昨年から清掃のプロを講師に招き、専門的な清掃技術の研修会を開催。観光協会は「おもてなしの心で、観光イメージアップにつなげたい」と話す。

このほか長野県では、洋式化やバリアフリー対応といった一定の基準を満たした行政や民間施設のトイレを「信州まごころトイレ」として認定。認定されると、認定証が交付され、県ホームページにも掲載される。観光地のイメージ向上のため現在97カ所認定しているという内容でありました。

これらの事例から、トイレの整備は観光振興の観点からも重要であると考えますが、観光地のトイレ整備に対する県の支援はあるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 観光地のトイレ整備につきましては、国においては、訪日外国人旅行者が利用しやすい観光地の公衆トイレの洋式化等の整備を行う市町村等に対し、補助を行っております。

県におきましては、今年度から、「訪日外国人等おもてなし環境緊急整備事業」により、国庫補助の対象とならないユニバーサルデザイン化の整備について補助を行っております。具体的には、公衆トイレの整備に対し、補助率3分の1以内で1施設上限50万円、車椅子使用者が使用可能な個室の整備につきましては、上限100万円を補助することとしております。

こうした取り組みを進めることにより、訪日外国人や障がいのある方、高齢者など、全ての方がストレスのない、快適な旅行ができるよう努めてまいります。

○重松幸次郎議員 わかりました。施設整備、特に公衆トイレのユニバーサルデザインは、大事な取り組みであります。

一方で先日、宮崎日日新聞「窓」の欄に、「観光みやぎきに残念なトイレ」という見出しの投稿が出ておりました。内容は割愛しますが、鋭い御指摘でございました。

高齢者や障がい者の社会参加が進み、外国人にも安心して使いやすいトイレの需要が高まっています。

「快適なトイレには人が集まる」と位置づけて、障がい者にも配慮し、今後とも、事業の継続と予算を拡充して取り組んでいただきますよう、強く要望をいたします。

次のテーマに移ります。先月29日に、情報化推進対策特別委員会の県北調査で、大分県庁において、「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」について説明を聞いてまいりました。

大分県では、平成28年に国が公布した「官民データ活用推進基本法」をもとに推進本部が組織されて、個別施策では行政分野と民間分野が同時に位置づけられ、事業が進められていることに注目しました。

早速戻りまして確認したところ、本県でも、「宮崎県官民データ活用推進計画」が本年3月にまとめられておりました。そこで、2点お尋ねいたします。

初めに、「宮崎県官民データ活用推進計画」について、その概要を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本年3月に策定いたしました「宮崎県官民データ活用推進計画」は、幅広い分野におけるデータの利活用を促進するとともに、情報環境の整備を進めるための業務指針でありまして、県民生活の質の向

上や行政事務の効率化などを図ることを目的としております。

この計画では、基本方針といたしまして、5点を掲げております。まず1点目は、県民の利便性向上を図るための「行政手続・行政事務のデジタル化へ向けた取組強化」、2点目は、県が保有するデータを積極的に公開していく「オープンデータ化の推進」、3点目は、データを簡単に見える化できるシステムの活用など「官民データの利活用促進」、4点目は、県民がデジタル化の恩恵をひとしく享受できる取り組みを推進する「利用機会の格差是正」、そして5点目は、セキュリティー対策や人材育成などを図る「官民データ利活用促進のための環境整備」でありまして、この5つの基本方針をもとに、取り組みを進めているところであります。

○重松幸次郎議員 御答弁いただいた5つの基本方針をもとに、全庁的かつ市町村や民間とも連携して、推進体制を構築していただきたいと思っております。

ところで、県や市町村の情報連携による添付書類の削減は、事務の効率化とサービス向上につながり重要です。

ですが、こうした官民データの利活用促進のためには、マイナンバーカードの活用が不可欠となります。しかしながら、7月1日現在、本県のマイナンバーカード保有率は約18%とお聞きしています。

このような状況の中で、マイナンバーカードの普及に向けて、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、同じく総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） マイナンバーカードは、行政を効率化し、国民の利便性を高

める社会基盤として、国が平成28年1月から制度を導入したものでありますが、県といたしましても、県民向けの出前講座を開催するなど、その普及に努めてきたところであります。

こうした中、国は、令和4年度中には、おおむね全ての医療機関でマイナンバーカードを健康保険証として利用できる環境を整えるなど、一層の利活用を進めることとしております。

県といたしましては、今議会に補正予算をお願いしております「マイナンバーカード普及促進事業」の活用等によって、県全体を対象とした広報や、市町村と連携した普及啓発イベントを実施するなど、引き続き、マイナンバーカードの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 国も、マイナンバーカードの普及拡大に、さらに方針転換して準備を進めていくと伺いました。利便性向上のために、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次は、SDGs推進における市町村との連携についてであります。

2030年までに、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現を目指し、社会の共通目標である国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」への取り組みを着実に進めていかなければと考えております。

これまでも、我が会派にいました新見元議員が何度か質問しておりましたが、SDGsは、貧困や飢餓の撲滅、環境保全、平等の実現など17項目の目標から成り、そのもとに、貧困状態にある全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させるといった169の具体的なターゲットが設定されています。

こうした世界的な流れを日本でも加速させようと、公明党の外交部会とSDGs推進委員会

は、本年6月、政策提言を政府に提出しました。

その中で特に注目したいのが、自治体に積極的な取り組みを促すための施策の強化であります。SDGsは、地方創生の強力な推進力になるからです。それぞれの自治体が直面する課題を解決してこそ、地域社会の持続可能性が高まることは言うまでもありません。

そこで、積極的に取り組む他県の事例を3点紹介いたします。

神奈川県では、SDGsの具体的なメッセージとして発表した「かながわプラごみゼロ宣言」が浸透し、鎌倉市が既に、プラごみゼロ宣言を発表しています。それに賛同する企業団体でも、その取り組みが進められております。

また、北九州市は、民間企業と協定を結び、SDGsの普及啓発を進めつつ、再生可能エネルギーの実用化などの強みを地域振興につなげようとしています。

そして、鹿児島県大崎町は、行政と企業、住民の3者協働型で、ごみのリサイクル事業を実施。リサイクル率80%を達成するなど、注目を集めています。こうした自治体がふえるように、本県でも、市町村や民間との連携協力に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、SDGs推進のために、本県でもSDGsの考え方を市町村や民間とも共有すべきと思いますが、どのように取り組んでいかれるのかを、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) SDGsは、2030年に向けて国連が目指す社会づくりの普遍的な目標でありまして、各国が自主的に自国の政策等その方向性に整合させるべきものとされております。

これを受けて、我が国におきましては、実施

指針を定めるとともに、現在見直しが進められております次期総合戦略にも、SDGsの理念を踏まえた地方創生の推進が新たな視点として示されておりますことから、各市町村においてもその趣旨を踏まえた見直しが図られるものと考えております。

本県では、先般改定いたしました新たな総合計画において、このSDGsを施策展開に当たって踏まえるべき理念として位置づけておまして、今後、概要版の作成等を通じて、この計画を広く周知していく中で、市町村や民間企業、また多くの県民の皆様とも、この理念を共有しながら、持続可能な社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 総合計画の概要版の作成とともに、広く周知されるとのことです。どうか、市町村や民間と連携して、地方創生につながる取り組みをお願いいたします。

次に、エシカル消費の促進について伺います。

SDGsの17の目標のうち、12番目の目標であります「つくる責任 つかう責任」は、持続可能な生産と消費の形態の確保を目的としています。

最近、エシカル消費という言葉が耳にするようになりましたが、ホームページの解説を引用いたします。

「地球環境や社会貢献などに配慮した、モノやサービスを積極的に消費する行動。自分の欲求にのみによる消費ではないため、「倫理的な」という意味の英語の形容詞エシカルをつけた言葉で、倫理的消費ともいう」だそうです。

日常生活でも、エシカル消費にはさまざまなものがあります。例えば有機野菜を選ぶこと、形がふぞろいでも味は同じ、わけあり商品の購

入など、「もったいない」の実践も、エシカルな消費行動になります。

そのほかマイバッグの持参は環境保護のため、また災害用の備蓄品を消費しながら買うといった、いわゆるローリングストックも食品ロスを出さないという点で、社会に貢献するエシカル消費と言えます。

マーケティング用語でまとめてみますと、自然保護や省資源に役立てようとする「エコ消費」、健康で持続的な社会を目指す生活スタイル「ロハス」、搾取しないために途上国商品を適正価格で購入する「フェアトレード」、社会的弱者の支援につながる「チャリティー消費」、地域活性化の一助となる「地産地消」などであります。

「環境や人権に配慮しない企業の商品を排除（ボイコット）するという回避行動も、エシカル消費に含まれます」とありました。

本県でもエシカル消費を促進していくために、県民に対し、エシカル消費の意義や行動について広く周知することが重要だと思っておりますが、県の取り組みを総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） SDGsの開発目標の一つでありまして、「つくる責任 つかう責任」の達成に向けた取り組み、いわゆるエシカル消費につきましては、近年国が、普及啓発に力を入れてきております。

本県におきましては、これまで「エシカル消費」の概念を前面に打ち出した取り組みは行っておりませんが、これからの消費者教育の重要な視点の一つとして捉えているところであります。

このようなことから、近く見直しを予定しております「宮崎県消費者教育推進計画」に、具

体的な取り組みとして盛り込んだ上で、出前講座等により、エシカル消費に関する県民の理解を広め、日常生活への浸透を図る取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 徳島県と消費者庁は、ことしの12月に「エシカル甲子園2019」を徳島市内で開催し、全国の高校生がエシカル消費について発表をすることです。地方から新時代の消費者像が生まれることを期待しております。

本県でもエシカル消費の推進をよろしく願います。

次は、会計年度任用職員制度について伺います。

現在、県庁内では、常勤・非常勤職員合わせて多くの方が勤務されておりますが、その非常勤職員の方を会計年度任用職員とする規定が整備されると伺いました。午前中も質問がありましたけれども、具体的に、来年度から導入される会計年度任用職員制度について、制度を導入する目的を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 会計年度任用職員制度につきましては、国における働き方改革の観点を踏まえ、臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保することを目的に、その任用や勤務条件等に係る統一的な取り扱いを定めたものとして、来年4月から創設される制度であります。

具体的には、守秘義務や信用失墜行為の禁止などの服務に関する規律が適用されるとともに、給与面では、期末手当の支給も可能となります。

今議会に、給与及び費用弁償やサービス等に係る条例を提案しているところでありますが、今後、具体的な勤務条件等に関する規則等の整備や、個々具体的な職の設定、職員の募集などの

準備を進め、来年4月からの円滑な制度導入と適正な運用を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 わかりました。今回の法改正により、今まで任用根拠が曖昧であったと指摘されていた、いわゆる「一般職非常勤職員」の任用根拠が、「会計年度任用職員」として明確になるということでもあります。

また、会計年度任用職員は2類型存在し、常勤職員同様のフルタイム職員と、短時間勤務のパートタイム職員であるということでありました。

詳細は、常任委員会で確認することになりますが、ここで1点だけ、年金の加入について、特に本県では現在パートタイム職員のみということでもありますけれども、パートタイム会計年度任用職員は厚生年金保険に加入できるのかを、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（武田宗仁君） パートタイムの会計年度任用職員につきましては、それぞれの職によって勤務時間等が異なりますので、法令に定める基準を満たす場合には、厚生年金保険に加入することになります。

具体的には、勤務時間が常勤職員の4分の3以上の全ての職員が加入することになります。また、勤務時間が常勤職員の4分の3未満の職員の場合には、週の所定労働時間が20時間以上であること、報酬の月額が8万8,000円以上であること、雇用期間が1年以上見込まれること、学生でないことの4つの要件を全て満たす職員が加入することになります。

○重松幸次郎議員 年金の加入は、御本人のためにも、また今後、年金財政を確保する上でも重要なことだと思います。

パートタイム職員、フルタイム職員はもちろ

んでありますが、加入できるということを理解いたしました。来年度からの制度の円滑な導入、よろしくお伺いいたします。

次に、福祉行政について3点お尋ねいたします。

初めに、臓器移植のドナー（提供意思表示者）の推進です。

臓器移植とは、重い病気や事故などにより臓器の機能が低下した人に、他人の健康な臓器と取りかえて機能を回復させる医療であります。第三者の善意による臓器の提供がなければ成り立ちません。

私も毎年、県腎臓病協議会の総会に参加させていただいておりますが、長年透析を受けながら腎臓移植を希望されている方がおられることを伺っています。

本県では63名の方が腎臓移植を希望されておりますが、移植できた方は毎年1人か2人程度であるとお聞きしました。

県腎臓病協議会や腎臓移植経験者でつくる宮崎絆の会の皆様、熱心にフォーラムや交流会を行っておられますが、臓器提供意思表示者の増加を図るための県の取り組み状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 臓器提供意思表示者にふえていただくことについてでございますが、意思表示には、インターネットによる意思登録、運転免許証等の意思表示欄への記入、意思表示カードへの記入の3つの方法があります。県では、宮崎県移植推進財団等と連携して、これらの方法の周知に取り組んでおります。

具体的には、10月の臓器移植普及推進月間にあわせまして、街頭キャンペーンや県庁本館のグリーンライトアップ、メディアを活用した広

報等を行っているほか、若年層向けに、成人式でのリーフレット配布や看護学校等での出前講座を実施しております。

また、市町村、保健所、医療機関等での意思表示カードの配布にも取り組んでいるところであります。

○重松幸次郎議員 腎臓だけでなく、心臓、肝臓、膵臓や肺、小腸も臓器移植ができる臓器です。日本臓器移植ネットワークによると、全国で約1万4,000人の希望者に対し、毎年約400人が移植を受けられているようです。

臓器提供意思表示者がますます増加しますよう、よろしくお伺いいたします。

次に、成年後見制度の現状等についてお伺いいたします。

先日、我が党の勉強会において、高齢者施策、特に介護福祉施設の概要や、認知症対策などのお話を聞く機会がありました。申し上げるまでもなく、ますます高齢化が進み、あわせて高齢になるほど認知症の有病率も高まることは必然です。そのために、地域で支え合うケアシステムを構築していくことも重要であります。

そこで問題になるのが、認知症、また知的、精神障害者を含みますけれども、判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度であります。

初めに、本県の成年後見制度の利用状況と課題について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の成年後見制度の利用者につきましては、年々増加しております。昨年12月末現在で2,414人となっております。

課題につきましては、対象者や相談窓口、手続の流れといった制度についての認知度が低いことから、県民の理解を進めるため、一層の普及啓発が必要だと考えております。

また、近年は、親族が後見人等となる事案が減少する一方で、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が受任する事案が増加しております。こうした中、受任できる専門職が不在の市町村があるなど、地域偏在の問題もございまして、担い手の確保が課題となっております。

○重松幸次郎議員 成年後見人のなり手不足は、特に山間部が深刻になってきているようです。

そこで、認知症・高齢者が増加する中で、成年後見人の担い手不足に対する県の取り組み状況について、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 成年後見制度につきましては、利用者もさらにふえることが予想されております。このため、今後、法人による受任体制の構築も重要だと考えております。

県では、市町村社会福祉協議会等を新たな後見の担い手とする、受任体制の整備を促進しております。

具体的には、同協議会等において、家庭裁判所への報告業務等に従事する法人後見専門員とともに、一般県民が利用者の見守りや金銭管理の支援を行う「法人後見支援員」が協働する仕

組みでございまして、現在8つの自治体の同協議会において行われております。

県では、今後とも、家庭裁判所などの関係機関と連携し、成年後見制度の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 高齢者、障がいを持つ方々が安心して生活が送れるように、対策を講じていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、子供の貧困についてであります。

経済的に厳しい家庭で育つ子供は、十分な栄養がとれない、進学を断念せざるを得ない、プレゼントをもらうなどの普通の体験ができないなどの状況に陥りやすく、健康状態や自己肯定感、学力などに影響が出やすいとされています。

日本では、子供の7人に1人が貧困状態で、特にひとり親家庭では貧困率が50%を超える状況にあると言われております。

このような中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成26年1月に施行されてから5年が経過し、本年6月に改正されたところでもあります。

子どもの貧困対策推進法が改正されましたが、「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」にどのように反映されたのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、現在、6月に改正された「子どもの貧困対策推進法」等を踏まえまして、御指摘の「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定を進めているところでございます。

改正法におきましては、対策の基本理念などを充実させたほか、これまで都道府県での努力義務とされておりました計画の策定が、市町村

においても努力義務とされております。

住民に最も身近な市町村での計画が重要でございますので、県では、これまであらゆる機会を通じて、その策定を促してきたところでありまして、その結果、現在、本県の市町村計画策定率は38.5%と、全国で3位という状況になっております。

今後とも、市町村計画の策定を積極的に働きかけてまいりますとともに、第2期県計画におきましても、これまで進めてきた生活、就労、教育などの施策を初め、改正法の趣旨を踏まえた策定をしたいと考えております。

○重松幸次郎議員 対策を検討する内閣府の有識者会議で座長を務められました宮本みち子放送大学名誉教授は、次のように語っておられます。

「国が子供の貧困問題を公式に認めた意義は大きい。これによって社会問題として認識されるようになった。独自に調査で実態を把握し、学校教育の改革に取り組む先進的な自治体も出てきた。また、子ども食堂や、学習支援などの民間主導の取り組みは大きく広がった。とりわけ、ことしの秋から始まる幼児教育・保育の無償化は大きな前進だ。なぜかという、貧困家庭は社会的に孤立していることが多く、家庭環境にさまざまな問題を抱えている。しかし、保育所などに通うことで、少なくとも日中は質の高い保育を受けることができる。栄養面から見ても、保育所にいる間はバランスのよい食事が保障される。また、子供が通うことで親の社会的関係が広がる可能性が高まる」という見解であります。

そこで、幼児教育・保育の無償化に向けての取り組み状況について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、本年10月からの無償化に向けまして、市町村に対する説明会を開催するとともに、要請に応じて市町村や関係団体が実施する施設向け説明会に、職員を派遣しているところでございます。

また、現在、無償化の制度概要や問い合わせ窓口の御案内などについて、県ホームページ等を活用した広報に努めております。今後も、新聞広告等さまざまな媒体を通じまして、施設を利用する保護者を含め、広く周知に取り組んでいくこととしております。

さらに、市町村では、制度の導入に伴う事務手続やシステム改修等によって、新たに生じる経費がございます。それに対して補助するなど、必要な支援に取り組みながら、市町村と連携して、制度の円滑な導入に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 地域、社会全体で子供の貧困対策を進められるよう、対策を講じてください。

次に、幼児教育の無償化に関連して、高等教育の新しい修学支援制度についてであります。

来年4月から、大学・専門学校に進学する人を対象に、「給付型奨学金」の支給拡充と、「授業料等減免」の制度がスタートしますが、来年度から国が実施する高等教育の修学支援新制度の趣旨について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 修学支援新制度は、経済的理由で大学等への進学を諦めることがないよう、意欲のある高校生の学びたい気持ちを、これまで以上に国が支援することで、家庭の教育費負担軽減が図られるものであります。

こうした負担軽減により、子供を安心して産み育てることができる環境の整備を図り、もっ

て、急速な少子化の進展への対処に寄与することが目的とされているところであります。

具体的には、給付型奨学金の対象世帯及び支給金額が拡充されております。あわせて、進学先の授業料や入学料の減免も、新たな支援の内容となっております。

○重松幸次郎議員 経済的理由で進学を諦めない。学びたい気持ちを応援することは、将来の人材を確保する意味で重要です。

保護者から私のところにも問い合わせがあり、概要を説明したところ、進学させることができるかと喜ばれておりました。

教育現場で、生徒や保護者の方にしっかりと内容を届けてほしいと思いますが、修学支援新制度に対する県立学校の準備状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 就学支援新制度につきましては、その周知を図るため、国から説明用リーフレットが5月に直接各学校へ配付されておりました。対象学年の生徒に配付したところであります。さらに、県立学校におきましては、6月に給付型奨学金を希望する生徒に募集案内等を配付いたしまして、説明会や学年集会等で、申請手続について周知をいたしました。現在は、学校が生徒の学習意欲の確認を行った上で、申請書類等を日本学生支援機構へ提出する期間となっております。

また、新たに創設されます授業料等減免制度につきましては、生徒が合格し、入学した後に、大学等へ直接申し込むことになっております。

なお、県教育委員会といたしましては、6月13日に、文部科学省と日本学生支援機構の担当者を招きまして、県立学校等の担当者を対象に、制度の内容や手続についての説明会を開き

まして、周知に努めたところであります。

○重松幸次郎議員 この制度は、新入学生のみならず、在校生も対象になります。そして、来年4月からは、公立高校と合わせて私立高校の授業料も無償化されます。

先ほどの幼児教育、高等教育、そして私立高校と、3つの無償化が実現いたします。制度をしっかりと伝えし、全ての人に教育の光が照らされるように、周知をお願いいたします。

長年、我が党が推進してきた教育費の無償化。これらの財源は、10月からの消費税率引き上げに伴う増収分(約5兆円強)であります。そのうち2兆円程度が教育費負担の軽減や子育て支援、また介護人材の確保など、全世代型社会保障に充てられることを申し添えておきます。

次に、合併処理浄化槽への推進についてお尋ねいたします。

これまで何度か取り上げてまいりましたが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換施策についてであります。

このたび、浄化槽法の一部を改正する法律が公布されました。河川の環境負荷を考えると、生活排水処理の対策は待ったなしの状況と言えます。

そこで、県内の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽、それぞれの設置基数並びに浄化槽の法定検査受検率について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 本県の平成30年度末の浄化槽の設置基数は13万9,207基で、内訳は、合併処理浄化槽が7万5,140基で、全体の54%であるのに対しまして、単独処理浄化槽は6万4,067基で、全体の46%となっております。

この単独処理浄化槽の割合は、平成20年度末の61.6%と比較しますと、徐々に減少しておりますが、全体の半数近くを占めております。

次に、年1回、使用状況や維持管理状況、水質などの適否を確認するために行う法定検査の受検率であります。平成30年度末は54.8%となっております。

これは、平成20年度末の13.1%と比較しますと、大きく上昇しておりますが、半数近くの浄化槽が受検していない状況となっております。

○重松幸次郎議員 まだまだ受検率も低いようです。そして、約半数が単独処理浄化槽のようです。トイレの汚水のみを浄化する単独処理浄化槽では、生活雑排水は未処理のまま河川に流れていきますので、水環境を守るために合併処理浄化槽の整備が重要です。

そこで、ことし6月に公布された改正浄化槽法の主な内容について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 今回改正の主な内容は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進及び浄化槽の管理の強化のために、必要な措置を講じるものとなっております。

具体的には、合併処理浄化槽の転換の促進につきましては、老朽化による性能の低下や不十分な管理等により、環境に重大な支障のおそれのある、いわゆる「特定既存単独処理浄化槽」の管理者に対し、合併処理浄化槽への転換などの必要な指導、勧告等の権限が、都道府県知事に付与されます。

また、浄化槽管理の強化につきましては、都道府県知事に対する台帳整備の義務づけのほか、地方公共団体が浄化槽の管理等に関する必

要な協議を行うための協議会の設置など、関係者が協力して、法定検査の受検率向上などの適正管理に向けた取り組みができるようになっております。

○重松幸次郎議員 大きく前進したものと理解します。合併処理浄化槽への転換と合わせて、浄化槽の機能を保全するためには、法定検査や保守点検、そして清掃も重要です。

先ほどの御答弁で、法定検査受検率は54.8%とありました。水環境を守るためには、法定検査受検率を高める必要があると考えますが、法定検査受検率向上のための県の取り組みについて、再び環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、10月を「浄化槽適正管理推進月間」として独自に設定し、市町村や関係団体との街頭キャンペーンなどの啓発活動や、エリアを定めての戸別訪問を行っております。

さらに、未受検者へのはがきによる受検の働きかけや、浄化槽管理者に義務づけられている保守点検、清掃、法定検査の手続を一括して行う効率的な契約の推進につきましても取り組んでいるところであります。

県としましては、法定検査の受検率向上は、水環境を守る上で大変重要な課題であると認識しておりますので、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、未受検者への受検の働きかけを行うとともに、浄化槽管理の強化という今回の法改正の趣旨を踏まえまして、協議会の設置など、検討を進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今回の法改正を機に、よろしくお伺いいたします。水環境を守ることは、繰り返しになりますが、地球全体の環境を守ることに繋がります。我が党も市議会、町議会

の議員と連携して、合併処理浄化槽整備の重要性を訴えて取り組んでまいります。

次に、農畜産業の振興についてお尋ねいたします。

高齢化により、農家の減少や後継ぎのいない農地の相続など、農地の遊休化が懸念される中、優良農地を担い手へ確実に継承させることが重要です。

国においては、各地域での「人・農地プラン」の継続的な話し合いや、地域の中心的な担い手に農地集積・集約化を行う農地中間管理事業を、平成26年より推進してきました。

昨年度まで5年間取り組んでまいりましたが、連携のさらなる強化を図るため、見直しが行われたと伺いました。

5年間を経過した農地中間管理事業の実績、また今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 担い手への農地の集積・集約化を進めることは、本県農業の振興を図る上で極めて重要な取り組みであり、本県における農地中間管理事業の5年間の実績につきましては、借入面積が累計で5,942ヘクタールと徐々にふえておりますが、その伸びは、全国的な傾向と同様に鈍化しているところでございます。

このため国は、昨年度、事業の見直しを行い、今後は「人・農地プラン」の実効性を高めるため、関係機関が一体となって推進すること等を示したところでございます。

県といたしましては、この国の見直しを踏まえ、農業委員会の活動支援や、駐在員の増員等による地域の話し合いの活性化、担い手同士の耕作地の交換による集約化の推進、農地基盤整備と一体となった事業推進等に市町村、関係団

体と連携して取り組み、担い手の農地の集積・集約化を一層進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 マンパワーによる財政的支援が鍵となるということでありました。さまざまな現地、また市町村からの要望もあると思います。農地の集約化に向けて、今後ともよろしくお願いいたします。

農業の高齢化、人手不足を解消するため、機械化やICT・IoTを活用した、スマート農業の期待が高まっております。

農業の経験がない私が、農作業のつらさを聞いていただけでは、なかなかうまくお伝えしにくいのでありますが、ではどのような農作業をスマート化できるのか。

工程順に見ると、除草や整地作業。種まきや農薬散布。水の管理や、害虫・病気の予防。そして収穫作業などであります。

そこで、農作業軽減のためには機械化が必要と考えますが、本県における農作業の軽減を図るための「スマート農業」の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 担い手や雇用労働力の確保が厳しくなる中、本県農業の生産力を維持・拡大していくためには、省力化や効率化が図られる「スマート農業」の取り組みは、非常に重要であると認識をしております。

このような中、県内では、露地野菜をメインとする2つの農業法人が、国の事業を活用しまして、草刈りロボット、ロボットトラクター、ドローン等を導入し、耕作や施肥・防除といった農作業の省力化・効率化の実証を開始し、先般、県立農業大学校におきまして現地説明会を開催したところでございます。

また、県におきましても、本年度、農作業軽

減のための「スマート農業」の実証事業に取り組むことといたしております。

今後とも、農業生産現場の実情を踏まえながら、実証の成果をしっかりと検証し、「スマート農業」の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 先日、特別委員会で、県総合試験場茶業支場を見学させていただきました。無人防除機など画期的な農業機械を導入し、実証試験されておりました。今後とも、スマート農業への取り組みを加速していただきたいと思っております。

次に、水田のあぜ——行政用語では畦畔（けいはん）と呼ぶようですが——の管理の省力化における畦畔の緑化の取り組みについて、お尋ねします。

近年、地被植物（地表を低く覆う植物、芝やコケ類）を使って、畦畔やのり面に茂らせる（被覆させる）取り組み、いわゆる畦畔の緑化が始まっているようであります。

畦畔（あぜ）やため池ののり面の草刈りは、農家にとって大きな負担です。夏場の暑いさなかに二度、三度と、また冬場にも草刈りをしなければならないとお聞きしました。

水田の本地、つまり田んぼの中の管理は機械化が進み、作業量が軽減されていますが、畦畔の管理は技術開発がおくれている、本地管理よりも畦畔管理の割合が多いとされ、中山間地域になればなるほど急傾斜になり、畦畔の割合が多くなります。さらに、生産者の高齢化が進み、畦畔の刈り払い作業による事故も多いため、畦畔管理の省力化が望まれております。

先日、佐土原町天神地区のため池ののり面を被覆させた現地を視察させていただきました。薄緑色した芝草、センチピードグラス——和名

はムカデシバといいますけれども——が美しく生い茂り、雑草もところどころ抜く作業があるものの、うまく根づいたと一安心されておりました。「これなら冬場1回の草刈りで済むので、作業が楽になる」と言われました。

この畦畔の緑化にも芝の種類があります。温暖地なら、今言いましたセンチピードグラスや野芝、寒冷地ならベントグラスやトールフェスクなどもあるようです。

栽培の工程ですが、冬の除草剤散布、2月の野焼き、6月に芝種子の吹きつけ、そして雑草の抜き取りという作業です。

このような実証栽培が県内でも行われているようでありまして、雑草の繁殖を抑える芝を活用して、水田の畦畔管理の軽減化を推進してはどうか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 水田畦畔の草刈りは、夏場の足場が不安定な作業で事故も多く、作業の安全確保や軽減化は、今後の持続的な水田営農を推進する上で大変重要であると認識をしております。

議員御指摘のありました、芝型の植物で畦畔雑草を抑制する管理方法は、草刈り回数の軽減につながりますことから、作業負担が大きい中山間地域で関心が高く、高千穂町や延岡市でも取り組みが始まっております。

この手法は、播種や被覆定着までの管理によっては、効果が発現するまで数年かかるということをお伺いしておりますので、県内での普及に当たっては、地域の状況を踏まえ、他の畦畔管理方法とも比較しながら、推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 取り組みをよろしくお伺いいたします。ちなみに、この技術を考案された

広島県東広島市の農事組合法人の「既存の器具で水田内から地被植物の種子散布」は、日本農業新聞の2017年営農技術アイデア大賞を受賞されております。農地周辺だけでなく、運動公園や沿道などの雑草処理の負担軽減にも有効と考ええます。ぜひとも普及拡大に力を入れてください。

次に、家畜防疫について伺います。

「8月29日に欧州連合（EU）に向けて宮崎牛の輸出が始まった」と、新聞記事にありました。ミヤチク都農食肉工場からA5・A4等級105.2キロを出荷し、福岡空港を経由してスペインやドイツで販売されるようです。いよいよヨーロッパで宮崎牛が消費され、レストランのシェフ、またはグルメな紳士淑女を味でうならせることができるかと思うと、食も文化でありますから、宮崎県民の誇りになると思います。

冒頭に答弁されたように、知事のトップセールスで北米にも広がり、アジアはもちろんヨーロッパにも展開されることは、本県の基幹産業である畜産振興にも勢いが出るものと期待しておりますが、一方で、家畜防疫の強化を怠ってはならないと思います。

2010年の口蹄疫終息から9年がたちましたが、今なおアジア周辺では口蹄疫が流行し続けており、国内では豚コレラが発生してから1年以上たっても終息ができない状況が続いています。これは決して対岸の火事ではありません。

そこで、畜産振興を図る上で、家畜防疫は重要だと思っておりますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県に甚大な影響を与えた口蹄疫の終息から9年が経過したところであります。この間、全国のモデルとなる安全・安心な畜産の構築を目指しまして、「防疫を標

準装備に畜産経営」をスローガンとしまして、畜産の新生に取り組んできたところであります。

この結果、畜産の産出額は平成29年に2,260億円、県産牛肉の輸出量は平成30年度に470トンと、いずれも過去最高を記録しているところであります。議員御指摘のとおり、先月にはEU向けの宮崎牛輸出もスタートしたところであります。

一方で、万一家畜伝染病が発生をすると、輸出の停止はもとより、本県経済に甚大な影響を及ぼすことから、発生させないということが大変重要であります。

現在、国内では豚コレラが続発しております。近隣諸国では、アフリカ豚コレラのみならず、口蹄疫も蔓延していることを忘れずに、「常在危機」という意識をさらに徹底して取り組んでいく必要があるかと思えます。

ことしの全国知事会でも豚コレラが話題となったときに、「やはりアジアに目を向けながら、全体として警戒を強めていく必要がある」、そのような発言をしたところであります。

今後とも「忘れない そして前へ」を合い言葉としまして、生産者の皆様、関係団体、市町村と連携を図り、防疫体制の強化に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 「忘れない そして前へ」、この順調なときこそ、さらに注意を呼びかけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今回の議案の一つでありました、一ツ葉有料道路の有料延長について、繰り返しになりますが、またお尋ねいたします。

当初は平成22年に無料化になる予定が、償還

が済まずに来年の2月まで有料期間が延びました。

ようやく無料になるタイミングと、高速道路の西都インターチェンジから春田バイパスとも接続され、市内中心部への移動がスムーズになり、ますます利便性が高まると期待しておりましたが、一ツ葉有料道路について、有料を延長することにした理由を、改めて知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 全国各地で自然災害が相次いでおります。台風15号の爪跡もかなりのものがあるわけではありますが、甚大な被害が発生する中で、昨年9月には、国から、国土強靱化に向けた緊急対策を3年間で集中的に実施するという方針が示されたところであります。

本県におきましても、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、自然災害への備えは急務であり、道路や公共施設の耐震化を進め、県土の強靱化を加速させていかなければならないと考えております。

このような中、一ツ葉有料道路についても、今後どのように耐震対策等を行っていくのか、財源の確保を含め、県議会や有識者会議の御意見を伺いながら、検討を進めてまいりました。

私としましては、さまざまな要素を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果、無料化を願う県民の期待に沿うことはできませんでしたが、県民の皆様の生命、安全・安心な暮らしを守る観点から、早急に耐震対策等を実施することが重要であり、その財源を確保するためには、有料を延長する必要があるとの判断に至ったところであります。

○重松幸次郎議員 橋梁の耐震化、そして防災減災の危機管理の上では、確かに重要なことだと理解いたします。

それでは、通行料金を値下げして、期間は10年と設定されましたけれども、今回、この議案の議決が得られた場合には、早期に耐震対策の工事に着工できるのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 有料道路を継続した場合には、県道路公社が耐震対策等に必要な財源を一括して調達し、その後、通行料金を徴収して返済に充てることとなります。

このため、事業変更に係る同意について議決が得られた場合には、速やかに、道路公社が国へ変更許可の申請を行い、許可が得られ次第、耐震対策工事に向け、詳細設計や関係機関との協議に着手することができます。

県としましては、道路公社と連携し、一ツ葉有料道路の耐震対策の早期完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 まだまだ議論していかなくてはならないと思いますし、まだこれからも、一般質問での質問もあると思います。

有料だからこそ償還の原資となり、優先して着工できるということでもありますけれども、この議案、また委員会に付託されて、やがて本会議採決となります。その間、答弁いただいたことを参考にして、我が会派内でも、また協議してまいりたいと思います。

最後の質問になりました。

阿部文彦警察本部長、ようこそ宮崎へ。あえて前置きはせず、単刀直入にお伺いいたします。

県警察本部長就任に当たっての御決意を、お願いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 宮崎県の治安維持の責任者として、決意を述べさせていただきます。

県警察の運営につきましては、運営方針である県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察を基本に、県民の声に耳を傾け、地域の実情や時代の変化に適切に対応した業務遂行に努めること、事件・事故や南海トラフ地震等の災害に的確に対処するための準備を平素からしっかりと行うこと、この2つが特に重要であると考えているところであります。

私も可能な限り現場に出て、第一線と苦勞を分かち合いながら、県民の安全・安心のために全力を尽くす所存であります。皆様におかれましては、警察活動に対する一層の御理解、御協力、御支援を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○重松幸次郎議員 宮崎県民の安心・安全のため、御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。代表質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、17日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時03分散会

9月17日（火）

令和元年9月17日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	凶師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
警察本部長	阿部文彦
監査事務局長	阿高林宏一
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。さきの県議会議員選挙で初当選をさせていただきました、東諸の未来を考える会、日高利夫でございます。

新人の私は、議席番号の1番をいただきました。そして今回、9月の定例議会一般質問においても1番、トップバッターということで、大変幸運なことだと喜んでおりましたが、この場に立たせていただくと、緊張で胸がばくばくしております。

しかし、きょうは地元から仲間が応援に駆けつけてくれております。与えられた時間、責任をしっかりと果たさねばと考えておりますので、議長、知事、そして執行部の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の人生初の一般質問に入らせていただきます。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。本県農業についてであります。

国は、2025年度（令和7年度）の食料自給率の目標をカロリーベースで45%と掲げておりますが、先月8月6日の農林水産省が発表した平成30年度の食料自給率は、カロリーベースで37%であり、目標達成は厳しい現状にあります。

地球環境の悪化や世界の人口増加、緊迫する国際情勢等を考えますと、まことに憂慮すべき状況は依然として改善されておられません。

そのような中ではありますが、平成29年度の本県の食料自給率は、カロリーベースでは65%、また、生産額ベースで見ると281%で、全国平均の66%を大きく上回っております。

また、農業産出額は、平成26年から29年までは4年連続で全国5位であります。宮崎県は全国でもトップクラスの農業県として成長し、農業は本県経済の主力産業であると言えます。

しかしながら、日本の農業は、農家の担い手不足や高齢化による内的要因、TPP、EPA等の外的要因など、先行き不透明な厳しい課題を抱える状況にあると思われま

す。このように、日本の農業が大きな変化の時代を迎える中、令和新時代の本県農業の方向性をどのように考えておられるのか、知事にお伺いします。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

本県農業は、担い手の高齢化や労働力の減少に加え、TPPや日米貿易交渉等により国際競争が激化するなど、さまざまな課題に直面しております。

また、世界的な人口増加や地球温暖化による気候変動の影響などで、世界の食料需給は不安定になると懸念される中、国内のカロリーベースでの食料自給率は過去最低となるなど、安全保障の観点からも、食料の安定供給は喫緊の課題となっております。

本県としましても、温暖化でありますとか、

海外を含めたマーケットニーズの変化にしっかりと対応していくことは、重要な課題だと考えておりますし、最近では、ワールドサーフィンゲームスが行われたり、また、ラグビーイングランド代表を迎え入れたりして、海外の皆様と接する機会が多いわけではありますが、宮崎牛を初めとする本県の食に対する評価、本当に高い評価をいただいていると手応えを感じているところであります。

世界農業遺産のときにも感じたところでありますが、本県のこうした品質の高い農産物、さらには、これまで培ってきた農業技術への注目もある、さらには家畜疾病に対する防疫など、こうした問題に対する国際的貢献という視点も、これからますます重要になってくるのではないかと考えております。

このような中で、今後とも本県が食料供給県としての役割を果たし、持続可能な魅力ある農業を展開するためにも、先般、新しい農業・農村振興長期計画の策定に着手したところであります。

次期計画では、人口減少下においても、スマート農業や外国人を初めとする多様な人材の確保など、新たな視点も取り入れながら、生産基盤の強化や担い手の育成を進め、農業者の皆様が夢と希望を持てるよう、本県の基幹産業である農業のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高利夫議員 せんだって、7月の新聞報道であった若手農家の学習グループ「興譲塾」のメンバーに会いました。とにかく元気です。農業に自信と誇りを持っております。みずから学び、未来を切り開く優秀な若者が、リーダーがたくさん育っております。

農業産出額も、これを農業就業者1人当たり

で見ますと、本県は全国3位であります。北海道は別格ですから、実質は2位と言ってもいいぐらいであります。後継者不足ではありますが、少数精鋭、人材はしっかりと育っています。そして、農業は本県産業のエースであると思えます。

さらに、江藤農林水産大臣の誕生という追い風も吹いております。関係各位の皆様とともに英知を結集し、農業産出額が全国5位という位置に甘んずることなく、さらなる高みを目指して頑張っていきたいと思います。

次に、農畜産行政についてお伺いします。

本県の農業就業人口は、平成7年の8万6,210人から、平成27年には4万5,001人と、20年間で約半分にまで減少しております。

本県の農業生産を維持していくためには、担い手の減少、高齢化に対応した新しい技術の導入が欠かせないと考えますが、先ほど知事の答弁にもあったかもしれませんが、本県におけるスマート農業推進の考え方について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） スマート農業は、農業生産の効率化や収量・品質の向上に加え、担い手の高齢化や減少が見込まれる中、熟練農業者の技術伝承や人材の確保・育成といった観点からも、本県農業への導入は必要不可欠であります。

県内では既に、露地園芸における自動走行トラクターなどの最先端技術の現場実証や、畜産における搾乳ロボットの活用に加え、中山間地域におけるリモコン式草刈り機の導入など、さまざまな取り組みを推進しております。

県といたしましては、大きな可能性を秘めたこのスマート農業のさらなる推進に向けて、本県農業に適した開発・実証、普及を進めるため

の取り組み方針を、年内に策定することといたしております。

今後とも、農業者はもとより、JAを初めとした関係団体や民間企業など多様な主体と連携しながら、新しい形での「儲かる農業」の実現に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 国の推奨するスマート農業は、農業経営者の皆さんからは、新時代の営農戦略として大きな期待が寄せられております。年内に取り組み方針を策定することですが、技術開発の分野でもありますので、専門機関、学術機関、先進民間企業等とも十分な連携のもとに方針が策定されるよう、お願いします。

次に、国内では依然として食料自給率の低迷が続く中、一方では、国際貿易交渉の進展等により、農業・水産業のグローバル化は一層進むものと思われま。

国においては、農林水産物、食品の輸出額1兆円の目標を本年に前倒しし、輸出拡大を推進しておりますが、本県の農畜水産物輸出の現状と主要品目について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県農畜水産物の輸出につきましては、牛肉の処理加工施設やカンショの集出荷貯蔵施設の整備等によりまして、高品質で安定した供給体制を確立するとともに、関係団体や香港、台湾、EU等に配置しましたコーディネーター等と一体となった販路開拓に努めてまいりました。

このような取り組みを進め、昨年度の輸出実績は、香港、アメリカ、台湾向けを中心に、前年度比119%の約55億4,000万円となり、7年連続で過去最高を更新したところであります。

品目別で見ますと、牛肉が前年度比115%の約40億8,000万円で、輸出額全体の74%を占めております。次いで、養殖ブリが前年度比106%の約4億1,000万円、カンショが前年度比115%の約3億4,000万円となっており、いずれも順調に伸びているところでございます。

○日高利夫議員 品目別では牛肉の輸出額が全体の7割を占めるとのことですが、今後、さらなる牛肉輸出の拡大に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 県産牛肉の輸出を拡大していくためには、それぞれの国の嗜好や食文化等に対応したマーケットインの視点で取り組むことが重要であると考えております。

このため、国や地域ごとにターゲットを絞った県産牛肉販売戦略に基づき、相手国の状況を熟知したパートナー企業や関係機関等と一体となって、アメリカでは、高級レストランやホテルなど、富裕層の相手方を対象としたPR、アジアでは、ヒレ、ロース等に加え、多様な部位の売り方、食べ方の普及、今後、本格的な輸出を目指すEUでは、マーケティング調査や現地での嗜好性調査など、相手先に応じたさまざまな取り組みを積極的に展開しているところでございます。

また、本県に最新鋭の食肉処理施設も整備されましたことから、牛肉の品質向上はもとより、輸出に向けた生産基盤の強化も図りながら、県産牛肉のさらなる輸出拡大に努めてまいります。

○日高利夫議員 未曾有の被害があった口蹄疫を乗り越え、全国和牛能力共進会における3大会連続となる内閣総理大臣賞、世界に羽ばたく

宮崎牛ブランドは、本県農業の大きな弾みであり、現状において畜産は、農業の切り札であると思います。

知事におかれては、ブラジル、ビバリーヒルズの街等でトップセールスをされたとのことですが、さらなるトップセールスにより、宮崎県が日本の牛肉輸出のリーダーとなるべく、世界に向けた令和新時代の本県畜産業の新しい扉をしっかりと開いていっていただきたいと思いません。

次に、少し方向を変え、私も兼業農家の一人として、水田営農対策について幾つか質問をさせていただきます。

まず、米の生産調整の取り組みであります。平成12年から転作作物として、家畜飼料のホールクロップサイレージ用稲が本格導入されました。

ホールクロップサイレージ用稲とは、秋口になりますと、田んぼのあちこちで見られます、白いビニールでラップされた2メートルほどの円柱形のロールで、牛の餌となる稲を発酵させた飼料のことです。ホールクロップサイレージ用稲は、頭文字をとってWCS用稲とも呼ばれていますので、以下はWCSと表現させていただきます。

このWCSは、平成12年当初は1反当たり6万3,000円の助成金でしたが、耕種農家は、田植えから収穫までの管理をすればよく、あとは畜産農家が収穫して利用するという、耕畜連携の取り組みが非常にうまくいき、その後、1反当たり8万円の助成となり、水田を持つ農家には本当にありがたい品目として定着し、本年度既に20年を迎えるに至っているところです。

そこでまず、本県における現在のWCSの作付面積と、全国のWCSに占める割合につい

て、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 本県のホールクロップサイレージ用稲、いわゆるWCS用稲につきましては、畜産農家の確実な需要があり、主食用米の栽培になれた農家が取り組みやすいことなどによりまして、平成10年の取り組み開始以降、作付面積は大きく拡大しているところでございます。

具体的には、平成30年の本県の作付面積は6,682ヘクタールとなっており、熊本県に次いで全国第2位で、全国の作付面積4万2,545ヘクタールの約16%を占めております。

○日高利夫議員 作付面積だけでは、熊本県に次いで全国2位ですが、これを水田面積に対する作付面積の比率で見ますと、本県は全水田の19%、熊本県は11%ですから、断然、全国1位なのであります。単純計算では、6,682ヘクタールに1反当たり8万円ですので、本県は約54億円の助成金を受けていることとなります。

8月に熊本県の御船町に行き、農家の方々にいろいろ教えていただきました。

御船町では、転作制度が廃止され、再び水稻栽培に戻った農家が多く、約70ヘクタールほどあったWCSは、約3分の1ほどに減ったことでしたので、ほどなく本県が作付面積でも日本一になるものと、私は確信しております。

しかし、転作制度が廃止され2年目です。今後、転作作物としての助成単価が、平成12年の1反当たり6万円のレベルに戻れば、多くの農家が栽培を撤退することとなり、本県の水田営農は崩壊するのではないかと、大変危惧しております。

そこで、本県水田営農におけるWCSの果たす役割をどのように認識されているのか、農政

水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県におきましてWC S用稲につきましても、米の需給調整や水田の有効活用を図る観点から、大変重要な作物であると考えております。

また、本県の重要な飼料作物の一つとして、飼料自給率の向上や畜産の振興に大きく貢献するとともに、水田の多面的機能の維持など、本県水田営農の展開を図る上で不可欠な役割を果たしているものとも認識しております。

なお、WC S用稲の作付を推進する上では、議員御指摘のとおり、現在の経営所得安定対策が前提となりますことから、引き続き、さまざまな機会を捉えて、国に対して制度の継続を要望してまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 WC Sは、主食用の米と同様の技術で栽培を行えますので、特別な技術は必要なく、水を張ることで、水田の持つ多面的機能が維持されるとともに、畜産飼料としての需要も安定しております。

しかし、このWC Sが栽培されなくなったら、本県の持続的な水田の維持はできなくなるだろうと、多くの農家が心配しております。

県におかれては、水田機能の保持と畜産飼料の自給という政策的観点から、何としてでもWC Sの事業を継続していただくよう、しっかりと国に要望していただきますよう強くお願いするものであります。

次に、粗飼料自給率や水田の多面的機能に貢献するWC S生産振興や、補助事業の必要性は理解していただいているようですが、今後、10年、15年しますと、トラクターや田植え機が耐用年数を超え、WC Sを生産する兼業農家が急速に減少するのではないかとと思われるため、飼料生産の受託作業を行うコントラクターの育成

・強化が必要と考えますが、その現状と今後の対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 現在、県内におきましては、46のコントラクターが活動しており、飼料生産の作業面積は約4,000ヘクタールと年々増加傾向にあります。オペレーターの不足や、農地が点在し作業効率が悪いなどの課題もありまして、これ以上の面積拡大は難しいとの声も聞いております。

農業従事者の減少や高齢化が進む中、コントラクターは農家にかかわって飼料生産を行う組織として、畜産経営の分業化の推進はもとより、水田営農の維持といった観点からも大変重要な役割を担っております。

このため、県といたしましては、コントラクターが将来にわたってその役割を十分に果たせるよう、オペレーター等の人材育成や、農地の集積・集約化による作業の効率化を推進するとともに、飼料生産に必要な機械導入の支援を行い、組織の育成・強化を図ってまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 問題は兼業農家であります。県の資料によりますと、本県の水田面積の42%は兼業農家の所有となっております。4割は兼業農家なんです。そう遠くない将来、私たち兼業農家が農作業からリタイアしても、水田の営農が維持され、農村の原風景がしっかりと守られるよう、本県農業の未来に希望を持って、農業に関する質問を終わります。

次に、県土整備行政についてお伺いします。

まず、国富スマートインターチェンジに関してであります。

平成25年6月の国の連結許可以来、ETC専用のインターチェンジとして、県及び西日本高速道路株式会社により、総事業費約36億円をか

けて整備が進められてきました国富スマートインターチェンジは、いよいよ来月6日に開通の運びとなりました。

当初は今年度中の開通予定と伺っておりましたので、開通が半年も前倒しされることとなり、御苦勞いただきました関係各位の皆様方に、心よりお礼を申し上げる次第です。

さて、この国富スマートインターチェンジは、国富町の玄関口、県都宮崎市に隣接し、本県のほぼ中央部という好条件下にあるインターチェンジであります。その周辺には、太陽電池製造工場や自動車部品工場を初めとする多くの企業が立地し、西には、国富町では日本三薬師の一つの法華嶽薬師寺、綾町ではユネスコエコパークなどの観光資源も豊富であり、東には、すぐそこに宮崎市街地が広がっております。

まず、この国富スマートインターチェンジの開通により、どのような効果が期待されるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国富スマートインターチェンジにつきましては、平成25年度から整備を進めてきたところであり、県内3カ所目のスマートインターチェンジとして、来月6日に開通する運びとなりました。

開通に伴う効果としましては、高速道路を利用した通勤や宮崎空港へのアクセスなどにおける日常生活の利便性向上や、3次救急医療機関となる宮崎大学医学部附属病院などへの搬送時間の短縮に伴う救急救命活動の強化などの効果が見込まれます。

さらには、物流の効率化に伴う新たな企業立地や、国富・綾町エリアにおける観光施設等への周遊性の向上も期待され、周辺地域の発展に大きく寄与するものと考えております。

○日高利夫議員 ただいまの部長の答弁のとおり、

国富スマートインターチェンジは、国富町のみならず、周辺地域へもさまざまな波及効果が期待されております。

この整備効果を十分に発揮するために、国富スマートインターチェンジの利用促進に向け、県としてはどのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） スマートインターチェンジの整備効果が発揮されるためには、開通後の利用促進が大変重要であると考えております。

このため、国富町と西日本高速道路株式会社と共同で作成しましたチラシやポスターを高速道路のサービスエリアなどに掲示しており、開通前には、高速道路利用促進協議会による開通PRのCMを放送し、10月2日には、報道機関への現場見学会を開催することとしております。

また、国富町におきましては、昨年10月から、町内の住民や法人を対象にETC車載器の設置補助を実施しているほか、ホームページや広報紙を活用した情報発信など、積極的に情報提供を行っていくと伺っております。

県といたしましては、スマートインターチェンジの利用促進に向け、国富町を初め関係機関と連携しながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 インターチェンジの開通は、産業振興、物流の促進、人口減少化対策、交流人口の拡大、そして観光客の誘致、防災・減災対策など、東諸、宮崎市の県央地域の振興のみならず、宮崎県全体への大きな波及効果があるものと期待されます。

では、少し方向を変えて、次は周辺の土地利用についてお伺いします。

国富スマートインターチェンジ周辺には、病院や医院、介護ケア施設、学校、ディスカウトストアなどが立地し、極めて日常生活の利便性の高い地域であり、さらに県道宮崎須木線と直結することから、非常に交通量も多い場所です。

しかし、都市計画法上の市街化調整区域であるため、宅地開発などの土地利用に関しては、いろいろな規制を受ける土地の区域となっております。

そこで、国富スマートインターチェンジ周辺において行うことのできる開発行為とはどのようなものなのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 市街化調整区域は、都市計画法により、無秩序な市街化を抑制すべき区域とされており、土地利用に制限が設けられておりますが、一定の要件に該当するものであれば、開発行為を行うことが可能です。

例えば、当該区域に居住している方の日常生活に必要な小規模な店舗や診療所などについては、建築することができます。

また、その要件の中に特定の土地利用を図る制度としまして地区計画が定められており、議員お尋ねの国富スマートインターチェンジ周辺においては、道路や公園などの配置や建築物の用途などを定めることで、一定の区域において、住宅地の開発など一体的な整備が可能となります。

○日高利夫議員 一定の区域を開発する場合、地区計画の手法があるとのことですが、市街化調整区域での地区計画にはどのようなものがあるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 地区計画と

は、一定の区域において、その土地利用の方針を市町が都市計画決定することにより、当該区域の開発が可能となる制度であります。

市街化調整区域の性格上、この地区計画は既存集落の維持や地域の活性化などを目的としており、市町が策定する都市計画マスタープランにおいて位置づけられていることが前提となっております。

例えば、幹線道路や既存集落等を含む区域において、良好な居住環境の確保を図るための住宅の建設が可能となる地区計画や、高速道路のインターチェンジ周辺などにおいて、産業の振興を図るための流通業務施設などの建設が可能となる地区計画がございます。

○日高利夫議員 各種開発については、まずは地区計画が主体となるとのことなのですが、県としても前向きに考えていただいているものと、私は理解いたしました。

最後に、再度申し上げますが、この場所は、位置的にも非常に好条件下にあり、周辺地域をうまく飾りつけすれば、にぎやかで華やかな場所になると評価する民間企業も少なくありません。

国富町としては、U I J ターン促進による人口減少対策に、さらなる企業誘致に、また、既存企業への積極的なフォローアップによる事業規模拡大などに行政手腕が問われるところでもありますので、県におかれましても、しっかりと周辺自治体と連携をとっていただき、国富スマートインターチェンジ設置が地域経済の振興の起爆剤となるよう、御指導を改めてお願いし、次の質問に移ります。

次は、道路整備行政についてお伺いします。

現在、国富町の県道高鍋高岡線において、本庄橋のかけかえ工事が進んでおります。これと

は別に、この本庄橋とその下流にある宮崎市の柳瀬橋とのほぼ中間に、本庄川を横断する県道木脇高岡線のバイパス整備事業が行われております。ここに、国富町側と宮崎市側を結ぶ新たな橋がかけられることになっております。平成9年度に工事が着工されて以来、相当な期間を要しているところでありますが、この県道木脇高岡線の本庄川を横断するバイパス整備の事業進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道木脇高岡線の本庄川を横断するバイパスにつきましては、平成9年度から全体延長2.2キロメートルの整備を進めており、平成16年度までに約700メートルを供用しております。

残る1.5キロメートルにおきましては、盛り土工事などを実施してきたところでありますが、河川内に民有地が存在する「堤外民有地」や「字図混乱」の箇所があり、その用地境界の確定が必要であること、さらに、その一部の土地については、共有地における相続人が多数であることなど、これらの調査や用地交渉に多大な労力と時間を要してまいりました。

このような状況ではありましたが、地元の皆様の御協力をいただき、ことし8月までにおおむね取得が完了したところであります。

○日高利夫議員 用地取得に相当の時間を要したことはわかりました。本当に御苦労さまでした。

しかし、23年の間に状況は大きく変化しました。国富スマートインターチェンジまでは、わずかに約1.5キロメートル、さらに、宮崎市生目地区に移転予定の宮崎市郡医師会の新病院が令和2年8月に開院する予定であることなどにより、このバイパスの重要性が格段に増大してお

り、住民からは早期の完成を願う声が大きいわけであります。このバイパス整備の今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道木脇高岡線のバイパス整備につきましては、宮崎市側を宮王丸工区、国富町側を太田原工区として整備を行っており、昨年度、宮王丸工区の明久川において橋梁工事に着手し、今年度も完成に向け工事を進めているところであります。

また、太田原工区においては、今年度から農道をまたぐ橋梁工事に着手するとともに、本庄川を横断する延長200メートルを超える橋梁につきましても、詳細設計などを実施することとしております。

県としましては、引き続き、必要な道路整備予算の確保に努め、早期の完成に向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 今年度から橋梁の詳細設計にも着手されるとのことですが、宮崎市郡医師会までの通院時間が格段に短縮されると、心待ちにされている方がたくさんおられますので、一刻も早い整備をよろしくお願いします。

一方、このバイパスが整備されますと、周辺道路の渋滞緩和も期待されるところです。平成27年2月に新相生橋が開通しましたが、私の調査では、国富方面から宮崎市への平日の朝の通勤時間帯には、ほぼ毎朝、約800メートル前後の渋滞が起きており、412メートルの相生橋も同様の状況であります。

今回のバイパス整備は、この相生橋周辺の渋滞緩和にも大きく寄与するのではないかと考えますが、県土整備部長の見解をお願いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） バイパス整備につきましては、周辺道路の渋滞緩和や、東

九州自動車道へのアクセス強化を目的としており、さらには、市郡医師会病院や、災害時の後方支援拠点となる生目の杜運動公園へのアクセスも向上することから、医療や防災面での機能強化も期待されるところであります。

バイパスが完成しますと、相生橋の上流に、県道宮崎須木線から南俣宮崎線間を結ぶ新たなルートが整備されることとなり、交通の分散化が図られますので、相生橋周辺の渋滞緩和につながるものと考えております。

○日高利夫議員 渋滞緩和につきましては、今後とも定期的な状況観察をお願いしておきます。

国富スマートインターチェンジとの相乗効果で、これまでにない縦横無尽の新しい交通網が、東諸・宮崎市西部地域に整備されることとなります。地域振興発展のために、一層の早期完成をよろしくお願いいたします。

次は、高齢者福祉行政について、高齢者クラブの会員拡大についてお伺いします。

まずは、議員の皆様におかれましては、連休中の敬老会等、大変お疲れさまでした。

さて、先月の8月28日と29日の2日間において、人口減少・地域活性化対策特別委員会の県北調査に行っていました。日之影町役場から12～13キロの山間地にある小川平地区を視察いたしました。将来的に、社会的共同生活の維持等が特に深刻な集落とのことでした。

地区内の3集落の現状は、人口39人、世帯数14世帯、65歳以上の高齢化率は54%。小さい地区は3世帯10人しかいないとのことで、本当に大変だろうなと思っておりましたら、集まられた高齢者の皆さんが、本当にここにこされ、実に穏やかな顔をしておられました。「ここで生まれ、育ち、生活してきた。本当にいいとこ

ろですよ」と。心の持ち方一つでこんなにもいい色の顔になるのかと、私たちが逆に元気づけられました。同僚の佐藤雅洋議員のお母さんの出身地だそうです。

さて、今後さらなる高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者がいつまでも元気で、その経験と知恵を生かして活躍できる環境をつくることは、法に定められた地方公共団体の義務であり、地域における高齢者の活躍の場として、高齢者クラブの存在は大変重要であります。

そこでまず、高齢者クラブの活動について、県はどのように評価されているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のいわゆる高齢者クラブは、老人福祉法に規定された「老人クラブ」のことであると理解しておりますが、おおむね60歳以上の方が加入でき、ひとり暮らし高齢者宅への訪問や子供の見守り、さらには、健康づくりやスポーツなどさまざまな活動に取り組み、地域福祉の向上や健康寿命の延伸に寄与していただいていると考えております。

また、地域包括ケアシステムを推進する上でも、高齢者の社会参加や介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動と果たすべき役割の拡大が期待されているところであります。

県では、地域社会を支える重要な担い手である高齢者クラブについて、活動助成、また、優良クラブの表彰などを行っているところでございます。

○日高利夫議員 高齢者クラブは、長年、地域社会を支える重要な役割を果たしてきました。しかし、今、その高齢者クラブの会員数が急激に減少し、将来の活動の維持が非常に困難な状況になるのではないかと危惧されております。

では、全国と県の高齢者クラブの加入状況と減少の理由について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者クラブの加入状況につきましては、60歳以上の人口に対する加入率の推移で比較しますと、全国におきましては、平成25年には15.8%でありましたが、30年には12.8%に、本県におきましては、平成25年には13.3%でありましたが、30年には10.3%に低下しております。

加入率低下の理由といたしましては、加入対象年齢の60歳を超えても現役で働いたり、ボランティアや趣味のサークルで活動するなど、ライフスタイルの変化が影響しているものと考えております。

○日高利夫議員 ただいま、パーセントで答弁いただきましたが、高齢者クラブの会員数は、この5年間に、全国では650万人から550万人と、100万人が減少し、本県では5万3,000人から4万3,000人と、1万人が減少してしまいました。

では、高齢者クラブの会員拡大に向けて、県はどのような支援を行っておられるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、各地域の高齢者クラブに対しまして、スポーツ大会の実施や子供の見守りなどの活動に対して助成を行っているほか、会員拡大や健康づくり・介護予防支援の事業などに取り組む各市町村の連合会に対して助成を行い、支援をしているところでございます。

また、今年度から、地域支え合い活動強化事業として、若手会員を中心としたチームが民生委員と共同して、ひとり暮らしの高齢者宅などへの訪問を行う取り組みに対して、支援を行っ

ております。

この地域支え合い活動強化事業を通しまして、地域の担い手としての見守り活動を強化するとともに、高齢者クラブの未加入宅への訪問を行い、活動を多くの方々に理解していただくことで、会員拡大にもつなげていきたいと考えております。

○日高利夫議員 県も市町村も、さらには社会福祉協議会なども、あの手この手で会員拡大に頑張っておられますが、ほとんど成果が上がっていないのが現状であります。できれば、会員以外の高齢者への大規模なアンケートを実施するなど、正直な生の声を拾い、もう一度、現状分析から始め直すことも必要ではないかと思えます。

一方、高齢者クラブ活動は、友愛活動や奉仕活動のほか、スポーツや体操などの健康づくりも活動の大きな柱です。

そこで、高齢者クラブ活動は、健康寿命の延伸の観点からも有効と考えますが、見解を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者クラブにつきましては、「健康、友愛、奉仕」の三大運動を掲げまして、スポーツや体操などの健康づくり、会員同士の相互の見守り支援、清掃や子ども会等との世代間交流などに取り組んでおります。その活動は、自身の健康維持や生きがいづくりに大変重要だと考えております。

また、外出の機会が増加し、多くの人々と交流することは、介護予防としても有効でありまして、健康寿命の延伸にも寄与するものと考えております。

県としましては、今後とも、市町村や県の連合会と連携を図りながら、高齢者クラブを支援してまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ひとり暮らしの高齢者を孤立させないよう、認知症予防のための健康運動の推進など、高齢者クラブの活動はまことに多岐にわたり、包括的に地域を支えていただいております。

高齢者の皆さんが、スポーツや定期的な運動を通じて健康寿命を延ばし、いい色の顔で生涯を送れるよう、いま一度、県、市町村、県老連などの連携のあり方を見直し、全県下で高齢者クラブ会員増に向けた取り組みが展開できるよう、強くお願いするものであります。

特に、先ほど答弁のあったとおり、本県の加入率は全国平均を下回って推移しておりますので、県にはさらなる主導権を発揮していただきますよう、お願いいたします。

最後に、観光振興行政についてであります。

7日から開催されておりましたサーフィンの世界選手権「ワールドサーフィンゲームス」は、一昨日の15日をもって盛会裏に終了し、宮崎を世界に発信できたと思います。

知事を初め、商工観光労働部長を中心に、関係部署の職員の皆さんには、9月議会の時期と重なり、本当に大変だったと思います。お疲れさまでした。

さて、観光問題については、先週の代表質問で議論されましたので、重複は避けませんが、基本的なところで、まず、本県の訪日外国人延べ宿泊者数と全国における状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国の宿泊旅行統計調査の確定値によりますと、本県の平成30年の訪日外国人延べ宿泊者数は32万7,000人であり、平成29年の29万7,000人を上回り、過去最高となりました。

また、全国における状況につきましては、本

県は全国31位となっております。

○日高利夫議員 平成30年度は過去最高とのことで、喜ばしいことですが、それでもまだ、全国では31位であります。また、現在の日韓関係の悪化は、まことに憂慮すべき状況であります。県も、空港で歓迎セレモニーを実施するなど、御苦勞をいただいているようですが、今後とも、しっかりと心のこもった誘客活動を継続して実施していただきたいと思っております。

次に、本県を訪れる外国人観光客のニーズを把握し、分析する必要があると思っておりますが、県としての取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国人観光客の増加を図るためには、本県を訪れる外国人観光客の嗜好や動向をしっかりと把握・分析し、多様なニーズを踏まえたサービスの提供や、ターゲットに応じた効果的なプロモーションを実施していくことが大変重要であると考えております。

このため県では、本年2月から県内の宿泊施設において、本県を訪れる外国人観光客に対するアンケート調査を継続的に実施し、本県を来訪先に選んだ理由や、訪問先、サービス等に関する率直な感想・意見など、より詳細なデータやニーズの把握に努めているところであります。

今後は、こうして得られたデータ等の分析結果を、より効果的な観光施策の立案に生かすとともに、宿泊施設へのフィードバックや、県民の皆様公表することで、外国人観光客に対するサービスやおもてなしの向上などにつなげてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 本年2月からアンケートを実施しているとのことですので、分析結果をどの

ように観光振興に生かしていけるのか、結果の公表を楽しみにしております。

的確にニーズを把握し、外国人宿泊者数が全国で31位という現状を何とか打開できるよう、よろしく願いいたします。

さて、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックまであと10カ月余りとなりました。各種競技はもとより、全国の自治体がさまざまな観光客誘致事業を展開する中、綾町が五輪ホストタウンに登録されたという、まことにうれしい報道がありました。

そこで、東京オリンピック・パラリンピックにおける県内のホストタウンの状況と、ホストタウンに取り組む自治体への支援について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） ホストタウンは、国内の自治体と東京オリンピック・パラリンピックに参加する国・地域の住民等が、スポーツ、文化、経済などを通じて交流し、地域の活性化等に生かしていく取り組みであります。

本県では、お話にありましたとおり、先般、綾町がセーシェルのホストタウンとなりました。この綾町を初め、現在、県及び8つの市町がホストタウンとして登録されているところでありまして、文化やスポーツを通じた交流を行っているところであります。

ホストタウンに登録されますと、相手国との交流活動の取り組みに対し、その経費の2分の1が特別交付税として措置されることとなっております。

また、県におきましては、国と密接に連携しながら、全国のホストタウンの活動状況などについて市町村に情報提供を行っているほか、県民を対象とした国際理解講座の開催など、その

支援に努めているところでございます。

○日高利夫議員 県と8市町の登録とのことですが、8市町のうち市が7市、町は綾町のみであります。現在、綾町は、国の内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局などから指導を受け、準備を進めておりますが、県内の他のホストタウンともうまく連携がとれているかといえば、そうでもないようです。

県もホストタウンに登録しているわけですが、本県にとりまして、このホストタウン事業は、スポーツ、文化、経済、観光などを通じて交流し、外国を知り、宮崎を世界に発信する絶好の機会であります。受け入れに対するもろもろの対応につきましては、8市町にお任せとならないよう、県が中心となって、オール宮崎体制による万全のおもてなしをよろしくお願いいたします。

最後に、県内のホストタウンと相手国との交流を大会終了後も継続していくことが重要であると思われませんが、どのように考えておられるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 2002年の日韓サッカーワールドカップの際、本県でドイツチームの事前合宿が行われたことが縁となり、今回の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、県及び3市のドイツのホストタウン登録や、ドイツ陸上連盟の事前合宿受け入れにつながっております。

県としましては、東京オリンピック・パラリンピックを契機に始まった今回のホストタウンの取り組みにつきましても、大会終了後も、一過性でない息の長い交流へ発展させ、地域の活性化につなげていくことが重要であると考えております。

そのため、例えば事前交流などに伴う来県の際に、食を初めとする本県の魅力を知ってもらう機会を積極的に提供するなど、ホストタウン相手国に本県を強く印象づけるとともに、地元自治体が相手国と交流するために必要な情報の提供や、交流事業での国際交流員の活用など、今後の継続的な交流に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

1976年に独立したセーシェル共和国は、西インド洋に浮かぶ小さな島国です。115の島々から成り、面積460平方キロメートルで、美郷町より少し大きいぐらいのようです。人口は約9万5,000人、アフリカでは極めて生活の質の高い国だそうです。2つの世界遺産を持つ小さな島国が、海のないユネスコエコパークの綾町を選んでくれました。

皆さん、セーシェル諸島はあちら（南西を指す）の方向になります。直線距離で約9,000キロメートルです。

観光振興、青少年の教育・文化の交流など、大会終了後の継続的な支援の検討を強くお願いします。私の一般質問の全てを終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎、太田清海でございます。

1972年、先見の明をもって日中国交回復をなし遂げた田中角栄首相は、周恩来首相とのたび重なる激しい交渉を終えた後、毛沢東主席と会見し、そのときに毛沢東主席から、「もうけんかは済みましたか。けんかしなくちゃだめですよ。けんかして初めて仲よくなるのですよ」と言われたそうです。国交回復の裏には、想像を絶するようなやりとりがあったのだと思いま

す。

確かに、人間はけんかして初めて、その人の人間としての器の大きさがわかると言われていきます。

奈良の大仏さんと上野公園の西郷どんがけんかしたとき、どちらが器が大きかったか。奈良の大仏さんは思い余って、西郷どんに、「そんなことを言うとぶつぞう」と言ったそうです。すると、西郷どんは犬を連れてたまま、「どうぞ」と言ったそうです。西郷どんのほうが器が大きかったという話であります。

さて、宮崎県議会基本条例第11条には、（議員間討論）「議員は、議会の機能を十分に発揮するため、委員会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。」とあります。

今、私たち議員に求められている課題には、例えば、若者の政治離れや低投票率をいかに改善していくのかなどの悩ましい問題があります。また、執行部においても、人口減少問題や地方の活性化の問題など、多くの問題を抱えています。議員間、そして執行部、お互い切磋琢磨し、すばらしい結論を得るための器の大きい討論のできる4年間であつたらいいと思います。

それでは、知事に政治姿勢ということで、4点質問したいと思えます。漠然とした質問になるかもしれませんが、知事の人生観を込めたお気持ちを伺わせていただきます。

1点目は、「あおり運転」などに見られる、この日本の世情をどう見るかということです。

私もあと1年と少しで70歳になります。私も、もう枯れてきました。人間的に枯れてきた

と言うと、いい意味にとられますが、私の場合、ただ水分がなくなってきたという意味であります。

60年も前のことですが、私が在籍していた田舎の北郷小学校4年生のとき、浅沼稻次郎社会党委員長が日比谷公会堂で17歳の少年に暗殺されたというニュースが、ラジオを通して流れてきました。当時、北郷村宇納間には、まだテレビは普及していませんでした。10月の寒い日であったことは覚えています、その事件の政治的な意味も、4年生ですからわかつたはずありませんでした。

ただ、そのことがあって、私の小学校では「刃物を持たない運動」が展開され、朝礼のときにポケットの中身まで点検された記憶があります。この運動には賛否両論もあったようです。例えば、当時の子供は、けんかするとき刃物を使うことはひきょうなことだという認識があり、素手でけんかをしていたのだとか。小刀を持たなくなったことで、自分の鉛筆を削れるような器用な子がなくなったとか。話を戻しますが、このような刃物を持たない運動を通して、当時私は、人に危害を加えることはいけないことなんだという強いメッセージを伝えてくる国に対して、不幸な事件を通してではありましたが、ある一種の信頼感を感じました。その信頼感は、立派な国をつくらうというような愛国心であったかもしれません。だから、子供の教育のためにも、国はうそをつかない、ついではないということだと思います。

今、子供にとって国の姿はどう映っているのでしょうか。私はこの70年間、みんなが助け合い、支え合う社会であってほしいと願って生きてきました。「あおり運転」やその他痛ましい報道がなされるたびに、こんな社会をつくるた

めに私は70年間も生きてきたのではないと思いました。スマホもなかったあの牧歌的な幼少年期を思い出しながら、今日の社会が、何か社会制度のひずみから、人間の心に病的な悪影響を与えているのではないかと思えてなりません。

知事の「あおり運転」などの日本の世情についての所感を伺います。

2点目は、派遣労働の問題です。

60年も前の1956年、イタリアで制作された「鉄道員」という白黒の映画があります。背景に流れた悲しいギターのマロディーも有名ですが、この映画のラストシーンで、職を見つけることのできた息子が、朝方、母のつくってくれた弁当を奪い取るように取り上げ、母の注意もそこそこに、喜んで家を飛び出していくシーンがあります。このシーンでは、人間に職があるということ、人間が働けるということが、人間が希望を持って生きていく上でどんなに大事なことであるかということ、この社会派の映画監督は訴えたかったのだらうと思います。

日本での派遣労働、働く人の既に4割は、この派遣労働を含む非正規雇用だと言われています。

派遣労働は、当初、コンピューターなど専門特殊技能を持った人のみに限定され、導入されたもので、一般の製造業には決して派遣しないという考えのもとに導入されました。

ところが、2004年に製造業にまで導入されるようになり、まるで水が低きに流れるがごとく広がり、働く人の4割が非正規という今日の日本の働く姿となったわけです。

宮崎県も人口流出、後継者不足、人口減少問題など、涙ぐましい政策を打ち出して努力をされていますが、私はその根本原因が、人間の働く形、契約社員や派遣労働などの働く形にある

と思えてなりません。内需も冷え込ませ、景気循環が働かないと言ってもいいかもしれません。

また、これまであった臨時か正規雇用かという2つの雇用形態の間に、これらの派遣労働などの新たな形が加わり、まるでバラモン教のカースト制のように、労働者の間にさまざまな階級がつくられ、このことで一度失業したり、派遣からスタートし、失業でもすると、正規雇用にはい上がる展望が失われてしまいます。就職氷河期の問題も、そのあらわれでしょう。

このままの日本では、年金受給権のない人が多数発生し、生活保護の増大や、そのことによる新たな財政負担が生じ、さらに60万人にも及ぶと言われる中高年のひきこもりの発生など、これが人間の心に大きな問題も生じてくるのではないかと。派遣労働の問題、知事の所感を伺います。

3点目、消費税10%引き上げの問題です。

税の三原則に「公平・中立・簡素」というのがあります。税は公平、中立、簡素でなければなりません。この消費税の軽減税率は、税の三原則の中の簡素でわかりやすい税でしょうか。店内で食べる、食べないで税率が変わる。ポイント還元などは、簡素どころか、公平という視点からも問題があると思います。レジでの作業も大変だろうと思います。しかも、この消費税を導入するため、不況対策と称して、国は大規模な財政支出をしています。それをよしとしても、タコがみずからの足を食べているような、税を取るために税を食うという感じです。

果たして、将来の日本の財政の形として、このような消費税がいいものかどうか。格差の拡大など、新たな問題をもたらすことになるのではないかと思います。

私が常々訴えているように、財政運営は所得再分配機能とビルトインスタビライザー機能をあわせ持つ超過累進課税の強化を基本とすべきだと思います。知事の所感を伺います。

最後になります。4点目は、現在の日韓関係をどう見るかということであります。

明治から今日まで、激動する国際環境の中で、日本がどのような立ち位置を決断していくかは、大変困難なことだったろうと思います。過去の日本の歴史を云々するつもりはありませんが、日露戦争を前にして明治天皇が詠まれた歌、「よもの海みなはらからと思う世になど波風のたちさわぐらむ」。時のアメリカ大統領、セオドア・ルーズベルト大統領は、この歌の意味に大変感動したとされています。そしてまた、この歌を太平洋戦争突入が色濃くなった1940年9月の御前会議で、孫に当たる昭和天皇が再度詠み上げられています。

繰り返しますが、私がここで過去の歴史を云々するつもりはありませんし、この歌の意味を云々するつもりもありません。ただ、それぞれの平和への思いがあったとしても、日本という国が言論弾圧や小林多喜二の暗殺など、暗い歴史を含みながら、歴史の流れに翻弄されていったことを思うとき、歴史の悲しみを感じざるを得ません。

だからこそ、戦後の民主主義が多くの国民の期待を受け、光輝いたのであり、国際関係においても、憲法前文にあるように、「名誉ある地位を占めたいと思ふ」という言葉が表現されたのだと思います。

そのような中で、日韓関係は過去の歴史をはらんで、まさにセンシティブな問題ではありますが、一度、国民感情があらぬ方向に行くと、その收拾には多大が犠牲や困難が伴うことは、歴

史が証明しています。したがって、両国間に憎悪感情を増幅させることなく、冷静、適切なリードも必要だと思います。知事の所感を伺います。

以下の質問は、質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、「あおり運転」などに見られるような今日の世情についてであります。

私は、日本人の国民性は、礼節を重んじ、和をとようとぶ精神、勤勉さ、規律正しさを大切にするとところに大きな特徴があると考えておりますが、最近のあおり運転等に見られるような危険で自己中心的な行動は、大変残念でなりません。社会制度のありようがこれらに影響しているのか否かについてはわかりませんが、社会が豊かになる一方で、人間関係が希薄になったり、匿名で他人を中傷したりする風潮が広がっていると感じておまして、こうした社会的な許容性の低さや不寛容の広がり、大変憂慮すべき事態であると考えております。

昨日、ラグビー・イングランド代表のウエルカムセレモニーが県庁講堂で行われました。野崎県議がすばらしい太鼓の演奏を披露していただいたところではありますが、非常に印象深いのは、あれだけ大柄なラグビーの選手が、きちっとスーツに身を包んで、その礼儀作法、所作に、大変チームとしての規律というものを感じましたし、やはりラグビーの母国としての矜持、プライドというようなものを感じられたところでもあります。

また、ラグビーの選手一人一人が水のボトルを持っておられまして、水分補給も大変大事だということ、そこも徹底されているなというこ

とを感じたところでありますが、やはり人として軸、プライドを持つことは大変重要なことであろうかと思えます。

こうしてさまざまな国の人と接したり、先日はブラジル、アルゼンチン、アメリカの出張、また、さまざまな海外の出張等も行っておりますが、つらつら考えまして、この日本という国が70年という平和を保つ中で、さまざまな課題はありながらも、世界の中で見ても、よりよい国づくりを進めてきたんではないかという思いがしております。

昨今のおもしろおかしく語られるような日本礼賛に決してくみするものではありませんが、しっかりと先人がそういうよい国を築いてくださった、その感謝と思いととも受けとめて、それを次の世代へ伝えていく、それが重要な使命であろうと感じております。

今、我々が迎えました令和という元号、これは、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められているところでありまして、まさにそんな社会をつくっていくことが重要であると考えております。

次に、派遣労働など非正規雇用についてであります。

私は、県民一人一人が、その事情に応じて多様で柔軟な働き方ができ、働くことで自己実現が可能な社会が望ましいと考えております。

派遣労働などの非正規雇用は、個人の価値観の多様化に伴い、それぞれのライフスタイルに応じた働き方として選択される方がおられる一方で、雇用が不安定で賃金が低いなどのさまざまな課題も指摘されております。特に、正規雇用を希望しながら、不本意に非正規雇用労働者として働かざるを得ない方の正社員への転換は、御本人の将来展望を図るためにも、早期

に解決すべき課題であると認識をしております。

現在、国においては、正社員転換を推進するための助成金制度の運用や、ハローワーク等でのマッチング促進などに力を入れており、さらに今後は、就職氷河期世代への支援に集中的に取り組む方針も示されたところであります。

私としましては、国の動きとも連動しながら、県民一人一人が安心して働くことのできる社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消費税率の引き上げや税制のあり方についてであります。

国や地方におきましては、厳しい財政状況、少子高齢化及び社会保障関係費の増大などの課題に直面している中で、消費税率の引き上げは、安定的な財源確保に向けて必要でありまして、軽減税率の導入等の対策は、暮らしや経済への影響に配慮した措置であると認識しております。

税には所得、消費、資産等に対する課税があり、それぞれの機能や役割を生かしながら、人口減少と高齢化の同時進行やグローバル化の急速な進展など、社会経済の構造変化に適応した税体系が構築されることが重要と考えております。

税制全体のあり方につきましては、国において、このような社会経済情勢を見据え、財源確保はもとより、所得再分配や経済安定化の議論が発揮されるよう、十分に議論されるべきものと考えております。

最後に、日韓関係についてであります。

我が国と韓国との間には、御指摘のとおり、さまざまな課題があるわけではありますが、東アジアに位置する日本にとりましては、韓国は地

域の安定と経済成長を進める上で欠かすことのできない大切な隣国であると認識しております。

現在、世界に目を転じてみますと、サウジアラビアの石油施設が攻撃されるなど中東情勢の緊迫、さらには、ブレグジットを初めとするヨーロッパのさまざまな課題、今、Gゼロというふうに言われておりますが、経済、社会の枠組みが大きく揺らぐような状況があるところであります。

先日、ブラジルを訪問しましたが、ブラジルというものが、2億人以上の人口を抱え、また豊かな資源を持つ、そして広大な国土、それに加えて、ブラジルの置かれた安全保障環境を考えますと、日本の置かれたこの東アジアとは全く違う、将来に向けた大きなポテンシャルというものを感じたところであります。日本の置かれた地政学的な状況、その中でしっかりと国の行く末を見据えていく必要があろうかと考えております。

こういう難しい時期だからこそ、私としましては、地方レベル、民間レベルの交流はしっかりと続け、未来志向の日韓関係を次の世代に引き継いでいきたいと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 私は、4点ほど漠然とした質問になったかなと思いつつも、大事なことだと思って質問させていただきました。ありがとうございました。

今回の質問は、私は常々、自然問題を語るときに言っていますが、「一浜いじれば七浜たたる」という言葉があります。一浜をいじると、いろんなところの悪影響が七浜まで出てくるんだよということではありますが、これはよく考えてみると、私たちの社会制度の中にも、いろん

なことを妙にいじくると、そのことによって、またいろんな問題が出てくる。私は、例えば派遣労働なんかもそうじゃないかなと思うんですが、社会制度にもこの言葉が当てはまるんじゃないかなと思います。

公益財団法人明るい選挙推進協会というところが出している「Voters」という雑誌があります。そこに、宮本みち子さんという千葉大学の名誉教授が書いた論文があります。これは、いかにしたら若者が選挙に、政治に関心を持つだろうという、その論文の冒頭にこんな表現がされているんですよ。

「不安定な仕事に従事する若者の数は増加を続け、結婚できない若者がふえている。親世代のように、子供の成長に沿って収入が増加することもなくなった」年功序列ということだろうと思います。「その一方で、税金や社会保険料は増加し、衣食住を圧迫している。学生時代に借りた奨学金の返済が続き、住宅取得や子供の教育費を圧迫している。現役時代の余裕のなさに加え、将来の年金への不安などに押しつぶされそうな状態である。この世代が高齢期に達するころには、低所得で身寄りのない高齢者が急増することが予想される。歯どめをかけるにはどうしたらよいのだろうか」という、冒頭の。

私は、分析としては、こういったことから出発をすべきじゃないかなという思いであります。県もいろんな計画を立てたりしています。こういう根本原因というものを見ながらということを考えていくべきではないかなと思います。

この項の最後になりますが、平成20年の3月議会で、ビルトインスタビライザー機能というのをこの場で訴えたことがあります。知事との問答がありましたけれども、このビルトインス

タビライザー機能というのは意外と知られてないなと思って、教育委員会で調べてもらいました。そうしたら、高校の教科書にびしっと書いてあるんですよ、ビルトインスタビライザー。私は大学のころだったかなと思ったけど、見てみたら、それは図解入りで、私が言っているそのままを書いてあるような感じなんですよ。だから、今の若い子供たちも——こういった所得再分配とか累進課税であっても書いてあるんですよ。だから、私たちは、子供に教えているなら、私たちの実生活の中で何かそういうのをつくっていかないかんじゃないかなと思うところがあります。

ぜひ、国の制度ではありますが、全国知事会とか、いろんな知事が要望されていますよね、宮崎の提案・要望というのもありますが、そういう中でも、ぜひ何かそういった問題を国に訴えてもらえんかなと思っております。

次に進みます。LGBTアウティングの問題についてであります。

これは答弁の中でもあるかもしれませんが、カミングアウトとアウティングの違いであります。カミングアウトというのは、LGBT当事者が、自分の親とか信頼する先生、もしくは同級生、友達に打ち明けるのがカミングアウトで、アウティングというのは、それを聞いた人が、本人の了解なく人にばらしてしまうといけないうことで、聞いた人が第三者に言うのをアウティングといいます。そういうことなんです。今、性的指向や性自認を本人の了解なく第三者に漏らすアウティングについて、県の考え方や対応について伺いたいと思います。総合政策部長、お願いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 性的マイノリティーの当事者にとりまして、アウティング行

為は、深刻な被害を招き、命にかかわることもある重大な人権侵害でありまして、決して許されるものではありません。

このため県では、性的マイノリティーの問題に関しまして、職員研修や県民向けの各種講座、啓発パネル展等の啓発研修事業を実施する際に、アウティング防止の重要性についても周知に努めているところであります。

今後とも、アウティングの問題を含め、性的マイノリティーの人権問題に関する啓発研修のさらなる充実に努め、性の多様性につきまして、より一層の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 私は、県も一生懸命取り組んでくださっているということは評価しております。アウティングによって、自分が同性愛者だということを友達に言ったら、それを了解なくみんなにばらして、その学生の子は自殺したということもありました。

私は、こういうアウティングの問題も、多様な人間がこの世に存在するんだということがわかれば、こういった問題もなくなるのではないかなと、理想的には考えておりますけれども。私もいろんな人に会うと、時間をうまく使えない人、時間にルーズだと思っている人は、よく聞いてみると、時間の設定がなかなかできない人とか、家の中を片づけることができない、何が大事で、何を捨てていいのかわからない人とか、人がさわったものにはさわれないという、本当にさまざまだなと思います。

私も実は、右と左がわかりません。右と言われても、一瞬どっちが右かというのがわかりません。私は、テニスの試合のときに、前衛から右に行けと言われて、どっちに行っているかわかりませんでした。だから、高校時代は全員

に、右に行けというなら、右にラケットを上げてくれと、左だったらこうしてよとかいって、それで判断していたんです。私もそうでありました。

そういうさまざまな人がいるということがわかれば、人間は優しくなれるんだがなという思いであります。ぜひこのアウティングの問題も、いい意味で広めていただきたいと思います。

次に、会計年度任用職員制度についてお伺いしたいと思います。

これは満行議員の代表質問でも確認されましたが、基本的に、働き方改革としての会計年度任用職員制度については評価をしたいと思います。臨時の職員の人たちに期末手当が出るということは、大きなことだと思うんですね。ただ、私は、基本的には、正規雇用というのはきちっと守らないかんという思いがあります。

総務部長にお伺いいたしますが、会計年度任用職員制度が整備されたことにより、将来的に正規職員を会計年度任用職員に置きかえることも懸念されておりますが、総務部長の考え方をお聞きしたいと思います。

○総務部長（武田宗仁君） 県の組織運営に当たりましては、一般の職員を中心とするという原則を前提としつつ、会計年度任用職員制度も活用しながら、効果的、効率的に行政サービスを提供していくことが重要であります。

また、会計年度任用職員は、一般の職員の業務を補完するものであり、職務内容や責任の程度が異なることから、従事する業務の量や性質を正確に把握した上で、職の整理を適切に行う必要があると考えております。

今後は、このような考えのもとで、会計年度任用職員を含めた臨時・非常勤職員制度を適切

に運用し、県庁全体の組織力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 正規職員が基本であるということをお訴えておきたいと思っております。

実は、会計年度任用職員という人たちの特殊な思いが、これから出てくると思っております。というのは、今まで期末手当が出なかった。それが出るようになった。今まで6カ月とか8カ月とかいうことで切られていたから、それはそれで終わっていたんですが、1年雇用で来年も雇用されるかもしれないということ、それを考えた場合、期末手当が出るということは、自分の将来の生活設計に組み込んでいくわけですね。だから、この人たちは恐らく1月、2月、3月は、来年度も雇用されるのだろうかという、物すごい不安が生じるんですよ。これは延岡の母子相談員の人たち、まだ当時は嘱託職員でしたけれども、その人たちが言っておりました。「私たちは1月、2月、3月が怖いんですよ、採用されるのだろうか」。だから、この任用職員制度においても、この人たちは物すごく不安になる。だから、本当に一生懸命、通常の仕事をしておれば、来年も採用されるんだよというようなメッセージは送っていただきたいと思う。何かそんな気がいたします。そういう問題があるということをお訴えを——心の負担がですね——ぜひ知っておいていただきたいと思っております。

次に、同じく総務部長にお伺いします。次の問題は、市町村合併の検証とその後についてであります。

宮崎県も、最後の小林、野尻等の合併が終わって10年近くたちました。延岡でも合併が行われ、調べてみたんですが、データとしては、2005年の9月から、合併を挟んだ2019年の4月までの人口の変動を調べてみました。旧延

岡市が、減った人口が9,710名、北方は1,017名、北川は1,065名、北浦は956名、4,000人おった町が、3町と言っているのかどうかわかりませんが、この北浦、北方、北川の人たちは4,000人から3,000人になっちゃったんですね。減少率を見たら、旧延岡市は8%なんですよ、この間。北方、北川、北浦は、21%減少、24%減少、22%減少なんですよ。合併しても減少しているなということなんですね。

質問であります。この検証については、こういう状況だろうと思っておりますが、今後、地方行政のあり方について、国においてどのような議論が行われているのかをお伺いしたいと思います。

○総務部長(武田宗仁君) 人口減少が加速する中で、市町村におきましては、自治体間の広域連携などによる、住民の暮らしを支える取り組みや行政運営の効率化が、今後ますます重要になってくるものと考えております。

このような中、国におきましては、人口減少や高齢化が深刻となる2040年ごろにかけて生じる労働力不足などに対応する観点から、圏域における地方公共団体の連携や、圏域での連携が困難な市町村に対する県の補完・支援、ICTを活用した「スマート自治体」への転換など、これから必要となる地方行政のあり方について検討がなされているところであります。

県としましても、こうした国の検討状況を注視しながら、引き続き、基礎自治体である市町村の機能が十分果たされるよう、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ぜひ、こういった教訓を生かしながら考えていただきたいと思っております。ですから、公共機関があること、役場があること、そういったものは、それが一つの地方に対する

投資だと私は思っています。ぜひ考えていただきたいと思います。

次に福祉保健部長に、福祉施設における不祥事についてお伺いしたいと思います。

新聞でも報道されましたが、宮崎市の老人施設で、男性職員が90歳代の女性に馬乗りになったとか、虐待の報道がされました。その後、勤務時間が物すごく長くて、その職員には勤務ストレスがあったというようなことが言われています。

介護というのは、当初、導入されたときには、「介護の社会化」という言葉をもって導入されました。介護をみんなで社会的に応援しようよということで、介護の社会化。であるとするならば、そこで働く人も、最低賃金でいいよというような感じではなくて、介護の社会化とって導入したんだから、せめて準公務員的な、そういう賃金体系をつくってやらなければ、離職したり、本当にそういった問題がいっぱい出てきてしまうと思います。

そこで質問ですが、介護施設で働く介護職員には賃金基準があるのか。また、県として介護職員の賃金改善のためにどのような支援を行っているのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護職員の賃金基準は、介護事業を行うそれぞれの法人の就業規則等で定められておりまして、全国統一的なものはございません。

このような中で、全産業と比べても給与が低い介護職員の給与改善のため、県では、賃金や職場環境などの改善を図る介護職員処遇改善加算制度の活用を促進しております。

具体的には、事業所に対しまして、制度の周知を行うとともに、加算の取得に向け、社会保険労務士を派遣しまして、個別に助言し、実

際、事業所の加算取得率は、平成28年からの2カ年で、3.3%増の88.5%となったところでございます。

国の調査結果によりますと、この制度を活用している事業所の介護職員の平均給与額は、平成29年は前年から1カ月当たり1万2,200円の増、30年は前年から1カ月当たり1万850円の増となっております。

県としましては、今後とも、加算の取得を促進し、介護職員の給与の底上げに取り組んでまいります。

○太田清海議員 県としても、今の制度の中で一生懸命頑張っているのはわかります。

右松議員の代表質問の中にもありました介護事業所の認証評価制度、これも大変大事なことだろうと思います。うちの介護事業所はこんな賃金体系を持っているんだよということを公表する。それによって人が集まってくるということですから、ぜひ取り組んでいきたいということでもありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

私の家にもいろいろ相談に来る人がいますが、介護職員、賃金を聞いてみたら、本当に哀れですね。

これは延岡の例じゃない、市外の例なんですけど、私の家に来た人がガラス窓をふいていたら、自分より若い、理事長の息子さんが来て、一緒に仕事をしていたら、その子が、「おれ、今度、新車を買うのよね」と言ったそうです。

「おれ、新車は買えないのにな」と思って、何かやる気がなくなったというような、そういうところもあつたり。私は、介護施設ではみんな一生懸命頑張っていると思います、経営者側もですね。ただ、そういう差があつたりすると、よくないがなという思いなんです。

それでは、次のドクターカー及びドクターヘリについて、同じく福祉保健部長にお聞きしたいと思います。

実は、延岡の男性が五ヶ瀬町に観光に行っていたんですが、倒れて、周りにいた人が機転をきかせて、今度つくられた西臼杵の広域消防に連絡をして、救急隊がすぐに駆けつけたそうです。そして、どこに運んだらいいかというのを本当にてきぱきと処理し、熊本の日赤病院に運ぶのが一番いいということで、県境まで運んでいったら、熊本日赤病院のドクターカーがさっと駆けつけて、そこで引き渡して、熊本の病院に入ることができたそうです。本当にてきぱきとしていてということ——そこには奥さんはいなかったんですけれども、もし奥さんがいたら、「延岡に連れて行ってくんねえ」と妙なことを言って、かえって悪かったかもしれない。しかし、それをさっと熊本に最善の方法で運んでくれたことに——この方は後遺症なく、今はびんびんとしておられるんですよ——奥さんが物すごく感謝しておられました。この広域消防のあり方、それからドクターカーのあり方、本当に感謝であります。

県内のドクターカーの運行状況と課題について伺いたいと思います。あわせて、ドクターヘリの延岡西臼杵医療圏への運行状況について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ドクターカーは、診療を行う医師を現場に運ぶ緊急走行が可能な車両でございまして、本県では、宮崎大学医学部附属病院、県立宮崎病院、宮崎市郡医師会病院、都城市郡医師会病院及び県立延岡病院の計5医療機関において運行されております。

昨年度の運行実績は、出動の多い県立宮崎病院では500件を超えている状況です。

主な課題として、運行体制の充実がございまして、現在の県内ドクターカーの運行時間帯や範囲を拡大していくためには、運行する医療機関に、救急医などの十分な体制を確保していく必要があります。

ドクターカーは、本県救急医療に大きく貢献しておりますので、今後も関係医療機関等と連携しながら、救急医の確保を初めとする体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

続けて、ドクターヘリについてでございますが、平成30年度における県内全体の要請件数は451件でございまして、うち、延岡市及び西臼杵郡内からの要請件数は87件で、全体の19.3%となっております。

その内訳を見ますと、救急現場への出動が28件、病院等の施設間搬送が38件、ヘリの不要が判明したことや、天候不良等によるキャンセルが21件となっております。

平成24年度のドクターヘリ運航開始以降、救急医療の研修環境が整ったこともございまして、救急専門医が着実に増加し、救急医療体制が強化されてきております。このような流れを、県北における救急医療体制の充実にもつなげていけるよう、取り組んでまいります。

○太田清海議員 これは、我が会派の満行議員も代表質問の中で、美郷町、椎葉村、諸塚村の常備消防について訴えましたが、ぜひこれを参考にして、本当に感謝されています、効果は抜群でありますということで、将来、発展的に取り組んでいただきたいと思っております。

県北にもドクターヘリをもう1台置いてくれんかという要望もあります。これも、医師の確保という問題もありますが、その辺も含め、頑張ってくださいと思っています。

次に環境森林部長に、森林環境税等についてお伺いしたいと思います。

森林環境税が、国会でことしの3月に決議されたんですが、その中に、森林環境譲与税、そういったもので、地域の自然条件に応じて、放置人工林の広葉樹林化を進めることというような意味の、広葉樹林化を目指した附帯決議もあります。

関連して、野生鳥獣が生息しやすい広葉樹の森づくりについて、県の取り組みをお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 広葉樹の森づくりにつきましても、野生鳥獣の生息環境を良好にしますほか、国土保全や水源涵養などの機能も高まることが期待されますことから、重要な取り組みであると考えております。

このため、県におきましては、国の森林整備事業や県の森林環境税などを活用しまして、放置された人工林を、針葉樹と広葉樹が混在する森林へと誘導する取り組みや、水源地等の上流域における広葉樹の植栽、ボランティアや地域による植樹活動への実のなる木の提供などの支援を行ってきたところであります。

県といたしましては、引き続き、このような取り組みを進めますとともに、森林環境譲与税を財源として、地域の森づくりを一層担うこととなりました市町村とも連携しながら、広葉樹の森づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 広葉樹というのも大事であるということで、お願いしたいと思います。

県も、第七次宮崎県森林・林業長期計画というのをつくっておられますが、これを読ませていただくと、やっぱりそれなりのことを書いてあるなと思いました。うん、そうか、やっぱり

あるんだと思って。ただ、一歩進んで、山づくり、7合目以上はもう杉を植えずに、野生鳥獣に返そうやというような、何かそんなことも方針が出てもいいかなという気もいたします。そんな思いをいたしました。

次に、長浜・方財海岸浸食問題についてお伺いいたします。

これは、「一浜いじれば七浜たたる」の最たるものであると思いますが、長浜海岸、方財海岸の砂浜の現状についてお伺いしたいと思います。

あわせて、方財海岸から延岡港内への砂をとめる対策は検討できないのか、この2つを同時に質問させていただきます。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 長浜海岸から方財海岸にかけては、平成19年度から継続しまして、延岡新港のしゅんせつ土砂を養浜しており、また、平成21年度からは、海岸の状況を把握するため、現在、8カ所で定期的な測量を行っております。

このうち、特に方財海岸につきましても、平成28年度からこれまでに、ドローンを用いた観測を8回実施しております。これらの観測結果から判断しますと、海岸の状況は、季節的な変動はあるものの、比較的安定していると認識しております。

続きまして、砂をとめる対策の検討についてでございますけれども、海岸の砂浜は、人命や資産を波浪等から防護するだけでなく、海岸利用や環境の観点からも重要であります。

方財海岸の砂浜は、波浪の状況等で季節的な変動もあることから、養浜を実施しておりますが、砂浜の保全に効果的な対策を検討していくことも必要であると考えております。

対策の検討に当たりましては、漁業や自然環

境等への影響が懸念されますことから、河川管理者である国や漁業関係者などと協議を進めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 県、国、砂利採取業者、3者が絡んだ難しい問題もあろうかと思えます。ただ、やっぱり砂はできるだけ持ち出さないという基本的な方針を持たないと、どんどん侵食が進んでしまう。今、比較的安定しておるということではありますが、毎日見ている人から見れば、これは侵食されておるぞという声もあるわけです。

そういう人の声なんですけど、平成11年から平成30年まで、今までの海岸から持ち出した砂が47万立米、これは1立米で計算すると、福岡県の北九州市門司区から鹿児島市の南24キロまで連なるそうです。相当なものを今までは持ち出していたということなんですね。

この方財海岸での持ち出しも、平成27年度には5万5,000立米、1分間に5回、波が来るそうなんですけれども、1回の波で、私の計算では、大体、鉄道の枕木1本分が一波で持ち出されているということでもあります。こういう声もあるわけですから、ぜひ今後の対応をしていただきたいと思えます。

最後の問題になりますが、北川霞提の問題。

洪水時に北川家田地区の霞提開口部から流入するごみの対策について、現在の対応状況についてお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 北川につきましては、近年の洪水等により、川の流れが変わり、霞提開口部付近の樹林帯が大きく減少したため、ごみ等の流入を軽減するスクリーン効果が失われたことにより、流入する量が増加したものと考えております。

このため、以前のような川の流れの状態に戻

すことが重要であると考えておりました、流れを変えるために、水制工の設置や河道掘削を行うとともに、開口部周辺に竹の根を移植し、樹林帯を復元する取り組みを実施しているところであります。

さらに、霞提内に流入する水位を低下させるため、北川本川内の土砂掘削を行っているところであります。

今後とも、地域住民の方々や有識者の意見を伺いながら、モニタリング調査により効果の確認を行うとともに、さらなる対策の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。下流域に住む人たちの水害を防ぐために、この霞提というのは大きく貢献している。そこにたまったごみを地区の人たちが片づけをしなければならぬというのは、私は物すごく理不尽な気もいたします。これが全部海岸に流れていけば、県が処理せないかんわけです。ですから、私はこのごそ（ごみ）の問題も、ぜひ今後解決を図っていただきたいと思えますし、今、工事していることの工事の成り行きを見ていきたいと思っております。場合によっては、堤防の向きを変えることも考えなくてはいけないのではないかなと思いながら、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、窪菌辰也議員。

○窪菌辰也議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の窪菌辰也です。通告に従い一般質問を行います。

今月11日に発足した第4次安倍再改造内閣で本県2区選出の江藤拓農相が誕生したことは、農業県宮崎県においては、まことに喜ばしいことであります。

農業を取り巻く環境は、国内外ともに極めて厳しい時代を迎え、苦難の船出となると思いますが、食料・農業・農村基本計画など、どのように示されるかが問われています。農業県ふるさと宮崎のためにも、大いに奮闘されることを願っています。

さて、第12回和牛能力共進会については、最終審査が令和4年10月6日から10月10日まで、「和牛新時代 地域かがやく和牛力」をテーマとして鹿児島県で開催されますが、その目的は、それぞれの時代に応じた和牛改良を進めていくための優秀な素材を発掘し、出品、展示することによって、その成果を確認し、将来に引き継いでいくことを目指すものであります。

日本の和牛は、歴史と風土に培われた我が国固有の財産であり、日本の食文化を代表する食材として、国内外から高く評価されておりま

す。食料資源をめぐる動きは世界規模となり、さらなる厳しさを増す中、和牛は我が国、宮崎県の食と農を支える基幹産業であり、さらなる成長産業として、繁殖、肥育両面から生産効率を向上させ、本県和牛の振興を図る必要があります。

今後は、生産、流通、消費動向を見据えて、効率的な肉用牛の生産に加え、食味の向上に重点を置いた遺伝的改良と、飼養管理技術の向上が求められます。

本県の和牛は、和牛独特の風味と口解けがよく、食味がよいと高く評価され、国内消費ばかりでなく、輸出量も毎年増加しており、今後も「日本一」の称号を維持していかなければなりません。四たび連続日本一を勝ち取ることは、将来、本県の和牛がさらなる宮崎ブランドとして飛躍し、世界にその名を知らしめる絶好の和牛能力共進会であります。

そこで、第12回全国和牛能力共進会に向けた知事の意気込みをお伺いいたします。

以下、質問は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

平成29年に宮城県で開催された前回大会では、肉牛の部で内閣総理大臣賞を受賞し、大変厳しい戦いでありましたが、3大会連続での「日本一」の称号を獲得することができたわけ

であります。その結果として、現在、国内外でのさまざまなプロモーション活動において、「日本一」の称号を前面に打ち出すことができ、「宮崎牛」の認知度向上や輸出力の増加といった大きな効果が得られているところであります。

昨日のラグビー・イングランド代表のウエルカムセレモニーでもそうですが、海外の方に宮崎牛のことを紹介するときには、日本一の和牛であるということ、すなわち、それは世界一の和牛であると、実質的にそのようなすばらしいものだというようなアピールをさせていただいております。

ブラジルで今回、サンパウロにおけるジャパンハウスで、宮崎のタベということで、宮崎牛のステーキを召し上がっていただきましたが、多くの方に大変高い評価をいただきましたし、

現地の商社の方も、「輸入をしたくて何年も待っているんだ。早く輸入をしたい」というような大変強い意欲を示していただきましたし、非常に印象に残りましたのは、ブラジルの宮崎県人会の方が、「こんなにおいしい宮崎牛を持ってきてもらってありがたい」と。恐らく県人会の皆さんにとっては、ふるさと宮崎の牛肉がこれだけおいしいということを知り合いの方にアピールできたことが、大変誇らしいことだったのではないかなと思います。さまざまな場面でそうした手応えを感じているところであります。

今回の全共におきましても、各県が「打倒宮崎」を掲げて、相当力を入れて取り組んでくると思われまます。大変厳しい戦いとなることが予想されますが、現在の「日本一」におごることなく、初心に立ち返って万全の準備を進め、必ずや4大会連続となる内閣総理大臣賞を獲得し、宮崎牛の新たな歴史をつくっていきたくと考えております。

また、そのように宮崎牛がすばらしい成績を残すことが、全国の和牛づくりの一つのモデルとして、宮崎が全国の和牛振興をリードしていくんだという気概で取り組んでまいりたいと考えております。

そのためにも、もう一度、「日本一の努力と準備」を合い言葉としまして、生産者も含めた関係者の力を結集し、チーム宮崎一丸となつて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○窪菌辰也議員 次の鹿児島全共まであと3年となりました。出品牛を造成するためのスケジュールでは、肉牛の部では、ことしの12月27日から計画交配が始まります。若雄、若雌では、1月27日から10月25日までに計画交配が行われ

る予定となっております。資源の発掘と適正な交配ができることを期待します。

今度の全共では、宮崎は追われる立場であり、特に鹿児島県は、地元開催ということで「打倒宮崎」の意識が強く、大分、長崎、佐賀、宮城などの産地間の戦いが一段と激しくなることが予想されます。

第12回和牛能力共進会については、どのような体制で取り組まれていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 第12回全国和牛能力共進会に向けましては、全国和牛登録協会宮崎県支部、県、そして関係団体で構成します宮崎県推進協議会において、「最高の成果を出すために挙県一致の体制で取り組む」という方針を確認したところでございます。

具体的な対策につきましては、県域及び各地域の関係団体等の技術員で構成します出品委員会において、候補牛の作出や選定などを協議、実施しているところでございます。

また、各地域におきましては、若い技術員がふえてきたこともありまして、出品に係る技術の伝承が重要でございます。このため、今後、毎年、県域の共進会を開催し、調教技術の向上を図るなど、スキルと結束を高めてまいりたいと考えております。

今後とも、推進協議会を中心にチーム宮崎一丸となつて、万全の体制で進めてまいります。

○窪菌辰也議員 特に、肉牛の審査の基準に脂肪の質が取り入れられましたが、どのように取り組まれるのかお伺いしたいと思いますけれども、肉用牛の部では、これまでの枝肉の評価に加え、肉量、肉質、脂肪の質について、それぞれ1対1対1の重みで審査されることになるようですが、脂肪の質については、和牛のうまみ

成分である一価不飽和脂肪酸が審査され、質順位によって決定されるなど、新たな審査基準での順位で決定されることとなっております。

そこで、今後どのように取り組まれていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 議員御指摘のとおり、次回の大会では、枝肉を審査する肉牛の審査基準に、肉の量、肉の質に加えまして、おいしさにかかわる脂肪の質が取り入れられることとなります。中でも、脂肪の質に着目した新たな出品区においては、出品牛の父牛に、脂肪に関する遺伝的能力を数字であらわします育種価の評価が要件となりますことから、測定機器を用いて、現在、データ収集を行っているところでございます。

また、このように出品牛には、脂肪の質の高いことが求められますので、候補牛の作出に当たりましては、種雄牛、そして繁殖雌牛の脂肪に関する遺伝子型を調査し、高いもの同士の指定交配を行っているところでございます。

肉牛の部で最高の成績をおさめることが、宮崎牛のおいしさの証明につながりますので、新たな評価にしっかり対応した出品対策を、関係機関一体となって進めてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 次の鹿児島全共では、何が何でも「日本一」の称号を獲得しなければなりません。本県農業、畜産の未来のためにも、勝つために、勝つための予算など万全を期し臨みますよう、特段の御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、畜産振興について伺います。

和牛精液、遺伝子の国外への流出は、平成10年ごろまでに、既に一部の商社を中心に輸出しており、ストローのみならず、和牛の繁殖牛、

褐毛牛などがアメリカに出された経緯があります。

和牛の改良には、長い歳月と、和牛に携わってくださった多くの先人の思いが、今日、世界に誇る肉用牛として誰でも認める日本固有の遺伝子を有する和牛であります。

これまでも、国外への持ち出しをとめる方法はないものかと、国や関係機関に働きかけてきましたが、知的財産として認められていないなどの理由で、野放し状態で今日まで経過してきたところではありますが、ここに来て、ようやく重い腰を上げたといった感じであります。実に遅過ぎる国の対応であります。

和牛遺伝子資源が国外に流出するという報道が、新聞でなされました。畜産振興のためには、和牛遺伝資源は大変重要なものであります。国においても、その取り扱いについて、法改正が検討されていると聞いておりますが、本県における、県有種雄牛精液を取り扱う家畜人工授精所の指導体制について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 人工授精を行います家畜人工授精の業務は、家畜改良増殖法に基づきまして、適切に行う必要がございます。

このため、県有種雄牛の精液の管理につきましては、製造から利用までを一元管理できるシステムを、本県においては整えておるところでございます。

さらに、県におきましては、家畜人工授精所に対し、法に基づく立入検査を定期的に行い、精液の利用状況を記載した家畜人工授精簿や、精液及び受精器具の保管、管理状況等について確認し、人工授精師に対する指導を行っているところであります。

また、県独自の取り組みとしまして、適切な人工授精業務の確認のため、子牛の親子関係が正しいかについて、無作為に抽出した検査も実施しているところであります。

現在、国において、法律の改正を視野に、精液等の管理の厳格化が検討されておりますので、その動向を注視しながら、引き続き、適切な家畜人工授精業務が行われるよう、指導してまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 和牛ストローの取り扱いにつきましては、いろいろと問題があり、ICTによる端末機の利用で、ストローの管理・台帳管理が一元化され、先進的な取り組みであると評価されるようになったことは、関係機関の指導があってでき上がったものであります。今後とも継続的に御指導くださいますよう、お願いいたします。

次に、ハウス農業についてお伺いいたします。

小林市の野尻を中心に生産されてきたメロンは、「めろめろメロン」の愛称で、生産者と県、JA等が一体となってブランド化に取り組み、宮崎を代表するブランドとして評価されてきました。

しかし、土壌消毒効果の高い臭化メチル剤の使用が全廃され、生産者、栽培面積とも減少しており、このままでは、せっかくつくり上げたブランドの産地がなくなるのではないかと心配いたしております。

県内のアールスメロンの作付状況については、作付面積で、10年前の平成20年産では163.2ヘクタールから、平成29年産では57.9ヘクタールで、生産量については、3,552トンから1,204トンと、いずれも3分の1程度となっており、激減しております。

メロンの産地が縮小する中、産地を維持するための方策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 西諸県地域は、昭和40年代からメロンの生産が始まっておりまして、平成19年には、光センサーを用いた選果による糖度保証に県内で唯一取り組むなど、本県メロンを牽引してきた産地でございます。

このような中、議員御指摘のとおり、土壌消毒剤の使用が制限された約10年前から栽培農家が減少してきておりまして、その対策といたしましては、太陽熱や焼酎かす等を利用した土壌消毒の開発や普及を通じて、品質や収量の安定生産を推進しているところでございます。

また、産地の維持には、生産者が安心して経営できる取引づくりも重要なことから、契約取引による安定的な販売や、県民向けの地産地消フェアなどを強化しながら、農家所得を確保する取り組みにも努めてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 メロンのブランドを守るためには、何としても生産量をふやすことが、何より大事なことだと思います。

土壌消毒については、新たに効果の上がる技術が求められるところですので、引き続き開発研究していただきますよう、要望いたしておきます。

また、県を代表するマンゴーについても、燃料価格高騰等の影響により、経営が厳しい農家もあると聞いております。

そこで、マンゴーの生産状況と振興方策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県のマンゴー生産は、現在、栽培面積で91ヘクタール、

生産量が1,165トン、農家数が273戸となっており、栽培面積では、平成26年のピーク時に比べ6ヘクタール減少しているものの、生産量はおおむね維持しております。

マンゴーは、本県のトップブランドして揺るぎない地位を確立してきたところでありますが、一方で、栽培開始から30年以上が経過してきており、樹園地の若返り等の早急な対応が必要と考えております。

このため、県といたしましては、老木園の改植や、収量・品質向上効果が期待できる環境制御などの新技術導入を支援しますとともに、今後、需要拡大が期待されます通信販売への対応など、ブランド力のさらなる強化に努め、引き続き、関係機関・団体とも連携しながら、マンゴー産地の維持・発展に取り組んでまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 マンゴーの栽培には、幼木から成木になるまで、同じように加温の必要があることから、重油の高値は直接、農家経営を圧迫しており、さらなる支援が必要だと思えます。

「太陽のタマゴ」と言われる高品質なマンゴー生産への技術の普及に向けて、引き続き御指導くださいますよう、お願いを申し上げます。

先ほどのメロンにかわる作物として、ピーマン、キュウリなどへの転換で、所得の向上が図られている状況ではないかと考えています。施設園芸振興を図るために、「産地パワーアップ事業」等による県の支援が必要だと考えますが、施設園芸の振興を図るための事業の活用状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県におきま

しては、耕種農業の産地競争力の強化に向けまして、国の「産地パワーアップ事業」を活用いたしまして、昨年度までの3年間で、事業費で約74億円の取り組みを実施してきているところでございます。

中でも、主力であります施設園芸では、AP改良型や低コスト耐候性のハウスについて109件、約25ヘクタールを整備するとともに、収量・品質向上に効果がある環境制御技術の導入も進めているところであります。

これらの取り組みの成果としまして、例えばキュウリでは、産地の販売額が2年間で4割近く増加するなどの事例も出てきているところでございます。

○窪菌辰也議員 私の小林市でも、メロンにかわる代替作物として、ピーマン、キュウリへの転換がふえているところでございますが、いずれも、収穫時に労力が偏在するなどの問題もあるようでございます。

施設園芸の経営安定を図るための指導、助言などの支援に加え、事業の導入などで、施設の改善による労力軽減に向けた取り組みの推進をお願いいたします。

施設園芸を取り巻く環境は厳しいところもありますが、そうであるからこそ、しっかり施設園芸を振興させていく必要があると考えます。

そこで、施設園芸産地の維持・発展のため、どのように振興していくのか、県の考えを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 施設園芸の振興につきましては、宮崎県施設園芸戦略を基本に技術革新と産地再編を進め、全国トップクラスの産地づくりに取り組んでいるところであります。

具体的には、環境制御技術を備えた高度化ハ

ウスの導入等により、収益性の向上を図るとともに、経営規模の拡大や、地域の生産拠点となるハウス団地の整備等による産地力の強化を推進しているところでもあります。

また、地域ごとのトレーニングセンターを活用した新規就農者の育成など、本県の施設園芸が将来にわたって維持・発展できる仕組みづくりについても、推進しているところがございます。

県といたしましては、引き続き、生産者や関係機関・団体と連携しながら、意欲ある担い手が夢と希望の持てる施設園芸の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 本県農業の振興・拡大・推進に向けては、生産者が安心して農業に打ち込めるためのセーフティーネットの強化を初め、新たな国際競争を勝ち抜く力強い攻めの生産体制「産地パワーアップ事業」を活用した複合環境制御技術の導入支援、「農畜水産物の輸出拡大に向けた取組方針」に基づく攻めの輸出体制の強化、就農相談や農業実践塾、「農業次世代人材投資事業」等の活用で、産地を支える担い手の確保・育成は、地域サポート体制の強化が求められています。

T P PやE UとのE P A、農産物のさらなる市場開放を求めてくるアメリカとのF T Aに対する国内対策については、政府のT P P等関連政策大綱は不十分であることから、見直しを政府にしっかりと求めていくことが、農業県として重要なことでもあります。自由化を踏まえた新たな日本農業の将来をどう示すのか、閣内での突破力が問われております。

本県農業がさらなる飛躍をし、安定した成長産業として定着できますよう希望し、関係者、関係機関のさらなる支援を求めます。農業問題

はこれで終わります。

次に、道路整備についてお伺いいたします。

国道268号は片側1車線しかないため、特に家畜飼料や木材を満載したトレーラー車などは、譲ることもできないまま、後続車がつながる場面によく直面いたします。

国道268号の小林市から宮崎市に向かう車線に新たにゆずり車線を設置できないか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) ゆずり車線につきましては、追い越しが困難な道路におきまして、速度の遅い車が後続車に道を譲ることで、道路の通行における安全性や快適性を確保するため、必要に応じて設置しております。

現在、国道268号の小林市から宮崎市の区間につきましては、宮崎市に向かう車線において、大型車両の速度が低下する上り坂に登坂車線を1カ所、小林市に向かう車線においては、ゆずり車線と登坂車線をそれぞれ1カ所ずつ整備しております。

県といたしましては、交通量や旅行速度、地形などの状況を踏まえながら、ゆずり車線の整備可能な箇所について調査を行うなど、必要な検討を進めてまいります。

○窪菌辰也議員 国道268号については、物流を初めとした産業・経済活動や、日常の通勤・通学道路として、また、救急時の患者の搬送など医療の道として、さらには、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時には、宮崎縣市町村防災総合協定に基づく緊急援助車両の支援物資輸送といった命の道としての役割を担う、大変重要な路線の一つであり、快適で使い勝手のよい、安全な道路への改良を要望したいと思っております。

次に、介護の現状についてお伺いいたしま

す。

2018年5月に、厚生労働省は、今後の介護職員の需要推計を発表いたしました。2025年度に必要となる介護職員は全国で約245万人で、約34万人が不足する見通しであり、宮崎県においても約3,700人が不足し、十分な介護サービスの提供が困難になると懸念されています。

この状況は、高齢化率の高い山間部に早い時期から影響が見られるとされており、2025年には、いわゆる団塊の世代の全てが後期高齢者となるため、医療・介護のニーズが、今後、飛躍的に増加し、ニーズの増加に合わせて、医療・介護の支え手も増加しなければならないと言われていています。

そこで、特別養護老人ホームの待機の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の特別養護老人ホームの入所申込者、いわゆる待機者の数につきましては、平成31年4月1日現在で2,617人と、前年と比較して201人少なく、過去10年で最も多かった平成26年の4,088人と比較して、1,471人少なくなっております。

このうち要介護3以上は1,842人で、前年と比較して69人少なく、過去10年で最も多かった平成24年の2,529人と比較して、687人少なくなっております。

○窪園辰也議員 確かに、待機者の数は減少しておりますが、介護難民と言われる待機者がいるということは変わらないわけですので、少しでも家族の負担が軽減できますよう取り組んでいただきたいと思います。

そこで、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの県内の登録状況と、確保・養成にどのように取り組まれているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護支援専門員につきましては、保健、医療、福祉の実務経験者で、研修の受講試験に合格した後、所定の研修を修了した人が名簿登録されるものです。本年7月末現在、県内で7,023人が登録されております。

平成30年度から、資質や専門性の向上を図るため、試験の受験対象者が介護福祉士や看護師等の法定資格者などに限定されたことによりまして、県内の新規登録者数は、平成29年度の253人から、30年度は76人と減少しております。

次に、確保・養成につきましては、研修内容に関しまして、より現場の声を反映した改善を行うなど、その充実を図るとともに、経験豊富な介護支援専門員を各施設等へ派遣し、具体的な指導・助言を行っているところでございます。

○窪園辰也議員 ケアマネジャーの資格試験が法定資格者に限定されたことで、平成30年度は極端に減っております。県内でも、今申されましたとおり、29年度の253人から30年度は76人ということで、小林市でも昨年は、たった1人だけであったと聞いております。

介護専門職員の不足する状況は、すぐ目の前に来ています。このような状況では、介護施設そのものの運営も困難となる状況にあると思われます。さらなる支援を求めたいと思います。

介護に限らず、労働力不足と言われておりますが、他の産業に比べ介護職員の給与が低いことが、人が集まらない要因の一つではないかと考えています。

そこで、県として、介護人材確保のためにどのような取り組みを行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘の

とおおり、介護人材確保策の一つとしまして、介護職員の給与の改善は大変重要でございます。このため県では、介護職員処遇改善加算制度の活用を促進するために、その周知を行うとともに、労務管理に精通した専門家を事業所に派遣し、加算の取得に向けた個別の助言・指導を行うことにより、介護職員の給与の底上げに取り組んでおります。

また、介護人材確保の取り組みとしましては、介護職への新たな参入を促すため、介護福祉士修学資金の貸し付けを初め、未経験者や離職者への就業支援、福祉の仕事に関する就職面接・相談会のほか、介護の魅力ややりがいを発信する事業を行っております。

さらに本年度から、介護福祉士を目指す外国人留学生への支援にも取り組んでいるところでございます。

○窪菌辰也議員 確かに介護職は3Kの一つと言われており、職員がやめたり転職したりもあると聞いております。介護職員の処遇改善、就業支援などに、打つ手はまだあると思われまますので、事業所の存続と施設の運営が円滑に進みますよう、助言・指導を含め、さらなる支援をお願いいたします。

次に、若手医師を県内に残すための取り組みについてお伺いいたします。

このことについては、右松議員も代表質問で質問されておりますが、8月25日の新聞で、県内病院で働くことを前提とした地域枠、地域特別枠として宮崎大学医学部に入学し、今春までに医師となった105名のうち、4分の1の26名が県外に流出していると掲載されておりました。

また、記事には、医師が県外で就職するのは、県外で学びたいという理由が多いとありました。

そこで、若手医師を残すために、県としてどのような取り組みを行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の医師確保を推進するためには、若手医師の県内定着が大変重要と考えております。

このため今年度から、セミナー啓発事業とキャリア支援事業を内容とした若手医師キャリアサポート事業を実施いたします。

このセミナー啓発事業につきましては、宮崎大学医学部地域枠の医学生に対し、宮崎大学医学部の教授や僻地医療機関等の医師によるセミナー等を実施するものです。

また、キャリア支援事業は、キャリア形成プログラムの適用を条件に、県外先進医療機関への短期研修や海外留学等に要する旅費等を支援するものでございまして、県外で勤務をしなくても、県内でキャリアを積みながら技術力を向上させるものです。

この事業により、地域医療従事への意識向上や、キャリア形成プログラムの適用促進が図られるものと考えております。

○窪菌辰也議員 新聞記事によりますと、ことしの春からは、入学者、保護者との確約書に加えて、医学生が臨床研修先の病院を選ぶマッチングシステムが本年度から変更され、地域枠、地域特別枠学生は、県内の病院しか選べなくなることから、現役学生からは、縛りに戸惑いもあるとありました。

先ほど答弁いただきました若手医師キャリアサポート事業では、県外の先進医療の研修や海外での留学支援を受けられることから、県外で勤務しなくても学べる制度であります。慢性的な医師不足を解消するためにも有効な事業ですので、ぜひ医師確保に向けた取り組みをしてい

ただきたいと思っところでございます。
よろしく願います。

次に、国民スポーツ大会について伺いた
します。

2026年の国民スポーツ大会の競技開催につ
きましては、陸上競技のトラック・フィールド
競技など屋外競技、剣道、柔道、相撲、バレー、
バスケット、卓球などの屋内の競技、また、団
体、個人など競技種目は多岐にわたっての開催
となりますが、その一つ一つの競技について
の選手の発掘・育成については、現在の中学生は
もちろん、小学生の高学年の発掘・育成が大変
重要であると思われま。

天皇杯の獲得を目指して、少年競技におけ
る選手の発掘・育成にどのように取り組んでい
かれるのか、教育長にお伺いたします。

○教育長(日隈俊郎君) 天皇杯獲得を目指
すためには、早い段階で子供たちの能力や適性
を見出し、トップアスリートとして育成してい
くことが大変重要であると考えております。

そのため、現在、競技団体や学校体育団体
等と連携しながら、ジュニア体験教室や合同
練習会等により、選手の発掘・育成に取
り組んでいところでありま。

そのような中で、県では、県内の体力・運
動能力にすぐれた小学生を選考し、全国や世
界で活躍できるアスリートを育成する「ワー
ルドアスリート発掘・育成プロジェクト」に
取り組んでおりまして、自転車競技やゴルフ
競技では、全国優勝する選手を輩出するな
どの成果も出てきていところでありま。

今後とも、競技団体等との連携を深めな
がら、天皇杯獲得に向け活躍できる選手
の発掘・育成に積極的に取り組んでまい
ります。

○窪菌辰也議員 天皇杯獲得には、何とい
って

も競技力向上が最重要であります。選手
の発掘・育成には、選手を指導する指導
者の養成のレベルアップの取り組みのほ
か、栄養管理、メンタルに対する指導
力も求められるなど、さまざまな取
組みも必要となります。

また、企業、団体、関係機関のトップ
アドバイザーなどによる連携で、7年
後を見据えた万全の準備で、天皇杯
獲得に向けて挙県一致の体制で臨ん
でいただきたいと思いま。

国民スポーツ大会の競技につ
きましては、各市町村において分散さ
れての開催となることから、競技会
を開催する会場地市町村において
は、競技施設や競技用具の整備等、
開催準備に万全を期す必要があ
ると思いま。

そこで、会場地市町村に対する支
援について県はどのように考えてい
るのか、総合政策部長にお伺いた
します。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 国民
スポーツ大会の会場地につ
きましては、市町村及び競技団
体の意向を十分に踏まえるとも
に、市町村の施設の状況等も考
慮しながら総合的に検討し、選
定を進めていところでありま。

会場地となりました市町村では、
競技施設や競技用具について、
基本的には現有のものを活用
することとなりますが、先催
県の例によりますと、大会運
営上支障がある場合などの施設
改修や、競技会の運営に要す
る経費につ
きましては、一定の補助が行わ
れていところでありま。

今後、開催準備を着実に進めて
まいりますため、先催県の例も
参考にしながら、市町村に対
する支援につ
きまして検討してまいりたい
と
考えてお
りま。

○窪菌辰也議員 現在、競技種
目の6割の会場が決定して
いということですが、開催に
当

たっては、来年度、中央競技団体による会場の点検、下見を初め、競技用の用具の点検が実施されるとのことで、建物の改修等が求められることも予想されますので、関係市町村と十分検討され、万全を期すための支援についても御配慮くださいますよう、お願い申し上げます。

次に、特別支援学校についてお伺いいたします。

このことにつきましては、地元の丸山議員から要請もありましたので、質問させていただきます。

私も、小林こすもす支援学校に直接お伺いしまして、その状況を見せてもらいました。

当学校の特徴としては、障がいのある子ども健全者の子ども常に触れ合うことで、子供たちはみんな普通のこととして、一緒の感覚で学んでおり、今までにないユニークな学校として、子供たちも明るく元気に毎日を過ごしていると聞きました。

学校行事には、運動会、発表会など全て一緒に参加しており、給食も週1回は同じ教室で食べるなど、子供たちの豊かな心、優しさなどが醸成されているのではないかと思います。

来年度開校を予定している小林こすもす支援学校の小学部の施設改善と児童数増加に伴います教室不足への対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 小林こすもす支援学校は、都城きりしま支援学校小林校を本校化しまして、来年4月に開校する予定であります。

このうち小学部につきましては、小林市立東方小学校の中に設置しておりますことから、小林市教育委員会の御理解をいただき、段差解消やスロープ等を設置するなど、施設・設備の改

善に取り組んでまいりました。

また、教室環境につきましても、児童数の増加に応じて、施設改修などの対応を行ってきたところであります。

議員御指摘の必要な環境の整備につきましては、今後とも、小林市教育委員会と協議をしながら、教育のさらなる充実に向け検討を進めてまいります。

○窪園辰也議員 施設につきましては、既存の建物を改修し、スロープなどは全て後づけで改修されています。渡り廊下は車椅子の交差ができないこともあります。特に車椅子の児童には重度の障がいがある子供もいます。車での送迎には駐車場が狭く、雨の日や、車の交差ができないなどの問題もあるなどで、改修の必要があると思いました。

何とぞ、子供たちが安全に登下校できますよう、改善をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、来年は国文祭・芸文祭が開催されますが、特別支援学校の芸文祭の参加に向けた取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 特別支援学校の芸文祭への参加につきましては、今年7月に県内の本校11校全てを訪問し、協力依頼を行ったところあります。

具体的には、障がいのある方が主役となりましたステージ発表の場における学校紹介パネルや作業学習作品の展示、飲食スペースでの生徒による接客をお願いしたところがございます。また、作品展や短歌展への出品、全国から絵を集めまして、1枚の大型作品を制作する企画に御参加いただく予定であります。

国文祭・芸文祭における基本方針の一つに、

「すべての県民が参画し、若い世代が輝く」という方針を掲げておりますとおり、若い世代の方々に国文祭・芸文祭に御参加いただきますことは大変重要でありますので、できるだけ多くの生徒の皆さんに御参加いただけますよう、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 できるだけ多くの参加者が参加できまして、盛り上がりができるといいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、キャリア教育についてお伺ひいたします。

本県では、キャリア教育に10数年前から取り組んでおられ、県キャリア教育支援センターを設置し、4年目を迎えるとのことですが、これまでの成果と課題について、教育長にお伺ひいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 県キャリア教育支援センターにつきましては、地域や企業等と連携した実践的なキャリア教育の充実を図るための拠点として、平成28年度に設置いたしまして、各地域のキャリア教育支援センターの立ち上げ支援や、研修会の実施、広報活動などに取り組んでまいりました。

その結果、先行実施している日向市を初め、延岡市、小林市、高鍋町にもキャリア教育支援センターが設置され、学校と地域、企業等が連携した実践的・体験的教育活動が推進されるなど、一定の成果が出ているところであります。

今後は、全市町村における体制づくりの支援とネットワーク化を図り、児童生徒が地元産業や地域の魅力を知る機会を含めたキャリア教育の取り組みを、全県的に進めてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 キャリア教育は、子供たち一人一人の社会的、職業的自立に向け必要な基盤となる資質や能力を育てる教育であり、これからの社会を担う子供たちには必要不可欠な教育であります。

そこで、小・中・高での一貫した教育を行う体制、縦のつながりと、学校と地域、企業と連携した横のつながりの体制を構築することで、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくためのキャリア教育の推進が強く求められております。

ただいま答弁のあったとおり、私の小林市でも、平成29年度から小林市キャリア教育支援センターを設置し、学校と地域社会にある教育資源をつなぐための支援を推進して、小中学校、企業と連携し、キャリアプランニングの提供を実施しているところであります。

6月議会の補正予算で事業化されました、「キャリア教育によるみやざきの次世代を担う人財育成事業」の狙いとその取り組みについて、教育長にお伺ひいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 本事業は、宮崎の将来を支える若者を育てるためのキャリア教育を展開するために、宮崎県キャリア教育支援センターの機能を強化し、市町村におけるキャリア教育の推進体制づくりを支援するとともに、中学校段階からの職業観、勤労観の醸成を図るものであります。

具体的には、まず、県のキャリア教育支援センターのコーディネーターを2名から5名に増員し、市町村への支援を充実させます。また、生徒たちが、社会人や大学生との対話などを通して社会の一員であることを自覚し、自分自身

の将来を考えるきっかけとなる活動の実施や、県内企業の魅力を知るイベント等の開催を行うこととしております。

このような取り組みを通して、郷土に対する愛着や誇りを早期の段階から育み、地域の担い手となる若者の県内定着を促進してまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 今春、本県の高校生の県内就職数については、前年度よりわずかではございますが、102人の増加となっており、男女別に見ますと、男子が1,812人で、前年度より11人減少、就職率は35.2%であります。女子では1,137人で、前年度より134人の増加で、就職率は22.8%となっており、2.5ポイントの上昇で、女子のポイントが上がっていることは、本県の将来にとって喜びの一つであります。

県内に就職し、または進学し、若者が県内に定着できる仕組みづくりに、なお一層の取り組みをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○山下博三副議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 公明党の河野哲也でございます。

まず、知事の政治姿勢ということで、県政運営を評価する政策評価が提示されました。6月に未来みやざき創造プランのアクションプランが新たに策定されましたが、全プランの本年度の政策評価の内部評価では、5つの重点項目にC評価がありました。1.「若者にとって魅力ある就学・就業環境の整備」、2.「子どもたちの「生きる力」の向上等による将来世代の育成促進」、3.「スポーツに触れる機会の充実」、4.「ライフステージに合わせた心身の

健康づくり」、5.「低炭素社会の実現に向けた自然と共生するくらしづくり」についてでございます。いずれも知事が力を入れている重点的なことであります。知事の評価に対する御見解をお聞きしたいです。

しつこくSDGsについて、知事にお伺いします。

我が会派の新見前議員からの3度にわたる質問、先日の重松議員の代表質問で御案内のとおり、SDGsとは、国連加盟国193カ国が2016年から2030年の15年間に達成するための目標でございます。「誰一人取り残さない」という考えのもと、世界の課題を網羅的に取り上げています。

国は、企業、団体等によるSDGs達成に向けた活動が加速度的に拡大していく中、これらの潮流を力強く後押ししようとしております。

例えば、外務省はジャパンSDGsアワードという表彰制度をつくりました。今年度は第3回目で、公募を9月30日までとしています。まだ自治体では県レベルの受賞はありません。

内閣府は、地方創生の観点から、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を行っています。今年度は、SDGs未来都市31都市、県レベルでは3県、自治体SDGsモデル事業10事業が選定されました。

本県に目を向けると、やっとSDGs関係プランの最後に添付している程度で、申しわけありませんが、取ってつけた感が強いと思います。

知事はSDGsをどう捉えて県政に臨むのか、お考えをお聞きします。

以上で壇上からの質問は終わり、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えしま

す。まず、政策評価についてであります。

政策評価は、県において、28の重点項目ごとに、アクションプランの目標値の達成状況について、まず内部評価を行った上で、総合計画審議会に諮問し、8つのプログラムごとに総合的な観点から外部評価をいただいております。

内部評価と外部評価の二本立てになっているわけでありまして、外部評価につきましては、8つのプログラムのうち、A評価が2、B評価が6項目でありましたが、内部評価につきましては、重点項目28のうちC評価が5項目となったところであります。

C評価の項目につきましては、例えば、県内大学・短大等卒業者の県内就職割合のように、実績が目標値に届かない指標があるなど、達成が十分でなかったものでありまして、私としましては、こうした結果を真摯に受けとめて、今後の県政運営、取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

次に、SDGsについてであります。

SDGsは、2030年に向けて国連が目指す社会づくりの普遍的な目標でありまして、各国が自主的に自国の政策等をその方向性に整合させるべきものとされております。

今般改定した県総合計画の目指すところは、人口減少下にあっても、経済、環境、社会が調和した持続可能な宮崎づくりでありまして、まさにSDGsが示す理念と軌を一にするものと考えております。

このようなことから、施策展開に当たり踏まえるべき理念としまして、新たにSDGsを計画の中に位置づけるとともに、アクションプランにおける具体的施策との関係についても整理をしたところであります。

今後は、この総合計画の内容を具体化してい

くことが、SDGsを実現していくことにつながるという考え方のもと、計画を着実に推進しますとともに、こうしたSDGsの理念を、市町村や民間企業、さらには多くの県民の皆様と共有してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 政策評価につきましては、結果を真摯に受けとめるとの答弁でした。知事は、高いところに達成目標を置かれていますので、どうか不断の努力で達成をお願いいたします。

SDGsです。新たに計画に位置づける、アクションプランの具体的施策との関係を整理する、具現化によってSDGsを実現するとの答弁でした。

市町村との共有と答弁されましたが、唯一、串間市さんが、今年度、国にSDGs未来都市として提案をされていまして。御存じでしょうか。

ぜひ、地方創生に挑戦的な串間市さんとの連携を密にさせていただきたいと思っております。

南海トラフ巨大地震等災害対策について、県土整備部長にお伺いいたします。

政策評価では、危機管理強化プログラムでの関連重点項目はA評価となっております。しかし、社会資本の維持管理という観点からも、近年の災害に対する被害は尋常ではありません。

千葉の方々の御苦勞に、衷心よりお見舞い申し上げます。

ちょっと新聞記事を読ませていただきます。「土砂災害の年間発生件数は、08年～17年の10年間の平均が1,106件。一方で、年間の死者・行方不明者数は数人から数十人で推移していることもあり、一つ一つの災害がそれほど注目されない面もあった。ところが、去年は地震や台風

が相次いだこともあり、土砂災害の発生件数が大幅に増加。1982年の集計開始以来、過去最多となる3,459件に上った。死者・行方不明者も161人に上っており、災害の激甚化に伴う土砂災害への備えが防災対策の重要な柱となっている。」とありました。

先月の台風被害においても、県北、特に北浦、北川の土砂災害も複数カ所に及び、もっと拡大すれば大きな被害になっていました。

県土整備部における県北地区の「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」の取り組みについてお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県北地区における3か年緊急対策につきましては、重要インフラの点検結果を踏まえ、浸水対策や耐震対策、土砂災害対策などに取り組んでいるところです。

具体的には、北川や耳川などにおいて、河川内の樹木伐採や河道掘削、堤防補強を進めており、緊急輸送道路となる国道218号の干支大橋などの耐震補強や、県道岩戸延岡線などの道路のり面の防災対策を実施するほか、砂防ダムや急傾斜地崩壊防止施設などを整備しております。

県としましては、早期に効果が発揮できるよう、円滑な事業の執行に努め、引き続き、県土の強靱化に向けた防災・減災対策にしっかりと取り組んでまいります。

○河野哲也議員 切れ目なく災害対策等をやっているようにございますが、災害の規模で大きく被害を受ける状況があります。どうか、今後とも継続した対策をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

宮崎市は、極めて無防備な宮崎海岸に沿って市街地があり、今、最も懸念されている南海トラフ巨大地震が発生して、東九州方面に津波が

押し寄せれば、たちまち海水浸水を受けてしまいます。

昨年11月の防災・減災対策特別委員会で、青島の鬼の洗濯板を用いて、緩やかに沖に向かって傾斜する波状海岸の水深数メートルのところ垂直の透水壁を設置すれば、水中防潮堤ができるという提案がありました。つまり、津波の際、海面が急激に沖へ退いた後、再び押し寄せる性質があるので、その波の衝撃をとめることができれば、津波の害を軽減できると考えたものでございます。議論が必要な海中防潮堤の提案でございます。

そこで、県土整備部の公共工事において、新しい工法を選定する際の考え方についてお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 公共工事におきまして、民間事業者等で開発されたすぐれた新工法を活用することは、コスト縮減や環境保全等の面から大変重要であると認識しております。

新工法につきましては、建設技術審査証明の取得など、国の技術基準を満足し、実用化されていることが必要であり、それを確認した上で、県が運用します「宮崎県新技術活用促進システム」において、工法の特徴や活用の効果、施工実績等の情報提供を積極的に行っているところであります。

県としましては、今後とも、地形や地質などの現地の状況を踏まえ、地産地消に配慮するとともに、経済性や施工性、維持管理など総合的な観点から、新工法を含め、最も適した工法を選定してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 津波対策は時間との戦いでございますので、県が運用する新技術活用促進システム等を使って、津波対策に一步でも近づく

工法を研究していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

私、ちょっと要望を受けたので、その要望書を読ませていただきます。

「五ヶ瀬川・大瀬川分派事業について

平成17年9月の台風14号洪水では五ヶ瀬川沿いの西階地区、小峰地区、岡富地区、大貫地区、北小路地区に堤防越水、内水等により甚大な被害が発生しました。

この対応として「五ヶ瀬川激甚災害対策特別緊急事業」で平成23年3月までに、大規模な河川改修がなされました。しかし、今後の計画で五ヶ瀬川と大瀬川の分派見直しがあり、五ヶ瀬川への流量を増やすことについて知りました。この計画は、先に記しました台風の甚大な被害が五ヶ瀬川沿いに集中したことを勘案しますと、極めて不合理なものであり、計画の即時中止を要望します。」という要望をいただいたんです。

私は一方の要望だけ聞いてもいけないと思って、国の河川事務所に行って、事業の内容を聞かせていただきました。事業の内容を聞くと、それも住民を守るために必要な工事だなと思いましたので、再度、地元の方と話し合いをしようと思って足を運びました。

しかし、地元の方の考え方は、当事者でありますので、やっぱり自分たちが被害に遭った経験もありますし、どうなるんだということも具体的にわかるんです。もう一度、話し合いをということで、県が管理する支流の件を、この協議の中にもっと考えて入れなきゃいけないんじゃないのかという地元の方の御意見がありました。

そこで、国の施策で、五ヶ瀬川における適正分派対策について、地元では協議をとという声が

あります。支流である行勝川の管理者として、県は国とどのように調整しているのか、お伺ひしたいと思います。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 五ヶ瀬川と大瀬川の分派対策につきましては、平成20年2月に策定されました五ヶ瀬川水系河川整備計画に基づき、国土交通省延岡河川国道事務所において、事業が実施されております。

分派対策につきましては、支川行勝川等も考慮した計画となっており、また、分派により水位が上昇することがないように、川幅を広げたり、河道を掘削する予定となっております。

支川管理者である県としましては、今後も、延岡河川国道事務所と連携を図りながら、地元関係者の皆様へ丁寧な説明を行い、事業への理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

○**河野哲也議員** 今の答弁の中で、支流行勝川も考慮した計画となっていると。これが、地元の方々に伝わっていないんです。ここが理解されていないと思います。支流のこの動きというのは知ってらっしゃるのは地元の方ですから、そこの協議を丁寧に説明しながら理解してもらうか、また、その工事を考えるか、協議・検討をお願いしたいと思います。

医療・福祉行政について、福祉保健部長にお伺ひします。

4年前の平成27年11月議会において、ピロリ菌除去で胃がん撲滅をとの質問を行いました。ピロリ菌は慢性胃炎を引き起こす。ほっておくと胃がんが発生することが明らかになっています。

平成25年、ピロリ菌除菌の保険適用の範囲が慢性胃炎まで拡大した。その結果、除菌治療を受けた人が年間150万人に急増し、平成30年末ま

でに約900万人に上ったと推測されます。

すると、40年間にわたって毎年5万人前後だった胃がん死亡数は、平成25年から減少に転じ、平成29年には4万5,226人までに減りました。

本県における胃がんの現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 人口動態統計によりますと、平成29年に本県においてがんで死亡した3,558人のうち、約10%の372人が胃がんで亡くられており、全てのがんの中で3番目に多い数となっております。

また、胃がんにおける、高齢化の影響を除去した75歳未満年齢調整死亡率につきましては、本県は7.8で、全国の8.2を下回っており、平成20年の10.0から年々低下しております。

なお、国立がん研究センターによりますと、平成27年に、本県において新たにがんと診断された人のうち胃がんの割合は、男性では16.7%で第1位、女性では10.2%で第3位となっております。

○河野哲也議員 宮崎市は、胃がんリスク（ABC）検査を推進して6年目になります。平成29年度より内視鏡検査を導入して、リスク検査受診率2.2%、内視鏡検診の受診者は1.6%で、810名の精密検査受診で、19名のがんの疑い、がん8名との結果を導き出しました。

内視鏡検診では、エックス線検査に比べがん発見率が高い点など、受診者にとって利益がありますが、内視鏡検診が普及する上で、医師不足地域における内視鏡医やダブルチェック医の確保・育成などが大きな問題になっております。

その解決法の一つとして、ABC法における対象者の絞り込みは有用な方法となり得ます

が、いまだに死亡率減少効果のエビデンスがないと言われてます。ABC法と胃内視鏡検査を組み合わせる検診を行う宮崎市は、非常に挑戦的であると思います。

国立がん研究センターは、乳がん検診が推奨されるのは40歳以上の症状のない女性と言われておりますけど、今月12日に40歳の女性国会議員が乳がんで亡くられました。国立がんセンターが科学的な考え方で、がん検診は40歳以上の症状のない方でいいよと、それを推奨しますよと言っているが、実は40代の方も亡くなっている。そういうことから、有効性や検診、治療を受けられる環境が、宮崎にも欲しいところでございます。

本県の胃がん検診と乳がん検診の受診の推移についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国民生活基礎調査によりますと、40歳から69歳の方の胃がん検診の受診率は、平成22年が30.8%、平成25年は39.1%、平成28年は39.5%となっております。

乳がん検診につきましては、平成22年が39.5%、平成25年が45.3%、平成28年が44.7%となっております。

○河野哲也議員 重要な検診であるんですけども、乳がん検診は28年は減少しているんです。胃がんに関しましても、29年ごろからピロリ菌除菌治療を受ける患者が徐々に減り始めたと言われております。がん予防について関心の高い方々の除菌治療がほとんど終了したからだと考えられています。それでもなお、県内には多くのピロリ菌感染者がいらっしゃいます。こうした層に対してどうアプローチしていくかがこれからの課題だと考えます。

本県の胃がん撲滅に向けての取り組みについて

てお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 胃がんを含む全てのがんにより死亡する方を減らすためには、喫煙や感染などのリスクを減らして、がんの罹患を防ぐ1次予防に加えまして、がんになった場合でも、早期発見、治療につなげる2次予防を図ることが大切です。

まず、1次予防につきましては、生活習慣の改善が重要でございますので、議員御指摘のピロリ菌検査の有効性も踏まえつつ、喫煙・受動喫煙防止に関する健康教育や野菜を積極的に食べる活動（ベジ活）、毎日の食塩を減らす（へらしお）等について、関係機関と連携し、普及啓発を行っております。

次に、2次予防としましては、がん検診の受診率や、要精密検査とされた方の検査受診率を上げるため、関係機関と連携しながら、がん検診の重要性に係る普及啓発を図っております。

なお、がん検診の十分な成果を得るためには、科学的根拠に基づいた検診を正しい手法で実施することが重要でございますので、市町村が実施する検診の精度管理の向上を図るため、専門機関の活用を図りながら、助言・指導を行っているところです。

県としましては、今後とも、がん対策に携わる関係者との連携・協力を図りながら、胃がんを含め、全てのがんの罹患率と死亡率の低減に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 丁寧な対策ありがとうございます。

できましたら、第1次予防で、ピロリ菌除菌を中心としてという答弁でありますと、ありがたいと思います。

例えば、人間ドックの任意で申し込む検診で、ピロリ菌検査を必須にするとか。佐賀県

は、中学校3年生で実施するという先進的な取り組みをしています。県として、より積極的に幅広い世代へ、ピロリ菌感染胃炎があるかどうかを調べるために専門医療機関を受診するよう支援していくなどあると思います。よろしくお願いいたします。

次に行きます。自殺対策についてでございます。

NPO自殺対策支援センター「ライフリンク」の行った、平成19年から平成25年までの自殺の実態調査では、実際に亡くなった523人について、お一人お一人がどういう人柄だったのか、どういう暮らしをしていたのか、何をきっかけにして自殺に追い込まれていったのかを調べられた報告がございました。

自殺に至るまでの危機経路を見てわかることは、自殺の要因は、私たちの日常にあふれているということでございます。

本県での近年の自殺の現状についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 厚生労働省が6月に公表した「人口動態統計」の概数値によりますと、平成30年の本県の自殺者数は204名でございます。人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は19.0となっております。これは、ピークである平成19年の自殺者数394名から約48%減少している状況です。

一方で、平成29年と比較しますと、自殺者数が5名、自殺死亡率が0.6増加しております。

また、平成30年の自殺死亡率の都道府県別順位では、全国でワースト7位となっております。また、本県の自殺の現状は依然として厳しい状況でございます。

○河野哲也議員 児童生徒なら、いじめや親子関係、大人なら失業、連帯保証債務とか、職場

の配置転換とか育児の悩み、介護疲れが原因となっています。それらの問題が悪化する中で、また別の問題を抱え込んで連鎖していく。最終的に追い込まれ、自殺で亡くなる。平均すると、亡くなった方は問題を4つ抱えていることもわかったとのことでございます。

社会の中で生きる道が閉ざされてしまった人が亡くなっているのだから、自殺対策基本法にあるように、自殺は個人の問題ではなく、社会の問題だと考えるべきでございます。

若年層の自殺についてどのように対処しているか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 若年層の自殺予防への取り組みにつきましては、中高生などを対象とした出前講座による啓発や、思春期の子供たちがEメールで気軽に相談することができる「宮崎こころの保健室」を運営しております。

また、各種相談機関の電話番号などにつながるワンストップポータルサイト「ひなたのおせっかい」を開設するとともに、「死にたい」などの検索ワードに反応してバナーが表示される検索連動型広告も設定しまして、悩みを抱える子供や若者などが相談機関につながりやすい環境を整備しているところでございます。

さらには、教育委員会や市町村と連携しながら、若い世代が抱えるさまざまな困難、ストレスへの対処法を身につけるため、児童生徒に対して、「SOSの出し方に関する教育」を、昨年度から新たに推進しているところでございます。

○河野哲也議員 ありがとうございます。これだけ丁寧に、相談の場を設定していただいています。受け取る側がいろいろ問題になってくると思います。先ほど出ましたライフリンクを中

心に、SNS相談で、LINE「生きづらびっと」や、NPOのチャイルドライン支援センターのチャイルドライン等SNS相談窓口が、若者のコミュニケーションツールとして体制を昨年からはスタートさせているということで、SNSは、電話とかよりも自分をさらけ出さなくていいということもあるので、非常に若者も利用しやすい状況があるのではないかとということで、この相談窓口もぜひ紹介していただきたいと思っております。

次に行きます。第5期宮崎県障がい福祉計画が遂行される中で、新たな施設をとの声があります。異なる障がいを持つ方々のニーズに応えなければいけない状況の中で、利用者さんたちの今後の生活の安心・安全の確保や生活環境の改善のために、グループホームの建設が必要な状況でございます。

障がい者の地域移行を進めるためにも、グループホームの整備が重要であると考えますが、県としてどのように支援していくのでしょうか、よろしく申し上げます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 障害者総合支援法で規定されております「共同生活援助」、いわゆるグループホームにつきましては、障がいのある方が、世話人や生活支援員による支援を受けながら、地域のアパートや一戸建て等で共同生活する居住の場でございます。

グループホームは、障がいのある方の地域移行を推進するため、安心できる住まいとして大きな役割を担っております。このため、国と県におきまして、その新築、改築に係る経費に対する補助制度を設けまして、県内では計画的に、この10年間で27件の補助を行っております。本制度を活用いただきながら、今後も、障がいのある方が住みなれた地域で安心して生活

できる基盤の整備に努めてまいります。

○河野哲也議員 財政的に脆弱な施設の事業所さんがあります。そういう支援を大事にしていていただきたいなと思います。

もう一つ、児童発達支援事業所の開設の声があります。児童発達支援について、現場の課題として、1. 保育士が気になる子と感じていても、保護者にどのように伝えてよいかわからず悩んでいる、2. 保護者自身が我が子の発達を不安に感じているが、相談できる人がいない、3. 受給者証の交付、療育支援事業所に入所するまでの手続きがわからない、4. 療育支援事業者が少なく、入れないまま空き待ちの状態であるという課題があります。

そこでまずは、私、この相談を受けて、専門家の話を聞きに行きました。実はこれ、県の事業じゃなくて、NPOの事業に行ってきたんです。「自己決定を支える合理的な配慮としてのコミュニケーション支援」という、発達障がいのある子供へのコミュニケーション支援を聞いてきました。

発達障がい者を適切に支援するためには、支援者に専門的な知識や技術が必要であると考えます。この子に尽くしてあげようという気持ちだけでは、なかなかコミュニケーションがとれません。

そこで、県として、その人材育成にどのように取り組んでいるかをお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 発達障がい者につきましては、乳幼児期や学齢期、成人期の各ライフステージに応じまして、障がい特性を踏まえた支援を行うことが大変重要でございます。

そのためには、議員御指摘のとおり、支援に当たる方々の専門的な知識や技術の向上が必要

でございます。県の発達障害者支援センターでは、心理職を対象にしたスキルアップ研修のほか、児童発達支援事業所の指導員等への自閉症セミナーなどに毎年取り組んでおります。昨年度は、これらの研修を延べ30回開催し、参加者も延べ700名に及んでおります。

また、県教育委員会では、小中学校等の教員を対象に、発達障がいのある子供の理解と指導のあり方に関する研修などに取り組んでおります。

今後とも、発達障がい者の支援に当たる方々の専門的な知識や技術の向上を目指し、各種研修を通して人材育成を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 これは、継続が大事だと思います。1回受けたから私は指導できるとか、そういうことではないと思いますので、どうか、その研修のシステムをよろしく願います。

これは要望です。「保育園の給付費は、当月初めに申請し、その月の20日前後に満額入金されます。それに比べ、児童発達支援給付費については、2カ月おくれの実績での入金になってしまう。施設運営がこのままでは成り立たない」というお声を聞きました。

「障がいを持つ子供のための支援施設なのに、法のもとでの制度ですが、矛盾を感じます。国にどうか要望を」という声がありました。よろしく願います。

次の質問に入ります。観光推進、インバウンドについてでございます。

訪日外国人の増加が続き、国内各地の経済を押し上げています。日本政府観光局は、ことし上半期（1月から6月）、訪日外国人旅行者が推計で1,663万3,600人と、過去最高を更新したと発表いたしました。

また、観光庁によると、旅行消費額も1兆2,810億円で過去最高、これは今年の4月から6月分でございます。地方部でも消費額が最も拡大しており、平成30年には初めて1兆円を突破し、1兆362億円に達したと報告がありました。

そこで、先ほども質問がありましたが、再度の質問になりますけど、本県における平成30年の訪日外国人の延べ宿泊者数と、国、地域ごとの内訳を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国の宿泊旅行統計調査の確定値によりますと、本県における訪日外国人延べ宿泊者数は、平成30年は32万7,000人であり、前年から約3万人、10.1%増加しております。

国、地域ごとの内訳といたしましては、韓国が13万6,000人、台湾が6万6,000人、香港が6万4,000人、中国が1万4,000人でありまして、この4つの国、地域が約86%を占めております。

○河野哲也議員 韓国からの旅行者、13万人を超える方がいらっしゃっていますが、何とか情勢が改善されて、伸びるようにしていただきたいと思えます。

民間の旅行会社のデータですが、平成29年では、秋の旅行ということで、時期を限定するものではありませんでしたが、宮崎県への外国人旅行者は、前年度10位圏外だったのが、前年度同期よりも伸び率2位でございました。地方を訪れる訪日客の増加は、体験型観光など、事消費への関心の高まりが背景にあると言われております。

実際、外国人の呼び込みに成功している観光地では、各地の特色を生かした体験型観光が盛況でございます。本県も、高千穂での2つのパ

ワースポットめぐり、また、ボート等で真名井の滝まで自分たちで移動する体験に人気がございます。

ですが、地元から、「高速道路建設はうれしいけれども、観光客は高千穂に泊まらなくなるんだよね」、こんな声が聞こえてきます。インバウンド観光客は、ほとんど熊本からの日帰りツアーであります。

そこで、高千穂、延岡の連携、県北の連携のインバウンド対策を進めたいと考えますが、延岡への外国人観光客誘致に向けた取り組みについて、商工観光労働部長、よろしくお願ひします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 延岡市は、ユネスコエコパークに代表される祖母・傾・大崩の山々、五ヶ瀬川や北川などの清流、風光明媚な日豊海岸などの美しい自然や、そこで育まれるすばらしい食材などに恵まれた地域であります。

このような観光資源を生かして、県では、延岡市を初めとする県北地域の市町村や観光協会と連携して、体験型メニューの開発に取り組むとともに、韓国、香港、台湾でのセールスプロモーションや、海外メディアの招請等による情報発信などに取り組んでおります。

今後とも、延岡市や関係市町村と連携しながら、新たな体験型メニューの開発や、それらを組み合わせた旅行商品の造成を図るとともに、海外への情報発信等に積極的に取り組み、さらなる誘客につなげてまいります。

○河野哲也議員 さまざまな策を打っていただいて、ありがとうございます。

ただ、延岡に来られた海外の方のお声を聞きますと、延岡での多言語対応のインフォメーションの充実を望まれていました。施設等のス

スタッフとコミュニケーションがとれないことがストレスになっているということで。それと、移動手段が脆弱なんだと。県北はなかなか弱いということで、それが課題でございます。

インバウンドの方々が移動しやすい環境整備を進めていく必要があると思いますが、本県の具体的な取り組み状況について、総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 来年のオリンピック・パラリンピック東京大会等を機に、インバウンドの一層の増加が見込まれておりますが、このような中で、観光・交通情報の多言語化など、利用しやすい移動手段の環境整備を図ってまいりますことは、喫緊の課題であると認識しております。

このため本県では、今年度の事業で、インターネット上の経路検索サービスに県内路線バスの運行情報を多言語で表示する取り組みについて、交通事業者に対する支援を行っているところでありまして、来月中には検索サービスの利用が可能になる見込みであります。

また、現在、土日祝日のみの運行となっております宮崎一高千穂間の直行バスを毎日運行する実証実験や、実験で使用するバス車両へのWi-Fi設置、案内表示の多言語化などに対する支援につきましても実施することとしております。

県といたしましては、今後とも、交通事業者や関係自治体等と連携を図りながら、インバウンドの受け入れ環境の整備に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 佐賀が先行している事業ですが、答弁の中に入っていました、来月からインターネット上の経路検索のサービスが行われるということで、これは非常にありがたい

ことございまして、海外の方が情報を得るものはスマートフォン等ですから、よろしく願いいたします。

最後に、教育行政でございます。

来年度から必修が2つあります。プログラミング教育と英語教育ということで、小学校で必修化されるプログラミング教育の導入に向けて、本県はどのように取り組んでいるかお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 小学校におけるプログラミング教育につきましては、今回の学習指導要領改訂において新たに導入されるものでありまして、その狙いは、プログラミング言語を覚えることではなく、目的達成のために、筋道を立て計画的に実行するといったプログラミング的思考を育むことであります。

県教育委員会では昨年度から、全ての小学校を対象に、指導の具体例を示しながら演習を行うなど、実践的な教員研修を実施しております。

また、プログラミング教育について、県としての考えをまとめましたリーフレットを各市町村教育委員会に配付いたしまして、周知を図っているところであります。

今後とも、各市町村教育委員会に対して情報の提供を行うとともに、教員に対する研修の充実を図るなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 小学校の英語教育の充実に向けて、人材確保、人材育成を進めるべきだと思いますが、どのように進めているのかお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） まず、人材確保につきましては、平成27年度から、小学校の英語教育の充実のために、小学校の免許に加えて、中

学校または高校の英語免許を有するものを、小学校英語枠として採用しております、その採用数は5年間で22名になります。

また、平成28年度から、宮崎大学等と連携しまして、現職の小学校教員に中学校の英語免許を取得させる認定講習を行うなど、高い専門性を持った教員の確保にも努めております。

次に、人材育成についてであります。平成26年度から行ってまいりました、外国語活動の指導に関する研修に加えまして、昨年度からは、教科化に備えた具体的な指導のための研修を実施するなど、学級担任の英語指導力の向上に力を入れているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、英語教育のさらなる充実に向け、教員の人材確保と人材育成にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 採用も5年で22名ということで、実は小学校はその10倍というか、239校あるわけです。専門的に教えられるのが22名、あと学級担任が今学んでいますけど、相当、研修を重ねないと、指導法というか、指導力までつながらないと思うんですが、間に合うかなという気が非常にします。よろしくお願いします。

先ほど自殺対策についてもお尋ねしましたが、夏休み明けは、不登校になる児童生徒もふえ、子供にとっては危機的な地獄の季節だとも言われています。

本県の県立学校における夏休み明けの不登校児や教室に入れない生徒への対応について、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 不登校についてですが、不登校は生徒指導上の重要課題でありますことから、各県立学校の欠席状況等については、学校と県教育委員会が連携しまして把

握に努めているところでありますが、傾向としては、夏休み明けの9月は、7月と比較しますと、欠席者の増加が見られます。

不登校や教室に入れない状況が見られた場合の具体的な対応としましては、担任等が家庭訪問を実施したり、教室復帰に向け、管理職や教育相談担当職員を中心としたケース会議を実施したりするなど、きめ細かな支援を行っているところであります。

さらに、学校だけでの対応が難しい場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、組織的な対応に取り組んでおります。

○河野哲也議員 教育機会確保法を受けまして、不登校の子供たちの支援についてどのような取り組みを行っているのか、続けて聞きたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 教育機会確保法に基づき、文部科学省が定めた基本指針では、児童生徒が安心して教育を受けられる、不登校を生まない学校づくりや不登校児童生徒に対する効果的な支援を実施することが求められております。

そのため、県教育委員会では、小中学校や市町村教育委員会の担当者を対象とした研修会において、基本指針の周知を図るなどして、児童生徒にとって安心感、充実感が得られる学校づくりに取り組んで、不登校の未然防止に努めるようお願いしております。

また、各市町村が設置しております不登校児童生徒の支援を行う適応指導教室や、各小中学校からの要請に応じてボランティアの大学生を派遣いたしまして、学習支援の充実に努めているところであります。

○河野哲也議員 細かな支援をありがとうございます。

令和元年9月17日(火)

います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時41分散会

9月18日（水）

令和元年 9 月 18 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1 番	日 高 利 夫	(東 諸 の 未 来 を 考 え る 会)
2 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
3 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
4 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 宮 崎)
6 番	武 田 浩 一	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	山 下 寿	(同)
8 番	窪 菌 辰 也	(同)
9 番	脇 谷 の り こ	(同)
10 番	佐 藤 雅 洋	(同)
11 番	安 田 厚 生	(同)
12 番	内 田 理 佐	(同)
13 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
14 番	冏 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
15 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	中 野 一 則	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫	(同)
21 番	濱 砂 守	(同)
22 番	西 村 賢	(同)
23 番	外 山 衛	(同)
24 番	日 高 博 之	(同)
25 番	野 崎 幸 士	(同)
26 番	日 高 陽 一	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	二 見 康 之	(同)
34 番	蓬 原 正 三	(同)
35 番	右 松 隆 央	(同)
36 番	星 原 透	(同)
37 番	井 本 英 雄	(同)
38 番	徳 重 忠 夫	(同)
39 番	山 下 博 三	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	武 田 宗 仁
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	井 手 義 哉
農 政 水 産 部 長	坊 菌 正 恒
県 土 整 備 部 長	瀬 戸 長 秀 美
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	冏 師 雄 一
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	吉 村 達 也
教 育 長	日 限 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	阿 高 林 宏 一
人 事 委 員 会 事 務 局 長	吉 村 久 人

事務局職員出席者

事 務 局 長	片 寄 元 道
事 務 局 次 長	和 田 括 伸
議 事 課 長	齊 藤 安 彦
政 策 調 査 課 長	日 高 民 子
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太
議 事 課 主 任 主 事	三 倉 潤 也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。朝一番の登壇にもかかわらず、地元児湯郡から、たくさんの傍聴をいただいております。ありがとうございます。

私の住む木城町は、人口5,000人余りで、とても小さな町です。今、現職の県議員の中では、二番目に小さな町から選出されている議員になります。

きょう傍聴に来ていただいている皆様方が、日ごろから中心となって、本当に熱烈な応援をいただいているおかげで、私はここに立たせていただいております。

その感謝の気持ちを忘れず、日々の活動をしていきます。きょうもその思いを胸に、しっかりとした質問を行ってまいります。御答弁よろしくをお願いします。

まず初めに、皆さんの御記憶にもしっかりと残っているであろう、神奈川県川崎市の通学児童殺害事件及び農林水産省元事務次官による長男殺害事件、この2つの事件に関係する、またその背景にあるものを踏まえ、本県が対応すべき内容について伺います。

ことし5月28日朝、神奈川県川崎市登戸において、スクールバスを待っていた児童と保護者に、刃物を持っていた男が襲いかかり、20名を殺傷するという痛ましい事件が起きました。

この事件により、小学6年生の女の子と宮崎

市出身で39歳の外務省職員男性が死亡、さらに11名が入院となり、今でも児童たちが通っていた小学校や地域では心のケアなどの支援が行われ、事件の被害者と御家族に対して、神奈川県は「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置し、心に寄り添う活動が続けられています。

そして、その事件から5日後、農林水産省事務方トップであった男性が長男を殺害するという、これも信じがたい事件が起きました。

この事件は、継続的な家庭内暴力が根本にあり、心身ともに限界を感じていた加害者が「川崎の事件を知り、息子が人に危害を加えるかもしれない」と追い詰められて犯行に及んだということが明らかになっています。

この事件が報道されるや否や、私に複数の連絡がありました。その内容は、「うちの家にも、この農水省官僚と同じ息子がいて、その息子と日常、けんかが絶えません。家のガラスは割れ、壁には穴があき、屋根も今にも落ちてきそうくらい家が荒れ果てています。いつやられるか、やるかというところまで追い込まれています」というもの。

また別件で、「先日、長年仕事をせず家にいる娘と口論となりました。逆上した娘が家に火をつけそうになりました。何とかその場は力づくで抑えましたが、私たちも高齢となり、いつまで抑え込めるか自信がありません」などなどです。

いずれも相談はせっぱ詰まっており、一刻も早い支援や介入が必要であることは明らかですが、悔しいかな現在、行政ができることは、警察も含めてほとんどが事後対応です。

今、取り上げた内容に共通する事象は、ひきこもりですが、ここではっきりとした前提を申

し述べる必要があります。

それは、ひきこもり自体が事件を起こすわけではないということ、また、事件に至るケースは極めてまれであるということ、加えて、「子育ては家庭ですべきもの」などといった、家族だけへ責任追及をすることが、さらなる家族の孤立を深めてしまうことになるという認識が必要であるということを示し述べておきます。

その上で、社会全体で今の生きづらさを改善することを考え、社会全体が理解者となり社会的ケアを拡充すべきときに、今、来ている。この思いに立ち、質問を行います。

そこで、まず知事に、県内でもひきこもり状態の方々がおられ、その方々に対し、今後、社会全体で支える体制を構築していくことが必要だと考えますが、知事はどのような認識をお持ちか伺います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

ひきこもりは、本人だけでなく、職場や学校、家族などさまざまな要因が複雑に絡み合っており、また、長期化すると家族の孤立や困窮につながるおそれがありますことから、社会全体で考えていかなければならない問題であると認識しております。

このため県では、平成26年度に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、医療や福祉、雇用など幅広い分野と連携を図りながら、ひきこもりの方やその御家族などに対して、きめ細やかな支援を行うとともに、ひきこもりに対する県民の理解促進に取り組んでいるところであります。

また、今年度は、地域の実情に応じた民生委

員・児童委員の方々などを対象とした研修、どのように情報を共有しつないでいくかということで、ひきこもりに関する研修を実施することとしております。

今後とも、関係機関と連携しながら、ひきこもりの方やその御家族をしっかりと受けとめる社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○図師博規議員 それでは、このひきこもりの件につきましては、複数の議員が今までにも取り上げておりますが、さらなる新たな角度で踏み込んでまいりたいと思っております。

まず、今答弁にもございましたが、本県は民生委員・児童委員と連携し、ひきこもりの実態調査を行っておられます。その調査内容を伺うとともに、これも知事の答弁にありましたが、ひきこもり支援のための、ひきこもり支援センター及びひきこもり支援のコーディネーターを設置・配置されております。このひきこもり支援センター、コーディネーターの役割と支援状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) まず、本県のひきこもりの現状でございますが、昨年度、民生委員・児童委員の方々に調査した結果、委員が把握していた、おおむね15歳から65歳までの該当者の数は601人ございまして、ひきこもりに至った経緯は、離職や病気、不登校が多いなど、その状況はさまざまございました。

次に、ひきこもり地域支援センターの支援内容でございますが、センターでは、精神保健福祉士などの資格を持つ4人の専門コーディネーターが、本人や御家族などに対して、電話による対応や面談、訪問などを一貫して行っておりまして、相談件数は、平成29年度が延べ848件、平成30年度が延べ792件でありました。

また、身近な地域での支援も重要でございますので、各保健所をその圏域のサテライトとして位置づけ、地域での相談対応や関係機関とのネットワークの構築に取り組んでおります。

○凶師博規議員 現在、県内には601名の対象者がおられ、4名配置されているひきこもりの支援コーディネーターが対応している延べ人数などは、答弁でわかりました。

それでは、その支援の結果、何人の方の改善が図られたのか、その改善内容も含めて御答弁ください、福祉保健部長。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） センターでは昨年度、85人のひきこもりの方に関するさまざまな相談を受けたところでございまして、この中で、御本人に対し、面談などの直接支援を行ったのは22人でありました。

そのような方々につきましては、本人や御家族からの要望に応じて、センターに来所していただいたり、コーディネーターが御自宅に訪問させていただくなど、きめ細やかな支援を行ったところでございます。

また、ひきこもりの解消に結びついた実績についてでございますが、本人や家族などに対する継続的な支援の結果、一般企業への就労のほか、就労支援機関の利用や医療機関への定期的な通院につなげることができた方々などは、合計で13人でありました。

○凶師博規議員 私も医療機関に勤務していたところがあります。このひきこもりの方々への対応は、現場でさせていただいたこともありまして、やはり非常に労力、そして時間がかかる対応であります。

今の御答弁では、4名のコーディネーターがフル稼働して、年間13名の状況改善が図られたということですが、いまだアプローチすらでき

ていない方々が大勢いることも明らかとなりました。ゆえに、社会的なサポートが必要なわけです。

橋下元大阪市長もツイッターで、「当事者へのサポート体制はあるものの、親へのサポート体制は皆無に等しい」と、親への支援体制の必要性にも言及されています。

県として、このひきこもり当事者はもちろんですが、親や親ではない保護者の方々への支援体制を積極的に整備すべきと考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 先ほどは、御本人に対する直接的な支援でございましたが、ひきこもりの御相談は、御家族から受けるケースも多いということで、御家庭での触れ合いは、本人が社会とのつながりを回復するきっかけになることなどから、家族への支援は大変重要であると考えております。

このため、センターでは、家族との電話や面談などを通じて、その不安や悩みを和らげるとともに、家族に寄り添いながら、解決に向けた助言などを行っております。

また、家族教室の定期的な開催や、家族会みずから行う学習会への支援を実施することによって、家族同士で不安などを共有し、分かち合ってもらくとともに、ひきこもりに関する正しい知識や適切な対応を学んでいただいております。

今後とも、ひきこもりの方の自立を促進するため、その御家族の支援にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 本当に、このひきこもり対策というのは即効性があるものも少なく、持久力がかかる支援だと思いますが、部長答弁にありました、保健所をサテライト的に活用して、地

域により密着した形で支援を行う。ではそこに、ぜひ、コーディネーターを1人ないし2人ずつは配置するなどの、手厚い支援が今後も必要かと思えます。宮崎市内から、高千穂に串間にどれだけの支援が行き渡っているのか。そこにかかる時間的な労力も、多分なものがあろうかと思えます。より地域に根差した支援をお願いいたします。

次の質問にまいります。来る第12回全国和牛能力共進会・鹿児島大会に関して、4大会連続の内閣総理大臣賞受賞及び団体賞奪還についての取り組みをお伺いいたします。

第11回宮城大会では、内閣総理大臣賞3連覇は死守できたものの、新たな課題や目指すべきものも浮き彫りになったことと思えますが、その課題や目標に向かって、宮城大会以降、生産者や関係者とどのような取り組みをされてきたのか、具体的な支援内容と今後の計画について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 第12回全国和牛能力共進会に向けましては、ことし7月に宮崎県推進協議会の総会を開催し、今後4年間の出品対策の確認を行ったところでございます。

まず、枝肉を審査する肉牛の部におきましては、協議会において、今年度実施します、出品候補牛を生産するための指定交配に係る経費への支援を行っているところでありまして、生まれた子牛は、令和3年度に肥育農家へ導入することになります。

また、牛の体型を審査する種牛の部におきましては、来年度に指定交配を行い、その後、順次育成・選定を行ってまいります。

大会の前年度となります令和3年度には、プレ全共を開催し、これまでの取り組みの成果を確認した上で、令和4年度には、県代表を決定

する最終予選会を経て、10月の本番を迎えることとなります。

この間、候補牛の調査・選定や農家支援などを計画的に進めていく必要がありますので、関係団体等と一体となって、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○函師博規議員 今年度から種つけ補助などが行われるというような御答弁がありました。

それでも前回の大会同様の内容ではなく、そこで首席をとれなかった繁殖雌牛の部や、総合評価の部などへの支援増強をする必要があると私は思います。

事実、開催県である鹿児島県はもちろんのこと、大分、長崎、北海道も前回以上に間違いなくレベルアップしてまいります。

宮城大会以上に、生産者に直結する具体的な取り組み支援はないものか、再び農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 議員御指摘のように、次回大会で、前回以上の成績をおさめるために、出品条件の一部変更も踏まえた上で、新たな対策も進めているところでございます。

中でも、出品条件に大きな変更があった肉牛の出品に向けましては、おいしさに関する脂肪の質が重要になりますので、これに対応するため、種雄牛と繁殖雌牛の遺伝子型を調べ、脂肪の質の高い候補牛を生産するための指定交配を行っております。

また、より多くの候補牛から選抜を行うため、雄が生まれる確率の高い精液を活用するなど、これまでにない新たな選抜手法を用いた対策を行っているところでございます。

今後は、候補牛の導入や飼養管理における生産者の負担軽減も図る必要がありますので、そ

の支援策等につきましては、関係機関と十分検討を行ってまいりたいと考えております。

○**函師博規議員** 御答弁では、脂肪の質を向上させるような取り組み、また、導入時の生産者の経済的負担を軽減するような支援策等々を今後検討しているということは、大変よく理解できました。

ただ、それでも前回大会では、鹿児島県に団体優勝を持っていかれているわけですから、やはり目指すべきは団体賞の受賞だと思います。

再度、鹿児島県の全共に臨む部長の意気込みをお聞かせください。

○**農政水産部長（坊菌正恒君）** 宮崎牛の名声をさらに高めるためには、全国和牛能力共進会で最高の成績をおさめる必要があると考えております。

御指摘のありました団体賞につきましては、次回大会の基本計画において、前回までのような、各出品区ごとに点数をつけて、その総合得点で各県の序列を競う方式とはしないという、見直しの方向性が示されております。

次回大会においては、種牛と肉牛それぞれの部門で、一つずつ内閣総理大臣賞が授与されると伺っておりますので、ぜひとも、この両部門で内閣総理大臣賞を獲得したいという強い思いがございます。

「4大会連続」の快挙が達成できるよう、生産者や関係者の力を結集し、「チーム宮崎」一丸となって、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○**函師博規議員** 今の御答弁をもう一度整理いたしますと、前回大会では審査区分が9つあり、それぞれの出品区の点数を足し、その最多得点となった県が団体賞を受賞していたのですが、鹿児島大会は、その団体賞自体がなくなる

ことになる。そして、種牛の部で内閣総理大臣賞が1県、肉牛の分で内閣総理大臣賞が1県と、2部門だけでの受賞の設定がされる可能性があるということですね。

ということは、本県は、もちろん肉牛部門での4連覇を目指すとともに、種牛の部でも優勝すれば、これこそ完全な日本一奪還ということになることがわかりました。そこを目指す部長の熱い思いも、今の答弁に込められたと思っておりますので、さらなる生産者との連携を期待しております。

それでは、次の質問に移ります。

私は昨年からことしにかけて、中国の大連及びタイのバンコクに行き、現在県が実施している事業内容に関する調査を行ってまいりました。それに基づいた質問を行ってまいります。

まず、本県と大分県で事業展開している東九州メディカルバレー構想について伺います。

血液や血管に関する医療を中心に、産学官が連携を深め、医療機器産業の一層の集積と地域経済への波及を図り、医療の分野でアジア発展に貢献することを目指しているメディカルバレー構想であります。既に人工腎臓を初めとした血液回路や血管用カテーテルなどの製品シェアは日本一、さらに血液浄化製品、人工透析に関する製品の製造、出荷は世界一のシェアを誇っており、宮崎と大分は、血管や血液に関する医療機器の世界的な生産・開発拠点となっています。

そこで、この東九州メディカルバレー構想の策定後、医療機器生産金額はどう推移しているのか。また、県北を中心とした地場産業にどのような効果が今生まれているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○**商工観光労働部長（井手義哉君）** 東九州メ

ディカルバレー構想につきましては、平成22年に策定したところでありますが、厚生労働省の調査によりますと、本県の医療機器生産金額は、構想策定前であります平成21年の約138億円に対して、平成30年には約188億円となっております。

県では、構想に基づき、みやぎ産業振興戦略において、医療関連機器分野を成長産業として位置づけ、参入から機器開発、さらには販路開拓までの一貫した支援に取り組んでいるところでございます。

この結果、宮崎県医療機器産業研究会の会員企業は、設立当初の32社から94社に増加しておりますが、その多くは他分野からの進出を目指す地場企業であり、着実に医療関連機器分野への参入が進んでいるところであります。

また、県北の会員企業を中心に、医療機器の開発に取り組んでおりまして、既に市場化された機器や、市場化が近い段階のものも複数出てきておりまして、これまでの取り組みの成果があらわれてきたものと考えております。

○凶師博規議員 医療機器分野に他産業から参入が進み、地場産業が拡大・成長しているという、非常に喜ばしい御答弁がありました。

私は大連市において、大連市立病院の院長や人工透析治療担当の内科部長及び事務局長らと意見交換をしてきました。大連市立病院の関係者の中では、日本の医療機器、特に透析機器のクオリティーの高さは既に周知されており、私から説明することを待たずに、「ぜひ、大連市が行う医療機器の競争入札に参加してください」と、「そのようにお伝えください」というような提案があるほどでございました。

中国は、経済成長に伴い、糖尿病や合併症からの慢性腎不全患者が増加しており、医療機器

の需要増加は日本の比ではありません。

その後、調査内容を持ち帰り、旭化成メディカルの海外事業部担当者及び九州保健福祉大学の担当教授へ情報内容を提供し、意見交換をしてまいりました。

そこで両者から出されたことは、海外での医療機器販売の販路拡大には、産学官の船団方式で乗り込むことが不可欠であり、また、その医療機器を取り扱う人材育成も同時に行うことが必要であるということが提案されました。

そこで、東九州メディカルバレー構想において、県は、人工透析機器の海外展開に関してどのような取り組みをされているのでしょうか。商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県におきましては、東九州メディカルバレー構想に基づき、人工透析など血液や血管に関する医療分野を中心に、県内大学への委託により、医療関連技術と機器とをパッケージとした海外展開の取り組みを実施しているところであります。

昨年度の宮崎大学への委託事業では、大学が交流協定を締結しておりますタイのソンクラ大学に、医師と企業の担当者を派遣し、現地の医師に対し、人工透析の主要機器であります「ダイヤライザー」などについて、関連技術とあわせて紹介を行ったところであります。

同行した企業からは、大学との連携により、直接、現地の医師と意見交換ができたことは、今後、さらに販路を開拓する上で有意義だったとの評価をいただいたところであります。

県といたしましては、今後とも、県内大学と連携し、人工透析機器を初めとする医療関連機器の海外展開を進めてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 理想的な段階を踏まれている

と感じます。ぜひ、県もこの構想の推進にさらに尽力していただきたいし、現在、このメディカルバレー構想の中でも、民間企業が率先して事業展開し、海外の国立病院などと連携した成果を上げられているとも聞きますが、どのような内容になっているのか、県が把握していれば教えてください、商工観光労働部長。

○商工観光労働部長（井手義哉君） メディカルバレー構想に参画する民間企業等におきましても、それぞれ海外展開の取り組みが行われているところでありまして、最近の事例では、メディキット株式会社を中心となりまして、国際協力機構（JICA）の採択を受けまして、昨年9月から2年間の事業をスタートさせております。

この事業は、タイを中心とした東南アジアに日本の透析技術を普及させるための取り組みでありまして、本県及び大分県の産学官が連携し、タイの2つの拠点病院での現地指導を行うとともに、アセアン各国の医師を日本で受け入れて研修を実施することとしております。

このうち、本年度は、11月中旬から2週間、アセアン5カ国から9名の医師を本県及び大分県で受け入れまして、研修を行う予定となっております。

県としましても、この事業が、海外への人工透析機器のさらなる普及につながりますよう、しっかり協力するとともに、今後とも、このような民間企業等の取り組みを産学官で支援することによりまして、構想の推進に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 医療機器の海外輸出に関しては、今、部長答弁があったとおり、欧米では既に、医療機器と技術者を一緒に母国で育成して、そのまま機械と一緒に帰ってもらう。機械

を送り込めば、その後、メンテナンス、消耗品がずっとパイプでつながる。そこには、経済がどんどんどんどん大きくなる、そういう効果があります。

今、県もアセアン5カ国から医師の研修を受け入れ、そして医療機器ごと国へ帰ってもらえる、そのような取り組みをされている。理想でしょう。

そのためにも、相手国との行政関係を強固にする必要があります。東アジア、その経済成長と直結する東九州メディカルバレー構想のさらなる発展、そしてその進捗を、私も今後、しっかりと追いかけていきたいと思っております。

それでは次に、タイのバンコクにおいて、映画やドラマの制作会社の方々とフィルム・コミッション事業に関する意見交換を行ってまいりました。

このフィルム・コミッション事業とは、映画、ドラマ、コマーシャル、プロモーションビデオなどの映像コンテンツのロケ誘致を行い、地域と一体となった映像作品づくりを支援し、また、映像を通じ宮崎の情報を世界に発信するというものです。

映画やドラマづくりに地元の方々が参加してもらうことで、地域活性化や話題づくりを促進し、その映像作品を通じて、地元の方が改めて宮崎のよさを再認識したり、新たな魅力の掘り起こしにつなげたりすることも、重要な目的の一つであります。

そこで、本県も平成18年度から、この宮崎フィルム・コミッション事業に取り組まれておるわけですが、その具体的な内容と現在までの受け入れの実績、その内容について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎フィ

フィルム・コミッションは、映画やテレビドラマ、CM等のロケを本県で行っていただくことにより、映像を通じて本県の魅力を発信し、認知度の向上や観光客の誘致促進を図ることを目的として、ロケ候補地の問い合わせへの対応や、道路使用許可等の手続のサポート、エキストラの募集など、ロケを円滑に行うためのさまざまな支援を行っております。

平成18年度の設立以来、約1,000件のロケに関する相談や問い合わせへの対応を行っており、そのうち約400件のロケが県内で行われております。

その内訳は、バラエティーなどのテレビ番組や、CM撮影が多い傾向にあります。近年の大手配給会社の映画では、「ひまわりと子犬の7日間」や「あさひるばん」、また「しゃぼん玉」などが、県内で撮影されているところであります。

○図師博規議員 平成18年度以降、1,000件程度の相談や問い合わせを受けて、400件のロケが県内で行われているということ。10年以上過ぎて400件、年間にすると40件足らず。その数が果たして多いのか少ないのか検証します。

映画やドラマの上映は、地域振興の格好の起爆剤となります。NHKの大河ドラマに象徴されるように、ロケ地は観光スポットとなり、観光客誘致の大きなインセンティブになることは間違いありません。

ちなみに、昨年放送されたNHKの「西郷どん」に関し、延岡市にある西郷隆盛宿陣跡資料館の入館者数は、平成23年度が1,974人であったのに対し、平成30年度は3万2,517人と、3万人以上もの大幅な集客となっております。すばらしいことです。これを継続させるという方法が、さらに大変ではありますが。

また別に、佐賀県では、タイやフィリピンなどの東南アジアからのフィルム・コミッションにいち早く着手され、2014年には、タイからの観光客県内宿泊者数が前年度比416%の伸び、さらに2015年には、前年度比337%の伸び、2年間で12倍もの観光宿泊者数増につながっています。

このように、フィルム・コミッション事業は、インバウンド推進にも大きな効果をもたらすことが実証されております。

佐賀にできて、宮崎にできないことはない。ロケーションも、佐賀には決して引けをとらない。宮崎にも海あり、山あり、花あり、どこをとっても絵になる本県であります。本県が、ますますこのフィルム・コミッション事業に取り組むその内容と、商工観光労働部長の意気込みをお聞かせください。

○商工観光労働部長（井手義哉君） テレビや映画などの映像等、メディアを活用して本県の魅力を発信することは、インバウンドの誘客を図る上でも有効だと考えております。

このため、フィルム・コミッション業務としまして、海外のドラマや映画のロケ地に関する問い合わせへの対応、ロケ地選定のための取材や撮影時の支援を行うほか、インバウンド対策といたしまして、海外の新聞、テレビ、雑誌などの記者を招請しまして、県内の観光地を案内するプレスツアーの実施などに取り組んでいるところであります。

今後とも、海外への本県の魅力発信や認知度向上を図るため、メディアを積極的に活用してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 それでは、実際にロケ班なり撮影を誘致する、そしてその撮影を実現するとなれば、撮影場所の規制の協力や、スタッフや俳優陣などの受け入れのために、撮影地となる

自治体との連携が不可欠となります。

撮影を実現させるためには、どのような受け入れ体制が必要となるのでしょうか、再度、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 映画やドラマの撮影となりますと、例えば、道路の封鎖や公共施設の貸し切りなど、地域の方々の日常生活に影響が出たり、エキストラの出演協力が求められたりすること等によりまして、撮影を実現するためには、まずは地元市町村において、ロケ受け入れのメリットを関係団体や地域の住民の皆さん方にお伝えし、十分な理解を得るとともに、撮影への協力的な受け入れ体制をつくっていくことが、大変重要であると考えております。

県におきましては、制作者やロケ受け入れの候補となる自治体と連携しながら、情報提供や調整などの必要なサポートを行ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 このフィルム・コミッション事業は、先行投資的な要素が非常に強くなるかと思えます。招聘をしたところで、実際映像は撮っていただいたが、それが配給されないというようなリスクもあると聞いております。

ただ、佐賀県は、このフィルム・コミッション事業に関して、海外からの撮影会社ロケ班の招聘費だけで200万円、撮影時の交通費・撮影期間の宿泊費・撮影関係機材レンタル料全て2分の1補助、海外でのプレゼンテーション費用300万円など、年間3,000万円を超える予算が捻出されています。

ちなみに本県は、今年度、フィルム・コミッション事業に関する委託費だけ見てみますと、佐賀県の10分の1程度でございます。

それでも昨年は、日向市の細島港やクルスの

海で、タイの映画撮影があったとも聞いております。本県も東アジアからの関心が寄せられていることも事実でありますので、さらなる宮崎フィルム・コミッション事業の積極的な展開を期待しております。

次に移ります。次は、1年前にした質問の追跡質問となります。

国は平成28年の児童福祉法の改正に当たり、現在、児童養護施設に預けられている子供たちのうち、3歳未満については5年以内に、それ以外の未就学の子供たちは7年以内に里親委託率を75%にすること、さらに小学生以上の子供たちも10年以内に里親委託率を50%にすることを含んだ「社会的養育ビジョン」を示しています。

国は、今年度末までに、里親委託率を引き上げることを目的とした、「都道府県社会的養育推進計画」を策定することを求めてきています。

平成28年度末現在、里親及び小規模居住型児童養育事業、いわゆるファミリーホームへの委託率を合わせた里親等委託率は、全国平均でも約18.3%にとどまっています。

これを、アメリカの里親委託率である77%、イギリスの72%、つまり欧米並みに引き上げることを、国は目的としているわけです。

国が求めている社会的養育ビジョンの実施に取り組むのは、来年度からです。

それでは、実際に、来年度から5年以内に3歳未満児75%や7年以内に未就学児75%なりの里親委託率が達成できるものなのか、本県の実態に照らし合わせて質問していきませんが、まず、本県の里親等委託率は何%になっているのでしょうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 里親等委託率

につきましては、何らかの事情により実親のもとで生活ができず、社会的養護を必要とする児童のうち、里親やファミリーホームに委託された児童の割合を示すものです。

本年3月31日現在で、乳児院や児童養護施設に入所または里親やファミリーホームに委託している児童は、全体で425人おりまして、このうち、里親やファミリーホームに委託している児童は57人でありまして、本県の里親等委託率は13.4%であります。

○図師博規議員 本県は、全国平均よりもさらに5%低い委託率になっているということがわかりました。

425人の子供たちが児童養護施設等に預けられ、うち57人が里親等に委託されているということですが、では、国が求める里親等委託率を達成するならば、今後、何世帯の里親を養成しなければならないのでしょうか。その積算根拠も明らかにしながら、御答弁をお願いいたします。福祉保健部長。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国の目標値を実現した場合に必要な里親数につきましては、本年4月1日時点での児童数をもとに試算をしますと、新たに133世帯の里親等委託が必要ということになります。

この試算につきましては、里親等に委託される児童数を、国の目標値をもとに、乳幼児は60人、学童期以降の児童は173人の合計233人と見込んだ上で、これを現在の里親等1世帯の平均委託児童数の1.35で割りますと、必要な里親等委託世帯数は173世帯となりまして、これから現在の40世帯を引いたものになります。

○図師博規議員 もちろん、この児童養護施設に預けられる子供たちは流動的ですので、今の数が全てではありませんが、やはり積算根拠を

持って今後の対応に当たる必要があるかと思っておりますので、お聞きしたところです。

新たに133世帯の里親を5年から10年で育成・確保していくことは、並大抵のことではありません。

私は昨年、アメリカのマサチューセッツ州ボストンでカウンセリングディレクターをされているティア・キンバーク氏の講演を聞き、質問でも取り上げましたが、あえてここでも申し述べます。

アメリカの里親ケアシステムは、政策的にも財政的にも既に破綻状態にあり、そのあかしとして、ボストンだけでも、里親に預けられている子供たちのうち、里親からの暴力や事故、さらには食事を与えられないなどのネグレクトにより、年間35人もの子供が死亡しており、アメリカ全土では、昨年だけでも336人の子供が亡くなっているという衝撃的な事実があります。

さらに、新たな事実として、急速に里親委託を進めた結果、里親が職業化して、手のかかる子供は途中で育児を放棄できるクーリングオフの制度まで設けられ、これにより10回20回、中には50回60回、里親をたらい回しされる子供まで出るようになっていきます。

里親をたらい回しにされた子供は、自尊心が低下し、絶望から犯罪に手を染めてしまうという社会問題にまでつながっています。

欧米がそうであるように、日本も建前は家庭的養護の推進をうたいながら、実際は予算削減のための里親移行を進めようとしていることは明らかなんです。

この強引な政策に歯どめをかけるためにも、児童福祉の現場の声をしっかり捉えた計画策定にすべきです。

昨年の答弁では、「児童福祉関係者と丁寧に

協議を重ねながら計画策定を進める」との答弁がありました。

これまで、関係者とのどのように協議をされ、またその協議の中でどのような意見が出されているのか、それをしっかり受けとっていらっしゃるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 里親等委託率の目標値を検討するに当たりましては、国の計画策定要領が示された昨年7月以降、児童養護施設及び乳児院との協議を8回、里親関係者との協議を1回実施しております。

また、児童養護施設の関係者とともに、里親等委託の取り組みが進む他県の状況も視察したところです。

こうした協議を通じまして、関係者からは、「里親等のもとで家族のように養育されることは、子供にとって幸せなことなので、多くの子供が里親等に委託されるようになってほしい」という意見や、「里親等に委託する子供の数をふやしていくことの必要性は理解しており、施設としても協力していきたいと考えているが、国の目標値は余りにも高過ぎるので、本県の実情等を踏まえた目標値にしてほしい」という意見や、「里親等委託を進めていくためには、養育力の高い里親の育成が必要となる」といった御意見をいただいているところです。

○図師博規議員 現場からさまざまな意見が出されておるようです。

まさに今、県の計画の策定が進んでいるわけですが、国は計画の中に里親委託率等の目標数値、年次ごとの目標数値も織り込むように求めてきています。

やはりこれは余りにも拙速で、子供たちは、一度目は親から離される寂しさを、そして二度目は、なれ親しんだ環境から離される寂しさを

味わうことにもなりかねません。

孤児の父である石井十次先生が開設された児童養護施設「友愛社」を経営・運営されている児嶋草次郎先生は、次のように述べられています。

「今回示されたビジョンは、日本の社会的養護の歴史に関心のない、国が指名した医者や心理学者が中心に策定されたようだが、福祉の歴史をつくっていくのは、一部の学者や政治家なのか、それとも現場で命をかけて子供たちの生活を守っている人々なのか。今、日本の福祉文化が守られるのか崩壊への道に進むのか、その分岐点に立たされている」と、強い警鐘を鳴らされています。

県は、現場の声に耳を傾け、それを受けとめ、現場に軸足が置かれた計画を策定しようとしているのか、はたまた国の示す策定要領に軸足を置いた内容になってしまうのか、どちらになるのでしょうか、福祉保健部長、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回策定する社会的養育推進計画につきましては、児童福祉法の理念である「子どもの最善の利益」を実現するために、家庭での養育が困難な児童について、より家庭に近い環境での養育を優先していくという考えに立って、本県の目指すべき社会的養育の全体像とその実現に向けた方策を示すものでございます。

そのため、里親等委託率の目標値につきましても、国の目標を念頭に置きつつ、本県の社会的養護を必要とする児童一人一人の状況ですとか、児童福祉施設等の社会資源を十分に踏まえた上で、望ましい目標値を設定する必要があると考えております。

県としましては、今後も関係機関との丁寧な

協議を重ねながら、目標値の検討を行ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 福祉保健部長も児童養護施設へ足を運ばれて、その経営者や職員の方々と意見交換をされていることは、私も知っております。がゆえに、その声が、そして血が通う県の策定になっていくことを望んでおります。

国の示す社会的養育ビジョンの中には、近い将来、未就学児の施設への入所を停止することや、入所中の子供も原則10年以内を目途に地域分散化させるなど、さらなる強制的な内容、指針も織り込まれています。

これに対し、児童福祉関係者が集まって開催された石井十次セミナー——毎年開催されておりますが——において、国のビジョンの内容見直し及び取り下げを求める「宮崎・高鍋宣言」がこの夏、打ち出されました。

私は、この宮崎・高鍋宣言が、ぜひ全国に波及していくことを願っております。

福祉保健部におかれましては、今まさにその計画策定の真ただ中にいらっしゃると思いますが、ぜひぜひ、現場の声を重く重く受けとめていただき、宮崎だからこそこの計画が作り出せたんだという、全国に示されるような内容にさせていただくことを切に願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自民党の日高博之でございます。通告書に従ひまして、順次質問をいたします。

初めに、プロモーションについてお伺いいたします。

9月11日、NHKBSプレミアムで、日向市で撮影された「ひなたの佐和ちゃん、波に乗る」の放送がありました。

このドラマは、サーフィンを題材に、主人公は澤佐和が、嫌がっていたサーフィンとの出会いを通じて自分の殻を破り、成長していく女子高生の姿を描いた、宮崎発の地域ドラマであります。

ちなみに、主人公の友人役は、鎌原副知事がよく御存じの、宮崎出身の川口ゆりなさんでありまして、また、私の巨人軍時代の先輩の娘さんということでもあります。余談で済みません。

日向市からお聞きしたんですが、撮影場所が日向市に選定された理由は、宮崎県内でも一番サーフィンで盛り上がっていることや、日向市細島地区の地域性、人柄など、演出家、脚本家から気に入ってもらったことが大きかったとのことでした。

そして、このドラマを通じて、日向市の人や自然、生活環境、歴史、文化など全国に誇れるさまざまな魅力を広く発信することにより、日向市はもとより、宮崎県の知名度の向上や移住・定住の促進につながっていく、プロモーション効果の高いドラマになったと思っております。このことについて、知事はどのように受けとめられたのか、お伺いをいたします。

次に、防災・減災対策についてお伺いいたします。

昨年の7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などの被害を受け実施された重要インフラ緊急点検の結果をもとに、昨年度の補正予算から、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、県内各地で集中的に実施されているところであります。

また、「宮崎県国土強靱化地域計画」を着実に進め、県民の命・財産を守るための防災・減災対策は、一層重要性を増しております。

このような中、防災・減災対策を推進し、県

土の強靱化を実現するためには、国土交通省所管の県事業だけでも、今後、少なくとも1兆1,000億円以上の多大な予算が必要と見込まれるわけであります。

このため、県議会におきましても、今年度6月議会で、3か年緊急対策後も継続して国土強靱化対策を推進することや、財源を安定的に確保するための措置を講ずることなどを求める意見書を可決し、国に提出しているところであり、県土の強靱化の実現に向けた予算確保は最重要課題であります。

そこで、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」完了後において、国土強靱化のためのインフラ整備の予算確保に向けた意気込みを、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、日向市を舞台としたドラマについてであります。

このドラマにつきましては、私も、7月に行われました「細島みなと祭り」に参りましたときに、主演の池間夏海さんなど、出演者の方々と対談する機会がありまして、地元の皆様の出演も含め、オール日向で取り組まれたと聞いておりましたので、楽しみに放送を拝見したところであります。

ドラマの中では、サーフィンを通して、日向市の美しい海岸の風景や、細島地区の伝統・文化、そして地域の人々の温かい人柄などが描かれておりまして、本県の魅力が全国に発信されたことを、大変うれしく、ありがたく思ったところであります。

日向市におかれましては、2年前、世界ジュ

ニアサーフィン選手権を大成功に導いたところでありまして、その後、このサーフィンを地域づくりに取り込む、生かしていくということで、「リラックス・サーフタウン日向」を進めておられます。このジュニアサーフィンの成功というものが、今回、木崎浜で行われましたワールドサーフィンゲームスの開催にも結びついたところであり、大変ありがたく思っているところでもあります。

このドラマが、まさに世界トップクラスのサーファーの熱戦が繰り広げられた、ワールドサーフィンゲームスの開催中という絶好のタイミングで制作・放送をされたところでありまして、この大会の盛り上げにも大きく貢献をいただいたものと感謝しているところでもあります。

県としましては、こうしたサーフィンを初めとした宮崎のよさや、このドラマにも描かれた温かい県民性やゆったりとした暮らしなど、「日本のひなた宮崎県」の魅力を全国の多くの皆様に認識していただけるよう、関係機関や県民の皆様の力をおかりしながら、今後とも積極的に発信してまいりたいと考えております。

次に、防災・減災、国土強靱化の取り組みについてであります。

切迫する南海トラフ地震や頻発化、激甚化する豪雨などの大規模自然災害から県民の生命、財産を守り、社会機能を維持するためのインフラ整備は、喫緊の課題であります。県土の強靱化の実現には、予算の安定的・継続的な確保が重要であると考えております。

国土強靱化につきましては、「骨太の方針2019」におきまして、3か年緊急対策後の必要な予算確保の考え方は示されたものの、これで全てが完了するわけではなく、令和3年度以降の予算が不透明な状況にもあります。何とし

でも、この予算もしっかりとした額を確保する必要がありと考えております。

このため、全国知事会等とも連携を図りながら、防災・減災対策の着実な推進を要望しております。私自身が、あらゆる機会を捉え、国土交通省や財務省に対しまして、新たな財政措置につきまして強く要望してきたところであります。また、先日行われました国土審議会においても、そのような意見を申し述べたところでありますし、特に、市町村における国土強靱化の計画づくりが大変重要になっております。

県は全て計画づくりが終わっているところではありますが、市町村において計画をつくって、需要を積み上げていく、そして予算獲得に結びつけていくことが重要ということで、ことし、九州市長会が県内で行われましたときも私が参りまして、ぜひとも御協力をお願いしたいというようなことも申し上げたところであります。

今後とも、県議会や市町村、関係団体等と連携をしながら、県土の強靱化の実現に向けて全力で予算確保に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 ひなたの佐和ちゃんの件ですが、題材にもあるように、ひなたの佐和ちゃんの「ひなた」が使われたということでして、日本のひなた宮崎県、また、宮崎県の真ひなた日向市、これが全国に発信されたことは、知事が言うように、本当にありがたいことじゃないかなと思っております。

今後とも、こういったプロモーションを積極的にお願いいたします。

国土強靱化につきましては、知事の意気込みをお伺いいたしましたが、県土の強靱化に向けた対策、特にハード事業を進めるためには、いかに予算や財源を確保していくかが重要な課題

だと考えます。

このような中、国は、国土強靱化の予算配分に当たって、来年度から地方公共団体が実施する事業については、各団体の国土強靱化地域計画に基づいて実施される取り組み、また、明記された事業であれば、重点配分や優先採択することとしており、さらに令和3年度以降は、各自治体の地域計画に基づき実施される取り組みまたは明記された事業であることを要件化することを検討しております。

このため、国の制度を活用しながら国土強靱化対策を推進するためには、各自治体が地域計画を策定することが、知事が言われたように本当に重要なこととございます。

県は、既に計画策定を終えておりますが、計画策定に着手した市町村は、宮崎県の場合は12市町村であり、まだ半数の市町村が着手できていない状況であります。

市町村が策定に着手できていない理由は、計画の対象となる分野が広範囲にわたることや、計画策定に係るマンパワー不足などがあると聞いております。

そこで、県土の強靱化を進めていくため、予算確保や市町村の地域計画の策定などの課題に対し、県は今後どのような取り組みを行っていくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県では、平成28年12月に策定いたしました宮崎県国土強靱化地域計画に基づきまして、さまざまなソフト対策やハード対策に取り組んでおりますけれども、計画実現のためには、今後も多大な予算が必要となります。

このため、先ほど知事からの答弁にもありましたように、知事を先頭に、新たな予算確保につきまして、引き続き国に対し、さまざまな機

会を通じて要望をしていくこととしております。

また、県全体の強靱化を進めるためには、県と市町村が役割分担のもと連携を図りながら対策を講じることが重要でありますことから、市町村における地域計画の策定が必要であると考えております。

このため、県といたしましては、市町村が円滑に計画策定に取り組めるよう、研修会の開催や情報提供などにより、早期策定に向けて積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 実際、いろいろ聞いたんですけど、県からの情報提供がない首長が、実際にまだにいます。

一番先に、全市町村の策定に向けて全力で取り組まなくてはならない宮崎県が、こういうことで本当に予算がとれるのかと、本当に心配でございます。

この議会も、この間、6月議会には意見書上げました。本当にこれ、何もならなかったんじゃないかと危惧するところがございます。

だから、危機管理統括監、今後、本当に本気で進めていかないと、なかなか厳しいんです。今後どうされますか、お伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 国土強靱化対策に関しましては、ハード部分を担う県土整備部などと連携をいたしまして、取り組んでいるところであります。これまでも市町村に対して、担当課長会議等の開催や市町村訪問等を通じて、地域計画の策定を働きかけてきたところでございます。

そういう中、計画の策定には、特に市町村長の理解は大変重要でございますので、引き続き未着手の市町村に対しまして、市町村長を直接訪問することなどにより、地域計画の策定を積

極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 こういった本当に重要な案件は、首長にしっかりと説明してもらうことが、本当に重要でございます。宮崎県が全県で一番先に達成したということをしかりと全国に知らしめることは、本当に重要なことですから、ぜひ、すぐ取りかかってほしいなと思っていません。

そして、私は、8月に、高速道路建設促進宮崎県期成同盟会で、丸山議長、坂本副委員長と財務省に要望に行った際に、私のほうから太田主計局長に、国土強靱化3か年緊急対策の継続の要望をいたしました。太田局長から、待ってましたかのように、「はっきり言いましょ。臨時的な措置は何年も続くことはございませんよ」と言われまして、QアンドAにはまってしまったわけですね、私が。

そんな感じで受けましたけれども、知事も財務省に要望に行かれているということでもありますので、大体ニュアンスはわかっていると思いますが、そういった側面もございまして、今まで以上に性根を入れて、予算獲得に全力で取り組んでいただきたいと思っております。ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、ポート2030についてお伺いいたします。

今年7月8日に、本県の港湾関係者など約100名が出席した宮崎県港湾協会総会におきまして、現在、国土交通省港湾局の堀田大臣官房技術参事官が来県され、「みなとからの地域活性化」と題し、本県の港湾が抱える課題の整理を初め、これからの港のあり方をわかりやすく講演されました。

この講演では、本県の魅力や、現在抱えてい

る本県の課題を数値的にも整理され、宮崎の港がどのように貢献されているのか問いかけをされました。

また、細島港におけるアジア諸国の需要拡大とともに、急増している原木の輸出への対応としての岸壁整備や、国の重点項目である農林水産品の輸出の例など、県内外の需要を取り込み、稼ぐ力を高めるための港湾における産業振興の必要性の意見など、講演があったところであります。

また、この講演の中で、国が策定した港湾の中長期政策「ポート2030」について説明がありました。

国が策定したこの政策に、非常に興味を持ったところでありませけれども、港湾の中長期政策「ポート2030」とはどのようなものか、県土整備部長にお伺いいたします、

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 議員御指摘の「ポート2030」につきましても、2030年ごろの将来を見据え、我が国の経済・産業の発展及び国民生活の質の向上のために、港湾の果たすべき役割や特に推進すべき港湾政策の方向性などを、昨年7月に国が取りまとめたものであります。

ここで示された方向性は、企業の国際的な活動を支援する「グローバル・バリュー・チェーンを支える海上輸送網の構築」「持続可能で新たな価値を創造する国内物流体系の構築」、クルーズ船のさらなる全国展開を図る「列島のクルーズアイランド化」など、8本の柱から成り、国においては、2030年に向けて経済・産業を支え、豊かで潤いのある国民生活を実現すべく、この政策の着実な実施を図ることとされております。

○日高博之議員 この講演において、堀田技術

参事官より、この「ポート2030」の県版をつくってはどうかという提案がありました。

また、この「ポート2030」の質疑応答の際には、県版を策定するに当たっては、港に係る企業や利用者などの意見をよく聞き、宮崎県としてどうあるべきか考えながら策定してほしいとのアドバイスをいただきました。

そして、私が先月、国土交通省港湾局を訪問し、堀田参事官にお会いした際に、県版の「ポート2030」の作成について意見があつて、宮崎県の取り組みに期待をされているところであります。

私も同じように、宮崎県版「ポート2030」を策定すべきと考えていますが、県において、港湾の中長期政策「ポート2030」を策定する考えはないか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） グローバリゼーションの進展や産業構造の多極化など、港湾を取り巻く国内外の社会経済情勢は大きく変化してきており、本県におきましても、海上輸送ネットワークの拡充や効率化、港湾機能の多様化が必要となっていることから、現在、新たな岸壁整備やフェリー等の大型化への対応、官民連携型複合ビルの検討などを進めているところであります。

加えて、南海トラフ地震や津波などの大規模な自然災害に備えた国土強靱化や老朽化対策、クルーズ需要への対応やにぎわい空間の創出についても、さらなる取り組みが求められております。

このようなことから、本県港湾のあるべき姿を、幅広い視点で中長期的に見据えたビジョンが必要だと考えており、今後、国や港湾関係者等に意見を伺いながら、宮崎県版の「ポート2030」の策定に向けまして、取り組んでまい

りたいと考えております。

○日高博之議員 ぜひとも、策定をよろしくお願ひいたします。

全国の都道府県が策定した港湾の中長期政策のホームページを調べましたけれども、まだ、県版の策定をした県の例はありません。

このため、本県が策定すれば、全国に先駆けて、一番に策定ができるということでありませぬ。

県版「ポート2030」を策定することが、国への予算要望時のアピールポイントとしての活用につながられますし、今後、本県の港湾整備として重要な細島港の水深15メートル岸壁の整備等にもつながってくると思っております。

来年にできれば、ちょうど語呂がよくて、「2020」から「2030」、10年ですね。年次的にもちょうど節目がいい。ですから、このすばらしい中長期政策「ポート2030」の策定をよろしくお願ひいたします。

次に、建設産業が抱えている課題について、何点かお伺ひいたします。

まず、公共工事における工事書類の簡素化についてであります。

建設業者が、県の工事に元請として新たに参加しようとする場合、現場の施工管理者などの提出書類が多く、貴重な技術者が書類作成に追われるため、書類作成を必要としない下請をしたほうがもうけ率がよいという話を、建設業者から聞いているところであります。

公共事業の品質確保を図ることが重要であることは十分認識しておりますが、建設業界の働き方改革や担い手の育成・確保のためにも、工事書類の簡素化は喫緊の課題であると考えております。

そこで、公共事業の書類の簡素化について、

県はどのように取り組むのか、県土整備部長にお伺ひをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 工事書類の簡素化につきましては、建設産業における働き方改革を推進し、担い手の育成・確保を図る上で重要であると認識しており、県では、平成21年度に簡素化要領を定め、これまで改善の取り組みを実施してきたところであります。

このような中、国におきまして、長時間労働の是正や生産性向上を図る取り組みが推進されており、建設関係団体からも、さらなる簡素化の要望があることから、ことし7月に、県と建設関係団体で構成しますワーキンググループを設置し、書類の削減・軽減を図るための具体策を検討しているところであります。

今後とも、公共工事の品質確保を図り、関係団体とも意見交換を行いながら、より一層、書類の簡素化に努めてまいります。

○日高博之議員 ワーキンググループを設置して、具体策を検討ということなので、この辺、前にどんどん進めるように、業界とうまく連携を図ってもらいたいと思います。

次に、適正な工事費の設定についてお伺ひいたします。

品確法では、発注者の責務として、適切な予定価格の設定や適正な設計変更が位置づけられておりますが、現場によっては、設計図書で示した施工条件と一致しない悪条件の場合もあるとの声をよく聞いております。

本県の平成30年度の不調・不落の発生状況を見ますと、発生率は、環境森林部が18.0%、農政水産部が19.5%、県土整備部が9.2%となっております。

建設産業においては、若年入職者の減少や技術者等の高齢化といった問題がありますが、将

来にわたって、社会資本の整備や災害からの迅速かつ円滑な復旧を担う地域の守り手として今後も活躍し続けるためには、建設業者の健全で安定した経営が不可欠であります。

そこで、建設業者は適切な利益を確保することが必要だと考えますが、工事費の設定についてどう取り組んでいくのか、まずは工事件数の多い順に、県土整備部長、農政水産部長、環境森林部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設業者が適正な利益を確保することは、将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保のために大変重要であると認識をしております。

工事費の設定に当たりましては、まずは工事箇所を調査・確認し、現場の条件や施工の条件を十分に把握した上で、工事に必要となる経費を積み上げて算出しております。

その上で、契約後、条件に変更が生じた場合には、県で作成しました「設計変更ガイドライン」に基づき、発注者、受注者双方で協議の上、設計変更を適正に行うこととしており、必要に応じて、現場の施工実態を反映した見積もりを活用するなど、現場条件を十分に考慮した、きめ細かな積算に努めているところであります。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 農政水産部におきましては、農作物の作付や農業用水の通水時期との調整などから工期に制約がある工事も多く、また、資材や機材の搬入が困難な現場条件の厳しい山間部の工事もございます。

そのため、施工方法や工事用道路などの仮設工事の検討に当たっては、建設関係団体の意見も参考にするとともに、標準的な工法で施工できない場合には、見積もりにより経費を積み上

げるなど、現場状況を十分に考慮した、きめ細かな設計積算に努めているところであります。

今後とも、関係団体と十分な意見交換を行いながら、適正な工事費を設定するとともに、公共工事の円滑な執行に取り組んでまいります。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境森林部におきましては、県土整備部と同様の取り組みを行っておりますが、工事の多くが山間部の急斜面や人里から離れた遠隔地で行われている状況にあります。

このため、建設関係団体からの意見等も踏まえまして、平成27年度から、急斜面等においては、労務単価の高い山林砂防工を適用するようにはしましたほか、昨年度から、通常より経費がかさむこととなる遠隔地の工事につきましては、諸経費の割り増しを行い、工事費に反映させております。

また、現在、立木の伐採経費につきまして、より現場条件に即した設計積算となるよう、見直しを検討しているところであります。

今後とも、職員の技術力向上に努めますとともに、建設関係団体と十分に意見交換を行いながら、より一層、適切な工事費の設定に取り組んでまいります。

○日高博之議員 環境森林部長、特に山間部は山で大変だということが答弁でありましたけど、一番危惧しているのは、やっぱり立木の伐採経費の設計積算の問題があるようでありますので、見直しをしているということなので、品確法に即した適正な事業費の確保を、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、建設工事の最低制限価格についてお伺いいたします。

建設産業の健全な経営のためには、工事の受注で適正な利潤を確保することが重要でありま

す。

工事の最低制限価格については、建設業界も要望されておりましたが、今年4月に、上限が90%から92%に引き上げられました。

宮崎県の最低制限価格は、国の算定式に、県独自の補正係数を掛けて算定されておりますが、一定の価格以下では、最低制限価格が92%に届かない状況にあります。

このため、全ての工事で最低制限価格の引き上げの効果が得られるよう、補正係数を上げるなどのさらなる見直しが必要であると考えます。

そこで、建設工事の最低制限価格の算定式には、県独自の補正係数が掛けられていますが、この補正係数を上げることはできないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 最低制限価格は、公共工事の品質確保やダンピング受注の防止を図るために設けるものであり、本県の場合、国の算定式に本県独自の補正係数を乗じることで、国や他県の水準より高い状況となっております。

本年4月に、最低制限価格の上限を90%から92%に引き上げたところであり、現時点での平均落札率は、公共三部全体で92.3%となっており、昨年度の同じ時期より約1.1ポイント上昇しております。

県としましては、建設産業を取り巻く厳しい環境は十分に認識しておりますので、今後とも、建設業団体と意見交換を行いながら、国の動向や建設産業の経営状況等を注視してまいります。

○日高博之議員 昨年度と比較すると1.1ポイント上昇したということで、引き上げ効果は出ていると。今、国土強靱化で仕事が多いから、

やっぱりそうなってくる。

しかし、これからまだわかりません。国の算定式に県の補正係数を乗じても、ごく一般的な土木一式工事で算定すると、7,500万円程度にならないと92%にならないですね。0.02%が1.05になれば、1,000万円ぐらいから92%じゃないですか。

本県は、Aクラス、Bクラスの業者が多いことから——全部建設業、私たち地元で一次を請けるんですけど——ぜひ、知事の英断で県の補正係数を上げてほしいという要望は強いです。ですから、今後とも、その辺いろいろ精査して、検討していただきたいなと思っております。

次に、建設産業の担い手確保についてお伺いいたします。

建設産業は、社会資本の整備や防災・減災を担う不可欠な存在であり、また、地域経済を支える重要な産業であります。

また、その年齢構成は、平成27年の内訳を見ますと、50歳以上が2万2,774人で全体の約52%を占める一方、29歳以下が4,109人で全体の9%と、建設業就業者の高齢化が進行している状況にあります。

このままですと、少子高齢化により、人材確保をめぐる地域間、産業間の競争の激化の中で、技術者等の担い手不足がさらに深刻化することになります。

このような建設産業の状況は、県民全体にかかわる重要な問題であります。県民の関心は高まっていないと。企業の担い手確保を後押しするためにも、建設業が大変な状況にあることを皆で共有する必要があります。そのためにも、広く意見を求め、問題を共有する機会が必要であり、私は、審議会などの活用が有効であると考え

えます。

他県の例で申し上げますと、沖縄県では、最低制限価格の引き上げなどの重要事項についても、第三者を含めた審議会で審議をしていると聞いております。

そこで、本県におきましても、こうした担い手確保など建設産業が抱える課題に対応するため、審議会などの活用により、産学官から幅広く意見を聞く必要があると思っておりますが、県土整備部長に考えをお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 担い手確保など、建設産業が抱える課題について、産学官から幅広い意見を求めることは、大変重要であると認識をしております。

このため、ことし7月、新たに建設業団体や高校、大学などの教育機関等の産学官で構成します「建設産業担い手確保連携推進会議」を設置し、学識経験者等から、保護者やUターン者向けの情報発信の重要性や、インターンシップの有効性など、建設産業が抱える労働環境や雇用実態に即した貴重な御意見をいただいたところであります。

県としましては、まずはそれらにしっかりと対応していくため、今後ともこの連携推進会議を活用するとともに、定期的に建設業団体と意見交換をしながら、現場の実情に応じた必要な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 なぜこういう質問をしたかといいますと、担い手確保のためには、まず、「給料が高い」「休暇がある」「希望が持てる」という「新3K」へいかに脱皮をしていくか。そのためには、建設産業というものの全体の体質改善がどうなっているのか、品質の向上、これは県民から支持してもらう必要がある

からであります。

ぜひ、「建設産業担い手確保連携推進会議」を本当に実のあるものにしていただきたい。部長、今後とも見守りたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、話題をかえまして、特別養護老人ホームの現状と今後のあり方についてお伺いいたします。

公益法人全国老人福祉施設協議会が行った、介護老人福祉施設等の平成29年度収支状況等調査によると、赤字施設は過去最大の36.2%になっており、経営状況の厳しさが増していること、さらには、内部留保のうち現預金として再投下が可能な社会福祉充実残額について、拠点単位で集計を行ったところ、集計対象施設のうち74.7%の施設において、充実残額がマイナスとなっており、約7割の施設で再投下可能な財源を持ち合わせていないという結果でした。今後、建てかえ等に際しては、大きな課題になると予測されます。

そこで、本県の状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員から御質問のありました、全国老人福祉施設協議会が実施した収支状況等調査につきましては、都道府県ごとの状況が公表されておられません。このため、集計方法が若干異なりますが、社会福祉法人が公表した財務諸表等をもとに、県において独自に集計した結果を申し上げます。

まず、県内の特別養護老人ホームの拠点ごとの収支状況であります。平成29年度決算において、サービス活動とサービス活動外の総合的な収支を示す「経常増減差額」がマイナスとなっている、いわゆる赤字施設でございますが、民設民営の100拠点中37拠点、37.0%となっ

ております。

次に、平成30年4月1日現在で、法人の活用可能な財産から、将来の建てかえ費用など事業継続に必要な財産を控除した「社会福祉充実残額」がない社会福祉法人は、県内の特別養護老人ホームを運営する74法人中55法人、74.3%となっておりまして、いずれの数値も、全国とほぼ同様の結果となっております。

○日高博之議員 集計方法が若干異なるということで、しかし、こんなにひどいのかと、正直、びっくりしたところであります。

赤字施設が100施設中37施設、そして、社会福祉充実残額がない社会福祉法人が、74法人中の55法人。単年度とはいえ、地域包括ケアシステムを構築する中での中核的な社会福祉法人、また特別養護老人ホームの現状は、本当に厳しい。

また、中山間地域の施設においては、特別養護老人ホームそのものが地域の産業になっているんですね。このままだと、先行きが見えず産業の衰退にも大きくかかわる死活問題だと、切実なことを言っている自治体もございます。

また、指定権者である県の役割も非常に重いというふうに考えております。

そこで、特別養護老人ホームの経営の状況について、どのように受けとめ、今後どのように対応していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 特別養護老人ホームは、重度の要介護者の受け皿として重要な役割を果たしておりまして、入所者に安心した生活を提供する上でも、その経営が健全であることが求められると考えております。

先ほど答弁しました収支状況につきましては、平成27年度の介護報酬改定において、基本

報酬が引き下げられた影響もあると考えられますが、特別養護老人ホームの経営を取り巻く環境は、各施設やそれを運営する社会福祉法人によってさまざまありますので、今後さらに詳細な分析を行いたいと考えております。

また、分析結果を市町村等と共有しまして、関係機関が連携して特別養護老人ホームの健全経営に向け知恵を絞るとともに、健全な経営が維持できるよう、施設の収入の大部分を占める介護報酬の適正な改定について国へ要望することも含め、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 部長が言われたとおり、まず分析してどうなのか。それを、どう市町村と連携していくのかということが、すごく重要になっております。連携というか、問題意識を市町村と共有することが非常に重要だと思います。ここに力を入れてほしいなと思っております。

次に、民生委員についてお伺いいたします。

山間部などの過疎地域においては、地域住民、特に高齢者のさまざまな困り事があると思います。

市町村社会福祉協議会や民生委員といった地域福祉にかかわっている人たちは、これらの声を直接聞く機会が多いと思われませんが、福祉保健部長に代表的なものを教えていただきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 民生委員・児童委員につきましては、みずからも地域住民の一員として、地域福祉の一翼を担っていただいております。県内では平成31年4月1日現在、2,317名の方が活動されております。

その活動報告によりますと、相談・支援件数で最も多いものは、通院の付き添い、買い物の

代行、ごみ出しなどをどのように行えばよいのかなどの困り事が、全体の4分の1となっております。最多を占めております。

また、中山間地域の方からは、独居の高齢者の見守りや話し相手などの、地域に密着した活動への要望が多いと伺っております。

○日高博之議員 ことは、民生委員の改選の年に当たると思います。都市部もそうですが、特に過疎地域においては、なり手がいないといった声をよく聞いております。

また、児童虐待や高齢者のひとり暮らし世帯の増加が社会問題となり、民生委員の役割が本当に増大をしております。

そこで、民生委員の人材確保に向けた取り組みについて伺いたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 人口減少や価値観の変化が進む中で、議員の御指摘のとおり、民生委員・児童委員の担い手の確保が課題となっております。

このような中、県では、その功績や活動を県民に周知するため、知事表彰等を行っているほか、PR動画の作成やフォトコンテストの開催、県政番組等の活用などの広報に取り組んでおります。

また、民生委員・児童委員の活動をサポートするとともに、将来的に後継者にもなり得る福祉協力員等の設置を推進しているところです。さらに、幅広く候補者の選定や推薦をお願いするために、市町村を直接訪問しております。

今年度は3年に一度の一斉改選の年でございますので、今後とも、市町村と手を携えて、民生委員・児童委員の人材確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 困り事、地域の実情を誰よりも把握しているのは民生委員の皆さんでありま

すので、まさしく地域のキーパーソンに、必ずこれからなってくると思います。

しかしながら、その活動に対する報酬というのは本当に低くて、これは大きな課題だと私は思っております。処遇改善についても、やはり国に強く働きかけていただきたいというふうに要望したいと思っております。

次に、中山間地域の活性化について伺いたします。

日向市においては、市の福祉部門と市の社協、社会福祉法人が協力して、介護保険のサービスDと言われる総合事業の中で、地域の高齢者の足の確保といったことを検討していると聞いております。

この取り組みがモデル的に成功すれば、山間部などの過疎地域でも応用できるのではないかと、期待をしているところであります。

県として、この取り組みを積極的に応援してはどうかと思っておりますが、福祉保健部長に見解をお伺いたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者の移動支援につきましては、特に交通手段の乏しい山間部において、極めて重要で喫緊の課題だと考えております。

議員御指摘の取り組みは、日向市によりますと、現在、市内の山間地域を対象に、介護保険を利用せずに実施しているモデル的取り組みを、「介護予防に資する通いの場に行くための移動支援」として、財政的に安定した事業運営のため、介護保険事業に移行させる予定というふうに伺っております。

県としましては、介護保険制度への移行に当たっては、その対象者が要支援者等に限定されるといった課題もありますが、この取り組みが、他の山間部の過疎地域でもそのまま応用で

きるのか、関係する町村等と意見交換をしてみたいと考えております。

また、高齢者の移動支援については、介護保険制度の適用といった福祉・保健分野に限らず、まちづくりや交通政策といった観点からの部局横断的な取り組みが必要だと考えております。

○日高博之議員 日向市の取り組みもうとしている高齢者の移動支援の可能性を、県も、先見の気持ちは持って後押しをしていただいて、また、県もそれをどう活用できるかというところが、本当に重要だと思います。

私、1期目からずっと福祉保健部といろいろなやりとりをしてきました。ここで、福祉保健部長に要望をいたします。

ことは、部長、次長、長寿介護課長、介護連携室長、さらには施設、居宅のリーダー、これが一気に全部変わりました。

総務部長、人事にクレームをつけるつもりはありませんが、正直、1年やそこらで、介護保険は簡単にマスターできるものではございません。そしてまた、市町村の介護保険担当者からも、県の担当職員の継続を望む声を強く聞きます。これで、本当にこの地域包括ケアシステムの構築ができるのか、そういったことも踏まえて、部長に改革をしてもらいたい。

ぜひ、福祉保健部の事業を思い切りゼロベースで見直して、例えば、ことはこれとこれとこれを、目標を立てて必ずやり遂げるんだといったようなめり張りをつけて、知恵とアイデアを結集してもらって、山より重い福祉保健部を、ぜひ動かしていただきたいと、エールを送ります。よろしく願いいたします。

次は、総合政策部長に伺います。

山間部などの過疎地域の小さな集落におい

て、お互いの助け合いで、買い物支援をしてあげたり、病院まで乗せていったりというようなことも、実際にあると聞いております。

今後は、こういった集落単位の取り組みについても持続できるような仕組みにしていけないと思いますが、総合政策部長の考えをお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 中山間地域におきましては、県平均よりも早く進む少子高齢化の中で、将来にわたって安心して暮らすことのできる環境づくりが喫緊の課題となっております。

そこで、今年度、中山間地域振興計画を改定いたしまして、「宮崎ひなた生活圏づくり」として、拠点となる集落と周辺集落のネットワーク、あるいは医療・介護・防災といったセーフティネットの構築等に、福祉保健部など関係部局と連携して取り組むこととしております。

その際には、地域住民の主体的な取り組みも重要でありますので、生活に必要な移動手段の確保を初め、高齢者宅への配食ですとか日常の買い物支援といった、福祉サービス等の課題についても話し合いを行い、地元市町村や団体等と連携しながら、持続可能な仕組みづくりに取り組む地域運営組織の形成などについても支援を行ってまいりたいと考えております。

○日高博之議員 福祉保健部長と総合政策部長、連続で聞いたんですけど、この高齢者の移動支援という、簡単に言えばそれだけかもしれませんが、これ、はっきり言ってニーズ高いです、これから。地域包括ケアシステムを構築していく上ですね。だから、総合政策部長、やはり福祉保健部だけではできないんですね。わかりますよね。

もうこれは、連携といっても、前の部長にも

言ったけど、縦割りがあるんです、見えない縦割りが。これをどうにか崩していく、交わりを持つ。これはやっぱり、筆頭部長である総合政策部長の使命でありますから、ぜひ、それをやってほしいなど。この高齢者の移動支援については、福祉保健部長と真の連携をとってもらいたい。同じ「ワタナベ」ですから、ぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。第81回国民スポーツ大会の天皇杯獲得に向けた競技力向上の取り組みについて、お伺いをいたします。

天皇杯獲得を目指すためには、まず、国体で活躍できる選手を確保することが重要であると考えます。

少年競技の強化については、県の強化指定校を中心に強化が図られているようですが、成年競技については、県内の有望な高校アスリートの多くが、都市部の大学へ進学した後、そのまま県外で就職している状況があり、本県の大学や企業等で活躍する選手が少ないのではないのでしょうか。

まず、何よりも本県で発掘・育成した有望選手は、県内でしっかりと確保していくことはもちろん、全国で活躍しているアスリートについても、県内の企業等で確保していくことが、本県の競技力向上につながると考えます。

そこで、県内外の有望なアスリートを確保するための受け皿づくりについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得を目指すためには、議員御指摘のとおり、全国トップレベルのアスリートを県内企業等で確保し、成年競技の競技力向上を図ることが、大変重要であると考えております。

また、このことは、企業等にとりましても、イメージアップや社員・職員の連帯感の向上など、さまざまな効果があると伺っております。

そのため、宮崎県競技力向上対策本部に、経済団体や関係部局の関係者で組織します「社会人アスリート等確保専門委員会」を設置しまして、7月に開催した第1回会議において、受け皿づくりに向けたさまざまな検討を行ったところであります。

今後は、本県企業、経済団体などとさらに連携を深めながら、アスリートの活躍できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ぜひ、選手強化をよろしくお願いいたしたいと思いますが、それに加えて、指導体制の強化についても、早急に取り組むべき課題だと私は思っております。

私が以前、一般質問で取り上げました、富島高校の例ですが、濱田監督が就任したら、廃部寸前だった野球部を二度甲子園出場に導いたと。全国でも紹介されるなど、大きな成果があったと。

選手の能力を伸ばすかどうかは、やはり指導者次第だと思います。私も野球をしていたんで、私はちょっと指導者に恵まれなかったからしようがないんですけど。また、指導者を支える環境の充実も非常に大切だと考えます。

そこで、指導体制の充実・強化にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 昨年度策定しました、宮崎県競技力向上基本計画の中で、対策の一つとして、指導体制の充実・強化を掲げているところであります。

現在、県内の有望指導者を、全国の強豪校や大学、企業チームへ派遣したり、また、強化指

定校の部顧問や、国体に出場するチームの監督を対象とした研修会を開催したりするなど、県内指導者の資質向上を図っているところであります。

また、今年度からの新たな取り組みといたしまして、全国トップレベルの指導者、例えば、馬術競技や剣道競技等において、国体や全国大会で優勝に導いた方などを、「国体チームアドバイザー」として招聘いたしまして、組織体制の指導・助言や、技術指導等を始めたところであります。

今後は、天皇杯獲得を目指して、これらの取り組みをさらに充実させるなど、さらなる指導体制の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 国体チームアドバイザーということですね。全国よりすぐりの実績のある指導者を一本釣りで招聘させると。これは、今の教育委員会からすると、何か1ランクも2ランクも上がったような気がしてるんですけど、徹底してこれには取り組んでもらいたいなと思っております。

さて、6月議会で、「天皇杯を目指すために、練習環境の整備などの課題についても、競技団体や関係機関等と連携しながら取り組んでいく」と、教育長が答弁をされております。

環境条件の整備については、県の基本計画に盛り込まれており、選手の発掘・育成・強化や指導体制の充実・強化を計画的に進めていくことはもちろんですが、選手強化を図るための基盤となる練習環境の整備についても、競技力向上には欠かせないことだと私は認識しております。

もし、整備されていないものがあれば、日常的に計画的な練習ができるように、早急に対応

すべきだと考えます。

そこで、選手が効果的な練習を行える環境整備について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、天皇杯獲得を目指すためには、選手が実戦感覚や技術を確実に身につけ、効果的な練習が行えるような環境を整備することが、大変重要であると認識しております。

しかしながら、老朽化している施設を初め、十分な機能を満たしていない施設等で練習を行っている現状もございます。

このことから、選手が最大限のパフォーマンス・競技能力を発揮できるよう、競技団体や関係機関、関係部局等と連携を図りながら、計画的に環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 体操とか水球、アーチェリーとか、多分そういうのはないかと思っていますから、その辺もしっかりと対応ができる環境をつくっていかなくちゃなんというふうに思っているんです。天皇杯を目指すわけですから。

だから、教育長、県を挙げて最大限に努力するじゃなくて、推進をしてもらいたいと思います。よろしくお伺いいたします。

最後に、進洋丸の代船建造の進捗状況についてお伺いいたします。

去る9月5日、宮崎県海洋高校の生徒34名が、約70日間にわたるハワイ沖での長期乗船実習に向けて出港いたしました。

出港の際、校長先生から、乗船実習を経験することで、見違えるほどに生徒たちが成長して帰ってくるということを伺いました。これからの社会に羽ばたく子供たちが協調性や忍耐力を身につけるためにも、実習船での実践教育は欠かせないものであると思います。

このように、水産海洋教育の重要な役割を担う実習船「進洋丸」であります。「県民の船」としての多目的な利用や災害時の支援活動など、県が所有する船として大変重要な側面を持っております。

しかしながら、竣工から15年がたち、実習船の一般的な耐用年数が20年であることを考えますと、船体の老朽化が心配され、外洋での航海を行う実習船として、また多目的利用の面からも、早急な代船建造が望まれるところであります。

そこで、宮崎海洋高校実習船の建造計画について、現在の準備状況を教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 宮崎海洋高校の実習船についてであります。議員の御指摘のとおり、また、議会からもそのようなお話を承っております。この実習船は、耐用年数が迫っていることもあり、乗船実習の安全を確保するためには、新たな実習船の建造が必要であると考えております。

そのため、県教育委員会と海洋高校での意見交換を行うとともに、外部有識者などを招いての会議において、実習船の仕様や利活用に加え、防災面や木材の利用など、さまざまな観点から意見をいただいているところであり、また、他県の実習船を視察し、建造に関する情報の収集も行っているところであります。

今後、いただいた意見や情報をもとに、建造に向けた検討を鋭意重ねてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ぜひとも、「県民の船」として、利活用の幅を広げた、費用対効果の高い実習船の建造をお願いしたいと思います。

さて、もう本当に最後の最後なんですけど、

視点を少し変えますが、現在、マイクロプラスチックに代表される海洋汚染や地球温暖化、さらには、大規模な自然災害等が各地域で発生し、持続可能な社会の構築のためにも、さまざまな場面での対応が求められております。

特に環境面におきまして、国際条約の規制により、寄港地によっては、窒素酸化物の排出を抑制する脱硝装置の搭載も義務化されると聞いております。

そこで、今後、実習船を建造するに当たって、どのような点に配慮すべきと教育長は考えているのか、お伺いをいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 海洋水産業の担い手を育成します実習船について、まずは、教育課程上必要となる実習を安全に実施するための適切な基本性能・規模が重要であると考えています。

あわせて、近年、環境に対する規制が世界的に進んでいることから、今お話にありましてしており、今後、実習船建造を計画していく際は、脱硝装置等の環境基準への対応も大変重要であると認識しております。

また、実習船は、災害時の救援活動や避難施設としての活用なども考えられますことから、これまで以上に県民の期待に応えることができる船となるよう、多方面からの御意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 脱硝装置は絶対つけないと、港に寄港できないということになりかねないの、これは強く要望いたしたいと思います。

県には、進洋丸のほか調査船宮崎丸——知ってますかね、知らないですね。これも竣工から、実をいうと16年たっております。老朽化が本当に心配されております。これは、次の機会にやりたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 通告に基づいて質問をさせていただきます。

観光庁が発表した7月の訪日旅行者のうち韓国人は、昨年同月に比べ7.6%減となりました。4月～8月の宮崎空港を利用したソウル線の外国人は、昨年同期に比べ26.7%と大きく減少しております。

イースター航空は、あすから運休することになりました。例年、冬の時期になると、韓国から多くのゴルファーが宮崎にも見えますけど、これも大変心配であります。

県産材の丸太が、昨年、韓国に3万9,000立方メートル輸出されております。宮崎市、綾町、美郷町は、韓国の地方都市と姉妹友好都市の連携を結んでおり、国と国との関係はもちろんのこと、本県も経済・文化において韓国とは深い関係にあり、多くの県民の皆さんが心配し、関心を持っておられると思います。

今日の厳しい関係になった始まりは、半導体の原材料などの輸出規制に続いて、8月2日、韓国を輸出管理の手続を簡素化する優遇措置の対象国(ホワイト国)から除外することを閣議決定したことにあります。

政府は、除外の理由を「安全保障のための輸

出管理の見直し」と説明しましたが、昨年10月30日の韓国の最高裁判所の判決を初め、徴用工をめぐる問題についての対抗措置であることは明白であります。

政府が、「徴用工問題は1965年の日韓請求権・経済協力協定で解決済み」という立場をとっているように、この問題はまさしく政治問題であるのに、これを貿易問題に使うという、政経分離の原則に反する道にかじをとったために、一層深刻な関係になっていると思います。

本県においても暗い影を落としている今日の日韓関係について、知事の所見を伺いたと思います。

あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

我が国と韓国との間には、さまざま課題があるわけでありますが、東アジアに位置する日本にとりまして、韓国は、地域の安定と経済成長を進める上で欠かすことのできない大切な隣国であると認識しております。

私としましては、こういう難しい時期だからこそ、地方レベル、民間レベルの交流はしっかりと続け、未来志向の日韓関係を次の世代に引き継いでいきたいと考えております。

なお、アフリカ豚コレラが初めて韓国で確認されたところではありますが、畜産県としまして、しっかりと水際防疫、また防疫の徹底に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 韓国と日本の歴史的関係を正確に捉えなければ、徴用工の問題を論ずることはできないと思います。にわか勉強ではありますけど、幾つか述べておきたいと思います。

明治維新から10年もたたない1875年、日本はソウルの入り口にある江華島に軍艦を出動させ、挑発し、砲撃戦で砲台を占領しています。

韓国・朝鮮への本格的侵略に乗り出したのが、1894年の日清戦争です。日清戦争に勝利した日本は、朝鮮への清国の影響力の排除を約束させます。

翌年10月、公使の三浦梧楼の指導のもと、軍が王宮に押し入り、日本への抵抗の中心であった明成皇后（閔妃）を殺害し、遺体を井戸に投げ込んでおります。

1904年の日露戦争は、韓国と中国東北部の覇権をめぐる日露双方からの侵略戦争でありました。戦争後、韓国に対する日本の覇権は無制限となっていくます。1910年に韓国併合条約を押しつけるのでありますが、それに至るまでの経過は、軍事的強圧のもとで行ったことを、伊藤博文や林権助が赤裸々に回想いたしております。

1910年8月29日に韓国併合条約は公布され、呼称を「韓国」から「朝鮮」に変更し、36年に及ぶ植民地支配が続きます。司法・行政・立法の三権を握る朝鮮総督府を設置し、初代総督には現職の陸軍大臣を就任させております。

1931年の満州事変以来の15年戦争に突入り、1938年に国家総動員法を制定し、当然のことながら、朝鮮においても戦争に動員をかけるため、皇民化政策を強力に進めます。「皇国臣民ノ誓詞」を制定し、「私共は心を合わせて天皇陛下に忠義を尽します」などと、学校・工場などで毎日唱和させ、さらに全ての村に神社をつくり、天皇崇拜を押しつけてきました。

1938年には、学校において一切の朝鮮語を禁止し、また御承知のように、1940年には名前を日本式に変えさせる創氏改名を強行しておりま

す。国民徴用令を発令し、朝鮮においても強制的に動員され、植民地であった朝鮮において最も弱い立場にあった人々が犠牲になりました。

こうした侵略と植民地支配なくしては、徴用工も、いわゆる慰安婦もありませんでした。私は、日本帝国主義による侵略と36年に及ぶ植民地支配が、韓国・朝鮮の人々から国を奪い、人権と尊厳を奪い、言葉や名前すら奪った事実を直視しなければならないと思います。

知事にお伺いします。日本帝国主義の朝鮮・韓国への侵略と植民地支配がなければ、徴用工問題は発生していないと思います。これは、修正しようのない歴史的事実であると思いますけど、知事はどう思われるか、所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 旧朝鮮半島出身の労働者につきましては、第2次世界大戦中、朝鮮半島が日本の統治下にあったという時代背景の中で、日本に渡って労働に従事した人たちのことであります。

さきの大戦及び植民地下との関係性につきましては、さまざまな御意見があろうかと承知しております。

○来住一人議員 毎年のことですが、ドイツのシュタインマイヤー大統領は、ポーランド侵攻から80年の9月1日、先日のことですが、ワルシャワの式典で、「80年前のこの日、ドイツはあなた方の国ポーランドを侵略した。この戦争はドイツの犯罪だった。私は犠牲者の苦しみにこうべを垂れる。ドイツの歴史的罪に対し許しを請う」と演説をいたしております。

対照的なのが安倍首相です。ことしの終戦の日の式辞においても、アジア諸国への謝罪は一切なく、「謙虚」という言葉も消えました。きわめつきは、戦後70年の談話で、朝鮮半島と中

国東北部の覇権を争った日露戦争を、「植民地支配のもとにあった多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけた」と述べて、朝鮮への侵略と植民地支配を正当化いたしました。また、我が党の志位委員長の質問に、「ポツダム宣言は、つまびらかに読んでいない」と、このように答えましたが、これらは日本の一部の右翼には通用するでしょうけど、アメリカを初め、世界では全く相手にしてもらえない、笑い物になると思います。

日韓基本条約交渉の過程においても、日本政府は、植民地支配や徴用工などの不法・不当性は認めませんでした。1993年の慰安婦問題に関する河野洋平官房長官の談話、95年の村山首相の談話、両国政府間で反省が初めて文書化されたのが、98年の小渕首相と金大中大統領との日韓パートナーシップ宣言でありました。

宣言には、小渕首相が、「我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。」と記載してあります。

国と国との関係の基礎は信頼であると思います。その信頼は、歴史的事実を相互に認め、共有することによって確立すると思いますけど、知事の所見を求めておきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 国家間の関係におきましては、歴史を正しく認識し、相互理解と信頼に基づいた関係を築いていくことが重要であると考えております。

○来住一人議員 詳しく申し上げることはいたしません。日韓請求権協定は、日韓両国が国家として持っている外交保護権を相互に放棄したものであって、個人の請求権を消滅させたものではないことを、1991年と1992年に柳井外務

省条約局長が、国会で2回答弁をしております。昨年11月14日に衆議院外務委員会で、河野太郎外務大臣も同じ趣旨の答弁を行っております。

中国の元徴用工の方が西松建設を訴えた裁判において、日本の最高裁も、裁判上訴求する権能を失ったものの、個人の請求権を消滅させたものではないと判断をしております。これによって、西松建設は謝罪し、和解金を払って解決しているのであります。

そもそも徴用工問題は、重大な人権侵害による被害の回復を図る問題です。したがって、国家間でいかなる合意をしようとも、被害者の納得を得るものでなければ解決に当たらないと思います。個人の請求権が消滅していないことは、日本の政府も日本の最高裁判所も一致して認めていることでもありますから、被害者の尊厳と名誉を回復する措置を冷静に講じることが重要であると思いますけど、知事の所見を伺っておきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 請求権に関しましては、1965年に、いわゆる日韓請求権協定が締結されているところでありまして、政府見解、個人の請求権も含め日韓間の財産請求権に関する問題は、完全かつ最終的に解決されたとする見解が示されているところであります。

私としましては、今後、両国政府におきまして、この協定に基づき、適切に解決が図られるべきものであると考えております。

○来住一人議員 今の知事の答弁では、最高裁の判決、それから先ほど申しました柳井局長の発言、そしてこの前まで大臣であった河野大臣の昨年の10月での発言については、追認されていないのかなと思いますけど。

宮崎県に来県する外国人で最も多いのが韓国

の方であると、昨日、部長が報告をされました。

私は、一定時間を割いて、日韓問題について述べました。それは、関係が正常化され、両国民が互いに笑顔で往来できるようになることを願うからであります。また、日韓関係の歴史的事実を正確に知ることは、私たちと次の世代が、世界とアジアでともに共存するために大変重要であると思うからであります。

「未来志向」という言葉がありますが、過去の侵略や植民地支配がなかったかのように歴史を改ざんしてこの言葉を使うことは、韓国の人々をさげすむからこそ出てくる言葉だと、私は思います。

この問題は、この程度でとどめておきたいと思えます。

次に、後期高齢者医療保険に関して質問をいたします。

厚労省が、我が党田村智子参議院議員に提出した資料によりますと、保険料を滞納した人に対する差し押さえなどの滞納処分が、2019年度までの9年間に約8倍にふえております。滞納処分率の最も高いのが我が宮崎県で、28.7%です。次いで長崎県が15.2%、福島県が14.5%で、宮崎県は断トツであります。

まず、事務的なことをお聞きしますが、保険料徴収は普通徴収と特別徴収に分けてあります。何を境に分けられているのか、報告を求めたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 後期高齢者医療制度における保険料の納付方法には、口座振替や納付書により納付する「普通徴収」と、年金から保険料をあらかじめ差し引く「特別徴収」がございます。

このうち、特別徴収については、差し引きが

行われる年金の年額が18万円以上で、かつ、後期高齢者医療の保険料と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の方が対象となります。

本県における平成30年度の特別徴収と普通徴収の方の割合は、特別徴収が79.3%、普通徴収は20.7%となっております。

○来住一人議員 平成29年度の本県の被保険者数は18万3,721人、うち20%の3万6,812名の方が普通徴収であります。このうち、滞納されている方は1,582名、4.3%であります。そして、この中の454人が差し押さえ滞納処分を受けております。ちなみに、滞納額は1人平均1万9,000円であります。

私は、基本的には、悪意を持って滞納している高齢者はいないと思えます。年金が1カ月1万5,000円未満でありますから、悪意を持ちようがないわけです。

保険料滞納の主な要因を調査されたことがあるのでしょうか。また、要因は何が考えられるのでしょうか、答弁を求めたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保険料の賦課・徴収については、市町村において行われておりますが、お尋ねの調査については、後期高齢者医療広域連合とともに、市町村との事務打ち合わせにおいて聞き取りを行っているところであります。

保険料が滞納となる要因としましては、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となられた方において、口座振替が開始されるまでの間の保険料を納め忘れていたことや、収入など経済的な状況などと承知しております。

○来住一人議員 年金が1カ月1万5,000円未満であり、当然、年金だけでは生活できませんから、80歳になっても90歳になっても働いてい

らっしゃる方ももちろんいらっしゃると思います。

要因は一人一人違うと思います。保険料を納めなければならないことを理解できない人もいます。それから、体調が悪くて、納めに行くにも家を出ることができない人もいらっしゃいます。子供の扶養に入っているけど、子供に保険料の話を切り出せない人もいらっしゃると思います。督促状が来ても理解できない人もいるかもしれません。

年金を1カ月1万5,000円も受けていない人に保険料をかけること自体が問題でありますけど、80代、90代の高齢者に、納税相談に市役所に出てこいと、また、わずかな預金を差し押さえるということなどは、私は人間のやることではないと思います。

来月より消費税が引き上げられ、さらに最大9割軽減している特例措置も廃止しようとしております。暮らしはますます深刻になります。差し押さえ処分を直ちにやめて、高齢者の家に出かけて行って、納得いただける丁寧な対応が重要だと私は思うんです。こういう立場から、指導・助言が必要ではないかと思っておりますけど、部長の所見を求めたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 市町村におきまして、保険料の徴収に当たっては、被保険者の状況を十分に把握し、分割納付など、まずは納付相談を行うとともに、多くの市町村において、被保険者の実情に応じ、戸別訪問による対応が行われていると承知しております。

その上で、納付相談に応じていただけない方や、納付相談における納付期限が守られていない方については、被保険者間の負担の公平性の観点から、必要に応じて差し押さえなどの滞納処分が行われております。

県におきましては、被保険者それぞれの実情に応じた適切な対応が図られるということが重要だと考えておりますので、後期高齢者医療広域連合とともに、市町村との事務打ち合わせにおいて、定期的に、保険料の納付に関する取り組み状況を確認し、必要な助言を行っているところであります。

○来住一人議員 一人一人の方に対して納税の相談をするというのが大事だと思います。

私が言いたいのは、それも一人一人によって違いますから、例えば痴呆が入っている人だとか、御夫婦一緒にいても両方とも体が悪いとか、そういう人たちに役場に出てこいと言ったって、出ていけないわけですから。そういう意味で、僕は、本当に丁寧な対応が必要だということを申し上げているところでございます。

次に行きます。重度心身障害者医療費助成の通院の現物給付への移行についてお尋ねします。

この9月議会においても、現物給付への移行の時期について、いつになるかが、さきに議論されました。答弁は、2月議会の部長答弁の趣旨から変化はなかったと思っております。

2月の答弁は、「早くとも32年度中になるものと想定しております」というもので、これは、「遅くなったらいつになるかわからない」とも受け取ることができるというものです。

ことし1月9日、県市長会・町村長会から現物給付方式導入の要望を受けた際に、知事は、「スピード感を持って調整する」と述べられております。

大変な年数と巨大な予算を必要とする大事業は別にして、物事を計画する場合、少なくとも何年度までに完成させるというものがあって当然だと私は思います。

障がい者の方々を初め、県民の皆さんも、実施主体である市町村も、みんな望んでいる。県議会も既に合意している。さらに、入院については、既に現物給付化されております。子供の医療費助成の現物化は久しいものです。全国では多くの県が実施している。このような状況から、数カ月もあれば計画は完成すると、私は思っております。

部長にお尋ねします。現物給付化するということについては、どなたも異議はないと思いません。克服に時間を要している難問は何があるのか、また、その難問の解決にどのような努力をされているのか、これからどれほどの時間を要するのか、県民の皆さんにわかるように説明をしていただきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 重度障害者（児）医療費助成の外来の現物給付化につきましては、2月議会での答弁のとおり、実施時期は、早くとも令和2年度中になるものと想定しております。

これは、現物給付化により、事業費の増大やシステムの改修など新たな財政負担に対応するといったことのほか、実施主体である市町村の条例改正や利用者への周知、支給手続、さらには、自己負担の精算窓口が医療機関に変わることに伴う関係機関との調整に要する時間などを考慮したものであります。

現在、この4月に設置した市町村との検討会において、県補助スキームや実施手順等について、他県の先例も調査しながら、現物給付化に向け、検討を重ねているところであります。

○来住一人議員 今お聞きした中で、特別困難だと、調整には物すごく時間がかかると、そういうのは受け取れませんでした、残念ですけども。

実際は、おっしゃるとおり、現実には市町村が条例を改正しなきゃなりません。来年の4月からやろうということになったら、今度の12月の議会に各市町村が条例化しないと、かなり厳しいと思います。もちろん、3月の議会ではできないこともないと思えますけど。

ですから、そういう点から見れば、やはりそういうことは前もってわかってるわけですから、早くから準備していくことが大事だと思います。

改めて部長にお聞きしますが、「遅くとも来年度中に実施できるように努力したい」と、このように、ことしの2月の答弁を変更はできないんでしょうか、改めて聞いておきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 実施時期につきましては、先ほどの答弁のとおり想定をしておりますが、引き続き、市町村としっかり連携して諸課題を整理し、重い障がいのある方の願いにできるだけ早く応えられるよう、取り組んでまいります。

○来住一人議員 とにかく、一日も早く実現して、障がい者の方々に、また、県民の皆さんに安心を届けていただきたいと思えます。

次に、夜間中学校の必要性について、先に質問させていただきたいと思えます。

まず、2016年に成立しました義務教育機会確保法と、2018年に閣議決定された第3期教育振興基本計画は、夜間中学の必要性と開校についてどのように強調しているのか、教育長の報告を求めたいと思えます。

○教育長（日隈俊郎君） 2018年に閣議決定されました第3期教育振興基本計画におきましては、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよ

う促進すること、また、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することが示されたところであります。

○来住一人議員 確保法と基本計画によって、夜間中学拡充を国の方針とし、地方自治体に対しても、「当該地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務」を課しております。そして、今お話がありましたように、各県に1校は開校するように求めているものであります。

文科省は、夜間中学校を描いたドキュメント「こんばんはⅡ」を選定映画として、各都道府県教育委員会の代表を集めて試写会を行っております。

教育長は、この「こんばんはⅡ」は視聴されたとお聞きしておりますけど、視聴しての感想を述べていただきたいと思います。また、この映画の普及の計画はあるのか、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 私も、この夜間中学を描いた映画「こんばんはⅡ」を視聴いたしました。その中で、学生時代に不登校であった方や、外国出身の方など、十分な教育を受けることができなかった方々が、夜間中学で学ぶことができる喜びを語る姿が描かれておりまして、余り知られていない公立夜間中学や自主夜間中学の状況を知ることができる貴重な内容であると感じたところであります。

この映画の普及についてでございますけれども、機会を捉えて、市町村へ紹介してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 私も視聴いたしました。夜間中学で学んでいる方々が、それぞれ話されているのでありますが、学校に登校できなかった理由もそれぞれであります。人が人として人生を

送る上で、最低必要な知識を得ることが、これほど人生を前向きに変えて、確信を与えるものか、本当にはかり知れない力を発揮しており、感動の連続でありました。

本議場にいらっしゃる多くの皆さんが、既に視聴されているかと思いますが、もしまだという方は、ぜひ一度、視聴をお薦めしたいと思います。本当に心が洗われますから。これがそうでございます、37分のものであります。女優の大竹しのぶさんがナレーターをしていらっしゃいます。

いただいた資料によりますと、平成29年度の中学校の不登校生徒が868人で、うち102名が年間出席数が10日以下、1日も出席しなかった生徒が33名です。1年生から3年生まででありますから、これが102名でありますから、1学年に直しますと34名が、ほとんど学校に行っていないということになります。

しかし、卒業証書は授与される、いわゆる形式卒業をしていることになります。形式卒業者は、数百名規模でおられると予想されます。

私は、卒業証書を授与すればそれで終わりにせず、こうした方々にこのDVDを見てもらうことを初め、何とかつながりを継続できないのか、ケアができないのか、教育委員会の域を超えるかもしれませんけど、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

これらの延長線上に夜間中学があると思います。夜間中学の開校に向けての県教育委員会の姿勢について、伺っておきたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 夜間中学につきましては、これまでも、既に設置している他県の状況等について視察を行ったり、県内市町村教育委員会と情報を共有してきたところであります。

県教育委員会といたしましては、開校に向け取り組みを進めております他県の動向等も注視しつつ、今後も引き続き市町村と協議してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 先ほど言いましたように、中学校を卒業して、卒業証書を授与したら、もうそれで終わり。そうではなくて、とにかく1年間に10日も学校に行っていないという人たちがいらっしやる。だから、そういう人たちに引き続き手を差し伸べていくというのは、非常に大事だと僕は思います。

そういう意味では、もっと民間の力もかりたらどうなのかなと。退職教員だとかそういう方々に、形式卒業をされた方々に、改めて行ってもらってお話を聞くとか、例えば、このDVDと一緒に見るとか、そういうことなどが非常に大事じゃないかと思えます。

ぜひ、夜間中学をとにかく早目に開校して、1人でも、基礎学力というんでしょうか、勉強して新たな人生を進んでいただきたいと思えます。

最後になりますけど、もう一度、福祉保健部長にお伺いします。

障害者福祉サービスを受けている人が、65歳になったことを理由に介護保険によるサービス利用を求められる、いわゆる65歳問題が今、各地に広がっております。障がい者にとっては、「これまでのサービスが継続できるのだろうか」「介護保険の利用料が払えないのではないのか」などの不安が広がっています。

障害者総合支援法第7条解釈が大きな争点の一つとなった、広島高裁岡山支部の判決等から、不安を抱いている障がい者に、無理やり介護保険利用を押しつけられるものではないと思えます。65歳を機に、障害者福祉サービスから

介護保険サービスに移行するか否かは、本人の意思が尊重されて当然と思えますけど、部長の所見を伺っておきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 65歳以上の障がい者につきましては、障害者総合支援法第7条に基づき、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを受けることができる場合には、介護保険サービスを優先して受けるということとされております。ただし、国の通知に基づき、一律に介護保険サービスを優先させるのではなく、利用者の心身の状況などに応じて、障害福祉サービスを適用するという事も求められております。

サービス移行に当たりましては、実施主体である市町村において、利用者に対し制度説明を丁寧に行い、理解いただくとともに、利用者の意向を聞き取りにより把握した上で、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断するよう、従来より、市町村に対し助言しているところであります。

○来住一人議員 岡山市の場合、介護申請をしなかった障がい者に、それまで受けていた福祉サービスを打ち切ったことが違法とされました。

したがって、県内ではこのようなことは発生しないと思えますけど、介護サービスを受けるには、本人が介護の申請をしなければ始まらないもの、つまり申請主義です。したがって、障がい者にとってみるなら、申請しない選択肢もあることから、このことを市町村の担当者に理解してもらうことが重要だと私は思います。改めて、部長の答弁を求めたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘の裁判の判決に対する国の見解としましては、本

年3月の参議院厚生労働委員会において、「個別具体的な状況のもとで、行政側の対応が適切であったかどうかを裁判所が判断したものであり、あくまで個別の事案についての判断である。また、行政としての対応については、これまでの通知、事務連絡等で示しているの、それを現場にさらに徹底してまいりたい」と答弁をされております。

65歳以上の障がい者の方々が必要なサービスを円滑に受けられるようにすることが重要でありますので、県としましても、引き続き、先ほど答弁をさせていただいたとおり、市町村に対し、適切に対応するよう、周知・徹底を図ってまいりたいと考えております。

○来住一人議員 とにかく、市町村の窓口で丁寧な対応をしていただきたいということを、改めてお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○山下博三副議長 次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。新しく西臼杵郡より選出をいただきました、自由民主党の佐藤雅洋です。

工藤悟先生の6期、緒嶋雅晃先生の8期の後継であり、私に託されたたすきの重さをかみしめております。

本日、工藤悟先生を初め、西臼杵から多くの方々、また、宮崎市内からも、忙しい中にこの議場へ足を運んでいただいております。ありがとうございました。

私、本日初質問となりますが、どうぞよろしくお願いたします。

「土に立つ者は倒れず、土に生きる者は飢えず、土を護る者は滅びず」、明治の農学者でありました横井時敬の言葉にあります。素足で土の上に立ち、しっかりと地に足をつけ、先輩方

が築き上げた礎を引き続きしっかり守っていく所存であります。

同じく横井氏の言葉で、「稲のことは稲に聞け、農業のことは農民に聞け」とあります。

地元住民の皆様の声、現場の皆様の声に耳を傾けながら、先輩議員の方々からの御指導をいただきつつ、しっかりと県民に寄り添った活動を行っていきたいと考えております。

それでは、通告に従って質問いたします。

1つ目、知事の政治姿勢について伺います。

私が住んでいる西臼杵郡も、ほとんどが山間地であり急傾斜地です。自然豊かな恵まれた土地であることは間違いありませんが、人口減少を初め、地元の人々が生活していく上ではさまざまな問題が目の前にあります。

これまで何度も西臼杵へ足を運び、地元を見ていただいている河野知事でありますので、さまざまな課題については認識をいただいていると思いますが、改めて、3期目を迎えられた知事の中山間地域への思いについて伺っていきたいと思います。

まず、人口減少が進行している中山間地域においては、高齢者の買い物や移動手段の確保、担い手不足などさまざまな課題がありますが、それらに対して県はどのような支援を行っていくのか、知事にお伺いします。

以降の質問は、質問者席にて行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

中山間地域におきましては、少子高齢化が県平均よりも早く進んでおります。買い物や交通などの生活に必要なサービス・機能の維持や人材の確保などが困難になってきている場面もあります。

このため、安心して住み続けられる環境づくりが強く求められておりますことから、ことし6月に改定しました中山間地域振興計画におきましても、「ひと」「くらし」「なりわい」の維持・確保に重点を置いた施策を実施していくこととしております。

具体的には、新たに設置しました人口減少対策基金を活用し、戦略的な移住・定住の促進や、産業人材の育成・確保、拠点となる集落と周辺集落のネットワークによる買い物や交通、福祉サービスなど、暮らしを支える機能を維持する仕組みづくりなどが必要であると考えております。

ことしも日之影夏祭りに参加させていただき、豊かな自然の中でおいしいバーベキューをいただき、地域の皆さんとの交流をさせていただく中で、大いに元気をいただいたところでありますが、中山間地域はさまざまな恩恵をもたらす、多くの県民にとってかけがえのない生活の場です。今後とも持続可能なものとしていくため、全庁を挙げて、また地元市町村や関係団体とも連携して、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 中山間地域の振興なくして地方創生はないと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、宮崎県中山間地域振興計画では、「高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産」や、「綾ユネスコエコパーク」「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」などの世界ブランドを生かした取り組みを、地元自治体等と連携しながら推進し、自然と人が共存する宮崎をアピールすることにより、交流人口の増加による地域活力の向上を図るとあります。

その中で、椎葉・諸塚・五ヶ瀬・高千穂・日

之影から成る世界農業遺産については、知事みずから、ローマのFAO本部にて行われた最終審査の場で英語でのプレゼンを成功させ、認定されたものです。大変明るいニュースとなり、地元が大いに盛り上がったのは4年前でした。

このように、世界ブランドという十分な土壌はできております。その熱が冷めないうちに、地元がそこから活力へとつなげていく必要がありますが、それを維持していくためには、地元だけではなく、県との連携や県からの後押しも必要となってまいります。

そこで、世界農業遺産の認定等を地域活性化にどのようにつなげていこうと考えているのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 世界農業遺産につきましては、高千穂郷・椎葉山地域の人々が、長年守ってこられました伝統的な農林業、山腹用水路や棚田、さらには神楽などの伝統文化を通じた地域のきずなが世界的に認められたものであります。「活かす」「育てる」「繋げる」、この3つの視点で、伝統文化の継承支援や農産物などの魅力発信を、地元自治体と一丸となって取り組んできたところであります。

また、中学・高校生を対象としました「GIAHSアカデミー」や、九州の他の認定地域と連携した「中学生サミット」などの教育プログラムを開催し、将来、地域を支える若い人材の育成にも取り組んできたところであります。これらの活用につきましては、8月に実施されました国によるモニタリング調査において、高い評価をいただいたところであります。ローマにおける認定審査のときにおいても、特にこの人材育成の仕組みというものの評価が高かったという思いがいたしておりまして、今後とも、そこに力を入れていきますとともに、一つのモデ

ルとしてほかの地域にも貢献をしていく、そのような姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

また、この世界農業遺産を生かしたいろいろな取り組みが、この地域において息づいている。例えば、椎葉において、焼き畑等をしっかり守っていこうという動きがある。私も、ことしもまた現地に参りまして、いろいろな話を伺ったところではありますが、今後とも、この地域で登録されておりますユネスコエコパークとも連携しながら、国内外への魅力発信や交流人口の拡大などを進め、さらに地域住民が自信と誇りを持って、将来にわたって住み続けられる地域づくりに取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 地域住民のため、引き続きお願いをいたします。

次に、持続可能な中山間地域の農業についてお伺いします。

西臼杵郡は、典型的な山村地域であります。基幹産業は農業で、稲作、畜産を中心に果樹・野菜などとの複合経営が中心であります。耕地面積が狭いなどの不利な条件や、高齢化や後継者不足も重なり、所得も依然厳しい状況にあります。

そのような中、国の制度においては、平成12年度より実施され、今年度第4期最終年に入る中山間地域等直接支払交付金は、農業生産の維持、耕作放棄地の防止、多面的機能の確保、そして何よりも、集落の共同意識の醸成により、伝統芸能の継承や、持続可能な地域形成など大きな成果を上げてきました。

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、中山間地域にとりましても、もはやなくてはならない命綱となっています。

そのような中、農家では、その時々に応じて

試行錯誤しながら、与えられた農地を生かすつつ作物をつくっており、必要に応じて田から畑への転換も行います。

そこで、中山間地域等直接支払交付金において、田から畑へ転換した場合の交付単価について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域と平地との生産コストの格差を補正する観点から制度設計されておりまして、田と畑では、用排水路管理等に係る労力の違いや土地の勾配の差によって、異なる交付単価が設定されております。

御質問の田から畑への転換につきましては、田に野菜などの園芸作物を植えた場合でも、用水路や畦畔などの田としての機能が維持されていれば、引き続き田として交付金を受けることができます。

一方、果樹などの永年作物に転換し、畑地化したと判断された場合には、例えば、急傾斜の田として、10アール当たり2万1,000円の交付を受けていたものが、畑では勾配の要件も厳しくなりますことから、3,500円となったり、交付対象外となることもございます。

○佐藤雅洋議員 交付単価が下がったり、交付対象外となる場合があるとのことですが、儲かる農業を推進する上で、農作物を自由に選ぶことができないなどの影響があると思います。交付単価が下がったり、交付対象外となることへの見解を、改めて農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 果樹などの永年作物に転換したことによりまして、交付金単価の引き下げや対象外となることにつきましては、水稻栽培から転換を考えている生産者からは、意欲をそがれるといった意見も伺っており

ます。

県としても、そのような声を大切にしたいと考えているところでありまして、平成29年11月に日之影町で行われました、本制度の評価を行う国の第三者委員会の現地視察において、地元農家から、要件の緩和について生の声を直接届けていただきました。

また、県におきましても、本年5月に国に提出しました制度の最終報告書の中で、こうした前向きな営農転換に対する制度の充実の必要性を記載するなど、機会あるごとに国に対して要望しているところでございます。

○佐藤雅洋議員 地域の生の声を生かしていただきたいと思えます。

次に、中山間地域の大きな課題であります人口減少に伴うものですが、人が少なくなるということは、そこに残る人たちの、より親密な連携・協力が非常に重要となります。

しかし、人口減少とともに高齢化も進んでいきますので、地域に残る人たちによる十分な連携・協力が困難になる場面も必ず出てまいります。

また、農家の収益性の向上を確立するために、加工・販売事業への取り組みや、さまざまな事業や集落協定も生かし、新規就農者の支援、後継者の育成を行い、持続可能なまちづくりの基礎を築いていく必要があります。

そのためには、このような課題に対しての取り組みに補助される集落連携・機能維持加算と超急傾斜農地保全管理加算が必要不可欠だと思いますが、これら加算措置の継続に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） この両加算措置につきましては、担い手が少なく傾斜がきつい集落において、農地の維持や保全に有効に活

用されており、地元や市町村から継続の要望がなされているところでございます。

県では、本年5月に「みやざきの提案・要望」の中で国に要望しておりまして、先日公表されました、国の令和2年度概算要求におきまして、超急傾斜農地保全管理加算は継続を、集落連携・機能維持加算は、新たな加算措置に形を変えて要求されているところでございます。

中山間地域等直接支払交付金は、耕作放棄地の発生防止や地域の集落機能強化など、大変重要な役割を果たしていると認識しておりますので、国に対して、引き続き予算の確保と制度の充実をお願いするとともに、制度が有効に活用できるよう、関係市町村とも連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、農業後継者が減少している現状で、今後、中山間地域の農業を継承していくには、それを個人に託すだけではなく、支えるための組織が不可欠と考えます。

日之影町では、平成28年度に県内初の自治体出資型農業法人「ひのかげアグリファーム」が設立され、3年目を迎えています。

ここでは、超急傾斜地に形成された田畑・耕作放棄地・放任果樹園の解消、高齢化が進む農家の負担軽減を目的としており、農作業受託業務を中心に、水稻・WCSなどの育苗事業、農林産物の生産を行っています。

このように、中山間地域の農業を支える組織が必要と考えますが、県内の状況と今後の対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 担い手の減少や高齢化が進行する中、個々の農家では難しくなった農作業等を受託する組織の役割がますます

す重要になってきております。

県内全体では、任意組合やJAが出資している農作業受託組織が243ございます。その中でも、株式会社ひのかげアグリファームや一般社団法人綾町農業支援センターなど、市町村やJAが主体となって設立しました法人が15ありまして、地域の農業を支えているところでございます。

県としましては、特に中山間地域において、このような支援組織の必要性が高まっておりますことから、「未来につなぐ中山間地域農業支援事業」によって、作業受託組織の育成や機械導入等の支援を行っているところでございます。

今後とも、関係機関等と連携して、中山間地域を初めとした地域農業を支える体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 体制整備をよろしく願います。

次に、数ある宮崎の誇れる農産物の中に、お茶があります。

御存じのとおり宮崎県のお茶は、全国茶品評会でも農林水産大臣賞を受賞したり、ブランド化するなど非常に頑張っております。

しかしながら、地元生産者からは、お茶の消費量が減少するなど、将来のお茶生産に対する不安の声も聞いております。お茶は、国内はもとより、海外へも誇れる宮崎県の農産物であり、日本人の心だと私は思っております。

そこで、中山間地域のお茶生産の現状と将来について、県の考え方と今後の対応を、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 中山間地域を初めとする本県の茶生産は、平成30年の荒茶生産量が約3,800トンで、全国第4位となっております。

ますが、いわゆるリーフ茶からペットボトルへの消費形態の変化や、担い手の高齢化等を背景に、農家数及び栽培面積は減少傾向にございます。

このような中、中山間地域の茶生産は、傾斜地の圃場が多く、規模拡大等では制約がありますが、釜炒り茶や紅茶などの希少な茶種が生産・販売され、各種コンテストに入賞するなど、高いポテンシャルを有しているものと認識いたしております。

このため、みやざきブランドである釜炒り茶「釜王」などで培ってきましたブランド価値をさらに生かすとともに、海外輸出の拡大を初めとする国内外での販売対策の強化、茶園設備等の経営資源の長寿命化などの生産対策を講じ、将来にわたり、魅力ある茶産地として、維持・発展を図ってまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 お茶生産者のために、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、有害鳥獣被害防止対策についてお伺いします。

県内の中山間地域の多くでは、イノシシや鹿などの鳥獣被害に悩まされております。

私も米農家であります。我が家の田の稲穂も、まだまだ青いながらも徐々にこうべを垂れてきました。早朝に3畝、4畝の狭い田のあぜ道を歩くのが私の日課でもあります。鹿が入っていないか、イノシシが入って荒らしていないか、電柵をびりびりとさわりながら見回っています。

そして、同じあぜ道を先祖がどれだけ往復し、稲を見ながら見回っていたのか、稲の成長や米刈りを楽しみにしていたのかなど、思いをはせています。

そのころは、鹿やイノシシも山里へおりてく

ることはなく、電柵等の対策もありませんでした。

しかし、我々人間の暮らしが変わるとともに、野生動物が山からおりてきて、農作物への被害が深刻な状況となり、宮崎県の農業を支えている農家の人々は日々悩まされております。

そこで、鳥獣被害対策の現状と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 鳥獣被害対策につきましては、県の鳥獣被害対策特命チームや支援センターを中心に、市町村等が行います捕獲、それから侵入防止柵の整備等に対し支援を行っていますとともに、地域で対策を担うリーダー等の育成や、住民への研修会の開催などに取り組んでいるところでございます。

これらの取り組みなどによりまして、農林作物の被害額は、ピーク時であります平成24年度の約11億円から年々減少しております。平成30年度は約3億5,000万円となっております。

しかしながら、被害は依然として深刻でありますことから、集落内への作物等の放置、いわゆる無自覚の餌づけをやめるとともに、人なれをさせないための追い払いを行うなど、地域ぐるみでの鳥獣を近づけない環境をつくることを基本に、今後とも、市町村や関係機関と連携し、総合的な対策を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 近づけない、追い払うことも大事です。今後とも、鳥獣被害防止にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

少子高齢化が進む中、鳥獣被害防止対策を担う狩猟者や有害鳥獣捕獲従事者、特に銃猟免許所持者の減少が著しい状況にあります。

そこで、有害鳥獣捕獲対策を担う狩猟者の確保・育成についてどのように取り組んでおられ

るか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 狩猟者の減少、高齢化が進む中で、その確保・育成はますます重要となっております。

このため県では、狩猟者の確保対策として、狩猟免許受験希望者への事前講習会の開催や、試験の休日・複数会場での開催に加えまして、昨年度からは、免許取得や登録経費の一部を市町村と連携して助成するなど、免許を取得しやすい環境整備に取り組んでおり、さらに、ことし4月に開講した林業大学校では、免許取得を長期課程のカリキュラムに組み込むなど、若手狩猟者の確保にも努めております。

また、育成対策として、経験の浅い狩猟者や有害鳥獣捕獲班の指導者等を対象にした講習会を開催し、捕獲技術の向上等を図っております。

今後とも、市町村、関係機関と連携して、狩猟者の確保・育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

捕獲された鳥獣等についてですが、命をいただくとともに、地元の産物として有効に活用されることが望ましいと思います。ジビエの普及には、食肉処理場及び加工施設の充実などが必要だと思っておりますが、ジビエの利用の現状と普及拡大に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） ジビエは、イノシシや鹿を中心に、精肉に加え、レトルトカレーなどの加工品としても利用されておりますが、捕獲頭数からしますと、ごく一部しか利用されていない状況にございます。

このため県では、利用拡大に向けて、日之影町の「大人ジビエ」等の処理加工施設の整備を

支援しており、そのうち、本年5月には西米良村の施設が、衛生管理等に適切に取り組む施設として、国の「国産ジビエ認証」を受けたところでございます。

また、ジビエの消費拡大に向けましては、狩猟者や処理加工従事者、調理師等を対象にした、衛生管理や料理法等の研修会の開催、消費者への認知度向上を目的としました、「みやざきジビエフェア」の開催などに取り組んでいるところでございます。

今後とも、関係機関・団体と連携しながら、中山間地域の活性化を図るためにも、引き続き、本県産ジビエの普及拡大に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、畜産の振興についてお伺いします。

全国的にも有名となりました宮崎牛。そのブランド確立までには関係者の大変な苦勞があり、その維持にも、携わるさまざまな方々の同じく大変な苦勞があるかと思われま。

その中に、家畜の診療などを行う産業動物獣医師という専門の知識を持った方々がおられます。

しかし、その獣医師が減少しているように感じますが、家畜の診療を行う産業動物獣医師の現状と確保に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県の家畜の診療を行います産業動物獣医師は、現在、県内獣医師の3割に当たる約200名が、農業共済組合や個人の診療施設等で従事しておられます。

一方、全国の獣医系大学の卒業生の就業動向を見てみますと、犬猫等の小動物獣医師に偏っていることから、畜産振興を図っていく上で

は、産業動物獣医師の業務に対する学生の理解醸成が必要と考えております。

このため県では、県職員獣医師の確保とあわせて、農業共済組合と連携しながら、獣医系大学生に対するそれぞれの職場の紹介やインターンシップの受け入れ、獣医師を目指す県内高校生を対象に、ペットの診療だけではない業務の多様性についての紹介など、産業動物にも目が向く取り組みを行っております。

今後とも、農業共済組合等と連携しながら、獣医師確保に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

宮崎牛ブランドを担う肉用牛繁殖農家では、担い手不足の問題が今後さらに懸念されます。

例えば五ヶ瀬町では、母牛の頭数が本年度は556頭いるものの、この先10年間で肉用牛繁殖農家の減少により195頭も減り、361頭になる見通しです。

33戸の肉用牛繁殖農家が担い手不足に悩まされ、5年後をめどに事業の継続断念を余儀なくされるという現実が待っております。

後継者不足については、各農家個人の努力も必要ですが、牛を愛し、数十年も牛飼いを続けてきた人たちが、病気やけがなどで一時的に牛の管理ができなくなったときに、「大事な牛を預ける場所があれば牛を手放さなくて済む」とか、「地域に肉用牛繁殖経営をサポートする施設があると助かる」と、よく相談を受けます。

そこで、肉用牛繁殖農家を支援する繁殖センター等の現状と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 農家の高齢化や担い手不足が進む中で、肉用牛繁殖経営を地域ぐるみでサポートする分業化の取り組みや担

い手確保対策は、大変重要なものと認識いたしております。

このため、地域ごとに課題や目標を定めた「人・牛プラン」に基づき、畜産クラスター事業等を活用し、妊娠牛の供給や繁殖牛の一時預かりを行う繁殖センター、子牛を預かり育成するキャトルセンター等の施設が、現在、県内全域に22カ所整備されておまして、約4,000頭の肉用牛が飼養されております。

また、新規就農者等の負担を軽減させるため、JA等が牛舎を整備し貸し付けるアパート牛舎も、県央や県西を中心に13カ所、43戸分が整備されているところであります。

県としましては、引き続き市町村やJA等と連携し、地域の実情に応じた支援体制づくりによる肉用牛の生産基盤のさらなる強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 県央などでは進んでいるようですが、県北西臼杵についても強化に努めていただきたいと思います。

次に、商工業の振興についてお伺いします。

中山間地域の商工会に登録されている小規模事業者は、地域の暮らしを支えコミュニティーを維持するという大変重要な役割を担っています。

一方で、若手就業世代の都市部への流出や高齢化による後継者不足、地域人口の減少や社会環境の変化による経営状態の悪化、それに伴う事業規模の縮小を余儀なくされている状況があります。

来月からの消費税増税による軽減税率など、複雑な対応もふえてまいります。

このように多くの課題を抱える小規模事業者は、商工会からの情報提供や指導が、経営を維持していく上で必要不可欠なものとなっていま

す。

そこで、商工会の活性化が商工業者の活性化につながると考えますが、商工会の経営指導員は足りているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 商工会の経営指導員の数につきましては、各商工会地区内の小規模事業者数に応じて、県の補助対象となる必要人数を定めておりますが、今年4月1日現在で商工会1名、商工会連合会4名の不足が生じております。

このため、今年度は採用試験を2カ月前倒しで実施するとともに、商工会連合会が大学の就職窓口やゼミを訪問し、地域における商工会の役割や重要性をアピールするなど、受験者の確保に努めたところであります。

こうした取り組みの結果、昨年より10名多い30名の受験があったと伺っております。

○佐藤雅洋議員 十分な人員確保への支援をお願いいたします。

そういった経営指導員の皆さんは、知恵と知識と経験が必要です。経営指導員というからにはそれにふさわしい資質が必要であり、悩みを持つ商工会会員の皆さんが、商工会に相談してよかったと思える存在でなくてはなりません。

そこで、商工会等の経営支援機能強化のためには経営指導員のスキルアップが重要だと考えますが、県としてどのように人材育成のための支援を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 商工会は、地域における商工業の持続的な発展を目的としており、商工会の機能を充実させることは、地域経済の活性化につながるものと考えております。

中でも各商工会の経営指導員は、中小企業・小規模事業者に関する経営状況の分析や、事業計画の作成支援など、専門性の高い業務を行っており、商工業者の活性化を図る上で大変重要な役割を担っております。

このため県では、各商工会に対し、中小企業大学校における研修に要する経費を補助し、経営指導員の中小企業診断士の資格取得を促進しているほか、経営指導員の育成の場となる商談会や講習会の実施に要する経費を補助するなど、資質向上のための取り組みを支援しているところであります。

○佐藤雅洋議員 小規模事業者の頼みの綱である商工会への支援を、どうぞよろしく願いいたします。

次は、観光振興についてお伺いします。

私は、高千穂高校時代、剣道部に所属をしていました。今は亡き恩師、吉本政美先生から、剣道の技術のみならず、その精神を教え込まれ、そのときの教えが今に生かされています。

武道は、単に技術を争うものではなく、人間形成を常に求めていくものであり、終わりがありません。そのような武道の精神に興味を持ち、剣道やほかの武道に取り組む、または興味を示す外国人が多いと聞きます。

先日、武道ツーリズムのモニターツアーがありました。フランスからモニターを受け入れ、ツアー参加者に意見等を聞き、武道ツーリズムを確立させるものだそうです。

そのモニターツアーに携わった方に話を聞いたのですが、武道ツーリズムという概念は誕生したばかりで、まだ手探り状態とのことでした。

しかし、宮崎には、剣法発祥の地「鶴戸神宮」、稽古場所や稽古の協力者、木刀や弓具などの製作所、日向市にいらっしゃる刀鍛冶な

ど、武道ツーリズムを行う上での「素地」があるとのこと、私は、観光宮崎の新たな一面になるのではと思っています。

そこで、本県の武道ツーリズムの現状と今後の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） スポーツ庁では、訪日外国人が日本で体験したいことの上位に剣道や柔道などの武道があることから、発祥の地である日本でしかできない見学や体験などをコンテンツとした、武道ツーリズムを推進することとしております。

議員の御質問にありましており、本県には、剣法発祥の地とされる鶴戸神宮や、生産量日本一を誇る都城大弓、剣道の盛んな高千穂町など、武道に関心のある外国人にとって魅力的なコンテンツが数多くあることから、県では、国の事業を活用し、フランスの剣道家5名による剣道の稽古や弓道の体験、観光地をめぐるモニターツアーを先月実施したところであります。

参加者からは大変好評でありまして、手応えも感じられたところでありますので、今後、武道を活用した観光コンテンツの造成や受け入れ体制の整備を進め、武道ツーリズムを推進してまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 武道ツーリズムは、まだ始まったばかりです。その動向に注目しながら、成功例が積み重なっていくことを期待いたします。また、一剣道家として、武道が世界に普及するということは、大変喜ばしく思います。

武道ツーリズムでは、答弁にもありましたように高千穂もそのメニューになり得ると、私も思っています。

高千穂といえば、観光宮崎を象徴する観光地

として高千穂峡があります。また、その高千穂峡とほど近いところに高千穂神社があります。これらは高千穂観光の目玉であり、毎年多くの観光客が訪れています。

高千穂峡の観光客がよくテレビに映しだされているところは遊歩道でありまして、「九州自然歩道」と言いますが、実は、その延長線は高千穂神社につながる遊歩道となっているのです。ここは傾斜がきつく、鬱蒼としており、余り散策する観光客は見受けられません。

しかし、せっかくこれらの2大観光名所をつなぐ遊歩道が存在しますので、ここが整備されれば、高千穂峡と高千穂神社の周遊が今より容易になり、観光客の印象に大きく残るのではないのでしょうか。

そこで、高千穂峡周辺における九州自然歩道の現状と活用について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 高千穂峡周辺における九州自然歩道は、柱状節理の峡谷や高千穂神社などをめぐる魅力あるコースであり、県では、町と連携し、歩道やトイレの整備、落石防止対策など利用環境の改善を図りますとともに、パンフレットやホームページによるPRに取り組んでおります。

現在、県内外から年間約130万人の利用がありますが、利用者の多くは、ボート乗り場周辺に集中しております。

議員御指摘の峡谷から高千穂神社までの歩道につきましても、勾配が急であることなどから、利用者が少ない状況にはございますが、豊かな森林の中を、歴史や文化、巨樹に触れ合いながら歩くことができます。

このため、今後、歩道の補修や案内板設置など必要な整備を行いつつ、インバウンドにも対

応した整備・活用方法について、高千穂町や観光団体等の意見も伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

熊本地震で不通となった南阿蘇鉄道は、昨年3月から全線復旧に向けた工事が進められています。

高千穂線も、今の時代であれば復旧という判断もあったのではないかとの思いがありますが、当時は、地元と経済界、観光業者としては一旦譲り受けたいとの意思表示をした上で、廃線という苦渋の決断でありました。

しかし、現在では「あまてらす鉄道」として、グランド・スーパーカートが多くのお客様を運んでいます。カートは、旧高千穂鉄道の高千穂駅から高千穂鉄橋までの往復約5キロを運行し、昨年度の乗車数は5万人以上であったと聞いています。

さらに、高千穂町は、水面からの高さが鉄道橋としては日本一の高千穂鉄橋に遊歩道を整備するなど、旧高千穂鉄道跡地を鉄道公園化し、観光客増を図る鉄道跡地公園化構想を明らかにしました。大変明るいニュースだと思います。

そこで、旧高千穂線の高千穂町における鉄道公園化や「あまてらす鉄道」を、県は観光資源としてどう考えるか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 高千穂あまてらす鉄道は、御質問にもありましたように、オリジナルの列車「グランド・スーパーカート」に乗って、かつて東洋一の高さを誇った高千穂鉄橋から絶景を望むことができるアトラクションなどを楽しみに、多くの観光客が訪れる人気の観光スポットであります。

また、高千穂鉄道跡地の公園化につきましては、鉄橋の点検通路を遊歩道化するなどの構想が高千穂町より先般公表されたところではありますが、本県を代表する観光地「高千穂」に、こうした廃線施設を活用した新たな魅力が加わり、周辺観光地への周遊などにもつながるものと考えております。

○佐藤雅洋議員 私も、確かにそう考えます。そのためにも、施設を残す必要があります。

地元といたしましては、長年愛着のあった旧高千穂線の全てをなくしてしまうことは大変悲痛な思いであり、不要施設の撤去につきましても、基金を設立し進めている過程とは思いますが、その「不要施設」の呼称自体、私は不本意であります。

今期は既に、過去最高だった昨年の入場者数5万4,000人を大きく上回るペースで頑張っている「あまてらす鉄道」や、高千穂町の鉄道跡地公園化構想は、大変希望の持てる取り組みだと考えています。

県としても、地元の意思を尊重し、鉄道施設の撤去から利活用へと方向転換を再検討していただくことはできないのでしょうか。

そこで、高千穂線鉄道施設整理基金による高千穂線の不要施設の撤去状況についてお伺いします。また、先ほど述べましたように、高千穂町が高千穂鉄道跡地公園化構想を公表しましたが、構想に含まれる撤去対象施設は、今後どのような取り扱いになるか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 高千穂線鉄道施設整理基金は、延岡市、高千穂町及び日之影町が、高千穂鉄道株式会社から寄附を受けた鉄道施設のうち、不要施設の撤去費用の財源を安定的に確保いたしますため、平成20年12月に条

例を制定し、設置したものであります。

また、平成23年2月には、撤去を行う施設と撤去年度を定めた計画を決定し、以降、この計画に基づき、県と沿線自治体で必要となる基金の積み立てを行いますとともに、施設の撤去を順次行ってまいりました。

撤去計画の終期は令和2年度となっております。今後、延岡市の滝ノ下橋梁、高千穂町の高千穂駅及び天岩戸駅、日之影町の深角橋梁などが予定されておりますが、先日、高千穂町が高千穂鉄道跡地公園化構想を公表されたことを受けまして、今後、計画を見直す方向で沿線自治体と協議を行ってまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

既に進んでいる事柄を、一度立ちどまり方向転換を含め再検討するという事は、安易なことではありません。

しかし、あえてそこに立っていただき、撤去計画を見直すとの県の対応に、大変感謝をいたします。どうぞ、前向きな御検討と後押し、支援のほどよろしく願いいたします。

次に、道路行政についてお伺いします。

高千穂町では、ことしの10連休に15万人を超える観光客が訪れました。いざ、観光シーズンの連休ともなれば、大渋滞が発生し、せっかくの観光の時間を車内で費やしている状況です。観光地の道路整備については重要な課題であると思います。

山間部における車での観光地めぐりは、数多くあるトンネルを避けることができません。携帯電話もラジオもつながらない暗いトンネル。観光客、特に外国の方々には不安に感じることもあるかと思えます。

携帯電話については携帯電話会社の対応で、

ラジオは整備基準に基づいた整備を行っており、これ以上の対応はできないようですが、照明については、県において対策がとれるものと思います。

そこで、県土整備部長にお伺いします。県が管理するトンネル照明について、改修が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） トンネル照明につきましては、老朽化等により、通行する際に暗く感じられる箇所があるなど、一部では改修が必要であると考えております。

このため県では、現在、老朽化が進んでいるトンネル照明から順に、LED照明への取りかえを行っております。

LED照明への取りかえは、省エネルギー化につながり、非常時の電力供給不足への対応として効果が高いことから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」にも位置づけられており、集中的に進めているところであります。

今年度は、国道218号の津花トンネルを初め、18のトンネルで改修を予定しており、引き続き計画的に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、県内のほかの観光地においても、多くの観光客により渋滞の発生がよくあります。

そこで、観光シーズンなどで発生する交通渋滞に対する警察の取り組みについて、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 観光シーズンや各種イベントの開催時におきましては、旅行者や車両の一時的な増加により、交通渋滞の発生が予想されますことから、あらかじめ警察におきましては、過去の交通状況等を分析し、必要

な対策を講じているところであります。

具体的には、交通渋滞が発生する交差点につきましては、信号機の表示時間や周辺信号との調整を図るほか、必要に応じて、現場の警察官による信号機操作や、手信号による交通整理などを行っているところであります。

また、交通情報板への表示や、道路交通情報センター等を通じた事前広報を行うほか、関係者に対しましても、迂回路や駐車施設の広報、警備員による誘導等をお願いしているところであります。

今後とも、現場の状況に応じた適切な対策、広報等を行い、関係機関等と緊密に連携しながら、交通の安全と円滑に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 現場に対応した活動を、しっかりとよろしくお願ひいたします。

次に、消防団員活動について伺います。

自衛隊が国防のかなめであるなら、地域の守りのかなめは消防団であると、私は思います。

地域で火災や災害があれば、その地域の団員は、仕事をさておき、いち早く現場へ駆けつけて消火活動・対応に徹します。その活動が十分機能するために、日々、仕事終わりに自主的に訓練に励んでおり、そういった団員の多くは地元企業で働いております。

雇い主であります事業者は、消防団活動に理解はしているものの、やはり火災や災害の際には負担が伴っております。また、消防団員本人も、消防団活動に必要な資格取得などに負担が生じています。

そこで、危機管理統括監にお伺いします。消防団員個人及び消防団員を雇用している事業所に対するインセンティブ制度が導入できないか、県の考えをお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 消防団員個

人へのインセンティブにつきましては、消防団員が非常勤特別職の地方公務員であり、報酬や出勤手当の給付を受けていることから、直接的なメリットを与えるような制度導入は難しいと考えております。なお、消防団員として長年社会に貢献された方々につきましては、各種の功労者表彰制度により、該当者を表彰しております。

次に、消防団員を雇用している事業所へのインセンティブにつきましては、本県では、消防団員を雇用している事業所に対し、県発注工事の入札におきまして加点の措置を講じているところでございます。また、消防団活動に理解と協力をいただいている事業所の社会貢献を評価し認定する「消防団協力事業所表示制度」を、市町村と連携し導入しております。

今後とも、消防団活動を支えるために有効な手段がないか、国や他県の動きも注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 どうぞ、検討のほどよろしくお願いいたします。

中山間地域においては、若者の都市部への流出などで、若い消防団員の確保が次第に困難になってきております。それでも、地域の安心と安全のため、消防団活動は必要不可欠です。

幸い、ありがたいことに昔から汗を流してきた消防団OBの方が地域には多くいらっしゃいますので、団員確保が困難な状況においては、OBの方の活用が考えられます。

そこで、危機管理統括監にお伺いします。消防団員OBの活動に対する支援について、県の考えをお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県では、災害現場で活動する現役の消防団員の安全を確保するため、市町村を通じて、必要な資機材整備

等を支援しております。

消防団員OBは、地域の実情に精通し、豊富な経験を有していることから、これを活用するために、災害発生時に限って出勤する大規模災害団員として組織をしている自治体もあり、この場合は、消防団員としての支援が可能であると考えております。

県といたしましては、現役の消防団員を支えるOBの存在は大変貴重であると考えておりますので、その活動への支援につきまして、今後、他県で有効な取り組み等がないか調査をしてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

さきにも述べたとおり、若い消防団員の加入が、今後次第に困難になってきます。

若者たちには、地元は自分たちが守るという自覚が必要であり、そのような自覚があれば、消防団にも積極的に加入すると思いますが、現実にはなかなかそうはいきません。

そこで、危機管理統括監にお伺いします。若い年齢層の消防団への加入促進が必要と考えますが、県の考えをお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 消防団は、地域防災のかなめでありますけれども、その団員数は減少傾向が続いており、その組織力を維持・強化していくためには、若い世代の消防団員の加入促進が重要な課題と認識をしております。

このため県では、消防団広報紙を発行しているほか、加入促進のチラシを作成しまして、県内全ての高校生に配付をしております。

また、消防団の在籍期間、活動状況など一定の基準を満たした学生につきまして、市町村長が公的に認証することにより就職活動を支援す

る、学生消防団活動認証制度を導入しております。

さらに、若い年齢層は、フェイスブックなどのSNSによる情報収集やコミュニケーションに親しんでおりますことから、今後は、これらのツールを活用した加入促進の取り組みについて、実施をしてみたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 どうぞよろしくお願いいたします。

中山間地域の消防団員は、建設業者で働いているケースが多々あります。

消防団員である社員を雇っている建設業者は、地域に火災等が発生した場合は、消防団員である社員を現場に送り出すこととなりますが、その分仕事に穴があき、リスクを負うこととなります。

しかし、地域の安全安心を担う重要な消防団員を確保するためには、そのようなリスクがあっても、積極的に消防団員を雇用し、消防団活動に理解をしてもらうことが大切だと思います。

そこで、中山間地域において重要な役割を果たしている消防団員について、建設工事の入札制度ではどのように評価しているか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 消防団は、地域の安全で安心な暮らしの確保に欠かせない組織であり、災害対応におきましても大変重要な役割を果たしていると認識しております。

このため、総合評価落札方式におきましては、消防団員の雇用状況を評価しているところであり、また、入札参加資格審査におきましても、消防団員を雇用している建設業者に対して、在籍者の人数に応じ、最大20点まで加点しております。

県といたしましては、今後とも、消防団の地域における社会貢献について、しっかりと評価をしてみたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 在籍人数に応じた加点ということではありますが、私は、実働の状況に応じた評価が重要であると思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、高齢者の自動車運転について伺います。

前回の6月定例議会において、野崎幸士議員より高齢者の運転について質問がありました。

それに対し前県警本部長より、「補償運転」——今は「制限運転」と言っているようですが——その取り組みについて答弁があったところです。

早速、私の地元であります日之影町では、県警からの提案により、制限運転の啓発に取り組み、自治体主導で、高齢者ドライバー44名が「日之影町じりつ運転自主宣言」を行いました。

中山間地域での免許証返納は、生活が困難になります。今回の「じりつ運転自主宣言」では、宣言にあります「じりつ」には、自分を律すると書く「自律」と、自分で立つと書く「自立」の両方の意味があります。

宣言をされた方々は、免許証を返納しないまでも、自分の体調や天候、時間帯に注意しながら、無理をしない運転を心がけることとし、自分自身で身を守るルールを選んだわけです。

高齢者が不便を強いられることなく、安全に運転を続けていくために自覚を促す大変意味のある宣言ではないでしょうか。

そこで、日之影町が取り組んでいる「制限運転」については、高齢者の交通事故防止対策として有効と考えられますが、この取り組みを県

内に広められないか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(阿部文彦君) 「制限運転」につきましては、高齢運転者が加齢に伴う身体機能の低下による交通事故を避けるため、時間帯や場所等の運転条件をみずからの意思で選択し、運転を自己制限する自主宣言運動であります。

県内では、本年5月から延岡市北方町美々地地区、8月末から日之影町、9月中旬からは美郷町でも取り組みを開始したところであります。

警察といたしましても、9月から「制限運転」を全県下の広域的な取り組みとして、より多くの高齢運転者に参加していただくために、実施主体となる自治体や関係団体等への働きかけと支援、交通安全教室などの警察活動を通じての普及啓発、制限運転と連動した交通安全教育の推進等について、各警察署に通達したところであります。今後とも取り組みの周知と定着を図ってまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

ぜひとも宮崎県内に広めていただき、高齢者の生活を急に変えることなく、高齢者も、そして周りの人々も、安全で安心して生活できる環境づくりを進めていただきたいと思います。

最初にもお伝えしましたように、私は、中山間地域の振興なくして、地方創生も、さらなる宮崎県の発展もないと思っております。

引き続き、力強い県当局の御支援をお願いいたしまして、私の質問の全てを終わらせていただきます。

丁寧な回答をいただきまして、まことにありがとうございます。また、傍聴席の皆様もありがとうございます。終わります。(拍手)

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案、請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時38分散会

9月19日（木）

令和元年9月19日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冏師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冏師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	阿緒方文彦
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 議案第26号追加上程

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第26号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第26号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました特別議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました議案第26号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、道路交通法の一部改正により、運転免許試験手数料が改定されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕（拍手） おはようご

ざいます。自由民主党、安田厚生でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

私の東白杵郡選挙区は、県内で一番広い選挙区であります。人口は約2万6,000人と少なくとも、面積は大きいところであります。

同じ選挙区内でも、気候風土や主要産業、生活環境は大きく異なり、日ごろからそれぞれの地域の課題を意識することが大切であると思っています。

私は地域内を細かく、父から受け継いだバイクで回っておりました。その名車はホンダスーパーカブ50ccでございます。

バイクで行くと、よく郵便局の方と間違えられ、「誰かと思ったが、何か」と叱られることも多くありました。今ではバイクで行かないと、安田厚生とわからない方々も多くいるところでもあります。

また、標高が高いところに行きますと、アクセルを全開にしてもなかなか坂を上ることができません。また、雪道になりますと、こけることも多く、何回もありました。けがをすることもありましたし、少しめげることもございました。

そのような中で、地域の方々と触れ合うと、こちらが元気をいただくことも多く、地域の声を大切にしたいという思いであります。

地域の課題はそれぞれ違いますが、しっかりと政策提言を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、人口減少問題について質問させていただきます。

中山間地域は、人口減少、少子高齢化、担い手不足、人手不足など、課題が多い地域であります。

そのような中、平成30年の総人口は108万人、高齢者人口は33万9,000人となっております。本県の高齢化率は31.7%、最も高齢化率が高いのは、我が美郷町でございます。51.1%であります。

総人口が将来に向けて減少する一方で、65歳の人口は、令和7年まで増加し、その後は減少すると見込まれております。人口減少には地域格差が生じると考えているところであります。今後、人口が急激に減少し、高齢者の割合が高くなりますと、地域の産業や地域の活動を支えてきた若者が少なくなり、地域の活力が失われ、場合によっては集落の維持、存続が難しくなることが心配されております。

本県では、6月の補正で、人口減少対策基金として、4年間で30億円を予算化されました。その中でも、若者の県外流出を抑制し、移住・U I J ターン支援希望者を本県に呼び、子供を産み育てやすい環境づくりが大切であります。地域の特性を生かした産業や雇用の場の創出と環境づくりが、地域で暮らす私たちの役割と想っているところであります。また、空き家対策など、地域の実情に沿った政策を進めることが大事だと考えているところであります。

東臼杵地区は、特に高齢化率が高く、人口減少も顕著であります。このような地域を含め、県全体の人口減少対策をどのように進めるのか、知事にお伺いいたします。

以上、檀上からの質問とし、あとは質問席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

御指摘のとおり、東臼杵地区におきましては、現状のまま推移すると、今後30年で人口が6割程度減少すると見込まれる自治体もありま

して、私も市町村や県民の方々から、将来に対する切実な不安の声も伺っているところであります。

県では、人口減少の抑制に向けて、若者の県内定着、合計特殊出生率の向上、移住・U I J ターンの拡大などに向けた取り組みを進めているところでありますが、人口減少の状況や対策の方向性は、地域ごとに異なっております。

議員が地域を回って、きめ細かく地域の声を受けとめておられる、その姿勢に敬意を表するものであります。

県としましても、県と市町村職員によります「人口問題対策研究会」を設置するとともに、全市町村と意見交換を実施し、課題の共有と地域の実情に応じた具体的な対策の検討を進めているところであります。

今後とも、このような取り組みを通じて、市町村との連携をさらに深め、新たに設置した基金も活用しながら、各地域の実情に合わせた人口減少対策に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○安田厚生議員 30年後で人口が6割程度減少するというところでありますが、ある地域では、あと10年～20年後に集落自体がなくなると危惧する住民もたくさんいらっしゃいます。人口問題対策研究会では、市町村と連携をとりながら、地域の実情に応じた対策をお願いしたいと思っております。

人口減少に対する不安の高まり、一方で、地方での生活は魅力的だとする声もあります。全国では移住ブームが起こっております。日向市では、サーフィンの移住など地域に特化した政策も注目されています。各自治体が移住促進に力を入れ、地方の持つ魅力、安心・安全、子育て、働き方を重視する若者が移住へと変化して

いるところであります。

そのような中、人口減少対策に力を入れる本県としての移住・U I J ターンの促進の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県におきましては、平成27年度に、東京と宮崎に「宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター」を設置いたしまして、移住希望者に対する仕事や住まいの一元的な情報発信や相談対応を行うとともに、市町村が実施するお試し滞在施設の運営や、移住サポーターの設置等への支援を行っているところであります。

また、今年度からは、人口減少対策基金を活用しまして、全国からの就業移住者を対象とする移住支援金制度を開始したほか、先般開催されましたワールドサーフィンゲームスにおきまして、サーフィン愛好家に向けた移住プロモーションを実施したところであります。

今後とも、海や山などの豊かな自然の中でアウトドアスポーツや家族との時間を楽しみながら、自分らしい生き方ができる本県の魅力を戦略的にPRするとともに、市町村や関係機関と連携し、移住者に対する支援体制の充実を図りながら、移住・U I J ターンの促進に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 ワールドサーフィンゲームスにおいて、移住のプロモーションで、たくさんの方々が興味を持たれたということは、うれしい限りでございます。

サーフィン愛好家やアウトドアスポーツなど、宮崎の魅力に特化した移住支援と県のPRも含め、戦略的に行っていただきたいと思えます。

少子高齢化による人口減少は、地方において

はより深刻であり、労働力人口の確保や婚姻率、出生率の上昇などを図るためにも、若者の県外流出を減少させる政策に力を入れることが大切であります。

若者の県外流出を抑制するため、新規大卒者のUターン就職の促進が有効であると考えられ、大学卒業者が地元へのUターン就職を考える場合に、どのように就職先を探索し、自分の希望に即した進路を見出すのか、また、Uターン就職希望者に対してどのように取り組みを行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県外の大学等に進学された学生に対する就職支援といたしましては、まず、県内企業との連携による奨学金の返還支援を行っておりまして、この2年間で、県外に進学された大学生等29名がこの支援の対象となっております。

また、県内企業の魅力や就職支援情報の提供等を行います「産業人財掘り起こしコーディネーター」を東京、大阪、福岡に配置しまして、昨年度は延べ約400回にわたりまして大学等を訪問するなど、大学や学生との人的ネットワークの構築に取り組んでおります。

このほかにも、県内企業とのマッチング機会の提供や、本県と連携協定を締結した大学での交流会、さらにはSNS等による情報発信など、さまざまな取り組みを展開しているところであります。

今後とも、これらの取り組みを充実させるなど、県内企業の魅力等がしっかりと届く仕組みづくりを進め、Uターン就職につなげてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 大学生のUターン就職に向けた取り組みの内容はわかりました。県内企業と

の連携による奨学金返還支援を行いながら、県内企業の魅力や情報を提供し、多くのUターン就職者への希望がかなえられるよう、お願い申し上げます。

次に、みやぎ結婚サポートセンターについて質問をさせていただきます。

県内には、結婚サポートセンターのことをよく知らない県民の方々も多くいるようです。私の周りには独身者がたくさんいますが、結婚には興味があるものの、出会いの場がないのも事実であります。

結婚と子育てしやすい環境づくりが大切で、宮崎の結婚サポートセンターは、本気で結婚相手を探したい人、安心な出会いの場を求める人、真剣に結婚したい方々に会員登録をしていただくために、広報も大事だと思うところがあります。

また、結婚サポートセンターの取り組みを継続させていくためにも、行政だけでなく、地域の経済界にも参加していただき、地域全体を巻き込んで取り組んでいくことが重要だと考えます。

県内各地の特性を踏まえた多様な取り組みをどのように行っているのか、中山間地域における取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、みやぎ結婚サポートセンターを宮崎、都城、延岡の3カ所に設置しまして、結婚を希望される皆様に対して、1対1でのお引き合わせを行っております。

平成27年度のセンター開設以降、8月末時点の会員数は1,107人、御結婚された方は68組となっております。

一方、中山間地域の会員が少なく、センター

まで遠いということで、実際の利用もしづらいという課題がございました。

このため今年度は、出張窓口の設置希望があった諸塚村を初め6市町村に、それぞれ1日ではございますが、窓口を開設することといたしました。今月下旬以降、順次、センター職員が各市町村に直接出向いて、制度の説明や登録受け付け、お相手の検索などを行う予定でございます。

今後とも市町村と連携し、商工団体等の協力もいただきながら、会員の確保や利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 今後は、出張窓口の設置希望がなかった自治体にも参加していただき、各市町村にも出張窓口の設置をお願いしたいと思います。また、民間の業者との連携により、結婚率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、子育て支援について質問させていただきます。

子育てしやすい環境をつくるのが大切だと思います。出生率の低下に伴い、少子化が進んでいます。子供や子育てをめぐる環境は厳しく、経済面や地域のつながりも希薄になり、子育てに不安を感じる家庭も少なくありません。

このような環境のもとで、本県の将来を担っていく子供たちが、夢を実現し、未来を切り開いていくことができるよう成長していくためには、これまで以上に子育て支援の充実を図っていく必要があると考えています。

子育て支援につきましては、働きやすい職場が求められています。子育て支援、各種子育て支援施策の充実を図ることが、人口減少の歯止めになると思います。

子育てしやすい環境づくりには、職場における取り組みが重要だと考えるが、県の取り組み

を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、出会い・結婚、妊娠・出産、子育てというそれぞれのライフステージに沿った切れ目のない支援を、家庭、地域、職場の各場面に即して実施してきたところでございます。

しかし、本県の結婚・子育て意識調査では、子育てに関して不安感や負担感を感じている県民の方が6割を超えておまして、その理由として、「仕事と子育ての両立が難しい」と回答した方の割合が上位にあります。

このため、新たな取り組みである「子育てに優しい働き方改革応援事業」によりまして、職場における子育てに優しい環境づくりの取り組みを強化することとし、先般、企業等を対象に、補助制度の説明や意識醸成のためのセミナーを開催いたしました。

今後、専任職員による企業訪問等も行いながら、企業等の取り組みを県が直接支援することで、子育てしやすい職場環境づくりを進めていきたいと考えております。

○安田厚生議員 子育てに不安や負担感を感じる県民が6割を超えているとのことでありませう。

先ほどの結婚サポートと出会いから出産、子育て支援をしっかりと見える形で、さらなる子育て支援の施策をお願いしたいと思っております。

次に、世界農業遺産につきまして質問させていただきます。

きのう、佐藤議員も同じ質問をされておりますが、続いて質問させていただきます。

私は以前、所属するボランティア団体で、北海道のアイヌ民族の浦川治造さんという方と知り合いになりました。その方は村長でありまして、その方からアイヌ文化を学ぶ機会がござい

ました。

アイヌは大自然と共生し、多くの神々に祈り、感謝をささげながら生活をしている。アイヌ民族の人間らしさを学ぶことができました。

そこで、椎葉にも共通なところがあるのではないかとということで、アイヌ民族の浦川さんを招いて椎葉村に同行し、椎葉の焼き畑、自然や多くの神々に祈り、また、感謝することなどを学びました。

その後、椎葉地域が世界遺産に登録されました。伝統文化・日本農業の価値を、世界に向けて発信することができるかと確信しました。地域ブランドを確立することで、所得の向上、地域の経済の活性化につながると考えております。

世界農業遺産の認定地域の中で、椎葉村（焼き畑農業）、諸塚村（世界森林認証）の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 世界農業遺産につきましては、県と5町村等で組織する協議会を中心に、広域的な取り組みを進めますとともに、各町村におきましても、それぞれの地域が持つ魅力を生かした取り組みが進められているところでございます。

御質問のありました諸塚村におきましては、中学生が、国際的な森林管理認証であるFSC認証や、乾シイタケの海外販売の取り組みについて学び、修学旅行先でそれを発信するなど、地元で自信と誇りを持つ人材が育成されているところでございます。

また、椎葉村におきましては、伝統農法である焼き畑への関心が高まり、村内の焼き畑が5カ所にふえ、近隣町村でも新たに始まるなど、活動の幅や交流人口の増加にもつながっているところでございます。

このように、地域資源を生かした産業振興や人材育成、伝統文化の維持継承が図られ、さらには新たな人のネットワークも生まれるなど、地域活性化の動きも広がっておりますので、県としてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 諸塚村においては、中学生が地元の特産品を学び、自信と誇りを持つことは、大変素晴らしいことだと思っております。

また、椎葉では、伝統農法である焼き畑農業を推進し、実際に使用している農機具を紹介するなどの活動を行っています。最近では、傾斜地を活用した肥料を使わない栽培やイベント等も、積極的に行われているところであります。4月には、椎葉の焼き畑農業を営む方と焼畑蕎麦苦楽部と地域の方々が、手づくりのお祭りを企画し、「第1回海山交流植樹祭」が盛大に行われました。植樹祭のほかに、地元の神楽、和太鼓、マグロの解体ショーなどが開催され、椎葉村の伝統文化を、県内外から来られた方々に発信しておられました。世界農業遺産、椎葉ならではの特徴を生かした伝統文化と地域活性化が図られると期待しますので、これからもしっかりと支援をお願いいたします。

東臼杵入郷地区の基幹産業は農林業であります。高齢化や後継者不足が増加するなど、人と農地の問題のために、10年度の展望が描けない地域もふえているところであります。

集落営農の経営や法人化などが順調に進む地域がある一方で、核となる担い手不足などの問題で見通しが立たないところもございます。

中山間地域、高齢化が進む地域では、担い手不足の解消のために新規就農の確保が重要だと考えるが、県の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 新規就農者につきましては、県内2年連続で400人を上回っている状況でありますけれども、さらなる取り組みの強化が必要と考えております。

このため県では、農業大学校等における人材育成、農業振興公社等による就農相談会などに加えまして、ことし6月には、株式会社マイナビと連携協定を締結し、就農相談会の充実や人材育成セミナーの開催に取り組んでいるところでございます。

また、新規就農者の経営の早期安定対策として、今年度から、離農予定者の経営資源を就農希望者に円滑に引き継ぐための事業や、農家子弟等に経営開始資金を交付する事業、さらには、中山間地域へ就農希望者を呼び込むため、受け入れ計画の策定から研修、就農時の初期整備等を一体的に支援する事業を開始したところでございます。

県としましては、引き続き関係機関と連携して、新規就農者の確保に取り組み、本県農業の維持・拡大に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 後継者不足は深刻でございます。どの産業も、魅力がないと後継者は生まれません。所得が十分確保でき、生きがいややりがいのある、そんな魅力を増やすことが担い手不足の解消だと考えているところであります。

離農予定者の事業承継を円滑に行い、担い手不足の支援に温かい後押しをよろしくお願い申し上げます。

次に、国・県道路整備状況について質問させていただきます。

ことしの台風5号の強い雨の影響で、県道八重原延岡線の路肩が決壊し、通行どめになりました。日向土木事務所・関係者の御尽力によ

り、予定より早く復旧し、地域住民も感謝をしているところでもあります。

この県道は、災害に対して弱い道路となっております。地域住民の生活や地域産業に多大な影響を与えるおそれがあります。

現在、県道225号八重原延岡線門川町阿仙原地区で行われている道路整備の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道八重原延岡線の門川町阿仙原地区における道路整備につきましては、阿仙原集落と国道388号間の未改良区間、約300メートルにつきまして、平成26年度から阿仙原2工区として事業着手しており、平成29年度までに、地元の皆様の協力をいただきまして、用地取得は全て完了したところであり、今年度は、一部区間について供用を図ってまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 災害に対して大変弱い道路でありますので、一日も早い全線開通をお願いしたいと思います。

8月に、特別委員会で日之影町に研修視察に行かせていただきました。その地区は、集落を水源の里と条例に定め、地域のことは地域で守ろうというところでもございました。

その中で、町外に暮らす息子に帰ってほしいとはなかなか言えないということでありました。せめて幹線道路まで道路整備がなされていれば、帰ってきてほしいというぐらいは言えるということでもございました。

それだけ、中山間地域に暮らす方々には、道路の整備というものが大切であると感じたところでもあります。

また、私の選挙区内の東臼杵郡も、要望の8割が国道5路線の整備促進であります。国道503号については、昨年、西村議員が同じ質問をさ

れておりますが、改めて質問させていただきま

す。皆さんも御存じのとおり、この道路は、西南戦争で敗れた西郷隆盛率いる薩摩軍が撤退した道として有名であります。現在でもカーブが多く、見通しが悪い国道であります。また、冬には、積雪や路面凍結により車両の通行ができなくなるので、飯干峠にトンネルの設置が求められています。

5月に諸塚村飯干神社の大祭が行われました。大祭会場には、「503号線にトンネルを！」という大きな横断幕があり、会場には前県議会議員、村長、村議会議員を初め、多くの地域の住民の方々が参加しておりました。設置に対する熱い思いを感じることができました。503号線にトンネルの整備は悲願であり、中山間地域においては切実な問題であります。

国道503号飯干峠の整備状況と、飯干峠付近における今後の整備の見通しについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国道503号は、地域住民の生活や地域産業を支える重要な道路であり、平成30年4月時点で、県内延長約36キロメートルのうち、約18キロメートルの整備が完了しております。

整備につきましては、諸塚村中心部から飯干地区付近までの区間において、特に交通に支障のある箇所から順次進めることとしており、現在、鶴野工区と宮之元工区の合わせて1.2キロメートルを2車線で整備を進めております。

また、飯干峠付近の未改良区間につきましては、トンネル整備の必要性を十分認識しておりますが、整備には多額の費用を要するため、現時点で整備の見通しを立てることは難しい状況にあり、まずは、事業中箇所の早期完成に向け

て、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 諸塚村と五ヶ瀬町との連携を進める上でも大きな支障となっています。基幹産業である林業においても重要な道路であります。九州中央自動車道と一体となって九州全体を広域的に結ぶ道路ネットワークの一部として、今後一層、その重要性が高まってくるものと思っておりますので、厳しい状況というのはわかりますけれども、厳しい状況があるのは地域住民の方であります。

地方が生き残っていくためには、道路改良は最重要課題であります。大変難しいとは思いますが、今まで以上に前向きに検討していただき、整備が進むようお願い申し上げます。

次に、国道388号について質問させていただきます。

国道388号は、7月に日平バイパスが全線開通いたしました。8月には祝賀会が開催され、関係各位の出席の中、盛大に行われました。バイパス完成により、約10分の短縮となり、安全で快適な通行の確保はもとより、近隣市町村への時間も短縮されるなど、住民も喜んでいました。改めて、整備完了に対しまして感謝を申し上げます。

国道388号は、もとをたどれば、大分県佐伯市からの出発であります。総延長228キロメートルでございます。この国道でありますけれども、東臼杵においては、産業、経済、教育文化の振興に最も不可欠であります。

国道388号の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国道388号は、地域の産業振興はもとより、災害や急病時における救急搬送など、住民の安全で安心な暮

らしを支える重要な道路であります。

整備状況につきましては、平成30年4月時点で、県内延長約142キロメートルのうち、約87キロメートルの整備が完了しており、ことし7月には、美郷町の日平バイパスを含む約3キロメートルの全線が開通したところであります。

また、今年度から門川町の松瀬工区約4キロメートルを事業化するなど、現在3カ所で整備を進めており、今後、これら事業中箇所を早期完成を図るとともに、残る未改良区間の整備につきましても、順次進めてまいりたいと考えております。

県としましては、引き続き必要な予算の確保に努め、国県道の整備にしっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員 県土整備部におかれましては、改良整備に御尽力をいただいているところでありますが、本地域の実情を御賢察の上、さらなる事業促進と道路整備促進のための財源の確保をしていただき、国道5路線、県道の整備をお願いしたいと思います。

次に、水害対策について質問させていただきます。

7月に九州南部（鹿児島、えびの市）では、停滞する梅雨前線に伴って雨雲が带状に連なる「線状降水帯」が発生し、災害級の大雨が発生しました。

このような大雨や長雨により、地盤が緩んで危険な場所が多くなり、土砂崩れなどの表層崩壊により、大量の土砂と倒木が流れ出し、その流木が川をせきとめ、河川の氾濫を起こすことが予想されます。

中山間地域と森林面積が多い本県において、流木対策等を含む山地災害対策をどのように進めるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県は地形が急峻で、脆弱な地質が広く分布しており、台風等による山腹崩壊等の山地災害が発生しやすい条件下にあります。

このため県では、木の根の発達を促す間伐などの災害に強い森林（もり）づくりとともに、土砂の流出を防止する治山ダムの設置などの治山事業に取り組んでおります。

このような中、平成29年の九州北部豪雨を踏まえ、国において、「土石流・流木対策指針」が制定され、この指針をもとに、流木の懸念される箇所につきましては、流木の捕捉効果が高いスリット式の治山ダムの設置を進めているところであります。

また、県の森林環境税を活用し、流木を防止するため、溪流内に堆積した流木の撤去や、流出の危険性が高い立木の伐採などを行っております。

今後とも、国や市町村など関係機関と連携し、総合的な山地災害防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 台風や大雨等による災害に強い森林づくりと、流出の危険性の高い溪流の立木の伐採を行い、効果的な減災・防災対策が図られるよう、取り組みをお願い申し上げます。

流木災害の危険性の高い地域においては、災害防止機能の高い森林整備やスリット式ダムの効果的配置等により、土石流対策や流木災害防止対策が必要と思われませんが、流木を含む土石流対策をどのように進めるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 近年、豪雨による自然災害が頻発化・激甚化しており、流木を含む土石流により甚大な被害が発生しております。

このような中、国が平成28年に砂防基本計画策定指針を改定し、新設の砂防ダムは流木捕捉効果の高いスリット式が原則となりました。

さらに、平成29年の九州北部豪雨を踏まえ、国から、既設の砂防ダムもスリット式へ改良し、有効活用を図るなどの方針が示されたことから、県土整備部では、これらの指針等に基づき、計画的に整備を進めているところであります。

また、土石流などの土砂災害から県民の早期避難が図られるよう、タイムラインやホットラインの運用等も行っております。

今後とも、国や市町村など関係機関と連携を図りながら、総合的な土砂災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 県内の中山間地域の過疎化・高齢化が進み、地域を維持するためにも、そこに住む人々の暮らしを安全に守るためにも、持続的に森林整備をしていく必要があると考えます。構造物による防災対策とともに、森林整備は極めて重要であると考えているところであります。

また、豪雨災害時の沿岸への流木、木切れ——いわゆる「ごぞ」と言いますけれども——の流出は、漁船の操業などに大きな影響をもたらす、さらに漂流・漂着物は廃棄物でしかなく、漁業者や自治体に大きな負担となっております。

水害で海に流出した漂流ごみなどの漁業への影響と現在の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 海に流出しました流木などの漂流ごみは、漁船の航行に危険であるばかりでなく、漁港への漂着や漁場への堆積によって、出漁が困難となったり、底びき

網などの漁具の損傷や、操業海域の制限など、漁業活動に支障を来すことになります。

このため県では、漁港への漂着ごみの回収処理を行うとともに、市町と連携しながら、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、漁業者が行うごみの回収などの漁場の回復活動を支援しているところでございます。

県としましては、引き続き、漁港施設の適切な管理と漁業者の負担軽減を図り、本県漁業生産の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 こういう災害や台風の後など、湾内にたまった木切れ、いわゆるごぞの漂流ごみ等を漁業者ら関係者が回収している姿を拝見いたしました。その量にびっくりもいたしましたし、大変さも感じたところであります。私も少しお手伝いをさせていただきましたけれども、これほどの杉とか木切れがたまっているんだなという感想を持ったところであります。

水害対策に対しまして、いわゆるごぞの軽減を図るためには、河川の流域の森林整備が大切であり、流木抑制をするような対策が最も効果的であると考えますので、大変な作業を行う漁業者に対して、温かい後押しをお願いしたいと思います。

次に、鳥獣害対策について質問させていただきます。

鳥獣害対策につきましては、防護柵などの対策により、被害は減少しつつありますが、このまま防護柵の対策でいいのかと疑問に思う方もいらっしゃると思います。しかし、抜本的な対策がないのが事実であります。獣害駆除及び防護対策を徹底していくことが必要であると思います。また、猟友会の高齢化や後継者不足などが大きな課題と感じているところであります。

近年、耳川ではカワウの増加により、河川等でアユなどが食べられ、カワウによる被害は深刻な状況になっているようです。

カワウの被害の状況と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） カワウ被害につきましても、延岡市において、五ヶ瀬川水系の重要な水産資源でありますアユの年間被害額が約2,000万円と試算されておりますことから、全県的にはさらに大きな被害になっているものと考えております。

このため、内水面関係者では駆除活動に取り組んでおりますが、カワウは県境を越えて長距離移動するとともに、分散して生息するなどの特徴から、計画的に行わなければ、結果的に拡散を招くと指摘もされております。

このような状況を踏まえ、県では、より効果的な駆除を行うために、生息状況や被害状況の詳細な調査など、県中央部の河川から順次取り組んでいるところでございます。

今後、しっかりと実態把握を行った上で、専門家の意見を取り入れながら、広域連携による取り組みなど効果的な対策を講じるとともに、種苗放流等の活動とあわせて、水産資源の回復に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 今後は、ドローンを活用した新たな鳥獣被害対策も考えられますので、被害がこれ以上大きくならないように、効果的な対策をお願いしたいと思います。

この耳川は、椎葉村の九州山地を源流として、今まで地域住民の生活や生産活動に深くかわり、恩恵を多大に受けてきたところであります。水系には8つの発電用ダムが構築されておりますが、ダムの中には魚道が設置されていないダムもあり、このため河川の自然な流れが

遮断され、魚の遡上回遊が阻害されており、河川環境の保全及び水生動物の生息に少なからぬ影響を与えているところであります。

環境対策が重要視されている現代社会において、環境や生態系を守ることが求められてきました。地域住民において、長年の願いであります魚道設置の要望もされているところではありますが、カワウ対策と魚道未設置ダムについても、耳川流域の共通の課題として調査、検討をしていただくよう要望いたします。

次に、環境問題について質問いたします。

さきに行われた大阪サミットでは、2050年までに、海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指すといたしました。

ポイ捨てなど、投棄されたプラスチック廃棄物は、最終的に海へ流出しており、何も対策を講じない場合は、2050年には魚よりプラスチックごみのほうが多くなると報告されております。

海洋生態系や漁業など、経済活動にも多大な影響を与えると懸念され、海洋汚染の問題への意識も急速に高まっています。

海洋プラスチックごみが問題になっておりますが、県民への啓発等はどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 海洋プラスチックごみ問題を解決していくためには、ごみの流出防止対策と減量化が大変重要であると考えております。

このため、県では平成25年度から、啓発CMやポスターを作成し、ごみのポイ捨て防止や資材等の適切な管理を県民の皆様と呼びかけているところであり、今年度は、より多くの方々の目にとまるよう、ラッピングバスによる啓発も行ったところあります。

また、マイバッグ運動など不要なプラスチック製品を受け取らない活動や、自治会等が行うごみ減量化やリサイクルの取り組みに対する支援を行いますとともに、小学生向けの教材を作成し、環境学習に活用いただいております。

海洋プラスチックごみ問題は、県民一人一人の意識の醸成とその定着が鍵となりますことから、今後とも関係団体と連携しながら、このような取り組みを根気強く続けていきたいと考えております。

○安田厚生議員 海洋プラスチックごみ問題は、ごみの流出防止が重要だと考えています。

私の住む門川町には、乙島という無人島があり、夏にはキャンプ、マリンスポーツなどを楽しむことができます。

シーズン前に、ボランティアの方々と一緒に海岸清掃をしますと、飲料水のペットボトルや弁当の入れ物など、あんなものやこんなものもたくさん揚がっていました。たくさんのごみを回収したところでもありますけれども、ポイ捨てや災害などで自然環境に流出したプラスチックごみは、最終的には河川から海に流れ、海洋に漂いながら紫外線や波の力で小さく細片化され、マイクロプラスチックに変化していきます。

さらに問題なのは、プラスチックに有害物質が吸着しやすいことでもあります。

このような海洋プラスチックを初めとする漂流ごみの回収・処理に係る国の方針と県の対応につきまして、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 漂流ごみ等につきましては、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしており、対策が急務となっております。

このため、国におきましては、平成30年6月

に、いわゆる「海岸漂着物処理推進法」を改正し、海岸に漂着した漂着ごみだけでなく、新たに漂流ごみ等を法の対象とし、また、本年5月にはその基本方針を決定し、漂流ごみ等の回収・処理については、国や地方公共団体等が、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得ながら推進することとされたところであります。

県におきましては、この国の方針を踏まえ、県の基本方針である「海岸漂着物対策推進地域計画」を改定することといたしております。

計画の改定に当たりましては、市町村や漁業関係団体等の意見を伺いながら検討を進め、漂流ごみ等の効果的な回収・処理体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 環境省では、海洋プラスチックごみによる環境への影響を抑える対策の一環で、漁業者が引き揚げたプラスチックごみを、その場で海に戻さずに持ち帰り、市町村や漁業者と連携して適正に処理する取り組みを促すため、自治体を通じて財政支援を拡充する検討がなされております。

企業は使い捨てプラスチックの使用規制を打ち出すなど、脱プラスチックの動きもますます加速するようです。県においても、市町村や漁業関係者と協議をしながら対策を講じてくださいますよう、お願いを申し上げます。

また、SDGs（持続可能な開発目標）を導入し、海洋資源保全の分野に興味を持ち、世界の課題に学ぶことも大事だと感じました。

次に、食品ロス削減について質問させていただきます。

私は地元で食品衛生指導員をしております。一般飲食店事業者向けのHACCPの考え方に基づく衛生管理、食中毒予防など、研修や衛生管理指導に努め、地域の食品安全面からも社会

に貢献したいと考えております。

宮崎では、3010運動の取り組みを行っております。食品ロスの削減には、一人一人が生活のあり方を変えていくような意識改革が必要であります。

また、この問題は本県だけでなく、全国共通の課題であることから、広域的な取り組みも必要であると考えます。このような状況において、食品ロスの削減に関する県の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 食品ロス削減につきましては、県では「食べきり宣言プロジェクト」として、さまざまな取り組みを行っております。

具体的には、このプロジェクトを推進するため、食品の加工から消費に係る関係団体で構成する「食品ロス削減対策協議会」を立ち上げ、連携協力関係を築きながら、フォーラムの開催や啓発CMの放送、フードバンクイベントの実施、「食べきり協力店」として啓発に御協力いただく飲食店を登録する事業などに取り組んでおります。

このような中、本年5月に食品ロス削減推進法が成立し、都道府県や市町村に、削減推進計画の策定が努力義務とされました。また、本年度内には、食品ロス削減推進に関する国の基本方針が示される予定となっております。

県といたしましては、このような状況を踏まえ、これまでの取り組みについて検証・見直しを行いながら、食品ロス削減を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 食品ロスは社会的な問題となっているところであります。

その一方で、世界には栄養不足の状態にある方々がたくさん存在しているところでありま

す。食料の多くを輸入に依存している我が国としては、真摯に取り組むべき課題だと思っているとあります。

私はきょう、初めての一般質問ではありますが、喉がかわれてしまいまして、水のおかわりをするほどございました。私も最後に、きのうの佐藤議員と一緒にと思いますが、中山間地域と県北地域の振興なくして、地方創生、さらなる宮崎県の発展はないと思っております。

以上で質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

来年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される記念すべき年ではありますが、県内におきましても、国文祭・芸文祭を初め、さまざまな催しが予定されています。

その1つに、5年に一度開催される乳牛のオリンピックと言われる「第15回全日本ホルスタイン共進会」が、私の地元であります都城市の都城地域家畜市場をメイン会場に、来年10月31日から11月2日の3日間の日程で開催されます。

4年前の平成27年に開催されました前回の北海道大会には、私も本県出品者の応援に行きましたが、全国42の都道府県から374頭の代表牛が集まり、本県からも9頭が出品されました。

大変すばらしい牛、そして大会の盛り上がりで大変感動いたしました。残念ながら、上位入賞のほとんどが北海道で、全国の乳用牛頭数の6割を占める、まさに酪農の本場の強さを痛感し、次回開催県として、次こそは上位入賞をと、思いを新たにすることを思い出します。

このホルスタイン共進会は、全国和牛能力共進会と並んで、畜産の2大共進会の1つであり、それが本県、都城市で開催されることは大変楽しみであります。本県の上位入賞を期待しておるところであります。

そこで、来年に迫った全日本ホルスタイン共進会にどう臨まれるか、知事の考え方を伺っておきたいと思っております。

あとの質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

全日本ホルスタイン共進会は、乳牛の改良はもとより、牛乳・乳製品の魅力発信と消費拡大など、酪農の発展にとって非常に意義のある大会であります。令和になって最初の大会を本県で開催できることは、大変光栄なことであると考えております。

本県は、北海道などの冷涼な地域と比べると、乳牛にとって厳しい条件ではありますが、そのハンディを乗り越え、この分野では圧倒的な成績を残して、王者として君臨している北海道の牙城を崩し、悲願の上位入賞を果たすためにも、開催地の誇りと強い結束力を持って、出品対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、大会が開催される令和2年は、口蹄疫終息から10年となる節目の年でもあります。これまでの温かい御支援の感謝の気持ちと、復興を果たした姿を全国にアピールするとともに、北海道や東北など全国から来県される皆様方を万全の体制でお迎えし、宮崎での開催を喜んでいただけるような大会となるよう、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 大変ありがたく存じておりま

す。知事のお考えを今回の宮崎大会にしっかりと生かしていただき、大成功に終わるように期待いたしております。どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、今回の大会は、初めて九州・沖縄ブロックという複数県での共同開催ということがあります。

九州・沖縄全体から見ますと、本県酪農は、戸数では熊本県に次ぐ第2位、頭数も熊本県、鹿児島県に次ぐ第3位ということで、九州では平成2年の熊本県に続いて、今回、宮崎が開催県となったことも、大変名誉なことであると考えております。

今回のホルスタイン共進会は、地元開催でもあり、出品対策はもとよりであります。開催県としてさまざまな準備があらうかと思っております。

そこで、大会に向けた取り組み状況について、農政水産部長にお伺いしておきたいと思っております。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 大会の開催に向けましては、九州・沖縄の各県や酪農団体等で構成します実行委員会において、大会の規模や出品区分、周辺会場での催事を含めた基本計画の策定、会場の施設整備など、計画的に準備を進めているところでございます。

また、県内を初め九州各県でカウントダウンボードを設置し、周知の活動も行っているところであります。

それから、出品に向けた対策としましては、血統のすぐれた乳牛の導入や国内外の優秀な受精卵の活用によりまして、候補牛を作出するとともに、現地指導や研修会等を実施し、出品に向けた総合的な技術向上にも取り組んでいるところであります。

11月には、プレ全共で会場や候補牛の現状を確認した上で、来年9月に開催する県予選会において代表牛を決定する計画であり、開催県として上位入賞を目指して、引き続き関係者と一体となって戦略的に取り組みを進めていきたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

ところで、前回の北海道大会では、4日間の大会期間中に約7万人の方が来訪されたと伺っております。

今回の宮崎での大会にも多くの方が来られることを期待しているところでありますが、県外からの方には、宮崎に来てよかった、ぜひまた来たいと思っていただけるように、また県内の方にも、宮崎の酪農の魅力を理解していただけるように、「おもてなし」の心で対応していくことが大切であると思っております。

そこで、大会における県内外からの来訪者に対し、どのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いをしておきたいと思っております。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 今回の大会では、全期間を通して、県内外から約6万人の来訪者を見込んでおります。そのため、実行委員会では、旅行会社と連携し、宿泊施設の手配や周辺観光の相談窓口を設置するなど、受け入れ体制の整備を行っております。

大会期間中には、空の玄関口であります宮崎空港の特設会場において、大会のPRや牛乳・乳製品の消費拡大イベント等の開催によりまして、多くの来訪者を会場に呼び込み、大会会場においては、本県はもとより、九州・沖縄が一堂に会した物産・飲食ブースや観光PRのイベント等を計画しているところでございます。

県としましては、本大会を本県の魅力を発信する絶好の機会と捉え、来訪者に満足してもら

えるよう、関係者と連携してしっかり準備を進めてまいります。

○徳重忠夫議員 ぜひ多くの方々に来ていただき、盛り上がった大会となるよう、開催までしっかりと取り組んでいただくように、要望を申し上げておきたいと思えます。

次に、第35回国民文化祭みやぎ2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎ大会について伺ってまいります。

いわゆる国文祭・芸文祭は、「文化の国体」とも呼ばれ、全国から多くの参加者、観覧者が集まる大会であります。

私も視察いたしました昨年度の大分大会では、会期全体の参加者は237万人にも上り、経済波及効果も非常に大きかったと聞いております。

本大会では、開会式、閉会式を初め、さまざまな県主催事業が実施され、さらに、市町村と文化団体の事業として、26市町村において「分野別フェスティバル」が実施されることになっております。県内外のお客様に、宮崎の地域の文化を見て、体験して満足してもらわなければなりません。そのためには、万全の準備が必要であると考えます。

そこで、大会の成功に向け、市町村との連携が重要と考えますが、県の取り組みについて、総合政策部長にお伺いをしておきたいと思えます。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 各市町村が実施いたします分野別フェスティバルは、国文祭・芸文祭の中にあつて、地域の文化資源や伝統文化を全国に広く発信する事業でありまして、大会後の地域の活性化につなげていくためにも、市町村との連携は大変重要であると思えます。

このため県では、今年度から市町村事業担当の専任職員を配置いたしまして、市町村を複数回訪問するなどして、事業実施上の課題の洗い出しを行いますとともに、その解決のための助言や、事業内容を充実させるための方策の検討など、市町村と一体となつて、着実に準備を進めているところであります。

今後とも、文化事業の専門家に現地を訪問していただくなど、市町村の状況に応じて、きめ細かな助言、支援を行い、大会の成功に向けて、市町村と密接に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 どうもありがとうございます。

市町村、関係団体と連携し、国文祭・芸文祭の成功に向けて、万全の準備をよろしく願ひ申し上げておきたいと思えます。

続いて、国民スポーツ大会についてお尋ねをしてまいります。国民スポーツ開会に向けた施設整備について伺います。

令和8年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けまして、県は、陸上競技場、体育館、プールの3つの施設を新たに整備することとし、昨年度、それぞれの施設の基本計画を策定し、現在、この計画に沿つて準備が進められていると思えます。

この県有主要3施設の整備については、国民スポーツ大会の前年の令和7年に開催されるリハーサル大会に間に合わせる必要があります。つまり、あと6年間で、全ての施設を完成させなければならないということでもあります。

県においては、予算の確保や整備スケジュールの進行管理などにしっかりと対応していく必要がある中で、私は、この3施設が6年後、無事に完成できるのかどうか、大変心配をしてい

るところであります。

そこでまず、国民スポーツ大会の主要3施設の整備の現在の進捗状況と今後の見通しについて、総合政策部長に伺っておきたいと思いません。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会に向けた主要3施設につきましては、平成30年度に策定いたしました基本計画に基づき、現在、整備を進めております。

このうち、都城市山之口町の陸上競技場につきましては、造成の実施設設計と競技場の基本設計を、また延岡市の体育館につきましては、建物の基本設計を行っているところであります。

また、宮崎市のプールにつきましては、PFI手法の導入可能性について検討を進めているところであります。

いずれの施設も、予定どおり進捗しておりますが、令和7年度に予定しておりますリハーサル大会までに確実に整備できますよう、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ努力をいただきますようお願いしておきたいと思いません。

次に、主要3施設の整備費の見通しと財源確保の考え方について、もう一度、総合政策部長にお尋ねしておきたいと思いません。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 主要3施設の整備につきましては、基本計画の中で、他県の例を参考に計算した概算をお示ししておりますが、陸上競技場は約200億円、体育館は約85億円、またプールにつきましては、一部屋外の場合で約38億円から約58億円、全て屋内の場合で約78億円から約98億円程度と見込んでおります。

これらの施設整備に当たりましては、国の補助金や交付金、県債の活用等を考えております

が、陸上競技場と体育館につきましては、それぞれ地元市にも整備費用の一部を御負担いただくこととしております。

また、プールにつきましては、PFI方式の導入による県負担の軽減の可能性につきまして、検討を行っているところであります。

○徳重忠夫議員 約380億円もの大規模な施設をあと6年で完成させるということでありまして、施設の整備が間に合いませんでしたというようなことが絶対にならないように、事業の進捗には最大限気をつけて努力をいただきたいと、お願いを申し上げます。

続いて、都城市山之口町に整備する陸上競技場についてお伺いをいたします。

整備基本計画によりますと、主競技場、補助競技場、投てき練習場が備わった陸上競技場を整備されるということでありまして、また、主競技場につきましては、国民スポーツ大会や全国規模の競技会が開催できる第1種陸上競技場の認定を受ける競技場を整備されるということでもあります。

しかし、私は、新たな陸上競技場は、国内大会だけではなく、外国の方も参加されるアジア大会などの国際大会が開催できるような陸上競技場を目指していくことが望ましいのではないかと考えております。国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会後の利活用のことも考えますと、陸上競技場の活用策の可能性が広がっていくのではないかと考えております。

そこで、陸上競技場についてどのような整備を考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 陸上競技場につきましては、基本計画におきまして、日本陸上競技連盟の第1種公認の施設基準を満たすよ

う、整備を行うこととしております。

陸上競技場の整備につきましては、国民スポーツ大会後の各種大会での利活用等の視点も踏まえ、競技団体等の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 スポーツランドみやぎの将来に向けた有効な投資となりますよう、国際大会も開催できるよう施設整備を検討していただきますように、お願いしておきたいと思いません。

続いて、福祉保健部長にお尋ねをいたします。医療機関における外国人患者の受け入れについて伺います。

国や県の外国人の受け入れ拡大やインバウンドの推進などの方針を考えると、国内の外国人の数は今後も増加していくものと思われまます。本県における平成30年度の外国人労働者は4,144人で、平成26年度と比較すると、4年で2.2倍となっており、国籍もベトナム、中国、インドネシア、フィリピンなど多岐にわたっております。

このような状況で、今後、外国人の方が安心して生活していくために、病気やけがのときに安心して受診できる医療機関の体制を整えることが必要であります。

先日、テレビ番組で、他県の診療所で常駐している医療通訳の方が、来院した外国人の方に、問診から丁寧に寄り添いながら対応している様子が放映されておりました。医療機関が円滑に対応できる環境を整えていくことは、医師不足である本県にとって、医療従事者の負担軽減にもつながるものではないかと考えております。

そこで、本県の在留や訪日外国人が増加する中で、医療機関における外国人の受け入れ体制

整備にどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いをしておきたいと思いません。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国におきましては、昨年から、在留外国人、訪日外国人旅行者、それぞれに対する医療環境整備について検討が重ねられ、対応策が取りまとめられているところであります。

これらを受けて、厚生労働省から県に対して、外国人患者を受け入れる医療機関の選出を依頼されておまして、9月末までに公募により選出をいたしますとともに、来年度以降も公募を行い、外国人患者が安心して受診できる体制を整備していくこととしております。

選出された医療機関が円滑に外国人患者を受け入れていくには、言語対応、未収金対策などの課題に適切に対応していく必要があります。

このため、県としましては、通訳環境など医療機関の受け入れ体制整備について、必要な支援を検討してまいります。

○徳重忠夫議員 前向きにお取り組みいただいております、ありがとうございます。

外国人労働者の受け入れ拡大を図っていく上で、安心できる医療環境を整えていくことは大切なことですので、積極的な取り組みをお願いしておきたいと思いません。

続いて、森林行政についてお伺いをしてまいります。

今年4月1日に、全国の自治体や林業関係者の悲願でありました「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行されたところであります。

この法律に基づき、今年度から、県と市町村に譲与税が配分されますが、私の地元都城市にも、3,300万円が配分されると聞いております。

そこで、森林環境税及び森林環境譲与税の目的、用途及び本県への譲与額について、環境森林部長にお伺いをしておきたいと思えます。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 森林環境税及び森林環境譲与税は、地球温暖化防止や災害の防止、水源の涵養など、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、必要となる財源を安定的に確保することを目的に創設されております。

森林環境譲与税の用途につきましては、法律に明示されており、市町村においては、森林整備や人材の育成・確保、木材利用の促進などに関する施策に、県におきましては、市町村の支援、森林整備の促進に資する施策などに充てなければならないとされております。

森林環境譲与税は、令和6年度からの税の徴収に先立ち譲与されますが、今年度の本県への譲与額は、市町村へ4億6,300万円、県へ1億1,600万円、合わせまして5億7,900万円と見込んでおります。

なお、税収の全てが譲与されるようになる令和15年度には、市町村へ15億6,300万円、県へ1億7,400万円、合わせまして17億3,700万円と見込んでおります。

○徳重忠夫議員 今後、市町村は、配分される譲与税の一部を活用して、森林経営管理制度を運用していくこととなります。

市町村がこの森林経営管理制度を円滑に運用するに当たっては、最初の作業となる森林所有者の意向調査や経営管理のための計画づくりなどを行う必要がありますが、市町村によっては、十分に対応できる体制になっておらず、意向調査に必要な森林所有者の特定や、森林の現況把握も進んでいない状況ではないかと思えます。

このため、この制度を運用していくためには、県がしっかりと市町村を支援していく必要があると思えますが、森林経営管理制度を円滑に運用するために、県は市町村をどのように支援していくのか、環境森林部長にお伺いをしておきたいと思えます。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 森林経営管理制度につきましては、これまでも市町村に対し、制度の説明会や森林境界などの情報を管理する林地台帳の基礎データを提供するなどにより、支援を行ってきたところでありますが、議員御指摘のとおり、市町村の実施体制などに課題があると認識しております。

このため県では、今年度から、森林環境譲与税を活用した「新たな森林管理システム推進事業」を創設し、県内8カ所のモデル地区で、林地台帳の精度向上や所有者の意向調査などの効率的な手法を確立し、その成果を県全体に普及することといたしております。

また、市町村職員を対象にした研修会や、県に「森林管理推進員」を配置し、相談対応や情報提供なども行うこととしたところであります。

今後とも、制度の円滑な運用を図るため、市町村の状況等を踏まえながら、きめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ積極的な取り組みをよろしくお願い申し上げておきたいと思えます。

森林の伐採の状況について伺ってまいります。

北諸県地域では、地域内に大きな製材工場があり、さらに近隣の地域にも大型製材工場やバイオマス発電施設などがあることから、これらの工場に向けた木材の生産が盛んに行われている状況となっております。

その一方で、地元の森林組合から聞いたところによりますと、木材の需要が増加していることに伴って、北諸県地域においては伐採量が年々増加しております。このような状況が続くことになれば、今の森林資源は減少を続け、数十年後には——恐らく20～30年後のことだと思いますが——伐採する山がなくなるのではないかとということでした。

森林資源が減少していけば、地域の雇用や経済を支える製材工場などの木材産業にも大きな影響が出るのが心配されます。

そこで、県は、北諸県地域の伐採の現状を踏まえ、森林資源をどのように維持していくのか、環境森林部長にお伺いをしておきたいと思っております。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 北諸県地域における私有林針葉樹の平成29年度の伐採量は約16万立方メートルで、また、その成長量は約12万立方メートルとなっております。

直近の2年間では、伐採量が成長量を4万立方メートル程度上回る状況となっておりますが、北諸県地域の私有林針葉樹の蓄積量は約880万立方メートルでありますことから、伐採の推移は見守る必要がありますものの、当面は、木材生産に影響することはないものと考えております。

しかしながら、平成25年度から5年間の平均の再造林率は63%と、県平均の76%を下回っております。このような状況が続きますと、当地域において、将来にわたり森林資源を維持していくことが困難となると予想されますことから、再造林率の向上に取り組んでいくことが大変重要であると考えております。

○徳重忠夫議員 再造林が重要であるという答弁でありましたが、北諸県地域の再造林率は、

部長がおっしゃいました63%ということでございますが、実際は5割程度だと。このように低い状況にあると聞いておるところであります。

再造林率が低い理由としましては、木材価格に比べ育林コストが高いことから林業採算性が低下していることや、森林所有者の高齢化が進む中、植えてから伐採まで数十年を要するため、再造林をしても子や孫の世代でなければ換金できないこと、森林の所有規模が零細であるため、経営として成り立たないことなどから、森林所有者が再造林をしようという意欲が低いのではないかと考えられます。中には、伐採時に土地ごと事業者に売ってしまうこともあるようであります。

そこで、県は、北諸県地域の再造林対策にどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いをしておきたいと思っております。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、県全体の再造林対策として、補助事業による再造林意欲の喚起や、伐採後すぐに植栽する一貫作業の推進、成長の早い苗木の導入や担い手の確保・育成などに取り組んでいるところでありますが、北諸県地域におきましては、森林組合が行う大規模なコンテナ苗生産施設の整備や、昨年の台風24号で大きな被害を受けた風倒木被災地の再造林への支援も行っております。

さらに、当地域の「山会議」におきましては、再造林の推進のため、市町村への上乗せ補助の要請や、耕作放棄地での造林用苗木育成の検討、造林作業の機械化の実証などに取り組んできたところであります。

県といたしましては、引き続き地元市町村や森林組合などの事業体と連携し、北諸県地域の実態に即した再造林対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ、再生林に向けて御努力をお願い申し上げたいと思います。

次に、太陽光発電の取り組みについて伺います。

東日本大震災が発生した際の計画停電などもありまして、現在は再生可能エネルギーへの関心が高まっております。停止している原子力発電所もある中、電力需給が成り立っているのは、再生可能エネルギーの導入量が増加していることも寄与しているのではないかと考えております。

再生可能エネルギーの中でも、特に太陽光発電については、国は積極的に導入を促進してきたと思っております。この太陽光発電は、夜間や雨天時に発電できないなどのデメリットもありますが、宮崎県は、全国第3位の日照時間や全国第2位の快晴日数など、恵まれた気象条件を有しております。

そこで、本県の太陽光発電の導入量は、全国や九州でどのような順位になっているのか、環境森林部長にお伺いをしておきたいと思っております。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 資源エネルギー庁が公表しております固定価格買取制度における太陽光発電設備の導入量によりますと、平成31年3月末現在、本県は109万キロワットとなっております。全国で第20位、九州内では第4位であります。

○徳重忠夫議員 導入量で、全国で第20位、九州で4位ということでありました。いろいろな条件が重なったこの順位だと思いますが、先ほど述べました、日照時間や快晴日数などの恵まれた気象条件から考えると、まだまだ導入量をふやすことができるのではないかと私は思っております。

導入量をふやすために、これまで県では、個人住宅に太陽光発電施設を設置する場合は補助金を出すなど、さまざまな取り組みをしてきたと思います。

今年6月の県議会で、再生可能エネルギーについて新しい計画が策定されました。今後は、この計画に従って施策が進められていくことと思います。

そこで、太陽光発電について、再生可能エネルギー等導入推進計画に基づきどのように推進していくのか、環境森林部長にお伺いをしておきたいと思っております。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 太陽光発電につきましては、本年6月に策定しました「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」に基づき、景観や自然環境に配慮しつつ、本県の恵まれた日照環境などのすぐれたポテンシャルを生かした導入促進を図り、エネルギー自給率の向上はもとより、災害に強い地域づくりを目指すことといたしております。

具体的には、市町村が太陽光発電を設置する際の可能性調査に対する支援や、県民及び事業者等が導入に当たって参考となるような情報について、講習会やホームページで提供していくとともに、太陽光発電の余剰電力の自家消費による利活用や災害時の活用など、エネルギーの地産地消などについて周知することにより、導入を促進してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ積極的な取り組みをお願いしておきたいと思っております。

災害時の太陽光発電の取り組みについては、先日新聞記事で興味深いことが掲載されておりました。

都城市が、太陽光発電事業者に市内の小中学校の屋上を貸し出し、平常時は賃料を得るとと

もに、災害時には発電された電力について学校が無償提供を受けるというものであります。

この都城市の例のように、新しい発想で太陽光発電の導入を促進していくことは、とても重要だと考えます。

今、本県では、宮崎ならではの特性や強み、魅力を端的に表現したキャッチフレーズ「日本のひなた宮崎県」を掲げております。この「ひなた」という言葉から連想されるものとして、「太陽の恵み」があると思います。この面からも、県が率先して取り組んでいくべきだと思います。

そこで、太陽光発電の導入について、知事の考えをお伺いしておきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 議員がこれまで指摘されましたとおり、「日本のひなた」を掲げる本県は、気象条件に恵まれておりますことから、太陽光発電の導入に積極的に取り組むこととし、これまで、市町村の施設や個人住宅への設置に対して助成をしております。

また、県有施設につきましても、総合農業試験場や県議会棟、宮崎北高校など計22カ所に設置をしてきたところでありまして、現在建設中の防災拠点庁舎についても設置を予定しております。

これまでの取り組みによりまして、県内の導入量につきましては、新エネルギービジョンで基準年度としております平成22年度から比べますと、直近の平成30年度までに約14.7倍と大きく増加をしてきたところであります。

太陽光発電につきましても、近年、買い取り価格の低下や送電線への接続問題、自然環境も含めた地域との共生などの新たな課題も生じているところでありますが、地球環境への負担も少なく、災害時にも活用が可能で、本県の豊富

な地域資源が活かせる重要なエネルギーだと考えております。

今後とも、市町村や県民、事業者等と一体となって、導入促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

知事の前向きな導入促進への取り組みを期待しておきます。

続きまして、企業局長にお尋ねいたします。

企業局における太陽光発電についてであります。現在の企業局は、長年培った技術や経験、豊富な水資源を利用して、全国26の公営電気事業者の中で、最大出力合計が全国第3位となる15万9,055キロワットを誇る水力発電を行っており、安定した経営を継続し、地域へ貢献をいただいております。

その一方で、企業局における太陽光発電は、最大出力わずかに190キロワットにとどまっております。

全国的には、新潟県は2万1,000キロワット、鳥取県で6,900キロワット、島根県で6,600キロワットなど、公営電気事業者がみずから大規模な太陽光発電事業に取り組んでいる事例もあるようであります。

そこで、本県においても、企業局が太陽光発電事業に積極的に取り組むべきと私は考えますが、企業局長の見解をお伺いしておきたいと思っております。

○企業局長（図師雄一君） 企業局では、再生可能エネルギーの普及拡大を進めるという国や県の方針に基づきまして、県民への普及啓発を目的として、一ツ瀬川県民ゴルフ場を初め4カ所に、太陽光発電設備を設置しております。

御承知のとおり、太陽光発電は全国的に普及が進んだことから、国では、固定価格買取制度

を抜本的に見直し、住宅用など規模の小さなものの以外については、太陽光発電の買い取りを終了させ、入札へ移行させる方針が示されております。

特に九州においては、民間を中心に太陽光発電が大量に導入されており、昨年から、電力会社の要請で太陽光発電を一時的に停止させる措置がとられております。

このため、企業局といたしましては、まずは主要事業である水力発電事業をしっかり行ってまいりますとともに、長年の実績を生かして、民間が参入しづらい小水力発電の開発や導入支援に力を注いでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 現在の太陽光発電事業を取り巻く環境では、企業局としての取り組みは大変難しいとの答弁であったようでございますが、太陽の降り注ぐ恵まれた本県の自然環境を最大限に利用した太陽光発電に取り組んでいただきたいという私の思いを申し上げて、この質問は終わらせていただきたいと思っております。

次に、国土強靱化3か年緊急対策についてお伺いしておきたいと思っております。

先日、佐賀、福岡及び長崎3県を中心とした九州北部で、大雨特別警報が出されるほどの記録的な大雨により、各地で河川の氾濫や土砂災害などの被害が相次いだところであります。

本県においても、切迫する南海トラフ地震や大型台風など激甚化する自然災害から県民の生命・財産を守るためには、災害に強い県土づくりを早急に進めることが重要であります。

本県では、これまでに、平成30年度補正予算と令和元年度予算を合わせて約290億円の予算を計上し、県土整備部のハード整備を中心とした緊急対策が実施されているところであります。

そこで、県土整備部における国土強靱化の3

か年緊急対策の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いしておきたいと思っております。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 国土強靱化の3か年緊急対策につきましては、重要インフラの機能強化を図るため、今年度までの2か年で約246億円の予算が措置されたところであります。

これまでの主な対策につきましては、横市川など158河川における河川内の樹木伐採や河道掘削、及び巢の浦川など18カ所で砂防ダムなどの整備に取り組んでいるところであります。

また、国道223号など34カ所における道路のり面の防災対策や国道218号の7橋の耐震補強のほか、油津港の岸壁耐震化を進めております。

県としましては、3か年緊急対策を着実に推進していくとともに、完了後も県土の強靱化を実現するため、引き続き必要な予算を確保し、防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

3か年緊急対策は、県内各地で実施されているという御報告でありました。より実効性のある対策となることを期待いたしておきます。

次に、教育長にお尋ねをしております。学校事務職員について、教育長にお伺いをいたします。

本県においては、昭和32年に「県立学校事務」及び「市町村立学校事務」採用試験が創設され、昭和37年には「学校事務」採用試験に統合され、平成9年度まで実施されました。

しかし、平成10年度に学校事務の採用試験が廃止され、その後は知事部局からの出向者が学校事務職員として配置されております。現在では、学校事務職員全体の6割以上が知事部局からの出向者となっております。

その後、平成29年度からは一般行政職員の教育委員会での採用を開始し、平成29年に7名、平成30年と31年にそれぞれ5名が教育委員会での採用されたと聞いております。

学校事務職員は、学校において重要な役割を期待されている職であります。平成10年度に学校事務職員採用試験を廃止し、平成29年度から新たに教育委員会で採用を開始した趣旨について、教育長に伺っておきたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 学校事務採用職員は、勤務場所がほぼ学校に限定され、処遇や人材育成などに課題が見られましたことから、より幅広い視野を持った人材確保を図る趣旨から、平成10年度より県職員採用試験に一本化したところでもあります。

しかしながらその後、近年になりまして、教育をめぐる社会情勢の変化に伴い、学校運営に学校事務職員がより深くかかわることが求められるようになる中、長期的な視点で学校教育への深い理解と高い専門性を備えた人材を確保・育成すべき必要性が出てまいりました。

そこで、平成28年度実施の県職員採用試験、大卒程度の一般行政区分の最終合格者の中から、本人の希望を踏まえて、主に教育委員会事務局や学校で勤務し、教育行政の核となる職員について、教育委員会で採用することとしたところでもあります。

○徳重忠夫議員 人材育成に課題があつて学校事務職員の採用を廃止したと。今度は高い専門性を持った職員が必要となつて採用を始めたということですが、平成29年3月に、学校教育法第37条第14項が、学校事務職員は「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改正されております。

この改正は、「与えられたものを処理する」

という仕事から、「みずから責任を持って管理する仕事」に変わったと読むことができると考えますが、改正の狙いと法改正を受けた本県の取り組みについて、教育長に伺っておきたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 学校教育に対するニーズの多様化に伴いまして、教員が多忙化する中、総務や財務などに精通した事務職員が、より主体的・積極的に学校運営に参画することを目指し、学校教育法が改正されたところであります。

本県においては、平成4年度から、事務職員がつかさどるべき職務内容の検討や、事務処理の効率化のためのソフト開発など、全国に先駆けて、事務職員の学校運営への参画や教員の負担軽減などに取り組んでまいりました。

さらに、今回の法改正を受けまして、外部講師を招いた業務改善に関する研修会の開催や、研修体系の見直しを行うなど、事務職員の能力向上に努めているところであります。

○徳重忠夫議員 本県では、相当以前から、事務職員の職務内容の検討に意欲的に取り組んでこられたと、理解をいたしました。

しかし、平成10年度に学校事務職員の採用試験を廃止して、平成29年度から採用を始めたということは、20年近い空白があります。かつて学校事務で採用された職員が定年を迎えるとき、平成29年度に採用された職員は、まだ40代半ばぐらいだと思います。そのときに、学校事務職員としてリーダーになるような人は、全員が知事部局から出向になると思いますが、学校事務で採用された職員が退職した後、知事部局からの出向職員が「つかさどる」機能を維持できるのでしょうか。

どのように取り組みをしていくつもりか、教

育長に伺っておきたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 御指摘のとおり、学校事務で採用された職員は、18年後には全員が定年を迎えることとなります。

そのような中、将来にわたって事務職員が担うべき役割を果たしていくためには、関係部局と連携を図りながら、学校勤務経験が豊富な職員の拡大を図るとともに、先ほど申し上げました研修などを通して、学校事務職員としての知識・経験を十分に備え、学校運営に積極的に参画できるような職員の確保と育成にさらに努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

学校事務職員の採用試験を行っていないのは、九州では宮崎県だけであります。平成29年から始めたという状況ではございますが、そういう状況にあります。

本県には500名を超える学校事務職員がおりますが、将来的に、せめて半数は学校事務のプロパー職員が確保できるような対策を講じていかないと、事務職員に求められている役割は到底果たせないのではないかと、私は思っております。

やはり教育というものは、教員が子供たちとしっかりと向き合えることが大切であります。その環境を整えるには、学校事務職員が、高い専門性を持って学校運営に意欲的に取り組んでいただくことが重要であろうと考えますので、今後、事務職員の確保と育成をよろしく願い申し上げておきたいと思います。

最後に、警察本部長にお伺いをしておきたいと思います。

先日、私の地元であります都城市の方々とお話をする機会がありました。軽自動車の保管場所の届け出が話題になりました。聞くところに

よりますと、都城市内でも旧高城町や旧高崎町、旧山田町、旧山之口町は、軽自動車の保管場所の届け出は不要であるとのことでありませ

現在の都城市は、平成18年1月1日に旧高城町など4町が旧都城市と合併して現在に至っているわけですが、同じ都城市に住んでいる住民で届け出が要る地域と不要な地域があるのは、不公平感があると感じたところでもあります。県民の方からも、そのような声がたくさん寄せられております。

そこで、軽自動車の保管場所届け出について、警察本部長に伺っておきたいと思います。

○警察本部長（阿部文彦君） 自動車の保管場所の届け出につきましては、自動車の保管場所の確保等に関する法律に規定されており、同施行令附則に、軽自動車の届け出が必要となる基準日と地域が明記されてございます。

軽自動車の届け出が必要な地域は、平成12年6月1日を基準日といたしまして、人口10万人以上の市とされております。本県におきましては、当時の宮崎市、都城市及び延岡市となります。

その後、これら3市と周辺の町が合併いたしました。合併された町は、基準日において届け出の必要がありませんでしたので、合併後も届け出の必要はありません。

警察では、軽自動車の保管場所の届け出が必要な地域について、ホームページへの掲載や警察署の窓口において案内を行うなど、県民への周知を図っているところであります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

軽自動車の保管場所の届け出については、よくわかりました。同じ都城市内に住んでいて、届け出が必要な場所と不要な場所があるのは、

やはり何か違和感があるように感じます。

法令の改正となりますと国の所管となるので県で改善することはできませんが、このような県民の声があることを知っていただくべく、質問をさせていただきました。

また、警察のホームページなどでも保管場所の届け出の周知を行っているとのことでありますので、引き続き県民へのわかりやすい広報をよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、お疲れさまでございます。早速質問をしたいと思っております。

3期目の知事に質問するのは、今回が初めてであります。将来を見通した基本的な質問を知事にしてみたいと思っております。よろしく願いいたします。

早いもので、知事が3期目に就任されてもう8カ月なんです。あと4カ月で1年になります。だから、1期4年あつという間だと思っておりますよね。

気が早いかもしれませんが、次期、4期目、知事は立候補される意思があるのかなのか、出馬される意思があるのかなのか、まずはお尋ね申し上げて、あとの質問は質問者席から行

います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

ことし1月31日より3期目に入りまして、これまでの経験、実績を生かしてしっかりと成果を出してまいろうと、日々仕事に取り組んでおるところでございます。

一日一日、誠心誠意、県政に全力で取り組んでまいり所存でありまして、これまでもゴルフに例えて申し上げてまいりましたが、ヘッドアップはしないよう、一日一日、目の前の仕事に集中して、将来の展望はしっかり持ちながらも取り組んでまいりたい、そのように考えておるところであります。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 何か大相撲の貴景勝の言葉を聞いたような答弁でありました。では、曖昧な答弁でしたが、出馬はされないんですかね。そんなふうに理解しておっていいですか。

○知事(河野俊嗣君) 3期目を託された知事として、この4年間、全力を投じてまいりたいと、そのように考えております。

○中野一則議員 では、質問を変えていきたいと思っております。過去の2期を含めて3期目、知事の後世に残す仕事というのは、どのような仕事であったのかを質問させていただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 「口蹄疫からの再生・復興」を掲げて1期目がスタートする中で、しっかりとさまざまな復興に取り組んでまいったところでもあります。

平成の後半に入りまして、本格的な人口減少に、我が県も、また国全体も陥る中で、人口減少問題を一丁目一番地の課題として、現在全力で取り組んでいるところでもあります。

人口減少下にあっても安心して暮らすことのできる社会や経済を構築していくこと。この4年間というものが、50年先、100年先の宮崎県を方向づける大変重要な時期にあるという思いのもとで、議会に御理解をいただきながら、人口減少対策基金を設置し、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

後世に残す仕事という御質問でございます。ハード整備に関しては非常にわかりやすいものがございますが、医療の拠点として現在県立宮崎病院、さらには防災の拠点としての防災拠点庁舎、さらにはスポーツの拠点としての国民スポーツ大会を見据えた施設整備等を進めておるところであります。人口減少対策、将来を見据えたその仕組みづくり、将来にわたってこの宮崎に若者が残り、しっかりとこの地域を盛り上げていこうと、そのような仕組みづくりに現在取り組んでいるところでございます。

○中野一則議員 実は知事、3期目は非常に重要な期なんですよ。これから4期、5期を目指すのか、3期で終わるのか、この3期目に勝負がかかっておるんですよ、知事。

過去の例を申し上げます。黒木博さんが6期当選されて急にやめられて、知事選挙がありました。そこに立候補されたのは松形さんでありました。失礼ですけれども、当初、松形さんはリリーフかなという声もあったんですよ、まあ2期、3期だろうと。

ところが、あの人もしたたかな人でしたから、3期目に何とか後世に残る仕事をしたいということで、2期目のときに県総合文化公園の大体の基本計画を立てていらっしゃいましたから、これを本腰入れて取り組もうということで、当時の財政課長に命じて資金を調達し、にわかには38億円の基金が創設されたんです。そし

て、取り組まれた。あの公園を整備するためには1期じゃできませんからね。それで4期、5期とつながらんとできなかつたんですよ。

だから、当時3期目にでき上がったのが図書館、3期から4期にかけてできたのが芸術劇場、4期から5期にできたのが美術館、その間に全体の公園の整備をされました。そして、平成7年、実際に完成したんです。投資したお金が400億円なんです。

そして、その中から若山牧水賞も生まれ、宮崎国際音楽祭も生まれたんです。松形さんは、この総合文化公園を後世に残す仕事にしたいと、そういうことをはっきりと言われたそうです。その証言をいただきました。それでこういう質問をしたんです。2期かなと思われた松形さんが6期されたんですよ。だから、3期目には、大いに後世に残す仕事ということで、はっきりと決めてやってください。

先ほど、人口減少対策云々と言われましたから、その人口減少対策について質問したいと思います。

6月議会で、人口減少対策基金ということで30億円を積まれました。その狙いというのは、人口減少を抑制したいということですから、既に長期ビジョンにおいては、令和12年を目標にした人口100万人程度、合計特殊出生率1.9程度、こういう目標を立てたんですよ。

具体的に言うと、人口はケース1では97万7,000人、それで少し改善していけば99万5,000人にはなるということです。

ですから、先ほど後世に残す仕事という形で言われましたから、これは本当に宮崎にとっていいことだと思っているんですよ。だから、どのくらい人口減少が抑制できるのか。このケース1、ケース2よりも目標が上回ると、30億円

で上回るということになるのかどうか、そのあたりのことを具体的に説明していただきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 本県における人口減少を分析しますと、その大きな要因は、高齢化の進展の中で、死亡数が出生数を上回ることにより生じる自然減、それから、若年層の多くが進学や就職を機に県外流出する社会減でありまして、この流れを何とか変えたいという思いでございます。

出生数につきましては、合計特殊出生率、全国でもトップクラスの数字を保っておりますが、これをもっともっと伸ばしていくという努力。さらには、社会減では、若者がもっと宮崎で頑張る、さらには移住、U I J ターンというものを促進していく。そういう取り組みで今後4年間、人口減少対策を加速化させていこうということで、基金を設置したところでございます。

人口減少対策、非常に難しいものは、この人口減少というトレンドは変わることはない。急に右肩上がりて人口が増加するというのは、現実問題難しいわけではありますが、減少幅をいかに抑制していくかということでございまして、現状のまま推移をすると、2030年には97万7,000人になるという推計があるわけでありまして、今般改定した総合計画においては、これを100万人程度にしたいということで目指しておるところでございまして、地道な取り組み、より長い目で見た効果が発揮できるように、現在できる限りの努力というものを、引き続き重ねてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 100万人は割ってはならぬと思えますよね。ぜひ100万を超える目標を具体的に立てていただきたい。

果たしてその30億円の基金で可能なのかなという気がするんです。宮崎県はいわゆる過疎ということで、昭和45年から平成30年までの48年間で、市町村を含めて3兆158億円のお金を投じたけれども、過疎はどんどんどんどん進んできたんですからね。そこで100万人以上何とかキープしようというって、30億円じゃどうかなという気がするんです。もともと当初予算にも48億円組んでありますから、50億円を超えることしの予算なんです。

しかし、基金は4年間ですからね。知事が3期目真ん丸という予算であったんでしょが、これを4期、5期につなぐ予算ということでやらないと、この人口減少は歯どめがきかない。それは1,000億円をつぎ込んででもどうかなという気がするんです。ぜひ、何とか人口減少をとめていただくように、それにまつわるような質問を順次していきたいと思えます。

教育行政ということで、まずは教育長にお尋ねしますが、次期宮崎県高等学校教育整備計画を検討中だと聞いておりますが、そのことを教育長に確認させていただきたいと思えます。

○教育長（日隈俊郎君） ことし5月、県内の学識経験者等12名の委員の方々に構成します懇話会を設置しまして、現行の教育整備計画に示される施策の進捗状況や、今後の魅力ある学校づくりなどについて、既に2回開催して、御意見をいただいているところであります。

次年度以降、懇話会からいただきました意見を参考に、国の教育施策の方向性や最新の生徒数の状況等を踏まえまして、各学校の募集定員のあり方だけでなく、人材育成に向けた多様な学習のあり方や、時代の要請、ニーズを反映した新しい学科の設置など、全県的・総合的視野から、次の計画について検討を進めてまいり

ととしております。

○中野一則議員 現在の整備計画、後期実施計画の途中であるんですが、それを1年前倒しということですが、本当に前倒しで次期の計画をつくる予定なんですか。

○教育長(日隈俊郎君) 現在検討しております計画につきましては、令和3年から令和10年、8年間を見据えた整備計画ということで検討しているところであります。したがって、1年前倒しして、前半が4年、後半が4年ということで、8年スパンの整備計画を検討しているという状況でございます。

○中野一則議員 後期計画は、1学年4学級以下の高等学校を対象にした新たな統廃合の予定はありませんと、安心するようなことを掲げてあるんです。もちろんただし書きもありますが、それを1年前倒しにするということは、私にしたら言語道断、そういうことは許されないと思っているんです。

それで、知事、次期のこの計画は必要ないと私は思うんですよ。だから知事の決断で、この実施計画は中止をするようにしてほしい。今ある高校は全て存続させる、そういうことでよろしいと思うんですよ。いかがですか。

○知事(河野俊嗣君) 学校づくりを考える上では、本県の人口減少、生徒数の減少数というのをよく状況把握した上で、生徒数に応じた適切な定員管理とともに、魅力ある学校づくり、高校生にとってよりよい教育環境をどのように提供していくのかというのが非常に重要な視点であろうかと考えております。

そのような観点から、教育委員会において、地域の実態等を踏まえながら、小規模校の存続も含めて、慎重な議論がなされるものと考えております。

○中野一則議員 小規模校の存続を考えるならば、この計画は必要ないと。これは教育上の問題だけじゃないんですよ。全国には1学年1クラスの学校がたくさんありますからね。近くにもありますよ。だから、統廃合を進めるとなれば、人口減少に拍車がかかると、特に社会現象に拍車がかかると思うんです。

それで、周りの県の実情をちょっと調べてみました。お隣の鹿児島県、この計画はとうの昔に凍結されているんです。そして、小規模の学校の市町村にその判断を委ねるということで、今、進められておるんです。

それから、北のほうの隣の大分県、この計画は既にもありません。今、確認しましたが、つくる段取りもしていないということです。それはなぜかという、ずっと統廃合してきたので、小規模校を統廃合したら一段と人口減少に拍車がかかったと。特に社会減に拍車がかかったと。だから今、大分県はこの高等学校教育整備計画はないんです。

だから、そういうことを考えたときに、やはり、しばらくはこの計画の必要はないと思うんです。これは知事の決断でどうにもできることだと思いますから、よろしく願いしておきます。

次に、農業政策についてお尋ねしたいと思うんですが、質問の前に、この前もらった資料の現状をちょっと。

いろいろな統計があるんですが、販売農家数については、5年に1回、農林業センサスがあります。来年がまたその年なんですが、今わかっている数字では、平成12年から平成27年の15年間に、宮崎県の農家数がどのくらい減ったかということでは、まず総農家数は1万7,767戸減りました。率で31.6%。それから、販売農

家数1万6,454戸、率で39%減で、特に農業を中心にする主業農家数が6,426戸減って、平成27年で8,940戸、実に41.8%も減ったんです。ですから、農家数の減を何とかさせないかんと思ってるわけです。

それで、現状のこの農家数はどうあるのか。特に来年が農林業センサスの年で、その目標も掲げてありますが、その目標数を達成できるのかどうか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県の農家戸数の目標につきましては、御質問がありましたように、第七次農業長期計画の最終年となります令和2年を目標と定めておりまして、その目標であります総農家数は3万5,000戸としております。これは、策定時の平成27年の3万8,000戸に比べ、若干の減少を見込んで維持することを目標としております。

こういう中で、総農家数のうち販売農家戸数につきましては、令和2年の目標を2万3,000戸としておりまして、平成30年、国が公表している数値によりますと、約2万3,300戸となっております。

さらに、販売農家のうち65歳未満の農業従事者で、所得の半分以上を農業所得が占める主業農家の戸数につきましては、目標8,000戸に対しまして、平成30年が8,100戸と、目標まで残り少ない中で、いずれも厳しい状況であると認識をいたしております。

○中野一則議員 では、5年後の目標を聞かせてください。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 5年後の目標につきましては、今現在、策定作業に入っております次期長期計画の中で検討することといたしております。この際には、来年春に実施されますセンサスの状況、それから生産者、関係

者、さまざまな団体の方々の意見をお聞きした中で、計画の中で立てたいと考えております。

○中野一則議員 では、今からすると6年後になります。見直し検討中ということでありましたが、来年の農林業センサスを見て——その農林業センサスも、早くて1年後でない当たり前の数字は出てきませんよ——それからまた見直しを立てるとするのは、後手後手だと思ってるんです。

実際、宮崎県の農業生産力を維持するために、あるいは農村地域の社会システムを維持するために、販売農家数、主業農家数は宮崎県には何戸必要なんですか。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 現状から言いますと、かなり減少しておるところでございます。人口減を考えていきますと、農家数が減っていくということはいたし方ないかなと思っておりますが、食料供給県としての役割を果たして、基幹産業であります本県農業が5年先、10年先までしっかりと継続、発展できるように、販売農家、それから主業農家数については、できるだけ維持させていけるように頑張っていきたいと思っております。

そのため、新規就農者とか担い手の育成などをしっかりやってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 来年度の数字もはっきりしない。ましてや、5年後はなおしない。そして、本当に必要な農家戸数とはどういう戸数なのかということも把握していないのが現実の農政なんです。これで人口減少の抑制ということで、知事がさっき説明されましたが、果たしてどうなるんでしょうかね。私は、農業生産力の維持、あるいは、さっき言った農村社会を維持するために、最低限何戸は必要だという確固た

る信念のもとに目標を立てて、それを割ってはいけないんだと、そういう農政であるべきだと思うんです。

だから、知事に確認いたしますが、こういうことで目標管理が曖昧というか、はっきりしません。そのあたりのことをどのように知事は評価されますか。

○知事（河野俊嗣君） 現在の農家戸数につきましては、令和2年度までの目標を掲げて取り組む中で、農林業センサス等を踏まえた上で、次期長期計画の中で、さらにその先を見据えた戸数というものを見きわめていくということでございます。

今、るる御指摘がありましたように、本県の基幹産業である農業、多様な主体、販売農家の主体となる家族農業や農業法人など、多様な担い手が本県の農業を、現在支えていただいている、そういう状況でございます。

人口減少、担い手不足、そういう課題もございしますが、農地集積等による規模拡大やスマート農業による省力化などにもしっかりと取り組むというような視点で、生産基盤の維持、強化を図っていく、そのことで農業の振興に今後とも積極的に取り組んでまいりたい、そのような思いでございます。

○中野一則議員 数字をもって見通しを立てて、はっきりとした農政を進めてください。「一事が万事」と言いたい気持ちなんですよ、農政全てで。だから今回は、農家戸数だけをとって質問させていただきました。一事が万事ということにならないように、取り組みをよろしくお願いしておきたいと思えます。

次に、国文祭・芸文祭について質問します。

9月16日に新潟県での国文祭・芸文祭がスタートしました。いよいよ1年後にスタートす

るわけですがけれども、市町村を含めた取り組みということになります。準備万端だと思うんですが、総合政策部長、その進捗状況を教えてください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国文祭・芸文祭につきましては、まずは本大会に向けた機運の醸成が重要となりますことから、県民の皆様には大会をイメージしていただき、本番に向けた盛り上げを図りますため、1年前イベントや市町村巡回広報など、さまざまな広報・PRを行っているところであります。

また、開会式などの県が主催する事業や、市町村が行う分野別フェスティバルにつきましても、文化団体や関係機関等と協議・調整を重ねてきておりまして、おおむね順調に準備が進んでいるものと考えております。

今後とも、国や市町村、関係機関等とより一層の連携を図りながら、大会の成功に向けて、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 午前中の徳重議員の質問で、昨年は大分県で開催されましたが、参加者が237万人だったと、こういう質問でありましたが、この宮崎での国文祭・芸文祭は、参加者を何名の目標に立てていらっしゃるのでしょうか、総合政策部長。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 大体、人口規模的に大分県と本県は同程度でございますので、明確な数字としては申し上げられませんけれども、大分県程度を目指してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 大分県の237万人程度だったら大成功ですよ。知事の政策提案では100万人以上と書いてありますから、控え目だったんでしょう。その2.3倍以上ですから、せっかく担当部長

が大分県並みを言われたんだから、これを目指して頑張りたいと思っています。

ところで、知事、この大会には天皇皇后両陛下が出席をされるということで、今回の新潟から行幸啓になりました。それで、宮崎でもこういうことになるのかどうか、天皇皇后両陛下が行幸啓されるのかどうかを質問させていただきます。

○知事（河野俊嗣君） 国民文化祭につきましては、皇太子時代から毎年参加をされていて、大変思い入れも強いというふうに伺っておるところでございますが、天皇陛下のお代がわりに伴いまして、ことしの新潟大会から、天皇皇后両陛下が御臨席をされる四大地方行事の一つとなったところでございます。

現時点で両陛下に御来県いただけるかどうかははっきりしていないところでございますが、仮に御来県いただけるものであれば、天皇陛下御即位後初めてであり、大変光栄なことだと考えております。

今後とも、国や県警など関係機関と連携して、さまざまな状況を想定しながら、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ実現するように、御尽力を賜りたいと思います。

今までは三大大行事、全国植樹祭、国民体育大会、全国豊かな海づくり大会ということが、一つ加わって四大大行幸啓になったわけですから、また、天皇陛下が皇太子になる前から、浩宮の時代から参加されているわけですから、まさか、これが欠席ということにはならんと思うんです。そうならないように、日ごろの接触が大事だと思いますので、実現をよろしくお願いたします。

それで、知事、お願いですが、ぜひ宮崎神宮

等の御神拝を仰ぎたいと思っています。知事も歯がゆい思いでおられると思うんですが、平成27年度、今の天皇陛下が皇太子の時代に、5月と11月に2回、宮崎神宮を御参拝されるチャンスがあったんだけど、期待もしていましたが、これが流れました。

また、先日の会議で議長も、ぜひこれを実現してほしいというのを挨拶でされたんです。私も全く同じ意見なんです。

特に天皇陛下については、いろいろと調べたんですが、歴代の天皇の御事績を深く学びのべられるという何かの雑誌を見たんです。歴代の天皇からずっとこんなふうにして、行った先々で非常に深く学んでおられる、しのばれているということなんです。宮崎神宮は、初代の天皇になる前の神武天皇をお祭りした神社であるんですよ。狭野神社で生まれて、15歳で宮崎神宮周辺で皇太子に即位されて、45歳で美々津から船出をされて、その数年後に天皇陛下になったというのが歴史ですから、そういうことの御事績をちゃんと説明すれば、「これはやっぱり宮崎神宮の御神拝はせんないかな」ということに宮内庁もなると思うんですよ。足しげく宮内庁に足を運んでもらって実現していただくように。

前の皇太子の御参拝のときに、宮崎神宮はそのための準備もされました。ですから、これが実現するように、よろしく御尽力を賜りたいと思っています。

次に、観光政策についてですが、実は、けさの新聞にも大きく載っておりました。日韓関係が非常に悪化しておる関係で、8月の韓国人の訪日客が48%も減少したということです。

それで、このことは後でまた説明しますが、この宮崎と結ぶ国際航路、LCCが、3便あつ

たものがしばらく運休すると。その前、既に台湾が3便から2便に、香港は2便あったのが運休中と、こういうことなんですよ。残るはアジアナだけなんです。このアジアナも、きのう、きょうの新聞を見ると、かなり減るようなことになっております。

それで、この航空路線の今後の見通しについて、知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県の国際航空路線につきましても、路線の拡大や増便、利用促進等の取り組みによりまして、昨年度について申し上げますと、利用者数は約14万人と、過去最高となったところであります。

しかしながら、昨年10月の香港線の運休、ことし3月の台北線の減便に加え、今般の日韓情勢の影響によりまして、ソウル線の利用者が減少し、イースター航空が本日から運休となっているところであります。

大変厳しい状況の中で、アジアナ航空によるソウル線の運航維持、台北線の週3便への増便については、何とか実現していきたくて考えておりまして、そのためにも、私が先頭に立って航空会社等への要望活動を行ってまいりたいと考えております。

また、香港線につきましても、再開に向けて働きかけを行うほか、新規路線につきましても、中国本土や東南アジアなどとの間で、まずはチャーター便の誘致を進めるなど、航空ネットワークの維持・充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今までの香港、台湾、韓国はもちろんこと、言われたように、新規の路線の開拓をぜひお願いしたいと。

けさの新聞を見れば、ベトナムとフィリピン、1年間にかかなりふえているんですよ。ま

た、インドネシアとかシンガポールとかは、旅行者もかなり多いし、もちろんアメリカあたりもないがしろにできない数字が来ているわけですから、全世界に向けて、宮崎との航路の開設をやっていただきたいと思っております。

それで今、旅行会社も航空会社も、非常に苦しんでいらっしゃるんですよ、韓国も台湾も香港も。知事が今から行かれる予定もあられるようですが、私は1回、2回行ったって、どうにもならないと思うんですよ。5回も10回も足を運んで、航空会社にも旅行会社にも行ってください。行くばかりじゃいけませんから、インバウンド、アウトバウンド、こういうものをつくりましたと、そういう宣伝もしながらやっていただきたいと思うんです。ぜひ、そういうことで実現をしていただきたい、お願いしたいと思っております。決意のほどを。

○知事(河野俊嗣君) 国際航空定期路線がある国には、毎年のように訪問をして、その航空会社等に要望活動を行ってきたところであります。現在の厳しい状況も踏まえながら、しっかりとさらなる要望活動、さらには本県の魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ、お願いしたいと思っております。

それで、韓国からの訪日客が半分近くになったという報道でしたが、もともと計画では、平成29年に31万人おった外国人延べ宿泊数、これを40万人にしたいというのが計画ですよ。これを実現するためには、並大抵の努力ではどうかと思うんです。それでも減ってしまうんですよ。その辺の対策も必要だと思うんです。ホテル・旅館は大変ですからね。だから、海外の人が来ない分は国内で、できたら県内で。前、100万泊県民運動というのがありましたよ

ね。あれももう一度取り上げて、ひとつ県内の人が、宮崎の人はえびのの京町温泉に、えびの人は宮崎に、延岡にというふうに、そういう計画を早急に立ててほしいと思うんです、県内でそういうのを。ぜひそれが実現するように。知事の意気込みでできると思うんです。意気込みを聞かせてください。

○知事(河野俊嗣君) 県内における観光振興という意味では、また、都市と農山漁村の交流という思いもあります。100万泊県民運動というものを提唱し、現在も取り組んでいるところでございますが、引き続き、そういったことにも力を入れて、県内の観光振興に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 観光に引き続いて、統合リゾート施設、いわゆるIRのことについて、一つ確認をさせていただきたいと思うんです。

8月22日に横浜市長が表明されたということから、またぞろいろいろクローズアップされて、賛否含めていろいろあるんですが、以前は知事は非常に乗り気で、意気込みがあったように思うんですが、最近、鳴りを潜めて、IRのAの字も言わなくなりました。それで、確認しておきたいと思うんです。時間もないんですが、誘致申請について、されるのか、されないのか、もう決断だと思うんですが、どうですか。

○知事(河野俊嗣君) 現在国が進めているIRにつきましては、国内で上限3カ所、認定区域整備計画をするという表現はされるようであります。3カ所定められるということですが、国から示されている認定の要件は、大変大規模なもので、我が国において、これまでにないスケールとクオリティーを有する施設という基準となっております。

例えば、スイートルームが世界水準の規模で整備をされ、客室の総床面積はおおむね10万平方メートル以上の宿泊施設、これは現在のシェラトンで言いますと3つ分になるということでございますし、相当の規模を有する国際会議場施設、展示等施設などとカジノ施設をあわせ持つことが必須条件となっているということでございます。

このような条件を鑑みますと、県としましては、現時点では困難であると考えて、今回の申請は行わないと考えたところであります。

○中野一則議員 ハードルが高いような話をされましたが、これに申請をして認定されたら、そういう関係者というか、企業は来るんですよ。IRの全国の一つに宮崎が指定されたら、必ずそういう施設等は実現しますよ。

このIRの経済効果というのは、新聞に載っておりましたが、訪日客を含むIRへの訪問者数は年4,000万から2,000万人、IR区域内での消費額は年7,400億から4,500億円、経済波及効果は、建設時に1兆2,000億円から7,500億円、開業後は年1兆から6,300億円となっております。もう手を挙げないと言明されましたが、例えば長崎が認定された場合、その比較をされると思うんです。今言ったような経済効果があるとなっているんですから。長崎は申請して決定したからこうなりました、しかし宮崎県は手を引いたからこういう状態だと。そのときに知事は何期目か知りませんが、じくじたる思いをされませんか。将来の気持ちを推量するというのは難しいかもしれませんが、どういう気持ちになられるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) IRにつきましては、経済の活性化や観光浮揚などが期待されますこ

とから、私も大変関心を持ってきたところであり、これまで、シンガポールでありますとか韓国、さらには先日、アメリカで宮崎キャビアを扱っていただいている企業も拠点がラスベガスにあるということで、現在の状況を把握してまいりました。

国が進めている、上限3カ所とされている現在のIRにつきましては、最初の区域整備計画の認定から5年経過後にIR整備法の施行状況について、また、7年経過後にこの計画数について、それぞれ検討を加えて、必要がある場合は所要の措置を講じることとされているところであります。

今回、申請を行わないこととしたところですが、引き続き、国の動向、そして今回、最初に認定された地域の状況など、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 このIRは二番煎じじゃだめ、最初でないとだめですよ。さっき言ったような効果もないと思います。断言するといけません、そう思っているんです。

次に、県庁舎の整備方針についてですが、今、毎朝見るんですが、防災拠点庁舎の骨組みが見えてきて、こういう感じになるのかなとわかるようになりました。

それで、総務部長、この建築の進捗状況はいかなるものか、いつ完成して、みんなが新しく事務を始めるのかをお尋ねします。

○総務部長（武田宗仁君） 防災拠点庁舎につきましては、現在、鉄骨工事の施工中であり、8月末現在の契約金額ベースの進捗率は49%となっております。

今後、鉄骨工事が完了する10月ごろから、外装、内装工事等に着手することとしておりまして、引き続き、完成に向けて努力してまいりた

いと考えております。

○中野一則議員 完成はいつなんですか。

○総務部長（武田宗仁君） 今の予定では、3月末を完成予定ということで考えております。

○中野一則議員 そうすると、今後の庁舎の整備方針はいかなることになるのかということ、知事にお尋ねしたいと思います。

もう時間もないから先に言いますが、この県庁本庁周辺の庁舎は、本館と5号館は文化財ですからいたし方ない。それで、一番古いのが昭和37年3月に建設した1号館。1号館というのは、1期生の方はわからないと思うんですが、ここの議事堂も含めて1号館なんです。それが一番古い。今は長寿命化ということで、まだ先々だとなっておりますが、すぐ10年、20年は来ますから、これからの整備方針というものをどうされるのか、知事にお尋ねしたい。

○知事（河野俊嗣君） 議会棟を含めた本庁域の庁舎につきましては、県有建物の長寿命化指針におきます目標使用年数の88年に向けて、耐震補強や適切な維持管理を行っておりますので、当分の間は使用可能と考えております。

一方で、この1号館は建設後57年が経過をし、老朽化も進んでおります。大規模地震への対応や県民の利便性向上などの観点から、将来的には建てかえの必要性があると考えております。

このため、令和3年度に改定を予定しております「宮崎県公共施設等総合管理計画」の中に、中長期的な課題として位置づけまして、財政状況や庁舎の劣化状況等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 宮崎県も他県と同じように、議会棟をぜひ第一番につくってほしいと思うんです。今、我々はこの机の下にヘルメットを隠

して、いつ地震が来るのかいと、こういうことをしているところで我々は議会をしているんですから、恥ずかしい話ですよ。だから、10年か何年先かわかりませんが、次は議会棟をつくるということで、知事、進めてやってほしいと思います。それは要望にしておきたいと思いません。

次に、県土整備部長にお尋ねしますが、道路の安全対策ということであります。2～3日前も、100歳の男性の方の運転する車が歩道に乗り上げて、歩行者がけがをしたというニュースがありました。

また最近、重大事故がたくさん発生しているし、数年前は、高千穂通りの歩道に乗り上げてずっと通って、悲惨な事故も発生しました。まだまだ宮崎県にこういう安全対策を施さなければならぬ歩道があるのか、ないのか、その対策は完全に済まれたのかどうかを、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 議員御指摘の歩道乗り上げ事故への対応など、歩道の安全対策につきましては、歩行者の安全を確保するため、大変重要であると認識しており、その対策には、さまざまな視点から検討する必要があると考えております。

このためこれまでも、地域の方々や学校関係者、市町村などと連携した通学路の合同点検を行い、防護柵や車どめの設置、また、地域ボランティアの方やPTAと連携した登下校時における見守り活動などの安全対策を進めているところであります。

さらに今年度は、5月の大津市の事故を受けて、未就学児が集団で移動する道路におきましても、関係者と連携した緊急安全点検を実施しているところであり、順次、必要な対策を

講ずることとしております。

県としましては、今後とも、関係者の皆様と十分に連携を図りながら、歩道の安全対策の推進に努めてまいります。

○中野一則議員 まだ国県道で、片側だけの歩道もないところもあれば、片側だけの歩道というところもたくさんあるんですね。国県道というものは、本来、両側に歩道があって国県道だと思うんです。道路というのは、人がおってスタートしたんですから。後追いで車が通るようになったんですから、やはり歩行者の安全を優先すべき道路の整備というものをすべきだと思うんです。そういう認識でよろしいですか、県土整備部長。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 歩道の整備につきましては、市町村が作成いたします「通学路交通安全プログラム」に基づきまして、小学校などの周辺道路や通学の児童など歩行者の多い道路のうち、まずは歩道がない箇所を最優先に整備を進めているところであります。

また、議員御指摘の歩道が片側のみの道路におきましても、歩行者や車の交通量、事故の発生状況、歩道の連続性などを総合的に判断しまして、両側での歩道整備も進めているところであります。

今後とも引き続き、地域の方々や学校関係者、市町村などと連携し、歩行者の安全確保に向けて、必要な予算の確保に努めながら、計画的な歩道整備に取り組んでまいります。

○中野一則議員 部長はそう言われるけど、実際は遅々として進んでいないのが現状ですよ。

知事、現実にはなかなか歩道が設置されませんよ。私の地元の例で恐縮ですが、えびの市坂元という地区ですが、平成2年からずっと歩道を

つくってくださいと運動している。私が議員になってからも、何度か歩道を設置してください、両側につくってくれというけれども、1メートルもできておりませんよ。それが現実で、あれから30年もたちました。それから、小林とえびのとの境も歩行者が危ないから、よく事故もある。急なカーブで道路も狭い。これも広げて、歩行者が安全に通れるようにしてほしいと要望している。そうしたら、2年前から道路ができるということで、少しずつ形ができて、本年度中に終わるんですよ。

ところが、一番安全対策であるべき歩道はないですよ。道路だけを広げる。そこは人が通るのに危ないからということが発端で要望したのに、肝心の歩道が抜けているんです。そういう道路行政なんです。

だから知事、道路を改良するときには、歩道設置を最優先すべきだということを担当部に指示してください。ここで指示してください。お願いします。

○知事（河野俊嗣君） 重要な点について御指摘をいただいております。

道路につきましては、人々の暮らしや社会経済活動を支える重要な社会基盤でありまして、産業振興はもとより、日常生活での利便性を高めるため、人と車の双方が安全で快適に利用できる環境の実現に向けて、計画的に整備を進めているところでありますが、これまでどうしても車優先、中心に進めてこられたのではないかと。我が国全体として、いろんなそういう反省が語られているところでありまして、子供や高齢者など、地域の人々が安全に利用できる歩道の設置を進めていくことは、大変重要な課題であると考えております。

現在、県内各地から歩道整備の要望をいただ

いておりまして、なかなかそれをすぐに全部というのは、財政状況等も勘案する中で厳しいものがございますが、現在、歩道の設置を初め、防護柵、車どめの設置、カラー舗装など、さまざまな工夫を凝らしながら、歩行者のための安全対策を進めているところでありまして、引き続き、地域のニーズをしっかりと捉え、また、道路整備に必要な予算の確保にも全力で努めながら、安全・安心な宮崎づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今、担当部長に指示されたのかどうかわかりませんが、肝に銘じてくださいね、県土整備部長。知事の言葉は重いですよ。よろしく願いしておきます。

次に、市街化調整区域の見直しについてお願いしたいと思うんです。

現状は、農地の確保がされておられません。虫食い状態になっておる。また、市街化区域も無計画で現状に合わない。市街化調整区域と市街化区域の境界が不明な点もたくさんあるんです。

市街化調整区域を指定して、来年度で50年なんです。だから、いい節目ですから、知事、全面的な見直しをしてほしいと思うんです。

この前、日高議員の質問、国富のインターチェンジ付近のこの見直しというか、取り組みについても質問がありました。知事の御見解をお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 都市計画につきましては、都市計画法の定めによりまして、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、農業等との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようと、こういう制度なわけでありまして。

この中で、市街化区域と市街化調整区域の区

分、いわゆる線引きにつきましては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るものでありまして、まちづくりを行う上で大変有効な制度であると考えております。

御指摘がありましたように、線引きがなされ50年を迎えようとしている中でありますが、都市計画法におきましては、これまでも、社会経済情勢等の変化に応じた開発許可制度の見直しなど、必要な改正が行われてきているところであります。

また、本県におきましても、おおむね5年ごとに行う都市計画基礎調査をもとに、土地区画整理など計画的な開発地を市街化区域に編入するという見直しを、随時行っているところであります。

この線引きの見直しに当たりましては、今後とも、地域の実情等を十分踏まえて、市町と連携・調整を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 50年の節目ですから、現実に合わせて全面的な見直しをしてください。よろしく願いをしておきます。終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎・立憲民主党の渡辺創です。2019年は統一地方選に始まり、夏の参院選と続き、場合によっては衆院選も視野に入る選挙イヤーとなりました。さらに、県内では知事選挙も昨年12月に実施されました。まさに有権者の皆さんの審判を仰ぎ続けた1年であったと言えます。

そのような中、この春、3期目の任期を与えていただき、今期最初の一般質問になります。背伸びし過ぎず、丹念に県政課題の真相解明にこだわりながら、県民に資する議論を今期も行っていきたいと考えています。知事を初め執

行部の皆様と、宮崎県の未来のために有意義な時間を積み上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、今夏参院選では、与野党が最低賃金の水準引き上げを前面に打ち出しました。与党は現在の政府方針の毎年3%引き上げをベースに、自民党が全国平均1,000円を、公明党が20年代前半に全国平均1,000円超、20年代半ばに半数以上の都道府県で1,000円以上、野党も立憲民主党が5年以内に1,300円、国民民主党が全国どこでも1,000円以上を早期に、社民党が全国一律の基準に転換し、1,000円を実現し、1,500円を目指す、共産党が直ちに全国1,000円に引き上げ、速やかに1,500円を目指すとの内容でした。

個人的には、各党とも、公約した水準まで一気に引き上げることは、かなりハードルが高いという印象もなくはありません。参院選期間中にも、「宮崎では相当厳しい」という御意見を、かなり強くいただきました。

ただ、そう感じる一方で、与野党そろって水準の引き上げを競い合うというのは、国民生活の実相が本当に厳しい状況にあり、政治が真摯にそこに目を向けようとしていることの証左でもあるわけです。

最低賃金の引き上げを実現するためには、中小企業のバックアップなど、社会全体で労働者への配分をふやしていく仕組みを築くことが鍵であり、まさに政治の力量が問われています。

残念ながら、宮崎県の最低賃金は全国で最も低い水準にあります。その状況を踏まえ、知事は、県民が手にしている所得・収入の水準をどのようにお考えでしょうか、知事の所感をお伺いいたします。

壇上での質問は以上とし、残余の質問は自席から行います。御答弁のほど、よろしく願い

いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

令和元年度の最低賃金は、宮崎労働局において、昨年度より28円高い790円と決定されましたが、これは他の14県と並んで全国でも最も低い水準となっており、また、賃金構造統計調査等の給与に関する各指標についても、全国で下位の水準にとどまっているところであります。

全国的に見ても、県民が受け取る所得の水準は低い位置にありますことから、県民の所得向上を図っていくことは、大変重要な課題であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 所得の向上は重要であるという認識を知事と共有できたと思います。

人はさまざまな方法で収入を得ます。例えば、不動産収入や株式の運用益などもあるわけですが、多くの県民にとって、最もオーソドックスなのは、働いたことの対価として、または成果として得るものだというふうに思います。給与であったり報酬ということになるかと思いますが、働くことにはさまざまな意義があります。働くこと自体が社会貢献であったり、自己実現であったり、やりがいであったり、夢であったりもします。そして、同時に多くの人間にとって生活するための糧を得る作業という意味合いが非常に大きくあるわけです。

貨幣経済が定着して以降、人は専ら生きるために金銭を得る必要が大きくなった、強まってきたということかと思えます。

ここで、個人的なことをお伺いして恐縮ですが、知事が「労働に対する対価」を初めて受け取られたのはいつだったのでしょうか。また、そのときどのようなことを感じられましたでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 初めて自分でお金を稼いだのは、大学に入って親元を離れていたときに、パン工場のアルバイトをしたときのものであります。そのときのことは、稼いだお金で、当時、大変好きだったバーボンウイスキーを買った、そのこととともに非常に記憶に残っているところでありますが、やはり初めて自分で稼いだという感動がありますし、お金を稼ぐことの大切さ、さらには社会の一員としてかわったんだという喜び、そんなことが今、思い出されるところであります。

○渡辺 創議員 知事が今、お話しいただいたようなある種の感動のようなものは、きつこの議場にいらっしゃる多くの方が、皆さん、感じたことがあるのではないかなと思います。その思いをみんなで確認した上でお伺いしたいことがあります。

今年度改定された「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン」では、各方面における時代認識を示した上で、「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を改めて示していらっしゃいます。

私なりの解釈をすれば、今までの価値観にとられ過ぎず、宮崎のポテンシャルをしっかり認識した上で、経済的な価値のみに縛られることのない、人間の内的充実や生きやすさみたいなものを意識した新しい豊かさを築いていこうというものだと思っておりますし、個人的には、その理念に大変強く共鳴するところであります。

ただ一方で、この計画の中で示されている戦略的な目標値は、本県の経済的な位置が明確に示されていません。つまり、全国の中での宮崎県の経済水準をどの程度に設定しているのかが示されていないということです。もちろん、他

県との競争ではなく、新しい豊かさを追求するわけですから、何番を目指すとか、隣の県よりは上とか、そういうものに意味があるとは思っていません。ただ、県民が宮崎の未来像をイメージするとき、今と同じように全国で最も低い状態にあることを前提にしてこのプランを見詰めるべきなのか、それとも、例えば全国平均程度の経済環境の中で、私たちは新しい豊かさを模索していくということになるのか、そのイメージを明確にさせることも重要ではないかと思っておりますが、知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘がありました、本県が実施した「ゆたかさ」に関する県民意識調査において、経済価値に縛られない新しい豊かさというものを感じることができた、それは一つの手応えとしてあるわけですが、一方で、その豊かさを構成します人や自然、暮らしなど、7つの分野についてその重要度を尋ねたところ、経済が1位となっていて、経済の豊かさを高めていくことも大変重要であると考えております。

このため、総合計画のアクションプランには、「産業成長・経済活性化プログラム」を掲げまして、フードビジネスなど成長産業の振興、輸出促進、地域経済を牽引する中核企業の育成などを通して、産業成長や雇用拡大を図るとともに、広い意味での地産地消などによりまして経済循環を促進し、持続可能な産業構造を構築していくこととしているところであります。

また、労働者への配分を高めていくことも大変重要でありますので、私自身も機会を捉えて、経済界などに給与等の処遇改善を働きかけているところであります。

このような取り組みを通じて、県民の所得向上を図り、本県の経済的な位置を少しでも引き上げてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 抽象的な質問で、なかなか御答弁が難しかったかと思いますが、経済的地位を少しでも引き上げていきたいというところで、基本的なスタンスは確認できたと思えます。

テーマをかえます。「ロスジェネ世代」「ロスジェネレーション世代」という言葉があります。海外では意味合いが少々異なりますが、日本では朝日新聞などが先駆けとなり、メディアを中心に、バブル崩壊後の就職氷河期世代を指す言葉として使われていますが、県はどのように認識をしているのでしょうか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「ロスジェネ世代」についてでございます。今、御質問にありましたように、いわゆる「就職氷河期世代」とほぼ同義であろうと考えております。

この世代は、学卒時の雇用情勢の厳しさから、相当数の方が不安定な職についたり、無業とならざるを得なかったことに加えまして、リーマンショックなど、その後の社会経済情勢の変化等に起因して、早期の離職や転職を余儀なくされたことから、概して能力開発の機会が少なく、企業に評価される職務経歴が重ねられずにいるのではないかと考えております。

また、新卒一括採用等の企業側の人事・採用慣行等により、年齢が上がるにつれ、安定した職業に転職する機会が制約されやすいなどといった課題を抱えているものと認識しております。

○渡辺 創議員 40代半ばから30代後半ぐらいまでというのが、大体その世代にかかると思っ

ていますので、私も含めて、この議場にも何人かその世代の議員の皆さんがいらっしゃるようになります。

政府は、経済財政諮問会議での提言をきっかけに、「就職氷河期世代支援プログラム」を打ち出しました。これについて、県の認識と今後の施策の方向性を、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県ではこれまで、おおむね40歳までの方を対象とする「ヤングJOBサポートみやぎ」での就労相談対応や、国が設置しております「みやぎ若者サポートステーション」の運営支援などを通じて、就職氷河期世代の方々を含む若者の雇用の安定に努めてきたところであります。

国が示しました「就職氷河期世代支援プログラム」におきましては、ハローワークでの専門相談窓口の設置や専門担当者のチーム制による職場定着までの伴走型の支援のほか、業界団体と連携した就労に有効な資格等の習得支援など、さまざまな取り組みを3年間で集中的に行うこととされております。

県としましては、国の予算要求に関する詳細な情報収集に努めるとともに、国や関係部局等とも連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 県の基本認識はよくわかりました。

さて、9月4日の知事定例記者会見で、知事は就職氷河期世代の認識を問われていらっしゃいます。私は、この会見の様子を動画で見っておったんですが、知事の発言に少々驚きを覚えました。少し長くなりますが、その発言を読み上げさせていただきます。

ここから知事の発言ですが、「済みません、

ちょっと勉強不足かもしれませんが、就職氷河期の皆さんというのは、その後の就職の機会というのはなかなか奪われているのですか。これだけ人手不足が広がっている中で、いろんな就職のチャンスはあるのではないかと。その本県の場合も、社会人採用という枠もあるので、そういうところへの応募というのは、十分、就職氷河期と言われる時期の皆さんでもあり得るのではないかと。今、思っていますが」と、後、続くわけですが、そう発言されています。

私の読み上げではニュアンスを十分に伝えることはできないかもしれませんが、関心のある方は、ぜひ会見の動画をご覧いただければと思います。50分40秒あたりからであります。

知事にお伺いいたしますが、この発言の意図と、就職氷河期世代に対しての認識を改めてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 「就職氷河期世代」であります。その就職期がたまたまバブル崩壊後の厳しい社会経済状況にあったがゆえに、個人の意思に反して就職できなかった方や、不安定な就労を余儀なくされた方が多いものと認識しております。

今もなお、不本意に非正規雇用労働者として働かざるを得ないなど、不遇な立場に置かれている方がいらっしゃいますが、現在、県内産業のさまざまな分野に人手不足感が広がる中で、正社員での就職を希望している方を後押しできる好機と捉えて、宮崎労働局等の関係機関と連携して、個々人の事情に応じたさまざまな支援を行う必要があると考えております。

県職員の採用試験に関しましては、社会人採用、年代がずれていると、そこについては私も認識不足でございました。私は、県民一人一人

がその事情に応じて多様で柔軟な働き方ができ、働くことで自己実現できることが重要であると考えておりますので、こうした就職氷河期世代の方のみならず、再チャレンジしようとする全ての方が、持てる力を発揮して生き生きと活動できる社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 知事も改めて考えていただく機会になったんだというふうに理解をします。

今、お話にもありましたが、端的な事実だけを少しお話させていただきます。知事が会見で御指摘された県職員の社会人採用ですが、平成24年度に始まっております。そのとき、34歳が受験のぎりぎりの制限でありました。このときに受験できたのは、実は、ことし42歳になっている私の学年がぎりぎりの年齢でありました。当然、翌年はもう受けることはできないという状況であります。私の学年というのは、就職氷河期世代の真ん中よりやや後半ということですから、一番厳しい時代の方々には、全く門戸は開かれていなかったということでもありますし、この年の受験倍率は、一般行政全体は15.3倍です。しかし、社会人枠は29.9倍です。ですから、社会人枠でチャンスをいただけた方々もいたけれども、大変厳しい試験であったということがわかります。県職員の採用試験全体を調べてみても、教職員の試験を見ても、もう数字をあげつらうのはやめますが、本当に極端に倍率が高くて、間口が狭い採用試験であったということがわかりますし、先ほど、商工観光労働部長の御答弁にもありましたように、最初に正規になれないというつまずきがずっと影響している。正規化することがいかに難しかったかというのは、御答弁にあったとおりであります。

もう一つだけ話をさせていただきたいと思い

ますが、例えば、私の大学の同級生の中には、就職が決まらなかった、でも採用市場は新規を採るという市場になっている、だから、あえて留年して、卒業するのを見送って、次の年、また新卒としての就職活動をするというような人たちも少なからずいた状況であります。

もちろん、ロスジェネ世代、就職氷河期世代の全員が大変厳しい環境にあったというわけでもありませんし、この世代以外の方々、それ以降の方々も含めて、皆さん、それぞれの世代の課題を抱えていらっしゃると思いますが、今回、あえてこのことに触れたのは、「政治のまなざし」の問題だと思ったからです。

昨年12月の知事選挙の出陣式の際、坂口議員や各政党の代表者が御挨拶される中で、私も、「3期目の知事に、ぜひ宮崎県を面として捉えて施策の推進を図るだけではなくて、そこには個々の課題を抱えた107万人の点があるんだということをぜひ意識していただきたい」というお話をいたしました。今度の記者会見も含めて、知事の発言を励みにする県民も、背中を押してもらった気持ちになるという県民もいらっしゃるはずですので、ぜひ、知事のまなざしがみんなに向いているということを、記者会見等でも誤解を生まぬように示していただければと思います。

このテーマの最後にいたしますが、ロスジェネ世代の中には、長年、ひきこもり状態にある方々もいらっしゃいます。ひきこもりは、ロスジェネ世代の年齢が上がっていくに従って、若者が抱えていた課題というところから、中年期の課題にもなりつつあるわけです。ひきこもりに関する課題認識は、今議会でも既に指摘をされていますが、改めて県の認識を、答弁者席の中で唯一ロスジェネ世代だと思われる渡辺福祉

保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘の世代に属するものとしまして、この世代の方々も含め、県民お一人お一人がその実情に応じて多様で柔軟な働き方ができ、働くことで自己実現ができることが重要であると考えております。

その上で、県が昨年度実施したひきこもりの調査では、年代別では40代が最も多く、30代が3番目であり、また、両年代においても、ひきこもりの期間は10年以上が最も多いという状況でございました。

ひきこもりの長期化については、その状態から抜け出しにくくなること、御家族も高齢となり、収入が途絶えたり、病気や介護の問題が生じること等、地域からの孤立や家族の困窮につながるといった課題がございます。

今後とも、より多くのひきこもりの方々が社会とのつながりを回復できるよう、関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

テーマをかえたいと思います。一ツ葉有料道路に関して伺います。

まず、県は地域高規格道路である宮崎東環状道路の整備を進めています。その概要と、環状道路における一ツ葉有料道路の位置づけを、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 宮崎東環状道路は、西都インターチェンジから国道219号、一ツ葉有料道路を経由し、宮崎インターチェンジに至る延長約30キロメートルの地域高規格道路であります。

また、インターチェンジから物流拠点である宮崎港や宮崎空港を連結し、宮崎市中心市街地

の東側に位置するため、物流の効率化や都市圏交通の円滑化などの効果が期待されております。

特に一ツ葉有料道路は、北線と南線を合わせて延長が約16キロメートルと約半分を占め、宮崎東環状道路の重要な役割を担っております。

○渡辺 創議員 今、答弁にありましたように、東環状道路の半分は一ツ葉有料道路ということです。この道路が予定どおり無料化されれば、利便性も向上し、かつ、環状道路としての機能は格段に高まると考えられます。そのために、県は今までも広瀬バイパス等の整備を急いできたわけです。国交省から出向していただいている鎌原副知事はどのようにお考えになるでしょうか。

○副知事（鎌原宜文君） 宮崎東環状道路につきましては、現在、宮崎市佐土原町において整備を進めております国道219号広瀬バイパスが完成いたしますと、高速道路のインターチェンジと宮崎港、宮崎空港を一本の道路で結ぶ広域道路ネットワークが形成されることとなり、これにより利便性が高まり、物流の効率化や観光振興などの効果がさらに高まってくるものと考えております。

これに加え、一ツ葉有料道路が無料化されますと、この場合には、橋梁の耐震対策等をどう進めていくのかという問題は別途残りますが、環状道路としての利用が一層促進されることによりまして、議員御指摘のとおり、利便性のさらなる向上や、宮崎中心部の渋滞緩和にもつながるものと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。一ツ葉有料道路の有用性と重要性を確認できたと思います。

その上で、話の方向性を少し転じたいと思い

ますが、県が、来年2月の無料化が決まっていた一ツ葉有料道路について政策転換を探り始めた経緯や理由は、既にこの議会でも繰り返し説明がなされていますので、その点は省略をいたします。

今議会では、現行料金を引き下げた上で、10年の有料継続の方針を示し、関連議案が上程をされています。

さて、その方針決定に至る説明の中で繰り返し出てくるのが、有識者会議です。まず、この有識者会議の位置づけを確認していきます。

総務部は、「附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン」を定め、そこには「県政への民意反映、高度な専門知識の導入等を積極的に進め」とした上で、「公正な行政運営と透明性の確保を図ることを目的にする」と示しています。

ガイドラインの対象となる附属機関、私的諮問機関の設置目的と現在の設置数を、総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 「附属機関」は、有識者等の専門的な知識や経験を活用し、公正な行政運営の確保と透明性の向上を図ることを目的として、地方自治法の規定に基づき、法律または条例により設置される調停、審査、諮問または調査のための機関であります。

一方、「私的諮問機関」は、知事、副知事、部長等が、県の施策立案や事業を推進する上での参考とするため、県民や有識者等から意見を聴取する目的で、要綱等により設置する懇話会、委員会、その他の会合であります。

本年3月末時点の知事部局における設置数は、附属機関が74機関、私的諮問機関が43機関となっております。

○渡辺 創議員 「一ツ葉有料道路有識者会

議」の位置づけはどうなりますか。総務部長に伺います。

○総務部長（武田宗仁君） 「一ツ葉有料道路に関する有識者会議」につきましては、一ツ葉有料道路の耐震対策等の検討を行うために意見を聴取する目的で、要綱により設置されたものであります。

当該有識者会議につきましては、ガイドラインの設置期間等の要件を満たさないことから、附属機関等には該当しないと判断されます。

○渡辺 創議員 附属機関には当たらないということでした。

私もこのガイドラインを読ませていただきましたが、私はやはり、この有識者会議は私的諮問機関と考えるべきではないかと感じました。今、答弁にもありましたように、該当しない理由は、「設置期間等」という部分です。ガイドラインの要件では、「1年を超えて設置するものを対象とする」との記載があります。この部分が、実働半年間だった一ツ葉有料道路の有識者会議は当てはまらないという整理なんだろうと思いますが、会議体の意味合いを考えれば、期間が短かったのは、あくまでも行政側の都合にすぎず、少なくとも私的諮問機関に準ずる扱いをするのは自然なことだというふうに思います。

そこで、県はこの有識者会議をどのように位置づけていたのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 有識者会議につきましては、今後、国土強靱化に必要な耐震対策をどのように行うのか、財源の確保を含めて、さまざまな分野の方々から幅広く意見を伺うために設置したものであり、重要な会議と位置づけております。

○渡辺 創議員 重要な会議ということであれば、この会議の情報公開のあり方を考えて、私的諮問機関と比較すると、今回の有識者会議は、はてなマークが相当つきます。

ガイドラインでは、私的諮問機関等は、3日前までに県ホームページで開催告知をした上で、会議終了後は、日時、場所、出席者、議事録または発言要旨等を会議資料とあわせて県ホームページに速やかに掲載することになっています。

しかし、一ツ葉有料道路の有識者会議は、2回目と3回目の開催告知があったのみで、会議資料も発言要旨も公開されていませんでした。県民は、議論のベースとなる資料にも、議事要旨にもアクセスできず、さらに有識者が誰であるのかということすら、県のホームページでは確認することができない状態でした。県は、そのような環境の中で方針を決め、今議会に議案を提出したわけです。

現在はホームページを見ることが可能ですが、その状態になったのはつい数日前であり、残念ながら、この課題を指摘してからも、かなりの時間を要しました。その理由を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 有識者会議につきましても、ガイドラインの附属機関等には該当しないと判断しましたが、県民の関心が高い事案について意見を伺う会議であることから、透明性の確保を図るため、全て公開をしておりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、県民へ広く情報提供するためには、必ずしも十分な対応とは言えず、会議資料や発言要旨について、速やかに県のホームページに掲載すべきであったと考えております。

○渡辺 創議員 一ツ葉有料道路は、現在、普通車で北線、南線、それぞれ200円を軸にした料金体系がとられています。今回の議案では、それぞれ150円に引き下げ、有料期間を10年延長するという考えなわけですが、有識者会議で示した3つの案も、いずれも引き下げをベースにしたものでした。なぜ現行の料金での検討案が示されなかったのでしょうか。検討するに当たっては、現行案を盛り込んで比較検討するというのは、こういう会議の場合の半ば常識ではないかと感じていますが、県土整備部長の見解をお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回の耐震対策は、一ツ葉有料道路における新たな投資であり、それを償還していく必要があるため、通行料金と徴収期間について検討してまいりました。

検討を進める上では、議員御指摘のとおり、有識者会議に対し、現行料金を含めた幅広い案をお示しする方法もあったと考えております。

しかしながら、来年2月には無料化が予定されていた中、有識者会議におきまして、無料化を期待するが、耐震対策は早期に実施すべきとの声が多く聞かれたところであり、料金の検討に当たっては、対策のために有料を継続する場合は、「現行料金で早く対策を実施し、早期に無料にしてもらいたい」との意見があったものの、複数の委員から、「通行料金の低減を行うべき」との意見があったこと、また、現在、住吉・佐土原地区におきまして国道10号の渋滞が慢性化している中、現行料金のまま継続しますと、広瀬バイパス完成後、周辺道路の交通混雑がさらに悪化することが予測されていることなどの理由から、現行料金を引き下げた複数案を有識者会議にお示したところであります。

○渡辺 創議員 では、仮に普通車200円の現行料金水準を維持した場合、必要額を賄うための期間はどうか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 普通車料金200円の料金水準を維持した場合で試算した結果、返済期間は約6年間となります。

○渡辺 創議員 今回の議論の中で、私は大変強い違和感を持ってきたことがありました。それは、県が新たな必要額を40億円とずっと説明してきたことです。橋梁の耐震対策が31億円、避難誘導対策事業が9億円という説明です。

議会に示されてきた資料には、この40億円という数字しか出てきません。しかも、通行料金と有料延長期間の相関関係を示した資料には、試算の考え方が明らかにされていませんので、利用者に負担を求めるのが40億なのか、ほかの必要経費が含まれているのかすら判然としないというのが実情です。当然、道路公社が道路維持をすることに係る費用も必要なわけでしょうから、耐震対策に加え、今後必要となる経費を含めた額、わかりやすく言えば、今後利用者負担を求めていく額は幾らというふうに見通しているのか。有識者会議で示した3案に加え、現行の200円を維持し、6年で徴収を終えるパターンも含めて、それぞれの総額をお答えください。県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 新たな耐震対策の費用40億円に加えまして、今後、必要となる経費としましては、今回、提案しております北線、南線を普通車料金150円、徴収期間10年間の場合には、有料、無料にかかわらず、道路の管理に要する費用約23億円と、有料道路の運営に要する費用約34億円が必要となり、合計で約97億円となります。

また、北線を100円、南線を150円、徴収期間12年間の場合には約107億円、北線、南線を100円、徴収期間20年間の場合には、約147億円となります。

なお、現行料金200円を維持した場合には、徴収期間約6年間で約77億円となります。

○渡辺 創議員 利用者負担は40億円じゃなくて約100億円、97億円ということですよ。確かに整備費用は40億ですから、県がうそをついてきたとは言いません。しかし、本当のことを積極的に説明してこなかったという疑いはあると思います。恐らく、現時点で新聞やテレビの報道を見て、多くの県民は、利用者負担は40億円だと思っているはずですよ。これは、県議会においても、議論の大前提が覆る状況じゃないかと思っています。

最後に、知事にお伺いいたします。耐震対策の重要性は十分に理解をしているつもりです。否定もしません。ただ、今回の判断は、県が県民に約束をしてきたことを覆すということは間違いありません。その政治的な意味をお伺いするとともに、県民に理解を得るために必要最低限のこともなされていない現状をどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 一ツ葉有料道路につきましては、来年2月に無料化する予定でありましたが、国土強靱化に向けた緊急対策を実施するためとはいえ、これまでの方針を転換することとなり、無料化を待ち望んでおられました利用者の方々の期待に応えることができなかったことについては、大変重く受けとめているところでございます。

先ほど来、有識者会議の御指摘がありました。県議会、またさまざまな県民の声も含めながら、私としましても熟慮を重ねた結果、一ツ

葉有料道路の耐震対策は極めて重要な課題であり、早急に実施すべきという考え方のもと、有料を継続するとの判断に至ったものであります。先ほど御指摘をいただきましたように、広く情報提供し、県民の理解を深めるための取り組みという点では、会議のフルオープンというのは透明化のための手続でございましたが、会議の関係資料をホームページ等で広く周知することなど、不十分な面もあったものと考えているところでございます。

県民の皆様には、今議会での審議を通じて、利用者に対し新たな費用負担をお願いすることにつきまして、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。早急に必要な対策を行い、県民の安全・安心の確保を図ることで、責任を果たしてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 先ほどの部長答弁によれば、現行200円の料金体系を継続した場合は、利用者の負担は総額で、今の県が出されている案より20億円少なくなるわけです。しかも6年で無料化できるわけです。有識者会議での意見を根拠にして、利用者負担を20億もふやす案にこだわり続けるのか。それとも何かほかに事情があるのか、僕らが知らない事情があるのか。個人的には、できるだけ短期に、県民と約束した無料化を目指すという方向性を探るのが妥当ではないかと考えていますが、やはり、この件はもう一度きちんと検討し直す必要があるのではないかと私の私見を申し上げ、ここから先の議論は常任委員会に委ねたいと思います。

テーマをかえます。宮崎県も推進するN I E（ニュースペーパー・イン・エデュケーション）、つまり新聞を活用した教育ですが、その推進の意義と取り組み状況を、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 新聞を教材として活用する教育、いわゆるN I Eを推進することは、児童生徒の社会への興味・関心を高めるとともに、読解力や情報活用能力の育成につながるものでございまして、大変有効な教育活動の一つであると考えております。

本県では、このN I Eを推進するため、教育委員会や学校、各新聞社等から成るN I E推進協議会を設置しておりまして、この協議会で指定した、毎年9校程度のモデル校において、新聞記者による出前授業や、N I Eのよさを広めるための公開授業などの取り組みを行っているところであります。

今後も協議会との連携を図りながら、N I Eの普及・推進に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 日本新聞協会によると、2018年の新聞発行部数は約3,990万部で、1世帯当たりの購読部数は0.70部、ちなみに私がかつて在籍していた新聞社に入社した2001年は、約5,368万部で、1世帯当たりの購読部数は1.12でしたので、インターネットや携帯端末の普及により、家庭から紙の新聞が遠のいている実態がわかります。

ちなみに、宮崎県の1世帯購読部数は0.63部と、全国平均をかなり下回る状況です。

一方で、このような状況にありながら、民間調査によると、子供に新聞を読んでほしいと願う保護者は68%に上り、家庭の新聞は減っているのに、子供には新聞を読んでほしいという裏腹な状況が起こりつつあります。

そこで、子供たちがいつでも新聞にアクセスできるように、学校図書室での新聞配備が重要になるわけですが、平成28年の文科省調査によると、本県の結果は、小学校が33.9%、中学校

が32.8%と、全国平均を下回る惨たんたる状況でした。

その後、全国調査は行われていませんが、教育委員会は現状をどのように把握しているでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 公立小中学校及び県立高校における学校図書館への新聞配備率につきましては、9月に県教育委員会で調査を実施しましたところ、速報値ではありますが、小学校が69.5%、中学校が75.8%、高等学校が100%となっており、今、議員からお話のありました平成28年度の文部科学省の調査の時点からすると、大きな改善がなされているものと考えております。

○渡辺 創議員 教育長の御答弁にあったように、大変大きな進展だというふうに思います。

子供たちがいつでも新聞を読める環境づくりが必要ですし、さらには主催者教育の強化という意味合いでは、複数の新聞を読み比べられる環境が重要です。今後の環境の充実について、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 子供たちにとって、さまざまな場所で新聞を読むことができる環境をつくることは、大切であると考えております。

現在、県内の多くの学校で、図書室等に新聞を置いたり、教室や廊下等に新聞記事を掲示したりするなど、児童生徒が新聞に親しむことができる環境が整ってきております。

今後、児童生徒が学校生活の中で新聞を読むことができるよう、環境整備のさらなる充実に向けて、市町村教育委員会に働きかけてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。実は、毎年、10月15日からの1週間は、新聞界の

メインイベントである「新聞週間」が行われず。この期間中には新聞大会が開催され、日本の新聞界では最も権威ある「新聞協会賞」の表彰なども行われます。

ちなみに、第72回となる今年度の新聞大会は宮崎県での開催であります。開催に先立ち、来月の12日から14日には、イオンモール宮崎にて、「新聞は教育に役立つ」をメインテーマにした親子向けのイベント等も開催されます。せっかくの好機ですので、ぜひ本県におけるNIEの推進の機会にと願うところでございます。

次のテーマに移ります。この夏、発達障がいのある子供たちの保護者とお話をする機会を繰り返し得ました。発達障がいとは、発達の特性によって生活上の支障が起きることを指し、自閉スペクトラム症や学習障害、注意欠如・多動症など幾つかの種類に分けられますが、しばしば複数の種類が重複することがあると理解をしています。

その前提に立って、取り巻く環境を少しでも整理し、幅広い理解を築くために、現状をイメージ化したいと考えています。

まず、教育長に、小中学校における在籍状況をお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 発達障がいの児童生徒の状況につきましては、診断まで至っていない子供が多数いるなど、把握が難しい状況にあります。

そのような中、平成24年に文部科学省が実施しました、発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果によりますと、通常の学級に6.5%の割合で在籍しているのではないかとされているところです。

こうした状況を踏まえ、どの学校にも発達障

がいの可能性のある児童生徒が在籍しているという視点や、本人の困難さへの気づきが大切であることを、学校に指導・助言しているところでもあります。

○渡辺 創議員 発達障がいのある子供たちの課題を和らげ、困難さを軽減していくために、合理的配慮が必要となります。その一つのすべとして、それぞれに適切な支援を行い、ニーズに合った支援を関係者が協議し、共有するための個別支援計画があるわけですが、発達障がいを理由とした個別支援計画の策定状況を、教育長にお伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 発達障がいの可能性のある児童生徒のうち、一部の児童生徒は通級による指導を受けております。通級による指導とは、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる困難さを改善、克服するための指導を別室で受ける制度であります。

こうした通級による指導を受けている児童生徒につきましては、作成中も含め、全員に対し個別の教育支援計画を作成しております。

このうち、発達障がいを理由として、通級による指導を受けている児童生徒は、ことし5月現在、627名となっております。

その他の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒につきましても、年々作成が進んでおりますが、発達障がいを含め、障がい種別に個別の教育支援計画の作成状況を把握することは非常に難しい状況にあります。

県教育委員会といたしましては、学校のみならず、保護者や関係機関に対しましても、個別の教育支援計画の重要性について、理解啓発に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 義務教育終了段階における進路を考える上での課題を、どのように考えてい

らっしゃるでしょうか。

○教育長(日隈俊郎君) 発達障がいのある生徒の進路を考える際の課題としましては、生徒自身が自己の障がいについて十分に理解できていないことや、支援や配慮等に関して、進学先への情報の引き継ぎが確実に行われていないことなどが挙げられます。

そのため、生徒自身の障がいに対する理解が進められるよう、指導や支援に関する研修等を充実させるとともに、個別の教育支援計画を活用して、必要な支援や配慮に関する情報を進学先に確実に引き継ぐための仕組みづくりに向け、協議してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 それぞれの特性ある子供たちが県立高校を受験する場合、入学試験において、具体的にどのような合理的配慮が行われているのでしょうか。対応状況を教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 県立高校入試における合理的配慮につきましては、中学校から高校に相談しまして、高校が県教育委員会と協議した上で、適切な対応についての決定を行っております。

主な内容といたしましては、別室での受験、座席位置の配慮、問題のルビ振りや用紙の拡大などで、平成29年度入試においては16名、平成30年度入試で20名、そして平成31年度入試で24名に対して実施しております。

○渡辺 創議員 高校においても、昨年度から、通常学級に在籍しながら、定期的に小規模なクラスで特性に合わせた支援を受ける通級指導が始まっておりますが、その現状を教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 本県では、高等学校における「通級による指導」が制度化された平

成30年度に、8校の高等学校において導入しております。今年度は、新たに1校を加え9校を拠点校としまして、14名の生徒に対し、正式に指導を開始しております。なお、それ以外の配慮が必要な生徒に対しましても、実態把握や教育相談、試行的な指導等に取り組んでいるところでございます。

具体的には、人間関係において感情をコントロールする方法や、障がい特性を踏まえた学習の仕方など、実際の生活場면을想定した学習を行っております。

県教育委員会といたしましては、各学校の実情に応じた通級による指導の内容の充実を、より一層図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回、この質問に当たって、発達障がいについての理解を深める中で、学校の先生方とお話する機会を得ました。自覚的であるかどうかは別にして、特性のある子供たちが6.5%と言われているわけですから、一定の教職経験がある先生方であれば、特性のある子供たちに対応してきたという経験をそれぞれお持ちだということだと思います。

いわば特性のある子供たちに対応することについては、特別なことではなくて、学校の中で日常的にあるという状況になりつつあるんだと思います。そういう先生方の、専門性を高めるために、教育委員会はどのような取り組みをしているのか、教育長に伺った上で、またあわせて、特性への気づきは、幼児期になされることが少なくないわけです。早期発見・支援への対応状況を福祉保健部長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 発達障がいへの対応について、専門性を高めるための取り組みといたしましては、県教育研修センターにおいて、初任者や中堅教諭等を初め、全ての教職員に対

して、特別支援教育に関する研修を実施しております。

また、7地域ごとに行っております本県独自の「エリアサポート体制」のもとで、各地域のエリアコーディネーターが中心となりまして、学校を巡回して相談や助言を行うとともに、特別支援教育の担当をする教員だけでなく、通常の学級を担当する教員にも、発達障がいに関する研修を実施しております。

県教育委員会といたしましては、今後も、教員の発達障がいに関する専門性を高める取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 幼児期は、発達障がいの特性があらわれる早期発見・支援の重要な時期でございます。このため県では、気づき、相談・診断、療育等という流れで、切れ目ない支援について、市町村等と連携して対応を行っております。

具体的には、早期発見については、市町村が行う幼児健診や保育所等が大きな役割を担っております。県では、それらに携わる方々へのセミナー等を年間約60回行っております。

また、早期支援については、対象児や保護者に対しまして、市町村や児童発達支援センター等による相談対応や言葉の訓練等が行われておりますが、これらと連携しまして、県の発達障害者支援センターでは、診断の支援やペアレントメンターによる保護者への相談対応等を行っているところでございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。そんなことはないと思いたいところではありますが、先生方も長く教壇に立たれる中で、積み上げてきたある種の独自の経験則にのっとり、必ずしもその子にとっては妥当ではないかもし

れないような対応がなされているケースが、ないわけではないかもしれませんが。まさに、それぞれの特性が違うということを十分に踏まえた上での対応が重要なわけですので、ぜひ研修の充実に注力をいただきたいと思います。

教育委員会が作成していた資料の背表紙だったと思うんですが、壁の上に子供たちが手を置いて、数人の子供たちが景色を眺めているという絵がありました。自分の身長でのぞけているという子供たちもいれば、大きな石の上に立っていたり、小さな石の上に立つことによって、みんなが同じ景色を眺めることができるという絵が載っていました。その絵が非常に印象的で、合理的配慮というのはこういうことなんだなということ強く感じたところです。

この感想を申し上げて、このテーマについては終わりにしたいと思います。

次に、人身安全対策ということで、あおり運転についてお伺いします。

全国的にも話題になり、警察庁も取り締まりを強化する方向で動いているようですが、本県の現状を警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 意図的に危険を生じさせる極めて悪質な行為である、いわゆるあおり運転に対しましては、車間距離不保持などの道路交通法違反や、刑法の暴行罪などの適用が考えられるところであります。

本県におきましては、これまでのところ、意図的な行為で実際に危険が生じた、あおり運転と認められる事案に係る通報はありませんが、県内の高速道路において、「あおられた」と感じた方からの通報として、本年1月から7月末までの間に30件の通報がありました。

なお、あおり運転に関するものではありませんが、県警察では、車間距離不保持の交通違反

として、昨年18件、本県は8月末までに2件を検挙しているところであります。

○渡辺 創議員 引き続き、今後の対策について、本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） いわゆるあおり運転は、交通の安全と円滑への障害にとどまらず、意図的に危険を生じさせる極めて悪質な行為でありますので、警察といたしましては、110番通報への速やかな対応、刑法の適用も含めた取り締まりの強化、迅速な行政処分の徹底などに取り組んでまいります。

なお、先般より高速道路を中心に、県警へ「ひむか」と連携した取り締まりを行っているところであります。

○渡辺 創議員 次に、日韓関係に関する質問を予定しておりましたが、既に今議会でもたくさん質問が繰り返されておりますので、知事への質問、また、総合政策部長、商工観光労働部長への質問等、申しわけありませんが、割愛をさせていただきます。

その上で、現在、環境森林部では「材工一体方式」で県産材の韓国への輸出に取り組むということをしているはずですので、その影響についてお伺いをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、今年度の「材工一体」の取り組みといたしまして、韓国内で行う木造軸組構法入門セミナーや、韓国の技術者を本県に招聘しての実務者研修、韓国側企業への技術支援などを実施することといたしております。

このうち、県主催の木造軸組構法入門セミナーにつきましては、今月、釜山で開催する予定でしたが、現地や本県の関係者の意見等も踏まえまして延期したところであり、今後、開催の有無を含め検討していくことといた

しております。

また、現在の材工一体による建築用プレカット部材の輸出につきましては、関係企業からの聞き取りによりますと、受注に大きな影響は出ていないということであります。

○渡辺 創議員 最後の項目といたします。最後は、過去の問題指摘の確認としたいと思いません。

昨年の代表質問及び一般質問で、優生保護法やシーガイアのリゾート法指定時の歴史的文書の保管をめぐって、文書管理の不備を指摘してきました。その後の改善状況を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 昨年度、不適正な文書管理問題の発生を踏まえまして、文書管理適正化庁内検討会議を立ち上げ、改善策について協議を行うとともに、現在、検討会議での議論を踏まえ、改善に向けて取り組んでいるところであります。

具体的には、これまでに、文書事務マニュアルの作成、チェックシートによる自己点検の実施、文書整理推進期間の設定による文書整理の推進などに取り組んできたところであります。

引き続き、文書管理機能を強化するためのシステムの改修や、職員研修の充実に取り組むこととしております。

○渡辺 創議員 これまでも公文書の電子的管理の必要性を提起してきましたが、なかなかその対応が進まない中で、文書の保管庫の確保が課題になっていると思えますが、どのように取り組んでいるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 県におきましては、一定の期間を経過した文書を文庫に保管することとしておりますが、文庫を再点検したところ、保存期間を経過しているにもかかわらず

ず、歴史資料文書として移管や廃棄がなされていない文書が多数見受けられました。

このため、今回、各所属で文庫の整理を行った上で、必要なスペースを確保したところであります。今後とも、公文書は県民の財産であるということを念頭に、文書管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

今回の質問で、かなりの時間を一ツ葉有料道路の問題に費やしました。有料継続という政策転換に伴う今回の県の対応は、県民の理解を十分に得ようとする立場と考えれば、やはり誠実さに欠けているという印象を持たざるを得ません。津波対策の重要さは十分にわかります。それは、ほぼ全ての県民に理解をいただけることだと思います。だからこそ、内々に決めた道筋を正当化するための理屈づくりをしていると思われかねないような手順や情報公開のあり方には問題があるというふうに思います。有識者会議に示す資料と議会提示の資料の間に格差があるのも、要らぬ不信を呼びかねません。適切に判断するための情報を不足なくきちんと提示し、禍根の残らない議論を尽くす、それが大事なことだというふうに思います。

今回の有識者会議と県の意思決定の過程は、県議会の改選時期をまたぐ形で進みました。忙しさにかまけて、しっかりその過程をチェックできていたのか、また、議員という立場で、もっと早く問題の所在を明らかにすることができなかったのか、自戒を込めて発言をし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わりました。

○丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました議案第1号から第26号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第18号から第25号まで採決

○丸山裕次郎議長 まず、教育委員会委員及び土地利用審査会委員の任命の同意についての議案第18号から第25号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第18号から第25号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第17号まで及び第26号
委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第17号まで及び第26号の各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす20日から29日までは、常任委員会、特別

委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、30日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

9 月 30 日（月）

令和元年9月30日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諸の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高子
政策調査課長	日高真治
議事課長補佐	鬼川真三
議事担当主幹	山口修隆
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

議事に先立ち、一言申し上げます。

先日の台風17号に伴う竜巻等により発生した災害で、延岡市を中心として、大勢の方々が被害に遭われました。この台風災害により被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

まず、議案第1号から第17号まで及び第26号の各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。

まず、総務政策常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第16号については全会一致により、その他の議案については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、63億9,800万円余の増額となっており、収入

財源の主なものは、繰越金61億7,000万円余、国庫支出金1億7,200万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,115億8,600万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で1,000万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は165億2,600万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で61億5,100万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,694億6,700万円余となります。

次に、宮崎カーフェリー株式会社新船建造についてであります。

このことについて委員より、「法人が所在し就航地でもある宮崎市は、貨物・旅客輸送による経済効果のみならず、固定資産税収などでも大きな恩恵を受けるため、新船建造に当たっては、応分の負担を求めべきと考えるが、具体的な支援要請は行われているのか」との質疑があり、当局より、「宮崎カーフェリー株式会社より、事務レベルでの相談はされていると思う。現在は、同社において、自己資金や金融機関等で調達可能な金額について精査しているところであり、今後、具体的な不足額が確定した場合には、宮崎市に対しても、正式に資金協力の要請がなされるものと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新船建造資金の不足額の調達に当たり、宮崎市からも応分の負担が得られるよう、知事みずからもトップ間での交渉に当たるなど、最大限の努力をしていただくよう要望します。

次に、総合運動公園の津波避難施設に関する予算編成過程についてであります。

このことについて委員より、「総合運動公園の盛り土高台について、当初、民有保安林に造成することが計画されていたが、予算査定時に、用地取得見込みや保安林解除手続の確認はされていたのか。また、当初計画を断念するに至ったが、今後の予算編成に当たり、その反省をどのように生かしていくのか」との質疑があり、当局より、「事業の所管部局に対する確認は行ったところであるが、その確実性について、より入念な確認を行うべきであったと反省している。今後の予算編成に当たっては、各部局との連携を密にし、確実性の高い方針を立てた上で進めてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,700万円余の増額

であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,278億4,000万円余となります。

このうち、新規事業「被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析事業」についてであります。

この事業は、令和3年1月から、健康上の課題を抱える生活保護受給者の支援を行う「被保護者健康管理支援事業」が、全ての福祉事務所において必須化されることに伴い、事前に生活保護受給者の医療に関する情報の調査及び分析を行うものであります。

このことについて委員より、「本県の生活保護受給者に対する医療扶助費が、全国に比べ高くなっている理由は何か」との質疑があり、当局より、「生活保護受給者の高齢化が医療費負担を増大させていると考えられるが、本事業を活用することで、より詳細な分析を進めたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、生活保護受給者の健康上の重篤化を防ぐためにも、事業の調査・分析結果を十分に生かし、本県の実情に合った健康管理の支援体制を構築していただくよう要望します。

次に、公立大学法人宮崎県立看護大学の平成30年度の業務実績に関する評価・結果についてであります。

このことについて委員より、「卒業生の県内医療機関等への就職率が、目標値の50%に対し、34.4%と達成できていないが、今後どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「県内出身の学生は、県内に就職する割合が高い傾向にあることから、受験における県内推薦枠をふやすなど、新しい取り組みを進めている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「学生と各県立病院と

のつながりを深めて、県立病院への就職を選択するきっかけづくりができないか」との質疑があり、当局より、「看護大学では学生に、県立病院の開催するインターンシップやバスツアーへ積極的に参加するよう呼びかけ、就職先の一つとして選択してもらえるように働きかけている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県内医療機関の合同説明会の開催や、県立病院と連携した取り組み等をさらに推進するなど、県内就職率の向上に向けた取り組みを要望します。

次に、県立病院における看護師・助産師選考採用試験結果についてであります。

このことについて当局より、令和元年度の選考採用試験から新設された、県外医療機関の勤務経験者を対象とするU I Jターン枠の受験者数と合格者数などについての報告がありました。

このことについて委員より、「U I Jターン枠の病院ごとに採用する地域枠のうち、受験者がいなかった地域があったのはなぜか」との質疑があり、当局より、「募集段階での声かけが不十分だった部分もあると考えており、今後は採用情報の発信方法を工夫してまいりたい」との答弁がありました。

また、複数の委員から、「採用予定者数が若干名などと、明確な人数が記載されていない理由は何か」との質疑があり、当局より、「出産休暇・育児休業者や、年度途中での退職者も少なくないなど人員が流動的であり、募集時に明確な人数の提示が難しい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、看護・介護職の確保が全国的に厳しい状況の中で、県立病院が担うべき高い医療水準を維持するためには、よ

り多くの看護師・助産師の確保が必要であることから、新たに創設されたU I Jターン枠も活用しながら、計画的な看護人材の採用に努めるよう要望します。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第4号及び第17号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,300万円の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は422億3,800万円余となります。

次に、本県高校生の就職状況についてであります。

このことについて委員より、「就職が内定した高校生のアンケート調査結果によると、就職先を決める要因として、企業訪問や見学によるものが多いが、今後の取り組みについてはどの

ように考えているのか」との質疑があり、当局より、「教育委員会との連携により、企業訪問の取り組みを始めて4年になるが、企業の現場を見学することは、県内企業への就職にも非常に効果が大いと考えていることから、このような取り組みをさらに充実させていきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9,100万円の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は869億1,100万円余となります。

次に、議案第17号「一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意」についてであります。

このことについて複数の委員より、「今回で無料化の延期は2回目になり、無料化目前で、県民の期待は非常に大きかったがどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「一ツ葉有料道路は、物流や観光面等に重要な役割を果たす路線であり、昨年9月に国から、国土強靱化に向けた緊急対策を集中的に実施する方針が示されたことから、国土強靱化で求められるレベルまで、橋梁の耐震性能を可能な限り早急に引き上げる必要がある。このため、有識者会議等の御意見も伺いながら慎重に検討を進めてきたところであるが、有料継続の場合は、耐震対策に必要な経費や維持管理費用等を通行料金で賄うことができるため、早期に耐震対策を行うことができるが、一方、無料化した場合には一般の国・県道と同じ扱いになり、国道218号など優先度の高い橋梁があるため、一ツ葉有料道路の耐震対策がおくれることから、有料継続を提案したところである」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「有料を継続

する場合でも、現行料金を維持したほうが徴収期間も短くなり、周辺道路の渋滞の早期解消につながるのではないかと」の意見があり、当局より、「有識者会議において、有料継続の場合は料金を下げしてほしいとの意見が多かったことや、国道219号広瀬バイパス開通後に、さらなる交通混雑の悪化が予測されていることから、料金を下げることで周辺道路の渋滞緩和につながると考えており、償還金額と料金徴収期間を考慮して、新しい通行料金を設定したところである」との答弁がありました。

また、当委員会において、有識者会議の座長を参考人として招致し、有識者会議における議論の経過を聴取したところ、委員より、「有料継続を前提とした議論ではなかったのか」との質疑があり、参考人より、「有料継続ありきではなく、無料化に期待する意見や、国の予算での対応を求める意見もいただきながら、橋梁の耐震化を遅滞なく進める必要性はもとより、定時性という経済面や観光面での有料継続によるメリットなども踏まえ、最終的には有料継続はやむを得ないとの結論に至った」との答弁がありました。

このほか複数の委員より、「議論が尽くされていないのではないかと。また、議会に対する説明が不十分ではないかと」などの意見がありました。

なお、委員より、当議案の同意に係る附帯決議の提出が提案されましたが、全会一致とならず、委員会としての提出は見送ることになりました。

次に、総合運動公園津波避難施設整備事業の計画変更についてであります。

このことについて委員より、計画変更に至った経緯について質疑があり、当局より、「昨

年10月に地元自治会の代表者へ計画案を説明した後、盛り土高台の設計等についての調査を経て、ことし3月以降、地元自治会に対して6回の説明を行ったところであるが、松林に対する強い思いがあり、計画場所の変更に至った」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「事業費が多額であることに加え、津波避難施設の持つ重要な役割からも、計画段階から地元自治会の同意を得た上で取り組む必要がある。また、用地交渉においても不退転の決意で臨むべきであるにもかかわらず、トップである知事を含む当局の交渉において、最善の努力がなされておらず、計画見直し後の総事業費が約10億円増加する結果を招いたのではないか」との意見があり、当局より、「地元の総意をしっかりと把握した上で事業を進めるべきであったと、強く反省している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、ただいま御報告しました内容を踏まえ、今後、施策を遂行するに当たっては、県議会を初め県民に対する丁寧な説明など、真摯な対応を強く要求いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億100万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は421億300万円余となります。

このうち、漁海況変動等対策資金利子補給事業についてであります。

この事業は、漁海況の変動等により不漁の影響を受けた漁業者が、宮崎県信用漁業協同組合連合会から運転資金を借り入れる際に、同連合会による金利の軽減とあわせて、県、市町の利子補給により金利を3%から0.5%に軽減することで、漁業経営はもとより、地域経済の振興に寄与するものです。

これに対して委員より、「信用漁業協同組合連合会は、漁業者を支援する立場であることから、県と市町の利子補給とあわせて、同連合会のさらなる金利の引き下げを働きかけるなど、無利子で貸し付けるような対策が必要ではないか」との意見があり、当局より、「事業の創設に当たっては、信用漁業協同組合連合会とも十分意見交換をしてきたが、さらなる金利の引き下げについては、引き続き協議してまいりたい」との答弁がありました。

次に、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画策定の基本的な方針についてであります。

このことについて委員より、「今後、人口減少に伴う担い手不足は避けられないが、若者の新規就農をさらに促進するためには、スマート農業の推進や加工技術、販売力の強化による所

得の向上など、魅力の創出が必要だと考えるが、次期計画ではどのように位置づける方針なのか」との質疑があり、当局より、「次期計画の策定に当たっては、5年先、10年先の本県の農業のあるべき姿を想定した上で、担い手を確保するためのスマート農業の推進や基盤整備、6次産業化など、本県農業のさらなる発展のために取り組むべき目標の設定等について、農業経営者や農業団体等との意見交換会をしながら、1年間かけてしっかり検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「若者が希望を持って就農できるような、魅力ある計画の策定に向けて取り組みを進めていただくとともに、成功している農家の事例など、将来がイメージできるような情報の発信についても、積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、平成30年度における、野生鳥獣による農林作物等の被害額についてであります。

このことについて当局より、「平成30年度の被害額は約3億4,500万円であり、前年度と比較して約5,300万円、率にして13%の減少となっている。今年度も、防護柵の設備等による被害軽減や、ジビエ処理加工施設整備の支援による捕獲鳥獣の利活用等について進めていきたい」との報告がありました。

このことについて、農政水産部の審査の中で、委員より、「事業により整備した侵入防護柵の維持管理にどのように対応していくのか」との質疑があり、当局より、「侵入防護柵等の維持管理については、集落全体での取り組みが重要であることから、市町村等と連携して取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、環境森林部の審査の中で、委員より、「有害鳥獣を減らすためには、地域ごとに明確

な目標を立てた上で、取り組みを強化していく必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「平成25年度に県内で12万5,000頭いた鹿を、令和5年度末までに半減させることを目標に、各地域で捕獲頭数の目標等を掲げて取り組んでいる」との答弁がありました。

また、別の委員より、「鳥獣被害は、生産者の生産意欲の低下につながり、ひいては、後継者不在による中山間地域の維持にも支障を来すと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「中山間地域で生活してもらうことによって県土が保全されるなど、その恩恵は県全体に及んでいる。県では、鳥獣被害対策特命チームを立ち上げて、被害対策防止や捕獲対策などに取り組んでいるが、今後とも鳥獣被害がふえることのないよう、市町村や関係部局と連携し、情報を共有しながら、有害鳥獣対策に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、中山間地域においても農業や林業が継続的に発展できるよう、市町村や関係機関と十分連携しながら、有害鳥獣対策を、より強力で推進するための体制強化に努めていただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、地域振興事業会計において、資本的支出及び事業費で1,100万円余の増額補正を行うものであり、この結果、補正後の事業費は2,200万円余となります。

これは、この6月から7月にかけての大雨・豪雨により一ツ瀬川河川敷のゴルフコースの排水状態が悪化しているため、早急に改良工事を実施するほか、サービスセンターの照明工事等を実施するものであります。

これに関連して複数の委員より、「厳しい経営状況であるが、ゴルフは健康によいというイメージのもと、新しい切り口での情報発信や、福祉サイドとの連携等はできないのか」との質疑があり、当局より、「本年度から指定管理者がかわり、コース管理に力を入れているほか、お試しチケットの配付など、新規顧客の掘り起こしも行っており、企業局も一体となって取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の健康づくりを支えるというイメージ展開のほか、他部局との十分な連携により、一層の利用促進が図られるよう要望いたします。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、五ヶ瀬中等教育学校の生徒寮改修に伴うものであり、一般会計で350万円の増

額となっております。この結果、特別会計と合わせた補正後の予算額は1,095億1,900万円余となります。

次に、家庭教育を支援するための施策の実績についてであります。

このことについて委員より、「宮崎県家庭教育支援条例は、数年前に議員発議案として提出されたもので、全庁的に取り組む必要があり、このように報告もいただくようになったが、その後、取り組んでいく中で、教育委員会として、新たな気づきや、部局間での連携等につながるものがあつたか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「全庁的に家庭教育支援に関する施策の見える化が図られたほか、教育委員会で養成した指導者の他部局への派遣などを行っている。教育委員会の取り組みだけでは家庭教育支援はできないので、これまでの成果や課題等について、他部局と十分共有し、さらに連携して取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、県警察本部による損害賠償事案についてであります。

このことについて当局より、「損害賠償額を定めたことについての報告事項において、警察職員による交通事故や職務執行による損傷事案が5件発生したため、さらに気を引き締め、職員による交通事故及び損傷事案の根絶に努めてまいりたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、職員の不注意に起因するものも見受けられることから、そのような事案が発生しないよう、職員に対する教育の徹底を要望いたします。

次に、公益財団法人宮崎県暴力団追放センターについてであります。

このことについて委員より、「財政状況が厳

しい中、自主財源をふやしていくためには、より多くの事業所等に賛同してもらおう努力が必要なのではないか」との質疑があり、当局より、「各事業所に賛助会員加入の依頼をしているところであるが、個人会員も少ないため、今後は、個人会員も含め賛助会員がふえるよう、同法人の指導に努めたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、より多くの県民が会員になることで、暴力団追放への意識の醸成にもつながっていくものと考えられますので、個人会員の増加に向けた取り組みを進めるとともに、暴力団の進出の動きについての報道もあったことから、県民の不安を払拭するためにも、今後とも、警察本部として暴力団排除に強い姿勢で臨んでいただくよう要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議案第1号に対する修正動議提出

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、満行潤一議員外5名から、議案第1号に対する修正動機が提出され、所定の発議者がありますので、動議は成立したものと判断し、議題に追加いたします。

事務局長に修正動議を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和元年9月25日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 宮崎県議会議員 満行 潤一
渡辺 創
田口 雄二
太田 清海
高橋 透
岩切 達哉

議案第1号に対する修正案

議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」に対する修正案を別紙のとおり提出する。

◎ 議案第1号に対する修正動議趣旨説明

○丸山裕次郎議長 ここで、本件について、提出者の趣旨説明を求めます。高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」に対する修正案の提案理由について述べてまいります。

修正内容は、宮崎県道路公社が一ツ葉有料道路の事業変更に同意を求める議案第17号を不同意とすることに伴い、債務保証を議案第1号から削除するものであります。

理由として、2つあります。

1つ目は、手続の問題です。有識者会議を本年1月から開始し、4月に2回目を、そして6月議会を挟んで3回目の会議で結論を見ています。その間、議会への丁寧な説明どころか、有識者会議の公開すらされていませんでした。

県民の声を代弁するのは、県内各選挙区から選出された我々議員であります。宮崎市在住の

方々で構成された有識者ではありません。議会軽視と言わざるを得ません。

2つ目は、利用者負担であります。県当局の議案は、利用料を150円に減額して10年間継続すると、利用者負担は97億円に上ります。現行料金体系の200円を維持すれば、利用者負担総額は77億円になり、利用者負担額を20億円減額できます。しかも6年後には無料化となります。

我が県民連合宮崎は、冷静沈着に熟議を重ねた結果、県民に不利益を与える議案を容認することは断じてできません。

以上、一ツ葉有料道路の耐震対策の一日も早い完了と同時に、早期無料化実現のための政策転換を求める修正案の説明を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 提出者の説明は終わりました。

修正動議に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、満行潤一議員。

○満行潤一議員 [登壇] (拍手) 県民連合宮崎、満行潤一です。議案第17号「一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について」、反対の立場で討論します。

私が代表質問をした日が9月13日、その前日の朝7時に自宅の電話が鳴りました。こんな早朝に誰だろうと思ったら、都城商工会議所の会頭経験者でした。要件の趣旨は、「一ツ葉有料道路の有料化延長に関連して質問をすると聞いているが、ぜひ、反対をして有料化をとめてほ

しい」との内容です。「商売には10分という時間は貴重です。早期に無料化をして、県内経済活動に資することが重要。料金徴収には係員も配置しなければならないし、管理する組織も要る。どれだけ維持費がかかりますか。県の役人は継続すると言うかもしれないが、知事の政治判断で、有料化をやめることは可能です。ぜひ反対してください」、こういう趣旨でした。まさに正論です。社民党の私に電話をいただくぐらいですから、相当深刻に捉えておられるのだろうと察しました。

さて、代表質問で指摘した点を、再度述べます。

知事は4日の定例記者会見で、「南海トラフ巨大地震の発生確率が高まるなどの状況があり、スピード感を持って耐震化に取り組む必要がある」、また、開会日の提案理由説明では、「県民の安全・安心を守る観点から、財源を確保し耐震化を進めていく必要がある」と説明されていますが、耐震化を促進する理由は十分理解できます。しかし、その財源を全額通行料金で充当しなければならないとの理由にはなりません。

提案理由説明では、「県民の負担を軽減するために引き下げる」とされていますが、利用者の負担感は低下するかもしれないが、利用者が払うトータルの料金負担額は大きく膨らみます。有料化が10年だと、40億円徴収するのに57億円の経費が必要とされています。利用者の負担は大きくふえます。

県内の経済活性化の視点から見れば、県北の皆さんには、延岡南から佐伯までは無料、九州中央道の無料区間が延伸、大分市や熊本市、熊本空港にどんどん短時間でいけるようになり、便利になっています。10年も有料期間が続け

ば、どんどん宮崎市が遠くなっていくのではないのでしょうか。

西都・児湯の皆さんが、広瀬バイパスの早期完成を目指していたのも、来年2月の一ツ葉有料道路の無料化を意識してのことです。広瀬バイパスの利用度も大きく低下してしまいます。

知事は記者会見で、「無料開放を期待していた県民に対して、県議会での議論を通じて丁寧に説明していきたい」と発言されています。

有識者会議は3回開催されながら、県議会には担当委員会に経過報告しただけで、有識者会議に配付された資料も、今議会の一般質問が終わった日に、一部の議員に配付しただけです。議会に対する意見集約が不十分だと思います。その有識者会議のメンバーは、全員宮崎市の方です。幅広く人選するべきであったと思います。また、その有識者会議でも、無料化を強く求めた意見があったことも明らかになりました。

有料化延長の必要性について、議論が尽くされていません。また、議会に対する説明が不十分だと感じます。

仮に耐震化に40億円かかるとして、毎年4億円ずつ10年間、一般会計から支出すれば無料化できます。また、県道路公社への県支出金29億円余や、公社の内部留保金も活用できるはずで、政治判断で無料化は可能です。

代表質問では、「有料道路の耐震化や災害復旧などは、国の交付金など公金投入はできない」との部長答弁でした。であれば、有料期間10年間に大きな災害が発生し、多額の補修費が必要となった場合、また有料期間が延長されることとなります。

商工建設常任委員会の議案審議で、「有料継続の場合は、耐震対策に必要な経費や維持管理

費用等を通行料金で賄うことができるため、早期に耐震対策を行うことができるが、一方、無料化した場合には、一般の国県道と同じ扱いになり、国道218号など優先度の高い橋梁があるため、一ツ葉有料道路の耐震対策がおくれることから、有料継続を提案したところである」との答弁がありました。

しかし、有料化を継続する場合でも、現行料金の普通車200円を維持したほうが、徴収期間も4年短縮され、県民負担の総額も20億円軽減できます。無料化を待ち望んでいる県民にとっては、10年にわたる有料化延長の根拠としては、どれも説得力を持ちません。

新聞報道によれば、知事にこの件について謝罪を求める意見もありました。誤解のないように申し上げますが、私たち県民連合宮崎は、知事に謝罪を求めているわけではありません。私たちは、早期の無料化を図ることによって、県民負担の軽減、経済活動の活性化のための政策転換をしよう求めているのです。以上です。(拍手)

〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。私は、議案第17号「一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について」、このことに対して反対の立場から討論を行います。

今回、提案されました一ツ葉有料道路の事業変更は、現在、南海トラフ地震による甚大な被害が想定されるもとで、早急に求められる橋梁の耐震化のための予算約40億円が、財政上、県費では賄えないとの理由で、有料化を継続し通行料をもって充てるとして、来年、令和2年2月28日までとしていた料金徴収期間を、10年間延長をするというものです。しかも、現行の有

料徴収期限が来年2月末と迫る中で、事業変更を国に申請し許可を得るまでには一定の期間を要し、何より議会の同意を必要とするために、今議会での性急な結論が求められることになったわけです。

しかし、県民の無料化への期待は、長年待ち望んできただけに、実に大きいものがあります。我が党は、予定どおり、来年2月28日をもって有料化を終了し、一般道路として開放することが筋であり、必要であると考えます。

予定どおりといっても、平成19年に当初の予定を10年間延長してきた経過があります。二度にわたって県民との約束をほごにすることは許されません。一日も早く一般道路として誰もが利用できるようにすることこそ、行政の努めであり、道路としての役割を果たすことになるのではないのでしょうか。

早期の耐震化が必要であることを、誰しも否定するものではありません。やらなければならない課題です。しかし、10年間のさらなる延長に係る道路の維持管理費や有料道路の運営費などを含めると、必要経費は総額約97億円にもなり、それらを全て通行料、利用者負担で賄うということになります。通行料金を北線・南線ともに現行の200円から150円に引き下げ、負担感をなくすとしていますが、利用者負担に変わりはありませんし、料金を減額すれば通行量がふえたとする保証は何らありません。

今回、「有料継続やむなし」、「仕方ない」と認めることは、今後、あらゆる事業においても、緊急性が求められるとなれば、「県民負担で」ということになりかねないことが危惧されます。とりわけ緊急性が求められる事業であるならば、国の財源とともに、県の起債も必要なのではないのでしょうか。

一ツ葉有料道路は、昭和49年4月2日に供用開始されて以来、今回さらなる延長となれば、通算56年、半世紀以上にわたって、料金を払う人、払える人という一部の通行車両に限定される状況が続くこととなります。

また、有識者会議の中での意見で、「有料という規制のもとで、渋滞する道路、渋滞しないという道路をつくることは合理性がある」という意見も出されておりますが、こういうことは、果たして県民の立場に立ったものと言えるのでしょうか。そもそも、道路をつくった当初の目的と照らしてどうなのか、検証・再考が求められると思います。道路のあり方そのものが問われる課題だと思います。

現在、とりわけ宮崎市を中心とする交通網は、外環状線やバイパスの開通をもって、中心部の渋滞緩和が図られようとしています。しかし、いまだに解消されないのが、国道10号の渋滞です。この対策も、有料道路建設の目的の一つでもあったのではないのでしょうか。一日も早く、有料道路の開放をもって渋滞解消を図り、円滑な交通の流れをつくることは、喫緊の課題であります。

今回の有料継続問題は広く、道路には誰が責任を持つのか、住民生活に欠くことのできない生活道路、また商業道路としてのあり方そのものが問われると思います。

一ツ葉有料道路の来年2月をもっての無料化を強く求めて、討論いたします。以上です。

(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員 [登壇] (拍手) 議会という立場が、こんな状態に置かれてしまっているのだろうか。各党、各会派のプライドをかけた代表質問でも明らかにされなかった、一ツ葉有料

道路の本当の耐震対策費用が、40億円ではなく、我が会派の渡辺創議員の最終日の一般質問で、97億円と判明しました。97億円という利用者負担額を認めるかどうか、今まさに、議員一人一人の心に問われているのに、もう時間がないということで、政策議論のないこんな状態に、議会が置かれてしまっているのだろうか。

県民連合宮崎、太田清海でございます。議案第1号に対する修正案に賛成し、議案第17号「一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について」、反対の立場で討論します。

私が、議会と執行部の関係を初めて身にしみ教えられたのは、私が延岡市役所で管理職的な立場になろうとしていたころのことでした。私たち若い管理職群が、地域の要望や意見を聞くために、区長会などのさまざまな団体の会合に出席しようとするときに、当時の上司である部長から、「いいか、言っとくけど、延岡に市議会は1つだからな。延岡に市議会は1つ、このことを頭に叩き込んでおくこと。出席した会合で、いろんなことを聞かれると思うが、予算をつけますとかいいかげんな約束をしてきたらいかん。延岡に議会が2つも3つもあるようなことをしたらいかん」、そのように言われました。

「延岡に議会が2つも3つもあるようなことをしたらいかん」、この言葉に、私は公務員として、議会が唯一最高の意思決定機関であるということを、机上ではなく身をもって叩き込まれたようで、身の引き締まる思いがしました。この部長の思いは、裏を返せば、「議会に対して誠心誠意、正直、真剣に一生懸命説得すれば、幾ら難しい問題でも、議会人として必ずわかってくれる」という、部長としての信念とプライドを感じました。この部長は、学歴・職歴

ともに大変苦勞されて部長になられた方で、それだけに私の尊敬する部長でした。

本論に入りますが、この反対討論をするに当たって、我が会派の同僚議員から、一ツ葉有料道路に関する過去の議事録を調べてもらいました。これまでの議論の経過が大事であると思ったからです。

それによると、6年前の平成25年11月議会では、宮崎市の事業で、小戸之橋かけかえ工事を開始することに関連して、複数の議員が、「一ツ葉有料道路南線を無料化してほしい」と質問しています。当時の県土整備部長は、「多額の未償還金もあり、途中での無料化は国の許可が難しい」と、繰り返し繰り返し拒否をされました。

平成27年11月議会では、「道路維持費用を捻出するためには、逆に有料継続が必要ではないか」と質問がありました。質問の趣旨は、「償還が終わった後、有料道路方式を続けたとしたら、年間約10億円の財源が確保でき、維持管理に利用することができる。無料化が予定されている一ツ葉有料道路を、引き続き有料道路として管理することが制度上可能なのか」と聞くわけです。

それに対して県土整備部長は、「有料道路は、道路整備特別措置法に基づき、料金徴収期間終了後は無料開放することとなっております。ただし、特例として、道路の維持修繕に要する費用が一般的な道路に比べ特に多額の費用を要し、かつ、県などの道路管理者で行うことが著しく困難または不適當な場合に限り、国土交通大臣の許可を受けて、引き続き、道路公社が有料道路として管理することができることとなっております。現在、この許可を受けている道路は、海底トンネルの関門トンネルや富士山

有料道路など、全国で3路線のみであります。これらは、特殊な道路の構造や自然環境のもとで、漏水対策や除雪等の維持管理に多額の費用を要する路線であり、このような全国的な事例と比較をしますと、一ツ葉有料道路で許可を受けることは困難ではないかと考えております」と、わざわざ富士山有料道路、関門トンネルなど、特殊・特別な道路しか許可されないという表現で、執行部みずから無料化方針を堅持し、有料継続を拒否しました。

平成28年9月議会では、「宮崎県道路公社は解散時期が迫ってまいりましたが、公社が解散するに当たり、県に入ってくる出資金の返還額や譲渡される資産についてはどのような状況か」と質問があり、県土整備部長は、「県道路公社につきましては、出資金の返還額は29億8,700万円となっております。また、譲渡する資産はありませんが、保有する一ツ葉有料道路は、解散後、県に帰属することとなります」と答えました。

今回、耐震工事の財源をどうするかが問題となっているのですが、このように、これまでの答弁どおりなら、有料継続は困難であり、また、耐震化に必要な費用は、公社解散後に、公社からの約30億円という返還金で賄えるということになりませんか。

ところが、去年の平成30年11月、「耐震化が必要ではないか」という質問に、県土整備部長が、「国土強靱化に必要なレベルに性能を引き上げるためには、一ツ葉大橋を含む7橋において耐震対策が必要な状況」と答えたついでに、「その整備には多額の費用が必要になるものと考えております」と、質問者が口にしていなかった費用問題をあえて口にし、知事がさらに、「一ツ葉有料道路につきましては、今後、どのよう

に財源を確保しながら耐震対策等を行っていくのか、有識者等の意見も伺いながら、有料継続の可能性も含めて、関係機関と協議をしていく必要があるものと考えております」と答えています。

振り返ってみれば、執行部はこのころから、なぜか無料化という方針を一転して、有料継続への手順、布石を踏まれてきたのではないかと考えてなりません。

だとするならば、「実は有料継続したい」ということを早く、せめて6月議会も含めて今議会の前には言うべきではなかったのでしょうか。出資金返還金約30億円を活用するなど、もっとよい方法がほかにもあるのではないかと、私も主張したのですが、手続に要する時間がないということを利用して、県議会に求められている政策議論すらできませんでした。これこそ、議会での議論の積み上げを軽く扱う議会軽視そのものではないでしょうか。

「委員会では苦渋の判断をした」という新聞記事がありましたが、そのような状況をあえて作り出した責任は、重いものがあります。知事には、議会との対話を大事にさせていただきたい。有識者に意見を伺うとしても、繰り返し議会に経過を報告すべきです。さらに、県民の負託を受けて、ここ議会にいる39人は、有識者会議のメンバーよりすぐれているとか、そういうことを申し上げるつもりはありませんが、何より県議会の意見集約を軽視する姿勢は、厳に慎まれることを求めます。

私たちは、知事に謝罪を求めているわけではありません。私たちが今求めているのは、耐震化費用を利用者負担にするのではなく、県民の立場に立った政策転換です。

このような立場から、議案第17号、有料道路

の事業変更に係る同意案については反対するものであります。

議員諸氏の皆さんに、改めて県民の声を踏まえた判断をされるよう求めて、討論としたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第1号、第4号、第6号から第9号までの6議案について、反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」について述べます。

本議案は、63億9,891万3,000円増額補正し、予算の総額を6,115億8,685万円に補正しようとするものであります。

補正の内容は、佐土原駅を利用される高齢者や障がい者などの安全性を確保するための、佐土原駅バリアフリー化整備を支援する補助事業や、募集定数を男女同数にするための、五ヶ瀬中等学校の寮改修事業、認定こども園施設整備交付金、鳥獣被害防止対策事業など、県民生活に欠くことのできない補正でありますけど、次のことが含まれているために同意できないものであります。

第1に、宮崎県道路公社が一ツ葉有料道路の事業計画を変更することに伴い、債務負担行為を設定することにあります。この問題については、さきに前屋敷議員が、議案第17号について討論をいたしました。関連をしておりますので、私は省略いたします。

第2に、マイナンバーカードの取得を促進するための促進事業費が計上されていることでもあります。

御承知のようにマイナンバーは、日本国内で

住民登録をした全ての人に12桁の番号を割り振り、税や社会保障などの分野で、個人情報の特定制、確認ができるようにする仕組みであります。

マイナンバー制度は、2015年10月にスタートし、ことし3月の普及予定は8,700万枚でありましたが、ことし8月末は1,780万枚、普及率14%。ちなみに本県は、7月1日現在、20万3,873枚、18.3%であります。普及率が低いのは明白で、国民にとって必要性が感じられないこと、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害の危険を抱えているからであります。

政府は、国民の不安を置き去りにしたまま、なりふり構わず、カードの普及に突き進もうとしています。今月3日のデジタル・ガバメント閣僚会議は、その推進のための具体策を打ち出しました。

その一つが、ナンバーカードを持つ人がスマートフォンのキャッシュレス決済を使う場合、国の税金でポイントを上乘せする仕組みの導入です。消費税増税対策のキャッシュレス決済のポイント還元が来年6月に終わるため、その後の消費活性化策にも活用しようというもくろみであります。国民が求めているマイナンバーカードを押しつけるために、増税対策の名目で国費を使うことに道理はありません。

政府は、来年度末までに6,000万～7,000万枚のカード発行を目標にしております。これに必要な予算は、数千億円に達すると言われております。ここまで国費を投入しなければ普及が進まないこと自体、制度の行き詰まりを示していると思います。

2021年から健康保険証としても使えるようにする計画のようではありますが、病院などでの

カード利用は窓口対応を複雑にし、職員の多忙化に拍車をかけ、患者にとってもメリットはなく、カードを持ち歩くことによって、リスクは高まるばかりであります。マイナンバーカードは「みだりに他人に知らせないようにしましょう」と政府が喚起するぐらい、危険なものです。これを持ち歩かせ、盗まれたり紛失したらどうするのか、何も解決されていません。本補正は、こうした事業を推進するものと不可分のものであります。

議案第4号については、消費税増税に関するものであり、これまで討論を行っておりますので、内容については省略をいたします。

議案第6号、第7号、第8号、第9号は、会計年度の任用職員に関するものでありますので、まとめて討論をいたします。

この一連の議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によって提出されているものであります。もととなる法は、地方自治体における特別職非常勤及び臨時的任用の実態が、地方公務員法の規定と乖離しているとして、臨時・非常勤の任用要件を厳格化し、増大した臨時・非常勤職員の受け皿として、新たに有期雇用契約である会計年度任用職員制度を新設するものであります。

第1の問題は、臨時や非常勤職を増大させたことへの国や自治体の反省はなく、臨時・非常勤の正規化などの抜本的な改善策を示さないままとなっているのであります。

本県の知事部局、教育委員会、公営企業、警察本部の臨時・非常勤職員は8,530名で、全職員に占める割合は33.1%となります。民間の非正規雇用労働者に認められた解雇法理の適用による無期限転換の対象外とされ、司法の場でも歯どめがかからず、不安定、低賃金の臨時・非常

勤職員がふえ続けているのであります。基幹的、恒常的業務については常勤化すべきであるのに、常勤化への道を開くものとはなっておりません。

第2の問題は、会計年度任用職員制度が、入り口規制のない有期雇用の職となっており、会計年度ごとに任用と雇いどめを進めることができるもので、合法的な人員の調整弁となる可能性もあり、地方公務員法の恒常の職の無期限任用の原則を掘り崩すおそれがあります。

常勤と非常勤の格差は、今や民間以上になっていると言われ、臨時・非常勤職員の多くが女性であります。まさに、公務の現場がワーキングプアの現場となっており、社会全体の格差拡大を進める結果となっております。フルタイム、無期雇用が原則という国際ルールからも、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする原則からも逸脱した、法改正をもとにした条例には同意できないものであります。

仕事の中身が同じなら、権利も賃金も同じ、人間の平等からして当然の状態を、公務の現場でこそ実現することが求められていることを強調して、討論を終わりたいと思います。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号に対する修正案採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号に対する修正案についてお諮りいたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立少数。よって、本修正

案は否決されました。

◎ 議案第1号採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号についてお諮りいたします。

〔県民連合宮崎所属議員退席・退場〕

○丸山裕次郎議長 本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

〔県民連合宮崎所属議員入場・着席〕

◎ 議案第17号採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第17号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第4号及び第6号から第9号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第4号及び第6号から第9号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第3号、第5号、第10号から第16号まで及び第26号採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第2号、第3号、第5号、第10号から第16号まで及び第26号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和元年9月30日

令和元年9月30日(月)

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 議会運営委員長 外山 衛
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

新規就農者の確保・育成に関する意見書

議員発議案第2号

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

令和元年9月30日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 宮崎県議会議員 日高 博之
中野 一則
外山 衛
山下 博三
窪菌 辰也

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意についての附帯決議

令和元年9月30日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 宮崎県議会議員 満行 潤一
渡辺 創
田口 雄二
太田 清海
高橋 透
岩切 達哉

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

一ツ葉有料道路の耐震対策の完了と早期の無料化を求める決議

◎ 議員発議案第1号から第4号まで追加上程

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第1号及び第2号採決

○丸山裕次郎議長 まず、議員発議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号及び第2号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。

よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第3号提案理由説明

○丸山裕次郎議長 次に、議員発議案第3号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) それでは、ここで発議者を代表して、一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意についての附帯決議の提案理由を説明させていただきます。

当道路については、料金徴収期間を令和2年2月28日までとし、その後は無料開放する予定でありましたが、南海トラフ地震の発生が懸念される中、耐震対策等をどのように進めていくのか、有識者会議等で有料継続の可能性も含めた検討が行われ、現在の料金を引き下げた上で、徴収期間を令和12年2月28日まで10年延長する旨の議案が、今議会に提出されたところがあります。

県当局においては、ことし1月から7月まで3回にわたって有識者会議を開催していただきましたが、今回の耐震対策等に必要な費用など、県議会を初め県民に広く情報提供し、理解を深める観点からは、必ずしも十分な対応があったとは言いがたいところがあります。

よって、ここに一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意に当たっては、令和12年3月1日以降の有料期間の延長は認めないこと。維持管理費用等の縮減を図るなど、延長した有料期間を可能な限り短縮できるように努めること。さらなる利用促進対策を講じ、その周知に努めること。災害時においては緊急輸送道路として機能するよう、早期の復旧に努めること。広瀬バイパス開通後の必要な渋滞対策について万全を講

じること。

以上、5つの事項を求めるものであります。何とぞ、議員各位の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。以上です。(拍手)
〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 提出者の説明は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案第3号採決

○丸山裕次郎議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第3号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第4号提案理由説明

○丸山裕次郎議長 次に、議員発議案第4号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) ただいま議題となっております、議員発議案第4号「一ツ

葉有料道路の耐震対策の完了と早期の無料化を求める決議案」について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

来年2月をもって利用料徴収を終える予定だった一ツ葉有料道路については、今議会の審議を通し、幾つかの新しい事実が判明し、その過程で、県の取り組みにさまざまな疑義が生じたことは、議場にいらっしゃる皆さんが御存じのとおりです。また、県の新方針は、「利用者負担をできるだけ軽減する」という観点での検討が十分でなく、政策判断としての妥当性にも疑問符がつく状況になっています。

私ども、この決議案の提出者は、現状を鑑み、有料継続に伴う判断は大前提が覆った状況にあり、もう一度ゼロベースで、きちんと必要な時間をかけ、真に県民利益に沿った検討を行うべきと考えてまいりました。

しかしながら、同意を求められた議案である議案第17号は、先ほど賛成多数で成立したところです。

一ツ葉有料道路は、これから普通車の通行料を150円に引き下げ、有料を継続する形で、国への申請などの手続が進められるわけですが、その手続はいつでも再手続が可能なものです。県が判断をし、議会が同意すれば、再度方向性を改めることは幾らでも可能なわけです。

今回の委員会審議を初め、議会に対する説明では、執行部から、「今議会での同意がなければ、手続が間に合わなくなる」という旨の発言が繰り返されました。この事態は、議会の慎重審議、さらには県民の利益を大切に考えるという観点からも、執行部の議会軽視の姿勢が如実にあらわれたと言わざるを得ません。

震災対策は極めて重要なことであり、その必要性は多くの県民に理解されるはずですが、しか

し、だからといって、県民に負担を求めることの意味を軽んじていいわけではありません。県の判断は、現行の料金体系と比較したときに、利用者の負担を20億円ふやすものです。このことの意味を、もう一度ニュートラルの状態から真剣に考える姿勢が必要なはずで、県執行部には、体面にこだわるのではなく、県民の利益を最優先し、もう一度きちんとした検討を行う姿勢が必要なはずで、

繰り返し申し上げます。政策転換は、手続的にも今後も可能です。その思いを込めたこの決議案に多くの議員の御賛同を求めたいと、心から願うところです。

先ほど、日高博之議員を初め5名の方々が提案された議員発議案第3号が、全会一致の賛成で成立しました。表現の仕方に多少の差異はあるかもしれませんが、根底に込められた思いは共通するものであると感じています。議案に賛成しながらも、附帯する決議として県に物を申さざるを得ないと判断なさった議員各位の心境はいかばかりかと、推察するところです。

両決議案に通底するのは、県の姿勢に対する議会としての大変強い不信感であります。知事を初め執行部の皆様には、不信を抱かざるを得ない状況がなぜ生まれたのかを真剣に考えていただきたい。この決議案提出に至った最大の趣旨はそこにあることを、最後に改めて強調し、提案理由説明といたします。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 提出者の説明は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規

定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第4号「一ツ葉有料道路の耐震対策の完了と早期の無料化を求める決議」について、反対の立場から討論いたします。

提出者のお一人は、9月19日の一般質問において、一ツ葉有料道路に関して、「この件は、もう一度きちんと検討し直す必要があるのではないかと私見を申し上げ、ここから先の議論は、常任委員会に委ねたいと思います」と述べられております。

また、議案の付託を受けた商工建設常任委員会でも、提出者の別のお一人が委員として委員会に出席され、9月20日、24日の夕刻まで十分な時間をもって慎重な審査を行い、全委員合意のもと、25日午後に採決を行ったところであり、この本会議において、議案第1号及び第17号は、委員長報告のとおり可決されたところがあります。

本決議案は、「再度の政策転換をするよう強く求めるものである」という文言で結ばれておりますが、本会議において議案が可決された直後に政策転換を求めるというのは、議会の議決の重さを鑑みると、同意できないものであります。

以上申し上げ、反対討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありま

せん。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第4号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

議員発議案第4号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立少数。よって、本案は否決されました。

◎ 知事発言

○丸山裕次郎議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 発言の機会をいただき、ありがとうございます。一言、おわびを申し上げます。

先ほど議決いただきました、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」及び議案第17号「一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について」並びに、あわせて議決のありました附帯決議についてであります。

一ツ葉有料道路につきましては、その事業変更にあたり、県議会並びに県民の皆様に対し、今後必要となる維持管理費等の費用についての説明が十分ではなかったことを深くおわび申し上げます。

私としましては、県民の生命、安全・安心な暮らしを守る観点から、早期に耐震対策等を実施するとともに、維持管理費等の縮減に努めつつ、さらなる利用促進対策や必要な渋滞対策などにしっかり取り組んでまいります。

次に、総合運動公園津波避難施設整備事業の

計画変更についてであります。

民有林に計画しておりました盛り土高台の整備につきましては、地元の方々の総意をはっきりと把握できなかったことに加え、私も含め県として、住民の皆様に対する説明に行き届かない点がありましたことを、反省すべきであると考えております。

また、議会に御説明してまいりました整備計画を変更し、事業費が当初計画を大きく上回ることとなりましたことにつきましても重く受けとめており、その責任を強く感じているところであります。

今後は、これらの反省を踏まえまして、県議会を初め県民の皆様への丁寧な説明に努め、誠心誠意、適切な事業の推進に取り組んでまいり所存でありますので、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

◎ 議員派遣の件

○丸山裕次郎議 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 議案第27号から第31号まで上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第27号から議案第31号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを

一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の御説明に先立ち、御報告をさせていただきます。

今月22日に本県に接近した台風第17号による被害についてであります。

今回の台風では、人命にかかわる被害は発生しませんでした。宮崎市及び延岡市で20名の方が負傷されました。また、県内各地で住家被害に加え、道路・河川や農業関係などにおきましても被害が発生しております。特に、延岡市では竜巻が発生し、住宅の一部破損が500棟以上に上るなど、大きな被害が生じたところであります。被害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、速やかに被害の全容把握を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、早期復旧や災害対策の強化に万全を期してまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第27号「平成30年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成30年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入5,804億733万6,000円、歳出5,680億8,809万8,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた実質

収支は、61億7,049万3,000円となっております。

平成30年度の財政運営につきましては、未来を支える人財の育成・確保等の取り組みや、本県のブランドを生かした地域づくりなどに加え、霧島山火山活動対策及び台風被害対策や、防災・減災、国土強靱化対策等に積極的に対応しつつ、事務事業の徹底した見直しや有利な財源の確保等に取り組み、財政調整関係基金の必要額の維持や、県債残高の抑制による将来的な公債費の負担軽減を図ったところであります。

今後、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国民スポーツ大会開催に係る経費等に多額の財源が必要となる中、人口減少問題や地域経済の活性化など、本県の抱える課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進していくためには、財政改革を「不断の取組」として継続し、引き続き健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。

議案第28号から第31号までは、平成30年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものであります。

このほか、報告が2件ございますが、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書につきまして、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほ

どお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす10月1日から2日までは、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月3日午前10時から、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時39分散会

10月3日（木）

令和元年10月3日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	凶師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊郎
教育長	阿部文彦
警察本部長	阿緒方文彦
代表監査委員	阿緒吉村久人
人事委員会事務局長	

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 決算議案に対する質疑

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

まず、議案第27号から第31号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第27号「平成30年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。自席から行わせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、財政運営で、歳出について伺います。

各部署での不用額が、総額135億7,543万円余、前年度を34億600万円余も上回っています。この不用額について、民生費、衛生費、農林水産業費、教育費について、その額とその主な理由・内容をお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） まず、民生費と衛生費についてでございます。

民生費の不用額は9億3,997万円余で、その主なものは、生活保護扶助費や幼稚園や保育所等への運営に要する施設型給付費などございまして、衛生費の不用額は4億3,782万円余で、その主なものは、救急医療対策費や難病等対策費などに係るものであります。

不用となった理由であります、それぞれの

実績が見込みを下回ったことによるものであります。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 農林水産業費の不用額につきましては、全体で23億9,830万円余となっております。その主なものといたしましては、畜産競争力強化整備事業におきまして、事業実施主体の事業計画の変更や、入札等による事業費の減により不用となったこと、また、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の危機事象に対応する予算について、当該疾病の発生がなかったことにより不用となったことなどによるものでございます。

○教育長（日隈俊郎君） 教育費は、全体で8億3,784万円余の不用額であります。その主なものは、職員の人件費において、職員手当等や給料などの実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 では次に、翌年度繰越額についても、497億4,826万円余と、前年度を48億2,932万円余も上回っております。この繰越額について、民生費、衛生費、農林水産業費について、その額とその主な要因をお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 民生費の翌年度繰越額は2億8,425万円余で、その主なものは、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業でございます。繰り越しとなった理由であります。国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することによるものであります。

衛生費の翌年度繰越額は1億7,584万円余で、その主なものは、地域密着型サービス施設等の整備であります。繰り越しとなった理由であります。事業主体において事業が繰り越しとなることによるものであります。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 農林水産業費

の繰越額は、全体で156億5,437万円余となっております。その主なものは、国庫補助決定に伴いまして、平成31年2月の補正予算で計上いたしました公共土地改良事業や、林業・木材産業構造改革事業など、工期が不足したことなどによるものでございます。

○前屋敷恵美議員 では次に、特別会計について伺いたいと思います。

まず、育英資金特別会計についてです。

平成30年度の貸付金は7億9,513万8,000円です。何名が利用されているのか、お答えください。

○教育長（日隈俊郎君） 育英資金の貸与状況についてであります。平成30年度は2,476名となっております。

○前屋敷恵美議員 貸し付けの額も、毎年減少をしております。育英資金の利用者は、今、2,476名とお答えになりましたが、前年度と比べても510名も少なくなっております。減少している要因をどのように見ておられるか、伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 貸与ニーズの減少の要因を特定するのは困難でありますけれども、私どものほうでは、他の修学支援制度の充実や、雇用状況の改善などが影響をしているのではないかと考えております。

○前屋敷恵美議員 では、次に移ります。

次に、林業改善資金特別会計について伺います。

平成30年度予算現額は8億9,304万7,000円、貸付金は8,567万円、9.5%です。この貸し付けは、何件の貸し付けだったのか、貸付実績を、前年度の比較で伺いたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 林業・木材産業改善資金の平成30年度の貸付実績は10

件、8,567万円で、前年度に比べ4件、3,365万円の増額となっております。

○前屋敷恵美議員 監査意見書で、「歳出予算現額と支出済額との乖離がある」という指摘がなされています。これは、昨年度も同じ指摘があったんですけども、予算現額を平成29年度に8億6,000万円余に大幅に増額した時点から、乖離が起きていると思います。予算現額をふやした理由と、ふやしたけれども貸し付けが伸びない、乖離が生じていることをどのように見ておられるか、伺いたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 予算額の増の理由としましては、年度当たりの融資枠2億5,000万円は変更ないものの、平成29年度からは、翌年度以降に貸し付けるための準備金も貸付金として予算に計上し、ニーズの増加にも対応できるようにしたためであります。

また、支出済額につきましては、資金の主な利用目的であります高性能林業機械等の導入につきまして、補助率の高い有利な補助事業が創設されたことなどが影響しているものと考えております。

○前屋敷恵美議員 それでは次に、国民健康保険特別会計について伺います。

平成30年度から国保の都道府県化が始まり、特別会計が設置されました。収入済額1,165億4,437万円余のうち、雑入及び民生費負担金等の項目がありますが、どのような収入なのか、金額、内容について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 民生費負担金でございますが、335億5,854万円余で、市町村からの国民健康保険事業費納付金でございます。

雑入は369億8,130万円余で、社会保険診療報酬支払基金から交付された療養給付費等交付金

及び前期高齢者交付金、並びに国民健康保険中央会から交付された特別高額医療費共同事業交付金でございます。

○前屋敷恵美議員 また、不用額が15億8,784万円余ありますけれども、その内容も御説明ください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 不用額でございます。その主なものとしましては、市町村が医療機関等に支払う保険給付費に対しまして、県がその全額を負担する市町村への交付金であります。

不用となった理由であります、保険給付費の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

○前屋敷恵美議員 では続いて、各種施策事業について伺いたいと思います。

まず、医療・福祉に関してです。

平成30年度、県内で臨床研修を開始した医師数を、前年度と比較してお答えください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医師確保につきましては、宮崎大学を初め県医師会等と一体となり取り組んだ結果、平成30年4月から、県内で59名が臨床研修を開始しておりまして、前年度と比べ3名の増加となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、同じく看護師確保の実績について、前年度と比較して伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県立看護大学を初め、県内の看護師等養成所における新卒者の県内就職者数は584名でございまして、前年度と比べ10名減少しております。

また、再就職を目指す方への復職支援を行うナースバンク事業では、371人が職場復帰をしたところとございまして、前年度と比べ32人減少しております。

○前屋敷恵美議員 では次に、県立病院におけ

る医師数、看護師数について、前年度と比較して伺いたいと思います。病院局長、お願いします。

○病院局長（桑山秀彦君） まず、医師の総数であります、大学医局への派遣要請等を継続して行った結果、平成31年4月時点で205名、前年度より3名増加しております。

また、看護師については、看護体制の維持・充実等のため採用を行いました結果、平成31年4月時点で1,092名、前年度より18名増加しております。

○前屋敷恵美議員 では次に、障がい者の就労、雇用の実績について伺います。

県、市町村及び企業における障がい者の就労実績、また、就労継続支援事業所の利用者数と、支援事業所での賃金及び賃金向上、工賃向上の実績について伺います、

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国が公表しております障がい者の雇用状況につきましては、平成30年6月1日現在、県が296.5人、市町村が264.5人、企業が2,776人となっております。

また、就労継続支援事業所の利用者数等の実績につきましては、平成30年度末で、A型事業所では、利用者数827人、賃金の平均月額が、前年度比1,384円増の6万2,776円となっております。B型事業所では、利用者数2,632人、工賃の平均月額が、前年度比633円増の1万9,218円となっております。

○前屋敷恵美議員 では次に、国民健康保険事業について伺います。

市町村国保の加入世帯数及び滞納世帯数、また、保険証についてですが、短期被保険者証及び資格証明書の交付状況についてお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 市町村国保の

加入世帯総数は、平成30年6月1日現在で17万2,674世帯でございまして、このうち滞納世帯は2万4,650世帯となっており、滞納世帯のうち、短期被保険者証の交付は1万751世帯、資格証明書の交付は1,342世帯となっております。

○前屋敷恵美議員 また、未交付世帯の状況と、未交付世帯に対する県の対応はどうだったのかを伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 未交付世帯数は、平成30年8月の調査では567世帯となっております。県では市町村に対し、未交付世帯の実態把握や分割納付の相談に応じるなど、未交付の解消が図られるよう助言を行ったところがあります。

○前屋敷恵美議員 では次に、放課後児童クラブについて伺います。

その設置箇所数、登録児童数、待機児童数についてお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 放課後児童クラブにつきましては、毎年5月1日に実施状況調査を行っておりまして、平成30年の設置箇所数は254カ所、登録児童数は1万1,409人、待機児童数は265人となっております。

○前屋敷恵美議員 あわせて、児童クラブの職員体制について伺います。児童クラブの従事者数及び放課後児童支援員の人数、そして資格の保有状況についてお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 放課後児童クラブの従事者につきましては1,055人で、そのうち放課後児童支援員が803人でございます。放課後児童支援員のうち保育士資格保持者が338人、教員免許保持者が245人となっております。

○前屋敷恵美議員 あわせて、障がい児童の受け入れについての実績を、前年度との比較でお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 障がい児の受け入れ児童数は、平成30年は236人、平成29年は249人となっております。

○前屋敷恵美議員 続いて、特別養護老人ホームの待機者の現状を伺います。このうち、要介護3以上の方の数について、前年度との比較で伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の特別養護老人ホームの入所申込者、いわゆる待機者の数でございますが、平成31年4月1日現在で2,617人と、前年と比較して201人少なくなっております。このうち要介護3以上の方は1,842人で、前年と比較して69人少なくなっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では次に、環境・エネルギー関係で、再生可能エネルギー等普及促進事業の内容と実績について伺いたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 当該事業は、再生可能エネルギーについての普及啓発を図るため実施しているものでありまして、平成30年度は、親子再エネ教室や製品展示などの県民向け研修会を12回、また、国のエネルギー政策や先進的な取り組み事例を紹介する事業者向け講習会を1回開催し、合わせて約1万人の参加や来場があったところであります。

○前屋敷恵美議員 では次に、教育関連で伺います。

特別支援学校における教室不足の解消とスクールバス設置について、平成30年度の実績を伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 都城きりしま支援学校に5教室の増設、日向ひまわり支援学校に3教室の増設を行いました。また、みなみのかぜ支援学校に5教室を増設するための設計を行っ

たところであります。

スクールバスにつきましては、平成29年度から増台いたしまして、8校において19台を配置しております。

○前屋敷恵美議員 最後になりますが、学校給食について伺いたいと思います。

学校給食における食材の調達状況及び地産地消の地場産品の活用状況をお聞かせください。

○教育長(日隈俊郎君) 学校給食で使用する食材のうち、米やパン、牛乳につきましては、県学校給食会を通じて調達されております。また、肉、魚などの食材につきましては、主に各市町村、または各学校により、地元の業者等を通じて調達されております。

本県地場産品の活用状況につきましては、食材の数をベースとした国の調査において、近年30%程度と、全国平均を上回る割合で推移しているところでもあります。

○前屋敷恵美議員 それぞれお答えをいただきまして、ありがとうございました。

以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○丸山裕次郎議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和元年10月3日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 議会運営委員長 外山 衛

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第5号上程、採決

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第5号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号から第31号まで

決算特別委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第27号から第31号までの各号議案については、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前10時22分休憩

午前10時34分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 山下 博三
副委員長 日高 陽一

○丸山裕次郎議長 ただいまの朗読のとおりであります。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす4日から14日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、15日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時35分散会

10月10日（木）

令和元年10月10日（木曜日）

午後1時34分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冏師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冏師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊郎
教育長	阿部文彦
警察本部長	阿緒方文彦
代表監査委員	阿緒吉村久人
人事委員会事務局長	

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 議案第32号追加上程

○丸山裕次郎議長 本日は休会の日であります
が、議事の都合により、特に会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付のとおり、知事から議案第32号
の送付を受けましたので、これを日程に追加
し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そ
のように決定いたしました。

議案第32号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の
説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案
いたしました議案の概要について御説明申し上
げます。

今回、追加提案いたしました補正予算案は、
アフリカ豚コレラ等緊急総合対策に伴う経費に
ついて措置するものであります。

補正額は、一般会計7億177万2,000円、これ
に要します歳入財源は、繰入金7億177万2,000
円であります。この結果、一般会計の歳入歳出
予算規模は6,122億8,862万2,000円となります。

次に、事業内容についてであります。アジ
アで急速に拡大するアフリカ豚コレラや、国内
で拡大を続ける豚コレラの県内農場での発生を
防止するため、感染要因とされる野生イノシシ
の農場への侵入防止対策を緊急的に実施すると
ともに、家畜伝染病に対する県内の防疫体制を
強化するものであります。

具体的には、野生動物進入防止のための防護

柵や、農場に出入りする際の交差汚染を防ぐた
めの更衣室の設置を支援するとともに、野生イ
ノシシ等のウイルス検査を強化いたします。

また、海外からの来訪者や渡航者への啓発、
空港や港湾、県内宿泊施設等における消毒体制
を強化するほか、県産豚肉の消費拡大に向けた
取り組みを実施いたします。

現在実施している防疫対策に加え、これらの
取り組みにより、より一層、家畜防疫体制を強
化し、アフリカ豚コレラ等の家畜伝染病を発生
させないよう、しっかり取り組んでまいります。

以上、追加提案いたしました議案の概要につ
いて御説明いたしました。よろしく御審議のほ
どお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第32号委員会付託

○丸山裕次郎議長 ここで、議案第32号は、お
手元に配付の付託表のとおり、総務政策常任委
員会及び環境農林水産常任委員会に付託いたし
ます。

これからの日程をお知らせいたします。

本日の本会議終了後、14日までは、常任委員
会及び議事調査等のため、本会議を休会いたし
ます。

次の本会議は、15日午前10時から、決算特別
委員長の審査結果報告から採決まで及び常任委
員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時37分散会

10月15日（火）

令和元年10月15日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諸の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冏師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冏師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高子
政策調査課長	日高真治
議事課長補佐	鬼川真三
議事担当主幹	山口修隆
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

今回の東日本を中心とした台風19号の豪雨等による災害で、多くのとうとい命が失われるなど、大勢の方々が被害に遭われました。

この甚大な被害により亡くなられた方々に對し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決まで、及び常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第27号から第31号までの各号議案を、一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） 当決算特別委員会に付託されました、議案第27号から第31号に係る平成30年度決算の認定等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第27号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

平成30年度の一般会計決算額は、歳入5,804億733万6,000円、歳出5,680億8,809万8,000円で、前年度決算額と比べ、歳入・歳出ともに1.1%の減となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は123億1,923万8,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、61

億7,049万3,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が2,228億3,293万4,000円、歳出が2,185億9,395万7,000円となっております。

次に、議案第28号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成30年度の事業収益は50億1,987万円、事業費用は41億9,318万8,000円で、当年度純利益は8億2,668万1,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は、15億592万9,000円となっております。

また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は利益積立金等に積み立てることとされております。

なお、供給電力量の目標達成率は、降雨に恵まれるとともに、効率的な発電が行われたことにより、112.3%となっております。

次に、議案第29号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成30年度の事業収益は3億9,178万8,000円、事業費用は2億6,870万4,000円で、当年度純利益は1億2,308万4,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は、1億8,880万6,000円となっております。また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、日向市へ一時的な給水を行ったことなどにより、110.1%となっております。

次に、議案第30号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成30年度の事業収益は1,954万9,000円、事業費用は2,654万1,000円で、当年度純損失は699

万2,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は、237万9,000円となっております。また、その処分については、全額を資本金へ組み入れることとされております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、三度に及ぶ台風や大雨によるゴルフコースの冠水被害等により、80.6%となっております。

最後に、議案第31号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成30年度の事業収益は325億6,061万5,000円、事業費用は325億6,576万9,000円で、当年度純損失は515万5,000円となり、前年度と比較すると、3,426万5,000円の減益となっております。

なお、特別利益及び特別損失を除いた経常収支については、前年度から8,150万2,000円改善したものの、4億4,946万8,000円の赤字となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案27号については賛成多数、議案第28号から第31号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

本県財政を取り巻く状況は、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施

設の老朽化対策、さらには国民スポーツ大会開催に係る経費等も必要となるなど、今後、多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。そこで、今後の財政負担を見込んだ上で、引き続き財政改革を着実に実行し、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、健全な財政運営を行うことを求めます。

次に、個別指摘事項として、次の諸点について県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、地域防災力の向上について、市町村と連携し、山間地などでも、より一層の防災士の養成や活用を目指すこと。

1つ、中山間盛り上げ隊について、より中山間集落の自立支援につながるものとなるよう、引き続き改善に努めること。

1つ、国際的な相互交流を促進するため、アウトバンドについても、県を挙げて取り組むこと。

1つ、「桜さく成長応援ガイド」の作成について、学校で支援内容が相談できる体制づくりを、教育委員会と連携して取り組むこと。

1つ、薬物乱用防止教室について、開催する地域や学校を選定する際は、薬物の使用実態や流通ルートなどの情報も考慮すること。

1つ、宿泊施設アクセシビリティ推進事業について、全国障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会の本県開催を控える中、宿泊施設のバリアフリー化は喫緊の課題なので、関係機関と連携して計画的に取り組むこと。

1つ、県立病院について、宮崎県病院事業経営計画2015に定めた経営目標の達成に向け、収支改善に向けた取り組みを強化することで、経

営基盤の安定化を目指すこと。

1つ、商工会の支援について、今後も商工会が地域経済を支える機能を発揮できるように、国の施策等も活用しながら、積極的に取り組むこと。

1つ、道路環境保全活動について、民間業者における人手不足の状況下においても、安全な道路環境の維持や景観の保護が図られるよう、効率的・効果的な草刈りの手法の検討等、総合的な視点で取り組むこと。

1つ、土砂災害危険箇所の整備について、安全安心な暮らしを守る観点からも、可能な限り住民の声に耳を傾け、市町村との連携を深めるなど、引き続き土砂災害危険箇所の整備に努めること。

1つ、循環型社会の実現に向けた取り組みについて、4R等の普及啓発に向けた取り組みをより一層強化するとともに、リサイクル率などの向上に向け、市町村と一体となって実効性のある対策に取り組むこと。

1つ、「夏の林業現場働き方改革」下刈労働軽減実証事業について、引き続き実証を重ね、関係機関と連携しながら、省力化技術の確立及び普及に取り組むこと。

1つ、地域が潤う農泊クラスター支援事業について、事業の検証も行いながら、さらなる支援の拡大に努めるとともに、継続して取り組むこと。

1つ、中山間地域における貨客混載輸送試験について、関係部局と連携して、中山間地域における効率的な輸送体制の構築に向けた検証に引き続き取り組むこと。

1つ、人口減少対策について、教育現場でも児童生徒が学び、考えるきっかけづくりを行うなど、積極的に取り組むこと。

1つ、教職員の資質向上について、研修メニューの再検討や予算の確保に努めること。

1つ、高齢者の交通安全対策について、講習受講者等の効果分析を行うとともに、引き続き必要な予算の確保に努めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

討論に先立ちまして、今回の台風19号は甚大な被害をもたらしました。犠牲となられた方々、そして御家族に心からのお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興、そして何より生活再建支援に、政府はもとより、自治体が全力を挙げることはもちろんですが、私どももできる限りの支援を尽くすことを表明するものです。

それでは、日本共産党を代表いたしまして、議案第27号「平成30年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

河野県政2期目の最終年、30年度の基本方針は、「みやざきの更なる飛躍と新たな挑戦」と位置づけられ、また、「新たな豊かさ」という言葉も使われましたが、どんな豊かさなのか、果たして県民の暮らしの安心・安定に裏打ちされた豊かさなのか、大きく問われるところです。

歳入については、県内経済にも県民の暮らしにも、消費税8%の負担は大きく及びました。県が安定財源だとしている地方消費税がふえたとはいえ、県民の暮らしの負担の上に成り立つ増収です。

地方交付税は前年度比43億円余の減額、代替財源である臨時財政対策債は232億円余と、県債の3分の1以上を占めており、借金をして財政運営に充てることに変わりはなく、後年度にしっかりと交付税措置されるのでしょうか。

一方、歳出においては、施設の老朽化対策や防災拠点庁舎の建設、2026年度開催予定の国民スポーツ大会に向けた各県有体育施設の整備など、特に、陸上競技場の建設場所の選定に当たっては論議を呼びましたが、巨額の必要経費がめじろ押しです。

しかし、県民所得が全国最低クラスという本県で、安心して暮らせる状況がつけられたのか、人口減少対策にもつながる医療や福祉の充実など、県民の切実な願いに応えられたのか、地方自治体の本旨にかかわる検証が求められるものです。

30年度も、前年度を上回る497億円余の多額を翌年度に繰り越しました。また、各部局での不

用額も、総額で135億7,000万円余と、前年度の101億6,000万円余を大きく上回りました。

見込みを下回った、また、国の事業の確定などによるものなど、理由はそれぞれありますが、予算の的確な積算を行い、県民要求に応えられる予算編成にすることが必要です。また、この不用額については、適切な時期に適切な見直しを行って、生きた税金、予算の使い方になるよう強く求めるものです。

次に、県民生活に直接かかわる問題について述べます。

まず、福祉・社会保障関連についてです。

政府が全都道府県に策定させた「地域医療構想」のもとに、入院病床の削減や介護抑制の本格化に向けて、30年度は「地域医療介護総合確保基金事業」2億3,700万円余による、病床機能の転換等を図る医療機関の施設・設備の整備が行われました。この基金事業で、令和元年度は7億3,200万円余が見込まれています。

厚労省は先月26日、「再編統合の議論が必要」と位置づけた全国424の医療機関の実名を公表しました。

宮崎県は、7つの病院が対象に挙げられましたが、政府は実名を挙げることで、都道府県に対象医療機関の扱いの結論を出すことを迫り、病床削減による医療費削減を進める狙いです。こうして、病床削減の具体化が図られようとしています。この病床削減は、入院患者の追い出しを強化し、患者や家族の困難を増すものとして、認められないものであり、行政の責任は免れません。

また、介護保険制度の改悪が進む中で、特別養護老人ホームの待機者は2,617人、このうち要介護3以上は1,842人と、その対応は大きく立ちおくらせています。

また、安心して子供を産み育てるための子育て支援は、人口減少対策としても重要です。中でも、全ての市町村で、住民の切実な要望のもとに実施している、子ども医療費助成における県の支援、助成の拡充は不可欠であると思いません。

また、重度障害者（児）医療費助成の現物給付化は、ひとり親家庭も含めて、早急な対応が求められる課題です。

次に、基幹産業である農業についてです。TPP11が昨年12月、ことし2月には日欧EPAが発効し、巨大な自由貿易圏がつけられました。

この国際化に対応するとする畜産競争力強化事業や農畜産物輸出、食肉輸出のための施設・拠点整備が進められました。しかし、輸入産品についての対応は見られず、食の安全も含めた対応は必至になっています。

今後は、日米貿易協定合意のもとに、日米FTAに対する対応も迫られます。しかし、何より、経済主権、食料主権が守られる公平・公正な貿易ルールこそ確立すべきです。

次に、除草剤散布の問題について、県道や国道沿いに、試行的とはいえ、除草剤の散布が行われています。また、森林での下草刈りを目的に、無人ヘリでの除草剤散布が行われました。県民から、人体への影響や環境汚染につながる問題を危惧する声が寄せられています。人手不足が大きな要因のようですが、安易な除草剤使用は改めるべきだと思います。

次に、「公の施設の指定管理者の指定について」述べます。

この指定管理者制度は、専門性が生かされることや、行政コスト削減などを目的に、あらゆる部署で進められています。しかし、公営住宅

の管理を民間業者に委託することについては、本来、行政が責任を負うべきプライバシーの保護という点で、個人の生活に直接立ち入る家賃の徴収・督促業務に関して、指定管理者制度はふさわしくないと反対をしましていましたが、改めて見直しを求めたいと思います。

次に、マイナンバー制度の施行に伴う対応について述べます。

マイナンバー制度が実施されて以来、本県もシステム整備などに予算を投入しながら運用が行われ、個人の持つカード化も推進されています。

しかし、この制度は、全ての国民の税金や保険料納付などの個人情報を一元的に管理、活用しようとするもので、何より、個人情報が容易に集積されるという点で、一たび流失したり、悪用されたりすれば、プライバシーの侵害や犯罪の問題を引き起こしかねません。既に、日本年金機構や民間企業での個人情報の流失事故はたびたび起きています。

そもそもマイナンバー制度は、徴税強化と社会保障給付抑制を目的に、国が国民の情報を厳格に掌握することを狙った仕組みであり、国民を監視する手段にされかねない側面を持つものでもあります。こうした制度を続けることは問題であり、やめることが必要です。

最後に、監査委員の意見書で毎年指摘され、私も申し上げてまいりましたが、職員数の減少に伴う職員一人一人の事務量、また実務量が拡大していることへの対応の問題です。

意見書では、財務会計事務についての指摘にとどまっていますが、全庁的な課題として受けとめるべきだと思います。

事務の簡素化、省力化も大事ですが、必要な人材の確保がより重要であることを指摘してお

きたいと思います。

以上、平成30年度決算について、問題点を絞って指摘いたしました。県民の期待に応えるべく、今後の予算編成に生かしていただくことを申し述べて、決算認定についての反対討論いたします。以上です。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第27号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第27号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第28号から第31号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第28号から第31号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決及び認定、または認定されました。

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第32号)

○丸山裕次郎議長 次に、議案第32号を議題といたします。

ここで、総務政策常任委員長及び環境農林水産常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第32号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」であります。

これは、アフリカ豚コレラ等緊急総合対策に伴う経費を措置するもので、7億100万円余の増額補正となっており、歳入財源は、全額が繰入金となっております。

この結果、追加補正後の一般会計の予算規模は、6,122億8,800万円余となります。

慎重に審査をいたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第32号であります。慎重に審査をいたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業に伴うものであり、一般会計で7億100万円余の増額であります。

これは、アジアで急速に拡大しているアフリカ豚コレラや、国内で被害が拡大している豚コレラについて、緊急的に、農場における野生動物進入防止柵の設置に対する支援や、空港・港湾施設における水際防疫対策の強化等を行うことで、県内での発生を防止し、養豚経営の安定化を図るものであります。

このことについて委員より、「感染要因とされる野生イノシシへの対策については、どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「通常の有害鳥獣としての駆除とあわせて、猟友会が捕獲したものを家畜保健衛生所で検査する体制を整え、県内での感染状況を把握することで、陽性の際の早期対応につなげていく予定である」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「野生イノシシの減少により、感染リスクの低減が期待できることから、猟友会等と連携を密にし、イノシシの捕獲についても取り組みを強化していただきたい」との意見がありました。

また、複数の委員より、「県内での発生を未然に防止するためには、防護柵の設置に加え、行政機関や県民等がそれぞれの役割を認識した上で、水際防疫、地域防疫に取り組むことが大変重要だと考えるが、どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「感染要因となる海外からの畜産物の持ち込み防止に関する啓発活動や、入国時の消毒、検疫などの水際防疫について、国等との連携により取り組みを強化するとともに、県内の防疫意識の向上等についても、市町村や関係機関と連携しながら引き続き取り組むことで、さらなる防疫レベルの向上を図ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、口蹄疫の経験を

教訓とし、今後も防疫対策の徹底に努めるとともに、行政機関や関係機関、県民が一体となった防疫体制の構築に向け、全力で取り組んでいただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第32号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

議案第32号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年9月定例県議会を閉会いたします。

午前10時31分閉会

資 料

令和元年9月定例県議会日程

37日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
9. 9	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
10	火	休 会	(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
11	水			一般質問通告締切 12:00
12	木	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
13	金			
14	土	休 会	(閉 庁 日)	
15	日			
16	月			
17	火	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
18	水			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
19	木			一 般 質 問 質疑、討論・採決(人事案件)、 議案・請願委員会付託
20	金	休 会	常 任 委 員 会	
21	土		(閉 庁 日)	
22	日			
23	月		(閉 庁 日) 秋分の日	
24	火			
25	水		常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
26	木		特 別 委 員 会	議会運営委員会

月 日	曜	区 分	議 事	備 考	
9. 27	金	休 会	(議 事 整 理)		
28	土		(閉 庁 日)		
29	日				
30	月	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案上程 (決算議案) 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
10. 1	火	休 会	(議 案 調 査)		
2	水				
3	木	本会議	質疑 (決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託 (決算議案)	議会運営委員会 9:30	
			決 算 特 別 委 員 会		
4	金	休 会	決 算 特 別 委 員 会		
5	土		(閉 庁 日)		
6	日				
7	月			決 算 特 別 委 員 会	
8	火		(議 事 整 理)		
9	水				
10	木		決 算 特 別 委 員 会		
11	金		(議 事 整 理)		
12	土		(閉 庁 日)		
13	日				
14	月			(閉 庁 日) 体育の日	
15	火		本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

令和元年9月定例県議会日程（変更）

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
10. 7	月	休会日	決 算 特 別 委 員 会	議会運営委員会 14:00
8	火		(議 事 整 理)	
9	水			
10	木	本会議	決 算 特 別 委 員 会 ※本会議場で開催	議会運営委員会 9:30 主査会 10:00 決算特別委員会 13:00
			議案追加上程 知事提案理由説明 質疑（追加議案） 議案委員会付託（追加議案）	本会議 上記終了後 常任委員会 上記終了後 議会運営委員会 上記終了後
			常 任 委 員 会	
11	金	休会日	(議 事 整 理)	
12	土		(閉 庁 日)	
13	日			
14	月		(閉 庁 日) 体育の日	
15	火	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和元年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 令和元年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議案第7号 企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例
- 議案第8号 病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例
- 議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第10号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 議案第16号 財産の取得について
- 議案第17号 一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について
- 議案第18号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第19号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第20号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第21号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第22号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第23号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第24号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第25号 土地利用審査会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

215-1196
令和元年9月19日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和元年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第26号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 2 0 2
令和元年9月30日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和元年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第27号 平成30年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第28号 平成30年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第29号 平成30年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第30号 平成30年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第31号 平成30年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 2 1 1
令和元年10月10日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和元年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第32号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

（文書取扱 財政課）

代表質問時間割

9月12日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	右松 隆央	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	外山 衛	13:00~15:00	

9月13日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	県民連合宮崎	満行 潤一	10:00~11:40	休憩
4	公明党	重松幸次郎	13:00~14:10	

一般質問時間割

9月17日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	東諸の未来を考える会	日高 利夫	10:00～11:00	
2	県民連合宮崎	太田 清海	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	窪 蘭 辰也	13:00～14:00	
4	公 明 党	河野 哲也	14:00～15:00	

9月18日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	無所属の会 チームひむか	函師 博規	10:00～11:00	
6	自由民主党	日高 博之	11:00～12:00	休憩
7	日本共産党	来住 一人	13:00～14:00	
8	自由民主党	佐藤 雅洋	14:00～15:00	

9月19日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	安田 厚生	10:00～11:00	
10	自由民主党	徳重 忠夫	11:00～12:00	休憩
11	自由民主党	中野 一則	13:00～14:00	
12	県民連合宮崎	渡辺 創	14:00～15:00	

議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和元年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)					可決
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第4号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第5号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第6号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	可決				
第7号	企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例					可決
第8号	病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例		可決			
第9号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	可決				可決
第10号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第11号	宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例		可決			
第12号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第13号	工事請負契約の変更について			可決		
第14号	工事請負契約の変更について			可決		
第15号	工事請負契約の変更について			可決		
第16号	財産の取得について	可決				
第17号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について			可決		
第26号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第32号	令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	可決			可決	

令和元年9月定例県議会

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	委員会審査結果
第27号	平成30年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第28号	平成30年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第29号	平成30年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第30号	平成30年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第31号	平成30年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	認定

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和元年9月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	9月30日・可 決
〃 第2号	令和元年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	〃
〃 第7号	企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例	〃
〃 第8号	病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例	〃
〃 第9号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	〃
〃 第10号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第16号	財産の取得について	〃
〃 第17号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について	〃
〃 第18号	教育委員会委員の任命の同意について	9月19日・同 意
〃 第19号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第24号	土地利用審査会委員の任命の同意について	9月19日・同 意
〃 第25号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第26号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	9月30日・可 決
〃 第27号	平成30年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月15日・認 定
〃 第28号	平成30年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月15日・可決及び 認定
〃 第29号	平成30年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第30号	平成30年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第31号	平成30年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	10月15日・認 定
〃 第32号	令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	10月15日・可 決
議員発議案 第1号	新規就農者の確保・育成に関する意見書	9月30日・可 決
〃 第2号	高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書	〃
〃 第3号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意についての附帯決議	〃
〃 第4号	一ツ葉有料道路の耐震対策の完了と早期の無料化を求める意見書	9月30日・否 決
〃 第5号	決算特別委員会の設置について	10月3日・可 決

議 員 発 議 案 等

議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」に対する修正案

議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」の一部を次のように修正する。
次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正前		修正後		
第3表 債務負担行為補正 追加		第3表 債務負担行為補正 追加		
事 項	期 間	限 度	額	
(水産政策課) [略]	[略]		千円 [略]	
<u>宮崎県道路公社が一ツ葉 有料道路の事業計画を 変更することに対する債務 保証</u>	<u>令和元年度から 令和11年度まで</u>	<u>一ツ葉有料道路事業の 料金徴収期間満了時 に、宮崎県道路公社の 当該事業に関して残存 する債務額</u>		
(道路保全課) [略]	[略]		[略]	
[略]	[略]		[略]	

農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行により生産力の低下が懸念されることに加え、昨年12月のTPP11協定に続き、本年2月には日EU・EPAが発効し、さらには、日米貿易交渉が大枠合意に達するなど、国際競争はますます激化しており、本県の多くの担い手が将来の経営に不安を抱いている。

そのような中、農業次世代人材投資事業は、気象災害等の影響を受けやすい農業に挑戦しようとする青年等にとって、不安解消や意欲向上につながる効果の高い事業となっており、今年度からその対象年齢も45歳未満から50歳未満に引き上げられ、さらに安定的な運用が求められているところである。

しかしながら、この事業の本年度予算は、昨年度から約20億円減額され、都道府県への当初の配分額が要望額を下回ったため、本県においては、新たに交付を受けようとする者への採択時期が例年より遅れる事態となるなど、交付予定者の負担が大きくなっている。

よって、国会及び政府においては、当該事業の運用が農業分野における新規就農者の確保・育成に与える影響について、現場の声を十分に踏まえ、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 農業次世代人材投資事業が、就農希望者の研修や就農に与える影響が甚大であることを十分に踏まえ、全ての交付対象者に円滑な交付が進められるよう、本年度予算において必要額を確保するとともに、当該事業の継続と令和2年度以降も要望をふまえた十分な予算を確保すること。
- 2 同事業において、就農希望者が特定の条件により交付対象から一律に排除されることがないように、事業の運用について配慮すること。
- 3 就農希望者が安心して農業に就業できるよう、新規就農者の確保・育成に係る予算のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	江藤拓殿
内閣官房長官	菅義偉殿

議員発議案第2号

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取組は待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取組である。

よって、国会及び政府においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、ドライバーの安全運転を支援する先進安全装置の普及等を通じて高齢運転者の安全運転支援に取り組むこと、また、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院等に困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗り合いタクシーの導入等「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を通じて移動手段の確保を進めるなど、総合的な事故防止対策に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
経 済 産 業 大 臣	菅 原 一 秀 殿
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 殿
国 家 公 安 委 員 長	武 田 良 太 殿

議員発議案第3号

一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意についての附帯決議

一ツ葉有料道路（県道宮崎インター佐土原線）は、宮崎東環状道路の一部として、物流や観光面等に重要な役割を果たす延長約16キロメートルの主要な幹線道路である。

当道路については、料金徴収期間を令和2年2月28日までとし、その後は無料開放する予定であった。

しかしながら、南海トラフ地震の発生が懸念される中、耐震対策等をどのように進めていくのか、有識者会議等の意見を聴取し、有料継続の可能性も含め検討が行われてきた結果、現在の料金を引き下げた上で徴収期間を令和12年2月28日まで10年延長する旨の議案が今議会に提出されたところである。

県当局においては、今年1月から7月まで3回にわたって有識者会議を開催してきたが、県民に広く情報提供し理解を深める観点からは、必ずしも十分な対応があったとは言えない。

また、今回の耐震対策等に必要な費用である約40億円に加え、特に、今後必要となる維持管理等の費用である約57億円については、県議会を始め県民に対して十分な説明がなされてきたとは言いがたい。

加えて、国道219号広瀬バイパス開通後の周辺道路において、更なる交通混雑の悪化が予測されている。

よって、ここに一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意に当たって、次の事項を付するものとする。

記

- 1 令和12年3月1日以降の有料期間の延長は認めないこと。
- 2 維持管理費用等の縮減を図るなど、延長した有料期間を可能な限り短縮できるように努めること。
- 3 更なる利用促進対策を講じ、その周知に努めること。
- 4 災害時には、緊急輸送道路として機能するよう早期の復旧に努めること。
- 5 広瀬バイパス開通後の必要な渋滞対策について万全を講じること。

以上、決議する。

令和元年9月30日

宮 崎 県 議 会

提出先

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議員発議案第4号

一ツ葉有料道路の耐震対策の完了と早期の無料化を求める決議

南海トラフ巨大地震による甚大な被害が県内でも想定される中、県民の尊い命と県土の社会資本を守ることは極めて重要であり、政府が国土強靱化を急進させる中で、その流れを的確に捉え、遅滞なく各種対策を進めるのは県に課せられた使命である。

そのような状況の下、令和2年2月の無料化を決めていた「一ツ葉有料道路」について、県はこれまでの方針を転換して利用料徴収の継続方針を決定し、9月定例県議会に関連議案を提出した。新方針は、現行の料金体系を引き下げ、北線南線ともに普通車で150円の通行料金を10年間継続するもので、同道路の無料化延期は平成18年に続き2度目となる。

橋梁の補強等津波対策の必要性に疑義はなく、熟議すべき課題は、「対策費の捻出」と「政策転換に伴う県民への責任」であったが、県の基本姿勢は誠実さを欠き、根本的な課題認識が欠けていたと言わざるを得ない。

審議の過程では、約40億円とされてきた利用者負担は97億円に上ることなど、これまで説明のなかった新たな事実が次々に明らかになった。また徴収期間によって必要総額が数十億円のレベルで異なることもわかり、議論の大前提が崩れた。県の極めて消極的な情報公開のあり方は、議会軽視以外の何物でもないと言わざるを得ない。

さらに、県は、現行の料金体系を維持するとすれば、利用者負担総額は20億円も減額できるにも関わらず、自らの案の明確な優位性も示さずに、ただひたすらに提出議案への同意を求めた。その姿勢は、県民利益を蔑ろにするものである。国との手続きにおける時間的な制約を執拗に強調するが、そのような事態を招いた最大の理由は、同道路に関する有識者会議のあり方も含め、ひとえに県の状況認識の甘さと県議会における議論の軽視にある。

知事をはじめ、県の判断は、自ら背負うべき責任を県民に押し付けるものと言わざるを得ない。県は耐震対策の一日も早い完了と同時に、県民の悲願である早期の無料化実現のため、再度の政策転換をするよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和元年9月30日

宮 崎 県 議 会

提出先

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議員発議案第5号

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・議案第27号「平成30年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・議案第28号「平成30年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・議案第29号「平成30年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・議案第30号「平成30年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・議案第31号「平成30年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

議 員 派 遣

令和元年9月26日

次のとおり、議員を派遣する。

1 全国都道府県議会議員研究交流大会

- (1) 目 的 議会の透明性の確保、政策立案機能の強化、行政監視機能の強化、住民との関係強化、外国人観光客の増加と広域観光振興などについて意見交換を行う。
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期 間 令和元年11月12日(火)から
令和元年11月13日(水)まで
- (4) 派遣議員 右松 隆央
二見 康之
日高 博之
脇谷 のりこ
佐藤 雅洋
安田 厚生
満行 潤一
高橋 透
重松 幸次郎
坂本 康郎 以上 10名

議 員 派 遣

令和元年9月26日

次のとおり、議員を派遣する。

1 地方議会活性化シンポジウム2019

- (1) 目 的 議会への多様な人材の参画促進や議会審議の充実・活性化、さらに議会や議員への住民の理解や信頼の向上等に向けた取組について意見交換を行い、広く情報発信する。
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期 間 令和元年11月14日(木)から
令和元年11月15日(金)まで
- (4) 派遣議員 中野 一則
渡辺 創 以上2名

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月9日	月	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（佐藤雅洋議員、田口雄二議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第25号上程 知事提案理由説明
9月10日	火	休 会	(議案調査)
9月11日	水		
9月12日	木	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・右松隆央議員、 宮崎県議会自由民主党・外山 衛議員）
9月13日	金		代表質問（県民連合宮崎・満行潤一議員、 公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員）
9月14日	土	休 会	(閉庁日)
9月15日	日		
9月16日	月		
9月17日	火	本 会 議	一般質問（日高利夫議員、太田清海議員、窪菌辰也議員、 河野哲也議員）
9月18日	水		一般質問（函師博規議員、日高博之議員、来住一人議員、 佐藤雅洋議員）
9月19日	木	本 会 議	議案第26号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（安田厚生議員、徳重忠夫議員、中野一則議員、 渡辺 創議員） 議案第18号～第25号採決（同意） 議案委員会付託
9月20日	金	休 会	常任委員会
9月21日	土		(閉庁日)
9月22日	日		(閉庁日)
9月23日	月		(閉庁日) 秋分の日
9月24日	火		常任委員会
9月25日	水		
9月26日	木		特別委員会
9月27日	金		(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月28日	土	休 会	(閉庁日)
9月29日	日		
9月30日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告 議案第1号に対する修正動議提出 趣旨説明(議案第1号に対する修正動議)(高橋 透議員) 討論(議案第17号に反対)(満行潤一議員) 討論(議案第17号に反対)(前屋敷恵美議員) 討論(議案第17号に反対)(太田清海議員) 討論(議案第1号、第4号、第6号～第9号に反対)(来住一人議員) 採決(議案第1号に対する修正案)(否決) 採決(議案第1号)(可決) 採決(議案第17号)(可決) 採決(議案第4号、第6号～第9号)(可決) 採決(議案第2号、第3号、第5号、第10号～第16号、第26号)(可決) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第4号追加上程 採決(議員発議案第1号、第2号) 提案理由説明(議員発議案第3号)(日高博之議員) 採決(議員発議案第3号)(可決) 提案理由説明(議員発議案第4号)(渡辺 創議員) 討論(議員発議案第4号に反対)(二見康之議員) 採決(議員発議案第4号)(否決) 知事発言 議員派遣の件 議案第27号～第31号上程 知事提案理由説明
10月1日	火	休 会	(議案調査)
10月2日	水		
10月3日	木	本 会 議	決算議案に対する質疑(前屋敷恵美議員) 議員発議案送付の通知

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月3日	木	本 会 議	議員発議案第5号上程、採決（可決） 議案第27号～第31号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）
			決算特別委員会
10月4日	金	休 会	決算特別委員会
10月5日	土		（閉庁日）
10月6日	日		
10月7日	月		決算特別委員会
10月8日	火		（議事整理）
10月9日	水		
10月10日	木		本 会 議
		議案第32号追加上程 知事提案理由説明 議案第32号委員会付託	
		常任委員会	
10月11日	金	休 会	（議事整理）
10月12日	土		（閉庁日）
10月13日	日		
10月14日	月		（閉庁日） 体育の日
10月15日	火	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第27号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第27号）（認定） 採決（議案第28号～第31号）（可決及び認定、または認定） 常任委員長審査結果報告（議案第32号） 採決（議案第32号）（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 副 議 長 山 下 博 三

宮 崎 県 議 会 議 員 佐 藤 雅 洋

宮 崎 県 議 会 議 員 田 口 雄 二